令和２事業年度業務実績

自己点検評価・外部評価報告書

令和３年６月

独立行政法人日本学術振興会

目　　次

外部評価委員会委員長からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

外部評価の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

令和２事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書・・9

令和２年度監事監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179

附属資料

独立行政法人日本学術振興会中期計画等の策定及び評価等に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・185

独立行政法人日本学術振興会令和３年度自己点検評価実施要領・・・・・189

独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会規程・・・・・・・・・・・191

令和２事業年度自己点検評価における新型コロナウイルス感染症対応の評定の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・193

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程・・・・・・・・・・・・195

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員名簿・・・・・・・・・・・・・197

独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領・・・・・・・・・・・・・199

独立行政法人日本学術振興会令和２事業年度における業務実績に関する評価手法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203

独立行政法人日本学術振興会中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・245

独立行政法人日本学術振興会中期計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・263

令和２（２０２０）年度独立行政法人日本学術振興会年度計画・・・・・289

令和２事業年度業務実績に関する自己点検評価・外部評価の実施経緯・・319

令和３年６月25日

独立行政法人日本学術振興会
理事長　里　見　　進　殿

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会
委員長　　巽　　和　行

令和２事業年度業務実績に関する外部評価報告書について

標記のことについて、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程（平成１６年２月２０日規程第４号）第２条第２項の規定に基づき、報告します。

外部評価の総括

【はじめに】

本委員会は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の令和２年度における業務実績の全体について、振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、評価を行った。

振興会は、平成 30 年 4 月 1 日より開始した第４期中期目標期間において、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④強固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築の 5 本の柱を基盤に、各事業を推進している。本委員会は、これら 5 本の柱を含む第４期中期目標で定められた項目ごとに、その達成状況等について評価した。

評価に当たっては予測し難い外部要因により業務が計画通りに実施できなかった場合や、当該外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、業務実績等を総合的に勘案し、評定において考慮するものとしている。令和２年度においては、前年度より急速に広がった新型コロナウイルス感染症により、我が国は社会的、経済的に大きな影響を受けており、それは学術研究の現場も例外ではない。この感染症の影響下でも、法人が、その使命を着実に果たしていくために工夫を凝らした、又はポストコロナに向けた積極的な対応を行った、といった場合には、職員のモチベーション向上の観点からも的確に評価することが重要であると考え、そのような取組についても丁寧に把握し、評定において考慮することとした。

なお、本委員会では、令和２年度の業務実績に対する評価にとどまらず、振興会の事業全般に関する今後の課題についても指摘した。その中には、早期に改善することが困難な課題、政府レベルで検討・実施すべき課題、あるいは振興会の業務の範囲を超える課題等に対する意見も含まれている。

本委員会による評価が振興会の業務のさらなる改善に活用され、振興会の事業がより優れた成果を挙げるとともに、日本の学術が一層振興されることを期待して、次のとおり総括する。

１．新型コロナウイルス感染症への対応

振興会は、我が国の学術振興を支えるファンディングエージェンシーとして、学術研究の助成、研究者の養成、大学教育改革の支援、国際学術交流の促進等多岐にわたる事業の審査・評価を含む様々な支援を行っている。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により振興会においても、職員の勤務形態の変容や活動制限が課せられ、研究支援事業に多大な影響を与えた。しかしながら、職員の多大な努力によって、新型コロナウイルス感染症の影響によって生じるさまざまな事態に柔軟かつきめ細かに対応することで、学術研究の停滞等の影響を最小限にとどめつつ、例年

通りに様々な事業の円滑かつ遅滞ない実施、支援がなされた。このことにまず敬意を表したい。各種特例措置等については、今後の感染状況を注視しつつ、特例措置の期限の設定や利用条件の見直し等についても今後適切に対応頂きたい。また、ポストコロナ時代を見据え、新型コロナウイルス感染症により生じた課題及びそれらに対する振興会の対応を丁寧にフォローアップし、今後も業務改革の一環として継続するか、さらなる改善が必要か、あるいは、従前の方法の方がメリットが大きいのか、層別して今後の対応を考える必要がある。情報セキュリティや機密保持の面での検証も必要だろう。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、世界的にオンライン化や DX に向けての流れを加速させ、振興会でも、審査、評価、検証等の機能を担う様々な委員会の運営等、さまざまな業務のオンライン化が大きく進んだ。また、ウェブ会議による視察を組み合わせたハイブリッド型の現地視察など、ポストコロナも見据えた特徴ある取組も意義深い。個々の取組について、事業間で課題や利点を共有し、より優れた方式を模索してほしい。

オンライン化は地理的な制約を超え、かつてない規模や範囲で交流できるメリットがある一方、真の交流や忌憚のない意見交換のためには対面がやはり重要であるなど、メリットとデメリットの両面も明らかになった。こうした流れがさらに加速していくポストコロナの時代に向けて、オンラインとオフラインのそれぞれのメリットを生かして、どのように進めることが振興会のミッションを達成するために有効か、これまでの経験や諸外国の動向なども踏まえ、今後の展開を考えることが重要である。特に、学術システム研究センターなど、参加者の間の相互理解や信頼感に基づく議論が欠かせない組織や活動では、定期的な対面での会議が重要である。参加者の安全を確保しつつ、対面での会議を行うための条件や基準を明確にしてほしい。

他方、研究現場に配慮して対応した申請書類等の締め切り延長に伴い、振興会職員は例年よりも短い期間で膨大な書類の確認、検証を行うこととなった。過重な負担とならないように努めるとともに、「振興会側の平時の業務が非効率であった」との誤解から、今後も締め切りは遅らせるべきであるといった意見が頻出しないように最大の配慮をお願いしたい。

２－１．法人の業務運営

振興会の業務運営に当たっては、評議員会、学術顧問等、各界の有識者による様々な観点からの意見が取り入れられてきた。

評議員会や学術顧問と並び、振興会の運営に極めて重要な組織が学術システム研究センターである。学術システム研究センターにおける科研費や特別研究員選考に当たる審査委員候補者の選考及び審査における妥当性の検証により、科研費や特別研究員事業の公正性や信頼性が維持されているものと考える。

また、新型コロナウイルス感染症の広がりの中でも、業務の不断の見直しや改革が行われ、一般管理費等の効率化、業務の効率化も達成された。執行部並びに職員の献身的努力に敬意を表したい。将来的な異常事態の発生に備え、危機管理に関して一層の整備が進むことを期待している。

２－２．世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく研究提案を支援する科研費は、日本の学術を振興する上で最も重要で根幹をなす助成資金であり、応用研究志向が垣間見られる昨今の状況を鑑みると、その重要度は一層増大していると思われる。

科研費の公正性、透明性はその厳格で公正な審査制度によって維持されている。確固たる学術基盤に基づいた挑戦的で独自性のある研究への支援が特に必要であり、そのための審査体制の構築と審査基準の改善、さらには審査員の質の向上が欠かせない。

その点、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、科研費の審査をより良いものにするための不断の検討が学術システム研究センターを中心に行われており、評価したい。その成果の一端が、若手研究者の審査員への登用であり、その比率が増加していることは、日本の将来の学術振興にも資するものと考える。一方、優秀な若手研究者がじっくりと独創的研究に専念できる環境を醸成することも重要であり、審査員登用を進めることで過度な負担がかからないよう配慮を求めたい。さらに、博士課程への進学者の減少が日本の研究の将来に暗い影を投げかけている中、若手に挑戦の機会を与えるためには、若手研究者向けの研究費の採択率の抜本的な向上が必要と考える。

また、科研費の交付内定の早期化が打ち出され、外国からの資金受給状況の把握などの対応も求められるようになってきたが、科研費への期待が高いことの表れであると受け止めつつ、あくまでも学術的妥当性、新規性及び挑戦性等から、適切かつ無理のない審査が担保されるように、対応を検討頂きたい。

今般の新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックへの対応は分野を超えて取り組むべき課題である。この点、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業の領域開拓プログラムにおいて、外部有識者の意見を踏まえ、公募型研究テーマの一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が取り上げられたことは、スピード感があり時宜を得た設定であった。また、科研費においても、従前より交付申請書に記載の目的の範囲内であれば、改めて申請等を行うことなく研究計画を変更し、新型コロナウイルスの関連研究を含めることを可能とする運用となっている。このことについても、幅広く周知してほしい。振興会は、どのような状況にあっても研究者の独創的発想による優れた研究を支援するという矜持と共に、人類共通の難題に果敢に挑戦する研究も支援するという気概を今後も持ち続けてほしい。

国際共同研究事業については、引き続きリードエージェンシー方式を積極的に導入して推進してほしい。

また、人文学・社会科学分野のデータインフラストラクチャーの構築は極めて重要な課題であり今後もさらなる推進を期待したい。

２－３．知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

特別研究員事業等について、新型コロナウイルスへの柔軟な対応と併行して、様々な制度改善を行ったことは評価したい。例えば、特別研究員の研究専念義務は「特別研究員の

研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないこと等を明文化したこと及び報酬受給制限を緩和したことは、特別研究員の研究専念義務が硬直化したものではなく、自発的な研究教育活動が保証されていることを示した重要な措置である。さらに、これまで認められていたジョイントデグリープログラムに加え、ダブルデグリープログラム等を利用して留学し、連携大学院の学籍を持つことを認めたことも、評価すべき改革であると考える。自身のキャリアアップや資質向上機会ととらえ、これらを活用する特別研究員が増加することを望みたい。

また、令和4年度採用分から特別研究員の審査システムが書面審査と合議審査に変更され、一部に行われていた面接審査は廃止されるが、申請者個人の資質、研究能力等が正当に評価されるシステムに成長していくことを強く望みたい。

学術振興会賞、育志賞等、振興会の若手研究者の顕彰事業は、若手研究者の登竜門として、優れた事業に育っており、今後も質の維持に努めていただきたい。育志賞は上皇陛下（当時天皇陛下）の“社会的に厳しい経済環境の中で、勉学や研究に励んでいる若手研究者を支援・奨励する”という崇高なお気持ちのもとに開始された賞であり、そのことを広く関係者で共有しながら、事業を進めていただきたい。

２－４．大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

振興会が、国の様々な大学教育改革助成事業の支援機関に選ばれていることは、振興会の有する審査・評価の豊富な知見とメソッドに期待されてのことであろう。実際、各事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、大学に配慮した柔軟な措置を執りつつ、選考審査に始まり、中間評価、フォローアップ、事後評価ときめの細かい実質的な評価業務がなされており、振興会がこれら事業の執行を担うことの意義を物語っている。

一方で、大学教育改革事業に採択されている大学側は、報告書や調書の他、中期計画の年次報告など様々な報告書が求められており、これらの作成が事務職員及び大学教員の負担となっている状況がある。学術振興の観点から、大学教員にはできるだけ研究と教育に専念する時間を確保することが重要であり、調書・報告書の簡略化、オンライン化を進めてほしい。

２－５．強固な国際研究基盤の構築

振興会の中期目標の一つに、“地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する”とあるように、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、振興会が各国の学術振興機関と密接な連携、協同を図り、相互理解を深めていることは評価できる。培われた各国との信頼感の中で、国際共同研究事業で、リードエージェンシー方式による審査の試験的導入や、同方式を導入した事業公募が開始されるなど、国際化の成果が上がっていることは特記したい。

国際事業は研究助成事業と並んで振興会事業の両輪であると考えられる。国際事業は多岐にわたり、かつ柔軟に運営されており、我が国の学術研究の海外展開と国際連携を支えている。新規国際事業の開拓や多様な海外学術振興機関との連携を積極的に進め、協力関係を一層深めることが強く望まれているが、その重要性に比して予算措置は脆弱であり、我が国の学術の国際展開を先導する力強さが不足しているのは残念である。

そのような観点から、国際事業部および振興会に理事長直属の組織として設置された「国際統括本部」の活動に期待したい。振興会は、我が国の学術振興を担う中核的機関として学術研究の国際戦略を明確に示し、国際事業を一層充実させるとともに、我が国が今後重点的に取り組むべき課題を担う新規国際事業を積極的に開拓することが必要である。

国際事業で重要な視点の一つは、日本の学術の国際戦略と我が国の立ち位置を明確にし、いかに国際社会の発展に貢献するかを海外に意思表示することである。海外研究連絡センターと連携しつつ、我が国の国際戦略を国内外に発信し、我が国の国際貢献に対する姿勢と覚悟を発信してほしい。その方法として、世界の研究支援機関の代表が集まるグローバルリサーチカウンシルを積極的に活用することがまず考えられる。学術振興会として、政府の協力を得ながら、グローバルリサーチカウンシルの場で、他国を巻き込んだ包括的な研究支援の枠組みを検討するなど、国際協力に積極的に取り組むことを期待したい。

また、国際的な学術研究の場で活躍できる若手研究者を育成することは、喫緊の課題である。振興会の取組を通じて、日本の学術研究の国際化と国際的な学術研究の発展に貢献できる人材の育成が進むことを期待したい。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、国際的な共同事業の推進は困難であったと思われるが、このように世界中がコロナウイルス感染で困難に直面し、各国の知恵を集約して乗り越えなければならない局面こそ、研究支援機関間の国際的な人的つながりが威力を発揮する場面である。そのような観点から、海外の研究支援機関との連携を強化するためにも、海外研究連絡センターの存在意義・価値はより一層大きくなったと考える。

国際事業プログラムとして、国際事業部に国際共同研究事業、研究拠点形成事業、二国間などがある一方で、 研究事業部に科研費（国際共同研究加速基金）がある。これら個別に属する国際プログラムを、両事業部で緊密に連携して、より大きくかつ有効な新プログラムを作り上げるよう努力してほしい。

２－６．総合的な学術情報分析基盤の構築

学術振興会の活動は、我が国の研究者のボトムアップの研究助成の仕組みであり、研究者の自由な発想に基づいた研究計画の策定や、適切な研究者による厳格なピアレビューなどによって、我が国の学術の発展に大きな寄与を果たしてきたことは言うまでもない。

画期的な研究成果を生み出すためには、トップダウン・ボトムアップの適切なバランスにより、国の学術政策が進められることが肝要と思われる。まずは、振興会の研究助成のあり方の重要性については、客観的なデータに基づくエビデンスをしっかり調査して公表することが必要である。そのために科学技術・学術政策研究所（NISTEP）などの外部機関とも協力し、振興会において推進する学術研究の重要性を調査・研究・分析して公表して

欲しい。

特に科研費の膨大なデータを分析解析することは、非常に意義の大きいことである。文部科学省からの要請に応じて、結果を報告した事例は大変多く、その結果どのようなアクションにつながったかを明確にすることはさらに価値を高めることになる。また科研費がどれだけ我が国の研究基盤の構築に有用であるかを示すために、社会実装につながった大きい研究成果や有力研究者と科研費との関係を解析してみることも有効であろう。ビッグデータの解析を行って、成功確率は低くても、将来大きな研究成果につながるという大きな絵柄が示せるとよいと思う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下において、機械学習を活用した研究データの整理や実験作業の自動化など、研究の進め方にも変革が進んでいる。このような研究動向の変化は、学術システム研究センター研究員の学術動向調査や科研費の成果報告などの場面で情報収集し、良い事例を広めていくことを期待したい。

【おわりに】

振興会は、我が国の根幹ともいえる学術振興を担う機関としての責務を遅滞なく遂行することが求められている。なかでも、科研費は研究者個人の自由な発想にもとづく基礎研究を支えるうえで重要な役割を果たしている。長年の地道な基礎研究が社会にインパクトを与える大きな成果をもたらすことも多く、我が国全体として基礎研究を支えていくことが重要である。一方、NISTEP が今春発表した第５期科学技術基本計画中の基礎研究に関する定点調査報告によれば、基盤的経費、研究時間など基礎研究をめぐる状況は十分とはいえず、発表論文数も減少傾向にある。このように、低落傾向が懸念される日本の研究力を下支えしているのが科研費や若手研究者の育成をはじめとする振興会の各事業であるといって過言ではない。日本の学術のさらなる発展のため、振興会は学術振興をリードする存在として、他のファンディングエージェンシーとの情報交換や連携をより深めながら、自らが果たしている役割を広く社会に向けて発信し、いっそうの充実を図ってほしい。

令和２事業年度における業務実績に関する
自己点検評価・外部評価報告書

令和３年６月

独立行政法人日本学術振興会

令和２事業年度業務実績の自己点検評価・外部評価の概要

○　自己点検評価・外部評価の位置づけ

・独立行政法人通則法では、中期目標管理法人の業務運営について、主務大臣が法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成し、これらに基づき業務運営を行うとされている。

・業務の運営状況については、独立行政法人通則法第 32 条に基づき、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣へ提出し、評価を受けなければならない。

○　自己点検評価・外部評価の体制

・独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」）に、計画・評価委員会を設置。委員会は理事長、理事、学術システム研究センター所長及び副所長、学術情報分析センター所長及び副所長、世界トップレベル拠点形成推進センター長、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター長、審議役、国際統括本部長、さらに、各部長及び監査・研究公正室長によって構成される。

・振興会に独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会を設置。委員は、学界及び産業界を代表する有識者の内から理事長が委嘱する。

○　自己点検評価・外部評価報告書の構成

評価項目毎に以下の内容で構成。

１．当事務及び事業に関する基本情報

２．主要な経年データ

３．事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績に関する自己点検評価及び外部評価委員による評価

４．その他参考情報

○　評価の基準

「独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日　総務大臣決定）」に従い、評定区分は SABCD（B が標準）とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１００％以上１２０％未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％以上１００％未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

目　次

令和２事業年度の評価項目	ページ
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	**1**
１　総合的事項	**1**
(1)　研究者等の意見を取り入れた業務運営	3
(2)　第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	5
(3)　学術研究の多様性の確保等	9
２　世界レベルの多様な知の創造	**11**
(1)　科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	17
(2)　研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	31
(3)　学術の応用に関する研究等の実施	40
３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	**45**
(1)　自立して研究に専念できる環境の確保	49
(2)　国際舞台で活躍する研究者の養成	60
(3)　研究者の顕彰・研さん機会の提供	72
(4)　研究者のキャリアパスの提示	78
４　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	**80**
(1)　世界最高水準の研究拠点の形成促進	85
(2)　大学教育改革の支援	92
(3)　大学のグローバル化の支援	103
５　強固な国際研究基盤の構築	**108**
(1)　事業の国際化と戦略的展開	110
(2)　諸外国の学術振興機関との協働	111
(3)　在外研究者コミュニティの形成と協働	113
(4)　海外研究連絡センター等の展開	115
６　総合的な学術情報分析基盤の構築	**118**
(1)　情報の一元的な集積・管理	119
(2)　総合的な学術情報分析の推進	120
(3)　学術動向に関する調査研究の推進	124
７　横断的事項	**127**
(1)　電子申請等の推進	130
(2)　情報発信の充実	133
(3)　学術の社会的連携・協力の推進	139
(4)　研究公正の推進	141
(5)　業務の点検・評価の推進	143
Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項	**145**
１　組織の編成及び業務運営	146
２　一般管理費等の効率化	147
３　調達等の合理化	148
４　業務システムの合理化・効率化	152
Ⅲ　財務内容の改善に関する事項	**154**
１　予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画	155
２　短期借入金の限度額	158
３　重要な財産の処分等に関する計画	158
４　剰余金の使途	158
Ⅳ　その他業務運営に関する重要事項	**159**
１　内部統制の充実・強化	160
２　情報セキュリティの確保	162
３　施設・設備	163
４　人事	163
５　中期目標期間を超える債務負担	165
６　積立金の使途	165

令和２事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１	１　総合的事項 （１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 （２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 （３）学術研究の多様性の確保等				
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 13 条、第 15 条第 6 号、第 9 号	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	307,581	311,768	305,250		
決算額（千円）	469,094	537,880	459,368		
経常費用（千円）	470,181	494,890	415,592		
経常利益（千円）	862	−24,991	96,028		
行政コスト（千円）	472,961	522,600	415,592		
従事人員数（人）	4	4	3		

注１）予算額、決算額は「１　総合的事項」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「１　総合的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
						評定	B	評定	B
	我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。					＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・評議員会の開催等を通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られた。 ・学術システム研究センターでは、全ての学問領域をカバーしたうえで、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性の確保に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を幅広く選任し、事業改善の提案・助言や業務運営を適切に行っている。 　また、特に集中的に審議が必要な重要な課題等についてワーキンググループ等を開催し、研究者の視点に立ち短期的・集中的に検討を行った。 ・学術システム研究センターで、情報セキュリティの確保に留意しつつ、全国各地の研究員がリモートで業務を実施できる体制を整備したことにより、新型コロナウイルス感染症の影響下においても中期計画通りに業務を実施したことは高く評価できる。 ・学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営を行うという目標達成に向けた取組が着実に行われて	＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、中期計画通りに業務を実施したことは高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・センター研究員がリモートで業務を実施できるようになったことは大きな改革である。研究者の時間の有効活用に対する効果も大きいので、機密への配慮を行いながら、ポストコロナ以降も継続してほしい。 ＜その他事項＞ －

						いる。 ・振興会の諸事業における男女共同参画の推進に向けた取組が着実に行われている。 ＜課題と対応＞ ・令和２年度は中期計画通り業務を実施しており、引き続き、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。 ・学術システム研究センターで今後も引き続きワーキンググループやタスクフォースを必要に応じて開催し、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に貢献し、新たな課題等への柔軟な対応に努める。 ・「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき取組を進めるとともに、取組状況のフォローアップを行っていく。	
（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 研究者の自由な発想に基づく学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、長期にわたる試行錯誤を必要とする知的創造活動としての基礎研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 学術研究を実際に行う研究者を含めた各界の学識経験者から成る評議員会を令和２(2020)年度中に２回開催する。評議員会では、年度計画、予算案等の重要事項や各事業の実施状況を審議することにより、学術研究の特性を踏まえ、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。 また、学術研究に対する特に高い見識を有す	【評価指標】 １－１ 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 １－１ 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。	【評議員会】 ・評議員は、理事長の諮問に応じ、学術界、産業界、大学等を代表する学識経験者で構成されており、学術研究支援に関する政策にも通じたメンバーを含んでいる。 ・評議員会は令和 2 年 4 月 10 日及び令和 2 年 10 月 21 日に開催した。 ・評議員会では、業務の実績に関する評価、概算要求の概要、各事業部における最近の主な動き等について審議し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、研究者等の意見を取り入れ、研究者等が研究活動を遂行できるよう適切な対応・支援を行っていることが評価された。引き続き研究者等が研究活動を遂行できるよう、評議員会での意見も参考に議論・検討を進めていく。 ・評議員会の議事要録は外部 HP で公開している。	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・以下の評価指標に対する自己評価に記載のとおり、評議員会の開催及び学術顧問との意見交換を通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られ、計画通りに実施された。	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

研究者の養成について十分配慮する必要がある。このため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

　業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

る学識経験者を学術顧問に委嘱し、振興会の業務に関する特定の事項について、専門的な助言を求める。

●評議員名簿

石川　冬木	京都大学大学院生命科学研究科 教授
大野　英男	東北大学　総長
加登田　惠子	山口県立大学　学長
川合　眞紀	自然科学研究機構分子科学研究所所長
小谷　元子	東北大学　材料科学高等研究所　主任研究者、教授
五神　真	東京大学　総長
櫻田　謙悟	経済同友会　代表幹事
永田　恭介	筑波大学　学長
中西　宏明	日本経済団体連合会　会長
町村　敬志	一橋大学社会学研究科　特任教授
宮浦　千里	東京農工大学　副学長
村田　治	関西学院大学　学長
室伏　きみ子	お茶の水女子大学　学長
山極　壽一	前　京都大学 総長

【学術顧問】

・学術の振興に係る諸課題について、理事長をはじめ役員や事業担当が必要に応じて各学術顧問と個別に意見交換を行い、学術研究に特に高い識見を持つ立場からの専門的な助言を聴取した。例えば、学術研究支援のあり方や若手研究者の支援のあり方についての助言をいただいた。

●学術顧問名簿

吉川　弘之	（学術最高顧問）科学技術振興機構特別顧問
佐藤　禎一	（学術特別顧問）元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使
浅島　　誠	帝京大学特任教授
飯野　正子	津田塾大学名誉教授
郷　通子	長浜バイオ大学特別客員教授、中部大学創発学術院客員教授、名古屋大学名誉教授、お茶の水女子大学名誉教授
小林　　誠	高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授
佐々木　毅	国土緑化推進機構理事長
野依　良治	科学技術振興機構研究開発戦略センター長
本庶　佑	京都大学高等研究院副院長、特別

＜課題と対応＞

・令和２年度は中期計画通り業務を実施しており、引き続き研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である１－１については、学術研究を行う研究者を含めた評議員会を開催するとともに、役員が学術顧問と意見交換を行うことにより、研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、事業運営の改善を行うなど、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られたと言えることから、計画通りに実施されたと判断する。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。	（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、学問領域の専門的な知見に基づき、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努める。 同センターの組織運営に当たっては、運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、その際、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについても、同委員会において意見を得る。 さらに、同センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。	（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 学術システム研究センターに第一線級の研究者を所長、副所長、主任研究員及び専門研究員として配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その上で、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。 重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努めるとともに、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについて、運営委員会において意見を得る。 さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含め、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。	【評価指標】 １－２ 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断） 【目標水準の考え方】 １－２ 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。	教授 【学術システム研究センター】 ■学術システム研究センターの体制 ・9 つの専門調査班（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学系科学、情報学、生物系科学、農学・環境学、医歯薬学）に研究員を配置することにより、全ての学問領域をカバーしている。 研究員の選考にあたっては、独立行政法人や民間の研究機関を含む、科学研究費助成事業（科研費）に応募可能な研究機関の長に候補者の推薦を依頼している。選考の際には前任者と同一の研究機関からの選任を行わないようにするとともに、国・公・私立大学及び大学共同利用機関等、組織形態のバランス、地域的バランス、男女比バランスに配慮している。また、選考過程において科研費等の採択実績や審査委員歴を踏まえ、第一線で活躍中の研究者を確保している。 所長（1 人）：大野　弘幸 副所長（3 人）：西村　いくこ／永原　裕子／岸本　美緒 ・主任研究員 21 人 ・専門研究員 108 人 計 129 人（うち、大学以外：5 人） ・男女比バランスについては、令和 2 年度に就任した新規研究員 40 人のうち女性研究員は 12 人であり、研究員の全体では女性研究員 30 人（23%）になり、前年度より女性研究員 7 人名増となった。（令和元年度は、研究員全体のうち女性研究員 23 人（17%）。） ・センターの定例会議や審査委員候補者選考等のすべての業務は、従来、研究員が日本学術振興会に来会して行っていたが、情報セキュリティの確保に留意してリモートで業務を実施する体制を整備したことにより、研究員が来会できない新型コロナウイルス感染症の影響下においても大きな遅れなくセンター業務を実施した。 ■会議開催実績 ・学術システム研究センターに以下の会議等を設置し、これらの会議での議論を踏まえて科学研究費助成事業、	（２） 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・全ての学問領域をカバーしたうえで、多様な視点からの意見を活かすため、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性の確保に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を幅広く選任し、事業改善の提案･助言や業務運営を行っている。 女性研究員の割合が前年度よりも向上したことは高く評価できる。 ・情報セキュリティの確保に留意しつつ、全国各地の研究員がリモートで業務を実施できる体制を整備したことにより、新型コロナウイルス感染症の影響下においても中期計画通りに業務を実施したことは高く評価できる。 ・集中的に審議が必要な重要な課題について検討を行うため、科学研究費助成事業（科研費）及び特別研究員事業でワーキンググループを開催するとともに、２つのタスクフォースを設置し、審議を行ったことは評価できる。特に特別研究員事業の審査方法について研究者の視点から改善を行ったことは、第一線	（２） 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：b 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・学術システム研究センターの研究員は、すべての学問領域をカバーするとともに、女性研究員が着実に増え、また地域などのバランスも配慮されており、高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

研究者養成事業、学術国際交流事業の各事業について提案・助言等を行うとともに、各事業の審査・評価業務に専門的な見地から関与した。
・また、単なる提案・助言にとどまらず、各事業への実装の状況から、各種会議において再度検証を行い更なる事業改善に繋げる PDCA サイクルを絶えず回し、よりよい審査・評価制度へ継続的に取り組んでいる。

＞主任研究員会議：19 回（原則月 2 回）
＞専門調査班会議：117 回（原則専門調査班ごとに月 1 回、9 班がそれぞれ実施）
＞科学研究費事業改善のためのワーキンググループ（以下「科研費 WG」という。）：10 回

【主な検討事項】
・基盤研究（A・B・C）、若手研究、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の「審査の手引き」の改善について検討し、令和 3 年度審査に反映した。

＞特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ：8 回
特別研究員事業の審査方法の改善について検討し、検討の結果は令和 4 年度分募集に反映した。

【主な検討事項】
・全ての申請者を同じ条件のもとで公正かつ効果的に審査するため、これまで PD 及び DC の第二次選考で行っていた「面接審査」に代わり「書面審査及び合議審査」を導入。面接審査で確認していた観点は、申請書様式や評価項目の改善・充実に反映。
・研究者としての資質や将来性についてより重点を置いて評価できるよう申請書様式を改善するとともに、審査委員への「審査の手引」においても、その旨を分かりやすく明記することとした。

＞科研費改革推進タスクフォース：1 回
科研費改革推進タスクフォースを前年度に引き続き設置し文部科学省からの検討要請事項の検討を中心となって行った。機動的な検討を行うため、会議開催以外にも随時メールで意見交換を行い、検討を進めた。

級の研究者が学術研究に対する真摯な議論を行う学術システム研究センターならではのものとして、高く評価できる。

・ホームページの見直しや説明会等の開催により、分かりやすい情報発信に努め、中期計画を着実に実施している。

＜課題と対応＞
・今後も引き続きワーキンググループやタスクフォースを必要に応じて開催し、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に貢献し、新たな課題等への柔軟な対応に努める。
・引き続き研究者コミュニティ及び社会に対して、学術システム研究センターの業務について分かりやすい情報発信に努める。

（各評価指標等に対する自己評価）
・評価指標である１－２については、第一線級の研究者から構成されるセンター研究員による主任研究員会議、専門調査班会議、各種ワーキンググループ、及び各種タスクフォースにおける検討・議論を経て各種事業に対する提案・助言が行われたことに対し、有識者から構成される運営委員会において、提案・助言

現行の「審査区分表」について、令和５年度助成を目処として中間的な検証を行って必要な見直しを図ることが科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会から要請されている。令和元年度に「審査区分表」の見直しに当たっての基本的な方向性について」を検討し、審査部会に報告、了承された。令和２年度はこの「基本的な方向性」に基づいて、より公正な審査方法等について、具体的な検討を行った。

まず本タスクフォースが中心となって検討を行い、その後、主任研究員会議や各専門調査班会議で検討を重ねた。

＞学術変革領域研究の移管及び科研費大型研究種目の公募前倒しに伴う学術システム研究センター研究員の増員に関するタスクフォース：2回

科研費の学術変革領域研究の審査・評価業務の文部科学省からの移管及び科研費大型研究種目の公募前倒しが予定され、これに伴って学術システム研究センターの業務増加が想定されることから、業務増加後のセンターの適切な運営を図るため、新たにタスクフォースを設置し、研究員の増員や業務分担等の検討に着手した。

■運営委員会の実施

・センターの運営及び業務実施に関する方針等について、多様な視点からの意見を反映できるように運営委員会で審議を行った（令和２年度は３回開催）。運営委員会では、副所長の人事、学術研究動向等に関する調査研究の実施、さらには新型コロナウイルス感染症の影響下におけるセンター業務の運営状況、センターによる各種事業への提案・助言の適切性について審議を行った。運営委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、リモートでセンター業務を行う体制を整備したことにより、センターが各種事業の審査委員候補者選考、審査結果の検証等の業務を着実に実施するとともに、科研費や特別研究員事業等の審査方法の改善についてワーキンググループ等での議論を経て適切な提案・助言を行っている、との意見を得た。

●運営委員会名簿（令和２ 年度）

の適切性を評価する意見を得ており、中期計画通り着実に実施していると評価できる。

川村　光	豊田理化学研究所フェロー
栗原　和枝	東北大学未来科学技術共同研究センター教授
田井　一郎	株式会社東芝　元取締役・代表執行役
瀧澤　美奈子	科学ジャーナリスト
田代　和生	慶應義塾大学名誉教授
永田　恭介	筑波大学学長
八田　英二（委員長）	学校法人同志社総長・理事長
宮嶌　和男	金沢工業大学産学連携室教授
山本　正幸（委員長代理）	東京大学名誉教授、自然科学研究機構基礎生物学研究所名誉教授
吉野　彰	旭化成株式会社名誉フェロー

■事業における審査・評価等のプロセス等のホームページによる情報発信

・センター業務の具体的な内容や活動の成果についてわかりやすく発信するため、ホームページの構成を見直した。その際、これまで紙媒体のリーフレットで周知を図ってきた内容をウェブサイトに変更し、効果的な情報発信に努めた。また、科研費に関する学術システム研究センターの役割をはじめとして、事業における審査・評価のプロセスについても可能な限り公表している。

https://www.jsps.go.jp/j-center/gyoumu_jyosei.html

■説明会等の実施

・令和4年度に新規就任する研究員の候補者の推薦を研究機関に依頼するに当たっては、新たにオンラインでの説明会及び個別相談会を実施し、センター研究員の業務等について周知を図った。

説明会（令和3年2月25日）	参加37機関
個別相談会（令和3年3月9、10日）	参加7機関

・国立大学協会の総会及び各地区支部会議、公立大学協会、私立大学連盟理事会、大学共同利用機関機構長・学長ミーティング、RU11研究担当理事・副学長懇談会において説明を行い、学長等に対してもセンター業務の重要性について周知を図った。

・センター研究員が所属する研究機関や学会等で説明会を行うことにより、センターの活動に対する理解だけでなく、科学研究費助成事業、特別研究員事業などの振興会事業についても広く周知を図るよう努めている。

（３）学術研究の多様性の確保等 年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。	（３）学術研究の多様性の確保等 研究者が、年齢、性別、分野、機関にかかわらず自らの能力を発揮することができるよう、事業の推進に当たっては、学術研究の多様性を確保するとともに、学術研究が無限の発展可能性を有していることを踏まえ、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努める。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承などに配慮する。 幅広い分野等への支援や女性研究者の参画促進、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が適切になされているか、評議員会において意見を得る。 また、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参画推進委員会において検証し、必要な改善方策を検討する。	（３）学術研究の多様性の確保等 各事業において多様な分野、研究機関等を支援対象とすることを募集の段階から周知するとともに多様な審査委員を確保し、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承に配慮する。令和２（2020）年度中に開催する評議員会において、各事業の実施状況を審議し、学術研究の多様性や挑戦性等が確保されているか確認する。 加えて、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援について、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき、必要な改善方策を検討・実施するとともに、その進捗状況について男女共同参画推進委員会において確認を行う。	【評価指標】 １－３ 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断） 【目標水準の考え方】 １－３ 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	【学術研究の多様性の確保等】 ・中期目標に定められた、学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営の状況について明らかにするため、「学術研究の多様性の確保等を踏まえた業務運営状況の報告」を令和２年４月10日の評議員会において報告した。本報告書は、振興会の諸事業の実施状況を取りまとめたもので、学術研究の多様性の確保に係る業務運営状況として、事業に参画する者等の多様性に係る状況を性別、年齢、研究分野、研究機関、国際性の観点から示した。また、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営状況として、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の各観点から、取組実績等を取りまとめた。 ・評議員会では、学術研究の多様性の確保に係る業務運営状況について、概ね良好と判断できるとの意見を得た。事業に参画する者の多様性に関しては、性別、年齢、研究分野、研究機関、国際性の各観点から着実に進捗していると評価され、今後も若手研究者への支援の充実や多様な研究者が応募しやすい事業運営の工夫等により、振興会が学術研究の多様性の確保に貢献していくことへの期待が示された。審査委員等の多様性に関しては、十分な配慮がなされていると評価され、特に母集団の割合を踏まえながら女性の参画に努めることや、審査・評価の質の維持・向上を確保しつつ外国人の参画に引き続き努力することを期待する旨が示された。 学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営状況については、いずれの観点においても取組が成果を上げつつあると評価され、引き続き種々の取組を展開していくべきとされた。また、これまでにない学術領域を創出するために、今後も、優れた研究を見出し、後押しする業務運営の継続を望む旨が示された。 【男女共同参画の推進】 ・男女共同参画推進委員会（令和３年３月12日）において、学術の振興を目的とする振興会として、学術分野における男女共同参画の更なる推進を重要課題と位置付け、研究者の活動を安定的・継続的に支援するという役割を一層果たしていくため令和２年３月に策定した「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画	（３）学術研究の多様性の確保等 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・左記の通り、評議員会において、学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営を行うという目標達成に向けた取組が行われていることが確認された。 ・「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき、情報発信を強化するためのホームページの構築作業を進めるなど、振興会の諸事業における男女共同参画の推進に向けた取組が着実に行われている。 ＜課題と対応＞ ・「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき引き続き取組を進めるとともに、取組状況のフォローアップを行っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である１－３については、学識経験者から構成される評議員会において、目標達成に向けた取組が行われているとの意見を得た。	（３）学術研究の多様性の確保等 補助評定：b 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・多様性の確保に向けての取組は評価できるが、とりわけ女性の参画を増やすことは待ったなしの課題であり、さらなる努力を期待したい。 ＜その他事項＞ －

					推進基本指針」の取組状況について確認を行った。 ・令和２年度においては以下のような取組が行われている事を確認し、引き続き上記指針に基づいて男女共同参画の更なる推進を図っていくこととした。 ・科学研究費助成事業や特別研究員事業等において、研究とライフイベントとの両立を可能とするための各種取組を継続的に実施するとともに、研究者に案内をしている。 ・振興会内の各種委員会の委員や学術システム研究センター研究員や審査委員の選考にあたって、女性の確保に努めている ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止も踏まえ、ウェブ会議システムを積極的に活用している。・研究とライフイベントの両立に関する情報発信等を行うためのホームページ構築作業を行った。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２	２　世界レベルの多様な知の創造 （１）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 （２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 （３）学術の応用に関する研究等の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 18 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】 世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考ＵＲＬ	科学研究費助成事業　https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html 二国間交流事業　https://www.jsps.go.jp/j-bilat/bilat.html 日独共同大学院プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html 国際共同研究事業　https://www.jsps.go.jp/j-bottom/index.html 研究拠点形成事業　https://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業　https://www.jsps.go.jp/kadai/index.html 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業　https://www.jsps.go.jp/j-di/index.html		

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
関連指標							
科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果		5.6	5.3	5.2	5.2		
事後評価を行う科研費	－	73%	70%	77%	67%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	233,780,728	239,967,471	243,178,385		
決算額（千円）	231,037,989	233,863,847	225,893,339		
経常費用（千円）	230,612,528	233,875,032	225,771,313		
経常利益（千円）	105,729	-16,074	2,279		
行政コスト（千円）	229,820,121	233,993,662	225,771,313		
従事人員数（人）	62	59	61		

の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合							
二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合	ー	75%	78%	78%	82%		
事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	ー	84%	92.9%	100%	66.7%		

（※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問

注１）予算額、決算額は「２　世界レベルの多様な知の創造」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「２　世界レベルの多様な知の創造」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。	学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出するため、科学研究費助成事業を確実に実施するとともに、研究の国際化と国際的な共同研究等を推進する。			＜主要な業務実績＞	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をＡとする。 ・科研費の審査業務については、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき着実に実施されている。審査・評価を公正性・透明性を持って行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を行っている。特に集合形式の審査会が実施できなくなった状況において、オンライン形式の審査会等により約 9 万件もの膨大な応募課題の中から優れた研究課題を選定することで、研究者が研究を早期に開始することができるようにした点は極めて高く評価できる。 　また、行政手続における押印の見直しが政府から要請されたことを受け、他事業に先駆けて科研費に係る全ての提出書類について押印を廃止するとともに、紙媒体での提出を求めないペーパーレス化が顕著に進捗したことは高く評価できる。 ・国際的な共同研究等を推進するため、二国間交流事業を着実	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定を Ａとする。 ・“世界レベルの多様な知の創造”に関係する 3 項目すべてに審査・評価業務がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、先が見通せない中で、集合形式で行っていた審査・評価業務が従前の形式で実現できるのか、オンライン形式を取り入れるのか難しい判断が求められた。集合形式で行うのであれば、感染防止の観点からの会場設営等運営方法の検討、オンライン形式であれば一部を除き初めての経験であり、従来と同様のきめの細かい質の高い審査・評価を実現するための課題の洗い出しとその対応など、通常以上の業務の質・量の負荷となったはずである。また、これらを勤務形態の変容や行動自粛等の制約を受けた中で、遅滞なく通常の質を保った審査・評価業務が行われたことは、格段に高く評価できる。 ・科学研究費助成事業においては、審査・評価業務、公募・交付業務、広報業務それぞれに、文部科学省の定める基本

					に実行し、研究者や大学等のニーズに対応する形で多様な国との共同研究やセミナーを支援するとともに、国際共同研究事業においては、複数の相手国学術振興機関とリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとした。また、両事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、委託期間の延長等の弾力的な運用を実施しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議も円滑に進むよう努め、新規課題を採択するなど、計画を上回る実績を上げた。 研究拠点形成事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、委託期間の延長等の弾力的な運用を実施しつつ、多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を図るなど、業務を着実に実施した。 以上のとおり、国際的な共同研究等を中期計画通り着実に実施していると評価できる。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、引き続き 3 つのプログラムによる共同研究を推進するとともに、来年度から行う新たなプログラムの検討等を行い、中期計画に沿って着実に事業を実施している。 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、拠点機関の中間評価を実施するとともに、振興会・拠点	的考え方・役割分担に基づき着実に実施されている。以下に特に高く評価される実績について述べる。 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い勤務形態の変容や行動自粛等の制約を受けた中、さらに先が見通せない状況で、9 万件に及ぶ新規申請に対し、オンライン形式の合議審査を含め適切に審査を行い、特別推進研究等一部大型種目を除き、ほとんどの申請に対し例年通り令和 3 年 4 月上旬に交付内定あるいは不採択の通知を発出できたことは高く評価できる。また、令和 2 年 3 月 27 日以降に予定されていた特別推進研究や基盤研究（S）の大型種目の審査については、緊急事態宣言発令下という異常事態の中で、通常は集合形式で行うヒアリングを含む合議審査をオンライン形式で行うことを決定し着実に審査を実施したほか、他種目においても、通信環境の整備をはじめ、1000 名を超える審査員に対し事前のオンライン接続テストを実施する等、円滑な審査会を実現し、計画通り採否を決定し通知したことは高く評価できる。 また、各種申請期限の延伸、特例の設定、手続きの簡素化等により研究者や研究機関に配慮を行いながらも、計画に遅滞なくすべての手続きを終えたことは、振興会側の業務の量的質的な負担増を意味しており、極めて高く評価すべ

					機関・国立情報学研究所の三者で緊密な連携を図り、事業を円滑かつ着実に推進していると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・科研費について、学術研究の特性を踏まえ、より効率的・効果的な助成制度となるよう、引き続き不断の見直しを行っていく。	きである。また、科研費に係る全ての提出書類について押印を廃止し、紙媒体での提出を求めないペーパーレス化を実現したことは、他事業の模範となる実績である。さらに、以下の制度改革を定着させたことは、研究費の弾力的使用を推進し、研究の質向上に寄与する実績であると評価できる。 a) 増大する通常の科研費業務に加えて、審査委員に49 歳以下の若手・中堅研究者の積極的な登用をしたこと、帰国発展研究について「ポストドクター」であっても種目の趣旨に合致する場合には応募可能とした。 b) 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））では応募資格の年齢制限を「36歳以上 45 歳以下」から「45歳以下」に改め年齢の下限を撤廃したことなど、若手研究者に配慮した制度改革を定着させたことは日本の学術の将来を見越した科研費による研究の質の向上に寄与する業務実績であると特段に評価したい。 ・研究の国際化の推進に関する取組においては、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等の影響が特に顕著であると予想され、委託契約期間の延長等の弾力的な運用を行うことで、二国間交流事業、研究拠点形成事業等を着実に推

						進した。二国間交流事業のうちセミナーに関しては、新型コロナウイルス感染症下の渡航制限・自粛の中、オンライン形式での開催や延長の承認を行うなど、日本と関係諸国の研究者に配慮した対応を行ったことは適切であり、高く評価したい。 新型コロナウイルス感染症の影響下にありながら、これまで通り諸外国の学術振興機関との協議を継続的に実施することで、相手国機関との間での協力関係を確立向上させたことも意義深い。特に、英国研究・イノベーション機構（UKRI）とリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、募集要項の合意に至ったことは、両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとした。これは振興会の国際化の一環として、高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・令和 2 年度に緊急に取り入れたオンライン形式の審査・評価について運営方法、審査の質、審査員及び応募者双方の感想及び要望の聴取など多面的な検証を加え、集合形式の審査・評価と共に、ポストコロナにおける審査・評価の新しい形を提案していただきたい。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響への対応で得た知見を活かし、想定外の事態が発生した時の危

							機管理、対応方策について整備することも望みたい。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響への対応が適切になされたことが評価される。とりわけ、国際的な共同事業の推進は困難であったと想像される。このように世界中が新型コロナウイルス感染症で困難に直面している時期にこそ、海外の研究支援機関との連携を強化し、国際的な人的つながりを強めることができる好機でもある。日本学術振興会の活動のさらなる国際化に向けて奮闘を期待したい。
	（１）科学研究費助成事業の充実･強化に資する取組の推進 科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的･先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して	（１）科学研究費助成事業の充実･強化に資する取組の推進 科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方･役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。 ・科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。 ・科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた	（１）科学研究費助成事業の充実･強化に資する取組の推進 科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方･役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。また、文部科学省が公募･審査業務を行っている新学術領域研究を見直して創設された学術変革領域研究について、文部科学省との連携の下、公募･審査業務の振興会への移管に向けた体制整備を順次行う。さらに、文部科学省科学	【評価指標】 ２－１ 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断） ２－２ 科研費の交付処理状況（Ｂ水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知） 【関連指標】 ２－Ａ 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果 （※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、	・科研費の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下のとおり滞りなく確実に実施した。また、文部科学省が公募・審査・評価業務を行っている新学術領域研究を見直して創設された学術変革領域研究について、振興会に対しスムーズに移管が行えるよう文部科学省と連携の上、検討を行った。 ・科研費改革は、①審査システムの見直し、②研究種目・枠組みの見直し、③柔軟かつ適正な研究費使用の促進の三つの取組を柱として推進している。平成 30 年度助成（平成 29 年 9 月公募）から導入した新たな「審査区分表」を適用するとともに、同一の審査委員による書面審査と合議審査を実施する「総合審査」方式及び同一の審査委員が 2 段階にわたり書面審査を実施する「2 段階書面審査」方式により審査を着実に実施した。 ・国際共同研究加速基金（帰国発展研究）については、従来、応募資格を「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクター除く）」を有していることとしていたが、「ポストドクター」の中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得するなど独立した研究者として活動している者もいることから、令和 2 年度公募より「ポストドクター」という身分であっても本種目の趣旨に合致する場合に	（１） 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ質的に顕著な成果が得られていると言えることから評定を s とする。 ・科研費業務については、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催や透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付）を着実に実施するのみならず、並行して、新たな制度設計を行うなど科研費制度の不断の見直し・改善を行っている。 特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期	（１） 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を量的及び質的に上回る業務の進捗が認められるため。 ・審査業務については、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催、審査の質的充実、透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の円滑な交付等）が着実に実施されたと高く評価される。前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で、本来合議制で行う審査会の実施形態をぎりぎりの時点まで検討し、オンライン形式の採用に伴う課題の考察と実施、特に 1000 名を超える審査員に

審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。 科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。 科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。	規程、通知に従って行う。 ・科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。 文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備を図る。 ①　審査・評価の充実 学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。 公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表する。 審査・評価に当たっては、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施する。 科研費審査システム改革については、新たな審査システムの理解向上を図るため、審査委員等研究者に向けた説明	技術・学術審議会学術分科会研究費部会等における審議状況を踏まえつつ、科研費制度の改善・充実について、文部科学省との連携の下、必要な検討を行う。	挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問 ２－Ｂ 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合 【目標水準の考え方】 ２－１ 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。 ２－２ 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。 ２－Ａ 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度調査における実績（指数 5.6（※））を基準とした状況変化を評価において考慮する。 （※）指数 5.5 以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。	は応募可能とした。 ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））については、令和２年度公募より、応募資格の年齢制限について従来の「36 歳以上 45 歳以下の者」としていたものを改め「45 歳以下の者」とした。 ・平成 30 年度助成にかかる審査より適用されている「審査区分表」については、令和５年度助成を目処として中間的な検証を行って必要な見直しを図ることとなっている。学術システム研究センターに設置した、科研費改革推進タスクフォースにおいて、学術情報分析センターと連携し、公正な審査が行われているかという観点から、新たな審査区分適用後の応募データ等を分析し、「見直しの基本方針」を定めており、令和２年度は、学術システム研究センターを中心に、より公正な審査方法や各小区分（306 区分）の内容の例等について検討を行っている。なお、検討に当たっては現行の「審査区分表」について、ホームページ上で一般からの意見公募を行い、寄せられた 376 件の御意見について検討する際の参考とした。 ・学術システム研究センターにおける現状の分析、検証結果を踏まえ、優秀な若手研究者に対してより大規模な研究への挑戦を促すため、若手研究に２回目に応募する場合は基盤研究（S）、（A）、（B）への重複応募を可能とし、559 名の若手研究者がより規模の大きな研究種目に挑戦し 121 名が採択された。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、研究者及び研究機関からの要望を踏まえ、文部科学省と連携しつつ、主に以下のような対応を行った。 ・緊急事態宣言発出中にホームページ上で臨時の問い合わせフォームを開設し、研究者及び研究機関担当者が電話を使わなくても容易に問い合わせができるようにした。 ・令和２年４月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられた問い合わせへの回答を掲載し、随時更新を行った。 ・施設に立ち入れないなど事業継続に困難をきたす研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について、締切の延長や、申請手続きの簡素化など特例的な対応を行った。 １．応募書類の提出期限の延長	限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を緊急事態宣言下においても行ったことは高く評価できる。 学術システム研究センターにおいて、現状の分析、検証、改善を行い、若手研究者の挑戦機会の拡大等を図ったほか、一般から幅広く意見を求めつつ長期的な視点で審査区分表の見直しの検討を精力的に進めるなど、今後の科研費制度改革の検討を積極的に行っており、これは科研費制度を改善していく上で大変重要なことである。 【審査・評価の充実】 ・文部科学省が定める基本的考え方を踏まえ、適切な審査方針等を決定し、年度計画通り着実に審査が実施されている。科研費の審査は、約９万件の膨大な応募研究課題を受け付け、応募が締め切られた 11 月から３月の約５ヶ月という短期間で約 7,000 名にも及ぶ審査委員がピアレビューにより優れた研究課題を選定している。集合形式の審査会が実施できなくなった状況において、これまで経験やノウハウの蓄積が全くないオンライン形式の審査会等により約 9 万件もの膨大な応募課題の中から優れた研究課題を選定することで、研究者が研究を早期に開始することができるようにしたことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、3 月 27 日以降に予定していた特別推進研究及び基盤研究（S）の合議審査の中断を余儀なくされたが、集	対する接続テストで万全を期したことなど、例年に増して量的質的に審査業務の遂行に尽力されたことを高く評価できる。 とりわけ、新型コロナウイルス感染症が拡大する困難な状況下、オンライン形式の審査会を開催するなど柔軟に対応したことが特筆される。その結果、約 9 万件の膨大な応募課題に対して、約 5 ヶ月の短期間で計画に沿って公正で厳格な審査を例年通り着実に実施し、大半の研究課題について例年通り 4 月に交付内定または不採択が判明するよう通知を発出し、年度当初からの研究に支障がないようにしたことは特筆される。 ・前年度に引き続き、審査委員に 49 歳以下の若手・中堅研究者を積極的に登用した。前年度比 6.7％増の構成比 48.2%を達成したとしたことは、若手究者も審査業務に携わることによって、今後の審査の質向上のために適切な取組であり、科研費のみならず日本の科学の将来を見越した極めて適切で優れた実績であると評価する。 ・評価業務に関してもオンライン形式を採用し、研究の進捗状況把握など、計画通り遂行したことは高く評価できる。 ・上記のように膨大な件数の審査、評価、交付を滞りなく進めたことに加え、学術研究のさらなる発展を図るべく科研

		会等、普及活動を実施する。また、審査等を通じて新たな審査システムの課題等を把握し、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行った上で、その結果を踏まえた必要な改善に取り組む。 審査・評価については、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。	２－Ｂ 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	研究活動スタート支援　5 月 11 日→5 月 29 日 3,812 件中 3,744 件（98.2%）が延長期間に提出 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）） 5 月 29 日→6 月 15 日　1,232 件中 1,187 件（96.3%）が延長期間に提出 ２．交付内定後の手続きにかかる提出期限の延長 交付申請書および交付（支払）請求書 4 月 22 日→5 月 22 日　※延長後の期限までに提出することが困難な場合も、柔軟に対応 37,572 件中 32,556 件（86.6%）が延長期間に提出 研究成果公開促進費（ひらめき☆ときめきサイエンスを除く）　4 月 24 日→5 月 22 日 384 件中 304 件（79.2%）が延長期間に提出 「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））」（令和元年度に採択された研究課題）交付申請書の提出期限の延長 令和 3 年 3 月 31 日→令和 4 年 3 月 31 日 ３．令和 2 年度への繰越及び補助事業期間延長承認申請の延長 研究課題の繰越申請　3 月 1 日→3 月 6 日 ※3 月 7 日以降も柔軟に対応（手続書類の当初送信期限は 2 月 14 日） 3,754 件中 1,054 件（28.1%）が延長期間に提出 補助事業期間延長承認申請書　3 月 1 日→3 月 13 日 6,361 件中 1,145 件（18.0%）が延長期間に提出 繰越承認申請に伴う経費の返納期限の延長 4 月 19 日→5 月 19 日　実績報告書及び実施状況報告書　5 月 31 日→6 月 30 日 ４．実績報告書等の提出期限の延長 85,663 件中 82,245 件（96.0%）が延長期間に提出 研究成果報告書　6 月 30 日→7 月 15 日 21,173 件中 18,954 件（89.5%）が延長期間に提出 研究成果公開発表：令和元(2019)年度補助事業の完了後 61 日以内→令和元(2019)年度補助事業の完了後 91 日以内　※延長後の期限以降も柔軟に対応 6 件中 2 件（33.3%）が延長期間に提出 ５．交付申請の留保 研究成果公開促進費（研究成果公開発表）について、シンポジウム等の準備や開催日の検討が困難な場合には、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を 9 月 11 日まで延長可能とした。	合会議形式による合議審査に代え、オンライン形式により審査を再開した。迅速かつ臨機応変に審査方式を変更し、経験・ノウハウがない中で着実に審査を実施したことは高く評価できる。 ・「挑戦的研究」については、「挑戦的研究（開拓）」で新規応募件数が２倍以上になる中、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、集合形式の合議審査から全く想定していない中で２段階の書面審査へと迅速かつ臨機応変に審査方式を変更し、着実に審査を実施したことは高く評価できる。 ・国際共同研究加速基金については、審査評定を見直したことで、研究種目の目的・性格に応じた審査をより効果的に行うことが可能となった。 ・審査委員の選考にあたり、令和元年度に引き続き「若手研究」「若手研究（B）」採択経験者についても審査委員候補者データベースへ登録し、委員候補者の新規登録者数を着実に充実（登録者総数 135,876（対前年度 8.2%増））させるとともに 、選考過程において、学術システム研究センター研究員の参画を得て、約 38 万件にも及ぶ前年度の審査に対する検証を実施し、当該検証結果を踏まえて、適切な審査委員を選考しており、公正な審査制度を構築している。あわせて、年齢層が比較的低い（49 歳以下）研究者の審査委員への積極的登用を進め、審査委員に占める 49 歳以下の割合の増を着実に図っている。	費制度の不断の見直しに取り組み、以下の改善を行ったことを高く評価する。 １）科研費に係る全ての提出書類について押印を廃止し、紙媒体での提出を求めないペーパーレス化を実現した。これは、他事業に先駆けた功績であり、模範となる事例として高く評価できる。 ２）審査システム改革の検証および科研費制度のさらなる改善に向け科研費改革推進タスクフォースにより検討を継続して行っている。 ３）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について締切の延長や、申請手続きの簡素化など特例的な柔軟な対応を行った。締切の延長でも事業の計画の遅延は認められず、そのことは振興会が勤務形態の変容等を求められながらも、短くなった期間でその質を落とすことなく検証、取りまとめに当たったこと、すなわち過度な負担を負ったことを意味しており、特記すべきである。 ４）帰国発展研究について、種目の趣旨に合致する場合には「ポストドクター」という身分であっても応募可能とし、制度の弾力的運用を計った。 ５）国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））について、応募資格の年齢制限を「36 歳以上 45 歳以下」から「45 歳以下」に改め、年齢の下限を撤

			① 審査・評価の充実 学術システム研究センター等の機能を活用して以下の業務を実施し、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。 （ｉ）審査業務 ・文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、学術研究に対する高		6．新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする研究課題の令和 3 年度への繰越申請書の様式を簡略化、補助事業期間の再延長を認めた。 繰越申請：7,450 件　前年度（3,754 件）と比較して 98.5%増 補助事業期間延長承認申請：約 9,900 件 前年度比約 1.6 倍 うち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする申請数 繰越申請：約 6,800 件 補助事業期間の再延長申請：約 3,400 件 前年度延長した課題の約 5 割 7．その他 研究活動スタート支援及び国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（Ｂ））にかかる審査委員の委嘱依頼の回答期限を延長（4 月 24 日→5 月 15 日） ・審査委員候補者データベースの確認・更新期限を延長（4 月 24 日→6 月 12 日） ・行政手続における押印の見直しが政府から要請されたことを受け、影響範囲の検討（全 276 様式）や提出フォームを緊急構築した上で、他事業に先駆けて令和 2 年 10 月に「科学研究費助成事業（科研費）に係る各種書類の押印の廃止と提出方法の変更について」（事務連絡）を発出し、科研費にかかる提出書類全てについて押印を速やかに廃止するとともに、紙媒体での提出も求めないこととした。 【審査・評価の充実】 ■審査業務 （審査業務） ・6 月 4 日、7 月 14 日、10 月 30 日に科学研究費委員会を従来の集合形式ではなく、オンライン形式で開催し、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に基づき、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部を改正した。このことにより、研究種目の特性に応じ、適切に審査を行う仕組みを整備した。また、科学研究費委員会についてはメール審議形式も併用することとし（令和 2 年度は 5 回実施）、議論の機会を増やすとともに委員の負担を軽減した。	また、10 月に開催された科学研究費委員会において、令和 2 年度科研費の審査の総括を計画通り行っている。なお、全ての審査委員の任期が満了した種目について速やかに審査委員名簿を公表することで透明性の高い審査システムの構築を図っている。 ・審査では、審査委員と応募者が審査に臨むに当たっての姿勢を示した「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」を手引及び審査システム画面に示すことにより、ピアレビューによる科研費の審査がより健全に機能するよう図っており、審査マニュアルにおいては、学術的な意義に基づいて審査を実施するよう、審査委員への周知を徹底することで、新たな審査システムに対する理解向上を図っている。以上の取組により、公正で透明性の高い審査制度を着実に整備した。 ・科研費審査システム改革後、改革の実効性・有効性を検証するため、審査会での意見交換や学術システム研究センター研究員による検証、また令和元年度に実施したアンケートにより、新たな審査システムである総合審査、2 段階書面審査とも有効に機能していることが確認された。他の審査委員の評価結果を参考に再評価する仕組みが機能していることからも、学術的価値の高い研究課題を採択する仕組みが機能し、審査の質の向上が図られていると考えられる。 ・「特別推進研究」、「基盤研究（S）」の研究進捗評価及び研究	廃し、若手研究者の国際研究活動の支援を計った。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・オンラインによる面接審査、合議審査の質の検証を継続し、ポストコロナにおけるより優れた審査の形態の提案を期待する。 ・新型コロナウイルス感染症による勤務形態の変容に基づく研究の停滞や外国渡航制限による国際共同研究の停滞等に対し、研究期間の延長や研究費の次年度繰越手続きの簡素化などの配慮が行われている。これはいわば負の側面に対する配慮である。一方で、研究者の自由な発想のもとで、研究計画に新型コロナウイルス関係の研究を急遽含めたいといったケースに対しても柔軟な配慮を望む。生物系科学、医歯薬のみならず、人文社会科学系でも理工系でも様々な課題は考えられる。 ・若手研究者の活性化、国際化をさらに推し進めて、我が国の研究活動の発展を計ってほしい。

			い識見を有する者で構成する科学研究費委員会において、科研費事業の審査方針等を決定し、審査を行う。 ・審査委員については、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの機能を活用して選考を行う。また、審査委員の選考に当たっては、研究分野の事情も考慮に入れつつ、若手・中堅層（49 歳以下）の研究者を基盤研究（B）、（C）及び若手研究といった研究種目の審査委員として積極的に登用していくとともに、審査終了後に検証を行い、審査委員の選考や審査体制の改善につなげる。 ・新たな審査システムについて、幹事説明会や審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図る。また、新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等を通じて課題等の把握に努めるとともに、審査委員の負担軽減に向けた検討を行う。	・特別推進研究及び基盤研究（S）については「総合審査」にて実施しているが、支援規模等を踏まえて、より総合的な観点からの審査を実施するため、書面審査後に、ヒアリング審査を経て、合議審査を実施した。また、専門性も配慮し、審査意見書（特別推進研究については海外レフェリーも含む）を活用した。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、令和 2 年 3 月 27 日以降に予定していた特別推進研究及び基盤研究（S）の合議審査の中断を余儀なくされたが、審査再開に向けた検討を重ね、従来の集合形式に代え、オンライン形式により審査を再開した。特別推進研究では当該オンライン会議形式により第 2 回合議審査（ヒアリングの実施、合議による採択候補研究課題の選定）を 1 つの小委員会で実施し、基盤研究（S）では第 1 回合議審査（ヒアリング研究課題の選定）を 6 つの小委員会で、続く第 2 回合議審査（ヒアリングの実施、合議による採択候補研究課題の選定）を 11 の小委員会で実施し、オンライン会議形式による審査の経験・ノウハウが全くない中でも確実に審査を完了させた。 ・挑戦的研究（開拓・萌芽）について、12 月 4 日～1 月 16 日にかけてプレスクリーニング（事前の選考）を、3 月 2 日～4 月 14 日にかけて書面審査を実施した。その後、4 月 16 日に緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことにより、集合形式での合議審査に代え、公正・公平な審査を迅速に実施し、速やかに交付業務を行うため、文部科学省及び科学技術・学術審議会との協議により「基盤研究（B・C）」等の審査方式である「二段階書面審査」の仕組みを活用し、同一の審査委員に相互の評点・コメントを確認した上で再度評価する２段階の書面審査によって採択候補研究課題を選定し、7 月 30 日に内定通知を発出した。「挑戦的研究（開拓）」では「基盤研究（B）」との重複制限緩和により新規応募件数が 1,607 件と前年度（699 件）より大幅に増加するなか、合議を必要とする研究種目において最多である 595 人の審査委員との間で審査方式の変更など例年以上の連絡調整を実施した。 ・国際共同研究加速基金については、令和 2 年度助成分として、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））について、令和 2 年度の新規応募研究課題 400 件について、令和 2 年 10 月上旬から令和 3 年 2 月上旬にかけて同じ審査委員による書面審査及びオンライン会議形式	成果の検証並びに「特別推進研究」、「基盤研究（S）」（平成 30 年度以降に採択された研究課題）及び「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）」の中間評価については適切に実施し、評価結果についてはホームページにおいて広く公開するなど、年度計画通り着実に評価業務が行われている。 【助成業務の円滑な実施】 ・科研費に係る提出書類全てについて押印を廃止するとともに、紙媒体での提出も求めないこととした。政府からの要請を踏まえ迅速に対応した結果として、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ペーパーレス化が顕著に進んだことは研究者および研究機関の事務負担軽減となり、計画を上回る成果として高く評価できる。 ・オンラインによる会議の実施に当たっては、通信環境の整備や IT リテラシーを一定基準以上有することが必要とされる中で急遽対応し、事業遂行に大きな影響を与えなかったことは特筆に値する。特に各合議審査に先立ち当日の円滑な進行を確保するため 1,000 名を超える審査委員に対して事前の接続テストを実施し、大きな接続トラブルを生じさせることなく全ての審査会を完遂した。また、審査委員の旅費や日当が不要になることから、大幅なコスト削減につながった。 ・日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し公表しており、日本の研究機関に	

				の合議審査（審査委員約 140 名。小委員会を 17 回開催）を実施し、126 件の採択を行い、令和 3 年 2 月 19 日に交付内定通知を発出した。 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））について、新規応募研究課題 1,231 件について、令和 2 年 7 月上旬から令和 2 年 9 月中旬にかけて科研費「審査区分表」の「中区分」を活用した「２段階書面審査」（審査委員約 510 名）を実施し、255 件の採択を行い、令和 2 年 10 月 27 日に交付内定通知を発出した。 ・国際共同研究加速基金（帰国発展研究）については、令和 2 年度の新規応募課題 48 件について、令和 2 年 11 月中旬から令和 3 年 2 月中旬にかけて同じ審査委員による書面審査及び合議審査を実施し、12 件を採択し、令和 3 年 3 月 16 日に交付内定通知を発出した。なお、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の審査は、これまで審査・評価第一部会において実施してきたが、国際共同研究強化（A）と同じ国際科学研究費部会において審査を行うこととし、さらに応募研究課題が種目の趣旨・対象に合致しているかどうかを評価するため、評定要素を「A. 帰国発展研究としての妥当性」と「B. 研究計画の内容に関する評定要素」に整理し、評定要素の内容を見直した。また、研究計画調書を含む審査資料は紙媒体での送付を行わず、電子申請システムのみで書面審査を行うことで、11 月の公募締切後、速やかに書面審査を開始するとともに、電子申請システムのみで書面審査を行うことなどについてアンケート調査を行った。 ・基盤研究（A）、（B）、（C）及び若手研究については、令和 3 年度の新規応募研究課題約 9 万件のうち、約 7 万 6 千件について、令和 2 年 11 月の応募締切後、令和 2 年 12 月上旬から令和 3 年 3 月中旬にかけて審査を行い、令和 3 年 4 月 1 日に交付内定通知を発出することで 4 月当初から研究を開始できるよう、迅速に審査を実施した。基盤研究(B)、(C)、若手研究については、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を行い採否を決定する審査方式「２段階書面審査」を実施し（審査委員約 6,000 名）、基盤研究(A)については、書面審査及び合議審査(審査委員約 500 名)を同一の審査委員が行い、審査委員相互の議論を通じて採択候補研究課題を選定する審査方式「総合審査」で配分審査のための小委員会を従来の集合形式ではなく、オンライン形式で延べ 82 回実施した。なお、基盤研究（A）等のオンライン形式の合議審査に先	所属している外国人研究者が応募する際の利便性の向上を図っており着実に業務を実施している。また、科学研究費委員会を開催し、審査方針を決定後、研究者等が確認できるよう応募受付期限前に公表しており、研究者の申請準備の便宜の向上や、透明性を確保していることは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ホームページ上で事業主旨や公募内容の変更点等を周知するとともに、質疑応答の代替手段として FAQ を充実させることで従来の集合形式にあったメリットを補完した。また、研究機関からの要望に応じて、全国各地で説明会を行い、公募内容や制度の改善等に係る正しい理解の促進を積極的に図っている。 【交付業務】 ・科学研究費委員会の審査結果に基づき、大部分の研究種目について、年度当初の 4 月 1 日付で交付内定通知を発出しており、書面審査だけでなくヒアリング審査も行っている研究種目についても、研究を早期に開始できるよう交付業務を迅速に行っている。 ・新型コロナウイルス感染症拡大を繰越事由とする研究課題の繰越申請書様式の簡略化や、補助事業期間の再延長申請を認める等の柔軟な対応を行うとともに、大幅に増加した申請を例年にない短期間で処理し、研究者	

				立ち当日の円滑な進行を確保するため1,000名を超える審査委員に対して事前の接続テストを実施した。 ・若手研究における独立基盤形成支援（試行）について、支援対象の研究種目を従来の「若手研究」から「基盤研究（C）」にも拡大した結果、応募件数は173件と、前年度の67件から約2.6倍になった。7月1日に公募要領を公開し、9月7日の科学研究費委員会において133件の採択を行い、9月18日に交付内定通知を発出した。 ・奨励研究については、審査区分毎に同一の審査委員が書面審査を２回行い採否を決定する「２段階書面審査」を引き続き実施した。 ・研究成果公開促進費については、小委員会において書面審査を行った上で、同一の審査委員によるオンライン会議形式で合議審査を7回実施し、採択を行った。 （審査委員の選考） ・審査委員の選考に当たっては、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベース（令和2年度において約10,200名の新規登録者を加え、登録者数は135,000名以上に充実）を活用し、専門的見地から適切な審査委員を選考した。具体的には、学術システム研究センターの研究員によって、審査に問題があった審査委員や有意義な審査コメントを付した審査委員の特定など、前年度の審査を検証（※）した上で選考した。この他、次世代の審査委員を育成するなどの観点から、令和元年度に引き続き、「若手研究」と「若手研究（B）」の採択経験者をデータベースへ登録し審査委員候補者の拡充を図るとともに、研究分野の事情も考慮に入れつつ、年齢層が比較的低い（49歳以下）研究者を「基盤研究（B）」「基盤研究（C）」「若手研究」の審査委員に積極的に登用した。これにより、当該研究種目の審査委員に占める49歳以下の割合を前年度比6.7%増（構成比48.2%）とした。 ※令和2年度科研費の審査の検証 実施時期：令和2年2月～令和2年7月 実施件数：約38万件 ・審査に当たっては、2段階書面審査方式、総合審査方式を導入することにより、同一の審査委員が２回にわたって審査を行うことで、他の審査委員の意見も踏まえな	の研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に研究費を使用できるよう対応したことは、年度計画を上回る成果であり高く評価できる。また、実績報告書及び実施状況報告書の提出件数が年々増加している中、実績報告書に基づく額の確定処理を円滑に行っている。 ・科学研究費助成事業は、これまでも、平成23年度から一部種目に基金化を導入するなど、常に他の競争的資金制度に先がけて制度改善を行っており、令和元年度からは海外渡航時における科研費の中断・再開制度を導入し、また、基金対象課題の拡大に伴う準備等を着実に実施するなど、多くの研究活動の活性化や研究費の効率化、研究者の負担軽減が図られている。科研費は、現時点においても、学術研究の特性を踏まえた、非常に効率的・効果的な助成制度となっているが、学術研究の更なる発展を図るべく不断の見直し等を行っていることは、更なる制度改善を着実に進めたものとして、高く評価できる。 ・学術研究助成基金については、安全性の確保を最優先としつつ、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、複数の金融機関から引き合いを行い、収益性の向上に留意し、着実な管理及び運用を行っている。 【研究成果の適切な把握】 ・令和元年度に終了した研究課題の研究成果報告書について、国民へ研究成果を還元するとい	

				がら自身の評価の再検討を可能としている。さらに、各審査委員が行った審査の結果についても、学術システム研究センターにおいて、審査・評価規程を踏まえた基準・方法で審査が行われていたか否かの検証を行うなど、審査の公正性を確保している。 なお、10 月に開催された科学研究費委員会において令和 2 年度科研費の審査の総括を行い、文部科学省の審議会においても報告した後、ホームページで公表した。 ●「審査に係る総括」 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/r02/R2_shinsa_soukatsu.pdf また、審査委員名簿についても、審査終了後にホームページ上で公表することとしており、全ての審査委員の任期が満了した研究種目について名簿を公表し、透明性の高い審査システムの構築を図った。 ●審査委員名簿 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/14_kouho/data/index/h31/h31_meibo01_ （新たな審査システムの理解向上） ・審査を担当する審査委員の公平かつ公正な審査に資するため、審査の手引を作成した。また、審査委員と応募者が審査に臨むに当たっての姿勢を示した「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」を手引及び審査システム画面に示すことにより、ピアレビューによる科研費の審査がより健全に機能するよう図ったほか、審査の手引並びに幹事説明会において審査にあたっての姿勢を説明し、科研費の審査方式について、審査委員への周知を徹底した。 ・従前の取組に加え、学術システム研究センターからの提案に基づいて、審査委員が審査に先立って、改革の趣旨や背景、意義等についてさらに理解を深めることが重要との考えのもと、学術システム研究センターでの議論を経て資料「科研費審査システム改革 2018 の趣旨等について」により審査委員へ事前に周知した。 （新たな審査システムの改善） ・科研費審査システム改革の検証や改善のため、審査会での意見交換や審査委員に対するアンケートの実施により、審査委員からの新たな科研費の審査方式等に対する意見を把握した。	う観点から、報告が可能な全ての研究課題について提出させており、着実に業務を実施した。 また、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）について、研究成果報告書のダウンロード数の大幅な増加は KAKEN を通じた研究成果の社会還元・普及等が着実に行われていると考えられる。 さらに、国民が科研費においてどのような研究が行われているか、また、研究成果が生み出されたかを知ることができるよう、分かりやすい形での情報提供を行い、新たに基盤研究(A)の採択課題の所見を公開するなど、様々な情報を広く公開している。 ・「科研費 研究成果トピックス」については、原稿の様式を統一し記入要領を提示したことによって、研究成果が伝わりやすい情報発信を可能としたほか、一般の方にも読みやすく理解しやすい内容となり、多くの国民に科研費やその研究成果をわかりやすく紹介している。また、依頼の仕方等を工夫したことで、研究機関や研究者の負担軽減を実現し、研究の現場に近い観点で選定した数多くの優れた科研費の研究成果を発信している。さらに、研究機関の連絡先掲載やホームページにおける公開方法を工夫する、KAKEN へのリンクを設けるなど、科研費に関する積極的な情報発信や広報普及活動に着実に取り組んでいる。	

（ⅱ）評価業務

・特別推進研究及び基盤研究（S）については研究進捗評価及び中間評価、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）については中間評価を実施する。またその評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

■評価業務

（研究進捗評価の実施）

・科学研究費委員会において、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」については、これまでの研究成果、研究組織の適切性、研究費の使用、研究目的の達成見込みといった当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、ヒアリング・書面・合議による研究進捗評価（88 件）、及び研究成果の検証（79 件）を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、審査業務同様、審査委員が本会に一堂に会して行う従来の集合形式による合議審査に代え、オンライン形式によって、特別推進研究では第 3 回合議審査を 3 つの小委員会のすべてにおいて、基盤研究（S）においても第 3 回合議審査を全 21 の小委員会でそれぞれ実施し、確実に評価を完了させた。

また、研究進捗評価及び研究成果の検証結果については、令和 2 年 12 月 16 日にホームページに広く公開するとともに、研究進捗評価結果を令和 3 年度科研費の配分審査に活用した。

●研究進捗評価の実施状況

部会名	研究種目	研究進捗評価の内容	委員会開催実績	実施課題数
審査・評価第一部会	特別推進研究	研究進捗評価	R2 年 8～9 月	12 件
		研究進捗評価（検証）	R2 年 8～9 月	14 件
審査・評価第二部会	基盤研究（S）	研究進捗評価	R2 年 8～9 月	76 件
		研究進捗評価（検証）	R2 年 8～9 月	65 件
			計	167 件

・特別推進研究

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/25_tokusui/hyouka_02.html

・基盤研究（S）

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/cg_hyouka_r02.html

（中間評価の実施）

・科学研究費委員会において、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」（平成 30 年度以降に採択された研究課題）については、当初予見していなかった展開を含むこれまでの研究の進展状況や研究成果、研究組織の適切性、研

＜課題と対応＞

・今後も感染対策とペーパーレス化が求められることから、オンラインでの会議が効率的に運用できるよう整備を進める。審査委員から聴取した意見等を参考に、ポストコロナの審査会のあり方を検討する。

・学術研究の特性を踏まえ、より効率的・効果的な助成制度となるよう、引き続き不断の見直しを行っていく。

・引き続き、研究者の利便性向上を図りながら円滑な募集・交付業務等を実施するとともに、わかりやすい情報発信を行っていく。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である２－１については、外部有識者で構成する科学研究費委員会において令和元年度の応募・採択件数、審査の組織、方法、経過等について総括を行い、審査・評価の公正性・透明性が確保されていることが確認された。また、各年度の審査終了後に行う審査の検証においても、審査の中で利害関係や利益誘導が行われていないか等を確認しており、様々な形で審査・評価の公正性・透明性を確認できる仕組みを構築している点は高く評価できる。

・評価指標である２－２については、中期目標に定められた水準にて交付処理を行うだけではなく、迅速かつ正確に約 9 万件の

		② 助成業務の円滑な実施 科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業の特性に配慮しつつ、研究費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに迅速かつ確実に行う。	② 助成業務の円滑な実施 （ｉ）募集業務（公募） ・公募に当たっては、科学研究費委員会において　決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表・説明等を行い、研究計画調書の様式や公募要領を研究者等が迅速に入手できるようにする（外国人研究者	究費の使用といった当該研究課題の中間年度における研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、ヒアリング・書面・合議による中間評価（90 件）を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、研究進捗評価と同様、オンライン上の会議システムを活用したオンライン形式により第 3 回合議審査を実施し、評価を確実に完了させた。 また、中間評価結果については、令和 2 年 12 月 16 日にホームページに広く公開した。 ・研究成果公開促進費（国際情報発信強化）について、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資するため、5 年間の内約を行った継続事業課題のうち 3 年目の課題について、ヒアリング等による評価を実施した。なお、評価結果をホームページにおいて公開している。加えて、中間評価を受けた課題を発展させる目的で、助成期間最終年度において令和 3 年度科研費に応募がなされた場合は、中間評価結果を科研費の配分審査に活用した。 ●令和 2 年度中間評価実施件数： ・特別推進研究：11 件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/25_tokusui/hyouka_02.html ・基盤研究（S）：79 件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/cg_hyouka_r02.html ・研究成果公開促進費（国際情報発信強化）15 件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html 【助成業務の円滑な実施】 ■募集業務（公募） ・令和 3 年度公募に関する情報について、9 月作成の日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し、併せてホームページで公表することにより、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにした。なお、外国人研究者の利便性向上を図るため、令和 3 年度公募における主な変更点等、研究計画調書の様式、記入要領、重複制限一覧表といった特に重要な部分については、日本語版の公募要領と同日に英語版を公表した。研究機関担当者向けの内容等、その他の部分を含む公募要領全体の英語版については、9 月 18 日に公表した。	新規応募課題を処理していることや毎年の応募、審査、交付業務を行う傍ら、科研費の審査システムに係る不断の見直しや改善を図っている点は高く評価できる。 ・関連指標である２－Ａについては、令和２年度の科学技術の状況に係る総合的意識調査指数は 5.2 であり、「ほぼ問題はない」との評価を得ている。 ・関連指標である２－Ｂについては 67%であった。今後も推移を確認しつつ、研究成果が一層生み出されるよう、引き続き制度改善を行っていくこととする。	

	研究費の交付に当たっては、研究の進捗状況に応じて前倒して使用することや次年度以降に使用すること等を可能とするなど、弾力的に運用する。	の利便性向上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む）。 ・研究機関からの要望に応じて、全国各地で説明会を行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。	・11 月上旬の基盤研究等の応募受付期限前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう 10 月 13 日に科学研究費委員会（メール審議）において主な審査方針等を決定後、10 月 15 日に公表した。 ・研究活動スタート支援については、令和 3 年 3 月 1 日より公募を開始し、英語版の公募要領等を 3 月 5 日に提供開始した。 ・説明会の実施 例年「科学研究費助成事業公募要領等説明会」として開催してきた説明会について、令和元年度より「科学研究費助成事業説明会」と名称を変更し、最近の科研費制度変更を行った趣旨や目的、科研費制度における関係者の役割や研究者の責務等について、より理解を深めてもらうことを目的とする説明会を開催したところだが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従来の集合形式に代え、日本学術振興会のホームページに科研費制度の概要や令和 3 年度の公募内容の変更点等の説明資料を掲載した。資料では公募における主な変更点、科研費改革の趣旨、令和 3 年度の概算要求、公募内容の変更点等について説明するとともに、質疑応答の代替手段として FAQ を充実させ、質問内容に合わせて随時更新（計 6 回）した。加えて、制度の改善や公募の内容等に係る正しい理解の促進を図るため、機関等からの要望に応じて全国各地で個別説明会を開催した（15 回）。	
		（ⅱ）交付業務 ・科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が有効に活用されるよう令和２（2020）年度課題に係る交付業務を迅速に行う。 ・採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに行う。 ・研究費の交付に当た	■交付業務 ・令和 2 年度科研費について、科学研究費委員会等の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、下記のとおり研究種目の交付業務を迅速に行った。 ●交付内定通知の日程 研究種目：・基盤研究（A・B・C）、若手研究の新規研究課題及び継続研究課題、新学術領域研究の継続の研究領域に係る新規研究課題及び継続研究課題 ・特別推進研究、基盤研究（S）、挑戦的研究（開拓）、特定奨励費及び特別研究員奨励費の継続研究課題 ・研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の新規事業課題及び継続事業課題 交付内定日：4 月 1 日	

っては、研究費の前倒し使用や次年度使用を活用し、研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な運用を行う。
・令和元（2019）年度に補助事業期間が終了する課題に係る額の確定、並びに令和２（2020）年度に継続する基金事業の課題に係る状況の確認及び国庫債務負担行為を適用している特別推進研究の課題に係る額の確認を行う。
・挑戦的研究（開拓）の基金化に伴う手続きの変更点について研究者に周知するとともに、円滑に研究を開始できるよう交付業務を迅速に行う。

・奨励研究の新規研究課題	
特別推進研究の新規研究課題	7 月 30 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	4 月 24 日
基盤研究（S）の新規研究課題	8 月 31 日
挑戦的研究（開拓・萌芽）の新規研究課題	7 月 30 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	7 月 1 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	7 月 29 日
研究活動スタート支援の新規研究課題	9 月 11 日
若手独立基盤形成支援（試行）の新規研究課題	9 月 18 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	9 月 25 日
特別研究員奨励費の新規研究課題及び資格変更した特別研究員(CPD) への追加交付	10 月 1 日
学術変革領域研究（B）	10 月 2 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	10 月 12 日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））	10 月 27 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	11 月 13 日
学術変革領域研究（A）	11 月 19 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	1 月 1 日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））	2 月 19 日
国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	3 月 16 日

※4 月上旬より後に交付内定通知を発している種目は「ヒアリング審査等を行っている」「公募や応募の時期が異なる」などの種目である。

・ヒアリングを実施するなど研究種目にふさわしい審査を実施している特別推進研究や基盤研究（S）、事前の選考を行っている挑戦的研究（開拓・萌芽）、公募・審査の時期を別途設定している研究活動スタート支援等を除き、基盤研究、若手研究の不採択となった応募者のうち希望者に対し、おおよその順位、評定要素毎の平均点、不十分と評価された項目など書面審査等の結果について、令和 2 年 4 月 20 日に電子申請システムにおいて開示を行った。

（制度改善による弾力的な運用）
・科研費（補助金分）については、従前通り繰越手続により次年度に研究費を繰越しており、令和 3 年度に繰越す研究課題は令和元年度（3,754 件）と比較して 98.5%増となる約 7,450 件であった。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による繰越の場合に限り、申請書の様式を簡略化した結果、新型コロナウイルス感染症に係る繰越申請件数は約 6,800 件であった。また、科研費（基金）分については、補助事業期間を令和 3 年度に延長する研究課題は 9,913 件であった。また、前年度に延長をした課題については、新型コロナウイルス感染症の影響による再延長の申請を認めることとした結果、新申請は

3,426 件にのぼり、令和元年度に延長した課題の約 5 割となった。

・平成 25 年度から科学研究費補助金に「調整金」の枠を設け、補助金分の対象研究種目において前倒し使用や繰越事由に該当しない研究課題について次年度使用を可能とする制度改革を行い、令和 2 年度はのべ 111 件の研究課題の前倒し使用、732 件の研究課題の次年度使用の承認を行うなど、研究等の進捗状況に応じて弾力的に経費の執行ができるようにした。
・学術研究助成基金により交付している（基金分）については、前倒し使用（令和 2 年度申請実績 548 件）や次年度使用（令和 2 年度に次年度使用した研究課題は約 41,800 件）等の年度にとらわれない弾力的な運用を行った。
※平成 25 年度を基準とした増加率
繰越：約 5.1 倍
調整金（次年度使用）：約 9.6 倍、
調整金（前倒し使用）：約 1.7 倍、
科研費（基金分）前倒し使用：約 0.8 倍、
科研費（基金分）次年度使用：約 1.7 倍

・若手研究者等が海外渡航による科研費での研究を断念することなく、帰国後の研究費が保障されるよう海外渡航時における科研費の中断・再開制度を令和元年度より導入し、令和 2 年度は 87 件の申請を受理した。
また、令和 2 年度からは挑戦的研究（開拓）が基金化され、円滑に交付業務を行った。
・科研費使用ルールについて、研究者の研究計画の進捗状況等に応じて、柔軟に研究を行うことができるよう、変更について検討を行った。具体的には、①研究費の効果的・効率的な使用を一層促進するため、令和 2 年度から合算使用の制限を緩和し、一定要件の下で科研費の複数の研究課題の直接経費同士を合算して使用することを可能とすること、②科研費で購入した図書の寄付について、令和 2 年度以降は金額に拠らず、研究上の支障がなくなるときまで寄付の留保を可能とできるようにすること、③異動後の研究環境の整備を円滑に進め研究を一層加速させるため、科研費で購入した設備等の所属研究機関の異動に伴う移設の取扱いについては、これまでの研究期間内に加えて、研究期間終了後 5 年間は最低限、

				研究者（補助事業者）の希望に応じて科研費で購入した設備等を返還、移設させることとした。 （額の確定及び状況の確認） ・令和 2 年度に提出された科学研究費助成事業に係る実績報告書（約 37,600 件（うち基金分約 17,900 件））を 6 月 30 日までに提出を受け、10 月 7 日に額の確定を行った。 ・令和元年度に継続した科研費（基金分）の課題については、5 月 31 日までに実施状況報告書の提出を受け、約 49,400 件について状況の確認を行った。 ・国庫債務負担行為が導入された特別推進研究の令和２年度に継続する課題については、6 月 30 日までに実績報告書の提出を受け、額の確認を行った。		
			（ⅲ）学術研究助成基金の管理及び運用 ・基金管理委員会において定めた運用方式に基づき、流動性の確保と収益の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。	【学術研究助成基金の管理及び運用】 ・学術研究助成基金については、「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金の運用に関する取扱要項」（平成 21 年度制定）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。 　具体的には、助成金の交付時期及び交付額を考慮した上で、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、金融庁の指定する格付け機関のうち、2 社以上から高い格付けを受けた金融機関を選定することにより、安全性を確保した。		
		③　研究成果の適切な把握 　科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。	③ 研究成果の適切な把握 （ｉ）研究成果の把握・公表 　令和２（2020）年度に受理した研究実施状況報告書、研究実績報告書の研究実績の概要等、及び研究成果報告書を科学研究費助成事業デー	【研究成果の適切な把握】 ■研究成果の把握・公表 　平成 31 年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び研究成果報告書について、KAKEN により公開した。令和 2 年度において、KAKEN において PDF ファイルで公開している研究成果報告書のダウンロード数は、前年度比で、約 1.12 倍の約 360 万回と大幅に増加している。 　また、科研費の研究開始時における公開情報の充実のため、採択された課題の研究概要を、科研費の研究終了後における公開情報の充実のため、研究成果報告書に新		

			タベース（KAKEN）に速やかに公開し、学術的・社会的意義について国民に分かりやすい形での情報提供に努める。また、公開情報の充実のため、採択課題における研究の概要に加え、一部の研究種目については審査結果の所見を公開するなど、引き続き科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の運用を行う。 （ⅱ）広報誌等 科研費による研究成果を紹介した「科研費研究成果トピックス」、研究費の規模が大きい研究課題の概要を記した「我が国における学術研究課題の最前線」等、最近の科研費による研究成果をホームページ等に公開し、科研費の情報発信・広報普及活動を積極的に行う。		たに「研究成果の学術的意義や社会的意義」欄を設け、研究成果がより分かりやすく説明された成果報告書を、それぞれ KAKEN に公開した。基盤研究(A)の審査結果の所見についても、令和元年度より公開している。 ・「研究成果の発信」に関し、現在、学術雑誌等では、近年の情報通信技術（ICT）の発展に伴い、インターネットを通じて無料で自由に論文にアクセスできる「オープンアクセス」化の流れが世界的に拡大していることを踏まえ、科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について公募要領で周知するとともに、「実績報告書（研究実績報告書）」で報告する科研費論文については、オープンアクセス化の状況についても併せて報告を受けた。 ※研究実績（実施状況）報告書で令和元年度中に報告された科研費論文数に占めるオープンアクセス化した（予定含む）論文数の割合　約 35.2%（約 5 万 9 千件） ■広報誌等 ・科研費による研究成果を一般の方々にわかりやすく紹介する「科研費 研究成果トピックス」について、原稿の様式と記入要領を提示した上で、選考・作成・校閲を研究機関の裁量に委ねることで、研究機関や研究者、振興会の業務負担及び費用負担の軽減に努めた。令和元年度に引き続き、令和 2 年度も試行的に研究成果についての原稿の提出を研究機関に依頼した。22 機関から 98 件の原稿の提出を受け、科研費ホームページ内に掲載した。（令和元年度：18 機関、126 件）科研費及びその研究成果の発信を充実させるため、掲載に当たっては、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の各研究者や各研究課題のページへのリンクを設けた。また、掲載した研究成果については、科研費ホームページのトップページにスライドショー形式で研究者の写真付きで紹介し、注目度を上げるよう取り組んだ。 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/37_topics/index.html		
	（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	【評価指標】 ２－３ 国際共同研究における新たな枠組みの	【諸外国との二国間交流の支援】 ■二国間交流事業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置	（２） 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定 a	（２） 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定：a

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、又は新興国等の新たなニーズに対応し、二国間の共同研究やセミナー・シンポジウムの開催を支援する。

・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進する。その際、相手国対応機関と審査を分担し、審査を一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを検討し、平成30年度中に導入する。

・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進する。

・科研費事業のうち国際共同研究加速基金において、国を越えた学術研究を支援する。

また、学術研究を支援する事業において、研究の国際性を高めるための取組を検討し、実施する。

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

① 諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシップ共同研究・セミナーを支援する。令和2(2020)年度からはオープンパートナーシップセミナーに「大学間連携枠」を設け、大学コンソーシアム等による組織的な取組を支援する。これらについて、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

導入による申請・審査過程の効率化・国際
化（有識者の意見を踏まえ判断）

【関連指標】

２－Ｃ 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合

２－Ｄ 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】

２－３ 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

２－Ｃ 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成25～28年度の調査において

等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用したセミナーの開催などにより、交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、後述の特例措置を利用し、委託期間を延長した。

●協定等に基づく共同研究・セミナー・研究者交流

・我が国の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施される二国間交流事業においては、34か国、46機関との協定等に基づき、下記のとおり支援した。

＞共同研究：350件・セミナー：38件
派遣交流総数：0
受入交流総人数：6

＞研究者交流：1人（派遣：1人、受入：0人）

＞申請・採択実績（令和2年度実施分）

	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	1,117件	195件	17.5%
研究者交流派遣	8件	3人	37.5%

・新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議についても円滑に進むよう努め、新規課題を採択した。

●オープンパートナーシップ共同研究・セミナー

・協定等に基づく二国間交流事業を実施している国以外との交流に対する研究現場からのニーズにも幅広く応えるため、我が国と国交のある全ての国（台湾及びパレスチナについてはこれに準じて取り扱う）を対象に、下記のとおり支援した。

また、令和2年度に新設したオープンパートナーシップセミナー（大学間連携）により、大学コンソーシアム等の組織的な取組への支援を行った。

＞共同研究・セミナー・セミナー（大学間連携）：99件
派遣交流総数：0
受入交流総人数：1

●オープンパートナーシップ申請・採択実績（令和2年度実施分）

	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー・セミナー（大学間連携）	288件	52件	18.1%

＜補助評定に至った理由＞

令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をａとする。

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、弾力的な運用を実施し、学術国際交流が停滞しないよう研究者のニーズに配慮した支援を行ったことは着実に業務を実施したと評価できる。

・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議が円滑に進むよう努め、とりわけ国際共同研究事業については、リードエージェンシー方式による審査を導入したプログラムの実施に向け協議を実施し、募集要項の合意に至ったことは、高く評価できる。

【諸外国との二国間交流の支援】

・二国間交流事業では、研究者のニーズや諸外国の学術振興機関との関係に配慮して、継続的な見直しを行いながら中期計画通り着実に業務を実施した。

【国際的な共同研究の推進】

・国際共同研究事業では、採択課題の研究が円滑に実施されるよう滞りなく支援するとともに、欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORAプログラム）について遅滞なく新規課題を採択した。また、スイス科学財団（SNSF）、ドイツ研究振

＜補助評定に至った理由＞

中期計画を量的及び質的に上回る業務の進捗が認められるため。

・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国渡航の制限、勤務形態の変容など、国際共同研究の実施やセミナーの開催には大きな制約が課せられる中、支援期間の延長や経費の弾力的運用の容認等、研究者に配慮した施策を取り入れたうえ、計画通りの多様な支援が行われたことを高く評価する。また、オンライン形式の審査・評価により新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関を含めた協議を実施し、例年通り新規採択課題を決定したことも評価できる。

・諸外国の学術振興機関との協定に基づく二国間交流事業として、34か国46機関との間で共同研究（350件）、セミナー（38件）を支援し、さらに協定を結んでいない国との交流を促進するべく、オープンパートナーシップ共同研究、セミナーとして多数支援していることは、新型コロナウイルス感染症の影響下でも可能な限り国際交流を推進し、我が国の研究水準の向上、国際競争力の強化に資するものとして高く評価される。新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けながらも、オンライン会議方式を活用するなどして、共同研究の実施、研究発表やセミナーの開催などに

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。また、国際共同研究における新たな枠組みについては、その導入による申請・審査過程の効率化・国際化が図られたかについての意見を得る。

て、研究成果の発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

２－D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

・上記採択数のうち、令和 2 年度に支援した協定等を締結していない国との交流は 27 か国・44 件（下表参照）であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。

●オープンパートナーシップ令和 2 年度採択内訳（交流相手国・地域）

	共同研究	セミナー	セミナー（大学間連携）
協定等を締結していない国（共同研究：22 か国・36 件、セミナー：4 か国・5 件、セミナー（大学間連携）：3 か国・3 件）	スリランカ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、台湾、ザンビア、オーストラリア、アイスランド、ウクライナ、オランダ、キルギス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ルーマニア、コロンビア、チリ、メキシコ、カナダ、米国	スロベニア、ノルウェー、カナダ、米国	台湾、スイス、スウェーデン
協定等を締結している国（共同研究：5 か国・6 件、セミナー（大学間連携）：2 か国・2 件）	インド、インドネシア、中国、フランス、英国		中国、フランス

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用）

・令和元年度に実施予定であったセミナー4 件について、委託期間を延長して令和 2 年度も支援した。

・オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能とするとともに、委託費の 50% 以上を旅費に使用するという条件を免除した。

・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 2 年度の委託契約を令和 3 年度に延長可能とした。（申請件数：共同研究 331 件　セミナー42 件　計 373 件）

・事業終了後の報告書類の提出期限を、4 月末日から 5 月 29 日に延長するとともに、押印が必要な書類については 6 月末日まで更に延長した。

■日独共同大学院プログラム

興協会（DFG）及び英国研究・イノベーション機構（UKRI）の 3 か国の学術振興機関とそれぞれリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、特に英国 UKRI とのプログラムにおいて募集要項の合意に至ったことは、両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとしたと高く評価できる。

・国際共同研究加速基金については、評定要素の内容等を変更したことで、研究種目の目的・性格に応じた審査をより効果的に行うことが可能となった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、交流会の代替手段として、ホームページ上で過去開催時の意見交換の内容等を紹介するとともに、「JSPS Researchers Network（JSPS-Net）」への登録を促すことにより、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を積極的に図っている。

【研究交流拠点の形成支援】

・研究拠点形成事業において、国際的に競争の激しい先端研究分野及び地域共通課題の解決に資する研究分野において多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を進めており、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。また、本事業に採択された研究交流課題に対し支援期間終了後にアンケートを実施した結果、拠点機関から、申請時の目標を達成でき、今後も相手国研究者との交流を継続・発展させるとの回答があり、本事業実施によって研究交流が推進されたことも評価される。

・国際共同研究事業では、欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORA プログラム）について遅滞なく新規課題を採択している。一昨年度にスイス科学財団（SNSF）と将来のリードエージェンシー方式導入を見据えた合同審査を実施したが、英国研究・イノベーション機構（UKRI）とリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、募集要項の合意に至ったことは、UKRI を含めた過去 2 年間のリードエージェンシー方式に関する協議、試験的運用の成果が活かされたものであり、今後の展開が大いに期待される。UKRI のほか、スイス（SNSF）、ドイツ（DFG）の間でもリードエージェンシー方式の導入に関する協議が進んでいるが、これらは同事業の今後の展開が期待され、振興会の国際化に寄与する成果として高く評価できる。

・研究拠点形成事業において、多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築のみならず、若手研究者の育成も進めるべく、着実に業務を実施している。特に、昨年度は新型コロナウイルス感染症禍にありながら、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより研究交流を

					・令和２年度実施件数：２件 （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用） ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和２年度の委託契約を令和３年度に延長可能とした。（申請件数：２件）	より、我が国及び相手国の拠点形成に寄与していると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、諸外国の学術振興機関との協力の下、国際的な共同研究など国を超えた優れた学術研究への支援を行っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である２－３について、国際共同研究事業で、複数の相手国学術振興機関とリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、とりわけ英国 UKRI とのプログラムにおいて募集要項の合意に至ったことは高く評価できる。 ・関連指標２－Ｃについて、前期中期目標期間を上回る 82%の課題で発展的な成果を出したと研究者自身が評価したことは着実に業務を実施したと評価できる。 ・関連指標２－Ｄについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、事後評価を実施できない課題があったが、66.7%の課題で想定どおりあるいはそれ以上の成果を上げていることは着実に業務を実施したと評価できる。	着実に推進していることは高く評価できる。また、適切な中間評価、事後評価により進捗状況を把握し、評価結果を公表していることは、事業の透明化、実質化に貢献していると評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が制限されるなど国際共同研究、セミナーの実施に様々な制限が課せられる中、採択課題の期間延長や海外渡航費に関する制限の停止等弾力的な措置が図られているが、感染症の影響がいつまで継続するか予測が困難な中で、このような措置を取り続けることは後年度採択への悪影響が及ぶのではないかと懸念される。オンラインを活用した新しい形のセミナーや共同研究を求めるなど、採択研究者にも工夫を促したい。
			② 国際的な共同研究の推進 　海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を実施する。令和２（2020）年度は、欧州等４か国の学術振興機関との連携により社会科学分野における国際共同研究プログラムの審		【国際的な共同研究の推進】 ■国際共同研究事業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表などにより、研究を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、後述の特例措置を利用し、委託期間を延長した。 ●欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORA プログラム） ・欧州等４か国の学術振興機関（フランス国立研究機構（ANR）、ドイツ研究振興協会（DFG）、英国社会科学研究		

査を実施するほか、スイス科学財団（SNSF）とリードエージェンシー方式の導入に向けた協議を行う。

科研費事業のうち国際共同研究加速基金においては、他の科研費同様に文部科学省が定める基本的考え方・分担に基づき、国際的な学術研究を支援する。

若手研究者が真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会としてJSPS- LEADSNET(リーズネット)事業研究交流会を開催する。

会議（ESRC）、オランダ科学研究機構（NWO））との連携により、社会科学分野における多国間国際共同研究事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議が円滑に進むよう努め、遅滞なく令和2年度採択分（NWOに代えて、カナダ社会・人文科学研究会議（SSHRC）が参画）の書面審査及び合議審査を行い、2件の応募から1件を採択した。（令和2年度支援件数：新規1件、継続3件）
（参考）平成30年度公募実施　対象分野：社会科学　申請件数：12件　採択件数：3件

●国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム）
・米国国立科学財団NSFと連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和2年度支援件数：継続2件）
（参考）平成27年度公募実施　対象分野：人文学、社会科学及び自然科学にわたる全分野　申請件数：7件　採択件数：2件

●スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs）
・スイス科学財団（SNSF）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和2年度支援件数：継続8件）
（参考）令和元年度公募実施　対象分野：数物系科学、化学、工学系科学、情報学、農学・環境学申請件数：21件　採択件数：8件
・リードエージェンシー方式による審査を導入した新たな国際共同研究事業の実施に向け協議を実施した。
・平成28年度採択課題の終了を受けて、事後評価を実施した。
＜事後評価の実施・公表実績＞

実施課題数	評価結果
4	A: 意義があった／2課題 B：ある程度意義があった／2課題

※評価はS～Cの4段階で実施
事後評価結果：
https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_g_jigohyouka.html

●ドイツとの国際共同研究プログラム（JRPs-LEAD with DFG）

・DFG と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和 2 年度支援件数：継続 9 件）
（参考）平成 30 年度公募実施　対象分野：地球科学　申請件数：25 件　採択件数：9 件
・リードエージェンシー方式による審査を導入した国際共同研究事業の実施に向け協議を実施した。
●英国との国際共同研究プログラム（JRPs-LEAD with UKRI）
・英国研究・イノベーション機構（UKRI）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和 2 年度支援件数：継続 10 件）
（参考）平成 30 年度公募実施　対象分野：生命科学、環境科学　申請件数：169 件　採択件数：10 件
・リードエージェンシー方式による審査を導入した国際共同研究事業の令和 3 年度の実施に向け協議を実施し、募集要項について合意に至った。

●中国との国際共同研究プログラム（JRP with NSFC）
・中国国家自然科学基金委員会（NSFC）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和 2 年度支援件数：継続 4 件）
（参考）令和元年度公募実施　対象分野：サステイナブル・レメディエーション　申請件数：35 件　採択件数：4 件

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用）
・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 2 年度の委託契約を令和 3 年度に延長可能とした。（申請件数：22 件）
・事業終了後の報告書類の提出期限について、4 月末日であったところ、受託機関からの申し出により、1 ヶ月程度延長した。

■国際共同研究加速基金
・国際共同研究加速基金については、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に基づき、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部を改正したほか、評定要素の内容等を変更するなど、研究種目の特性に応じ、適切に審査を行う

③ 研究交流拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築を図る研究拠点形成事業を実施する。また、日中韓の学術振興機関との協定等に基づき、アジアにおける世界的水準の研究拠点の構築を図る日中韓フォーサイト事業を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保

仕組みを整備した。科学研究費委員会等の審査結果に基づき、下記のとおり交付業務を迅速に行った。

研究種目	交付内定日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））	10 月 27 日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））	2 月 19 日
国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	3 月 16 日

■JSPS-LEADSNET（リーズネット）事業

JSPS-LEADSNET（リーズネット）について、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、集合形式による研究交流会の開催に代えて、過去の開催概要及び現在でも参考となる意見交換の内容等をホームページで紹介するとともに、過去の参加者と令和 2 年度の参加対象となる予定であった研究者のネットワーキングに資するべく、「JSPS Researchers Network (JSPS-Net)」への登録を促し、国際的な研究活動を展開する上で必要となるノウハウ等の共有を図る等、真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会を提供した。

【研究教育拠点の形成支援】

■研究拠点形成事業

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用）

① 令和元年度に実施していた課題の内、事前の申請により 28 件について、委託期間を延長して令和 2 年度も支援した。
② 研究交流経費総額の 50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
③ 弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 2 年度の委託契約を令和 3 年度に延長可能とした。（申請件数：A 型 30 件、B 型 25 件）

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより、研究交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、前述の特例措置を利用し、事業計画の実施期間を延長した。

し、厳正な審査を行う。

（A. 先端拠点形成型）
・先端的かつ国際的に重要な研究課題について、米英独仏等の 34 か国・地域との間で 17 機関 44 課題を、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで実施した。

●交流国・地域数：34 か国（令和元年度：32 か国）
アルゼンチン、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、台湾、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベトナム、ベルギー、ポーランド、マレーシア、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア

・採択 3 年目の課題に対する中間評価を実施した。また、支援期間を終了した課題に対し、事後評価を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画の実施期間を延長した課題の中間評価、事後評価については、延長期間終了後に評価を行うこととした。

●中間評価の実施・公表実績

	実施課題数	評価結果
中間評価	3	A：想定以上の成果をあげつつあり、当初の目標の達成が大いに期待できる／2 課題 B：想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる／1 課題

※評価は A～D の 4 段階で実施
中間評価結果：
https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●事後評価の実施・公表実績

	実施課題数	評価結果
事後評価	2	B：想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／2 課題

※評価は A～D の 4 段階で実施
事後評価結果：

https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●申請採択状況（令和3年度募集分）
事業のニーズが高い中、国際事業委員会において、課題の先端性・重要性やネットワークの構築等多角的な視点から選考を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、ヒアリング審査はオンライン形式で実施した。

	申請件数	採択数	採択率
研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）	38件	8 件	21.0%

（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）
・アジア・アフリカ地域の問題解決に資する研究課題について、38か国・地域との間で25機関34課題を、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで実施した。

●交流国・地域数：38か国（令和元年度：36か国）
アルジェリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、ガーナ、カザフスタン、韓国、カンボジア、ケニア、ザンビア、ジプチ、シンガポール、スーダン、スリランカ、セネガル、タイ、台湾、タンザニア、中国、ナイジェリア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ボツワナ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、モザンビーク、モンゴル、ラオス

・本事業に採択された研究交流課題に対し支援期間終了後にアンケートを実施した結果、拠点機関から、申請時の目標を達成でき、今後も相手国研究者との交流を継続・発展させるとの回答を得る等、我が国及び相手国の拠点形成に寄与したことを確認した。

●申請採択状況（令和3年度募集分）
事業のニーズが高い中、国際事業委員会において課題の重要性・必要性やネットワークの構築等多角的な視点から選考を実施した。

	申請件数	採択数	採択率

研究拠点形成事業(B.アジア・アフリカ学術基盤形成型)	38 件	10 件	26.3%

【審査・評価業務】

（審査業務）

・公募事業は国際事業委員会等において利害関係者の取扱いに厳正を期しつつ、書面審査及び合議審査（ヒアリング審査を含む）を競争的な環境の下で行った。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、合議審査にオンライン形式を導入し、審査業務を滞りなく実施した。

＞審査委員に審査の手引等を配布して、審査基準及び評価方法等を明確に示し、併せて利害関係者の取り扱いについても周知し、公平で公正な審査体制を維持した。

＞書面審査員の名簿は任期終了後に、合議審査を行う国際事業委員会委員の名簿は年度終了後にホームページで公開するとともに、審査方針や審査方法も公開し、審査の透明性確保に努めた。

＞審査結果について、学術システム研究センターにおいて審査意見の適切性等について分析・検証（審査に問題があった審査員や有意義な審査を行った審査員の特定など）を行い、翌年度の審査員候補者を選考した。

（評価業務）

・上述のとおり、「研究拠点形成事業（A.先端拠点形成型）」、「スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs）」、の2事業において、事業の成果及び効果を把握するため、採択を終了した課題に対する事後評価を実施したほか、「研究拠点形成事業（A.先端拠点形成型）」及び「日中韓フォーサイト事業」においては採択3年目の課題に対して、事業の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、その課題を継続すべきかどうかを判断するため中間評価を実施した。事後評価、中間評価いずれの結果も報告書とともにホームページに公開した。

【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業】

以下の3つのプログラムを実施した。

■実社会対応プログラム（平成25年～平成27年、平成

（３）学術の応用に関する研究等の実施 様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、	（３）学術の応用に関する研究等の実施 様々な学術的・社会的要請に応えるために、国	（３）学術の応用に関する研究等の実施 課題設定による先導的人文学・社会科学研究	【評価指標】 ２－４ 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取		（３） 学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞	（３） 学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞

	我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。	の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」を踏まえ、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。 事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。様々な学術的・社会的要請に応える課題設定に向けた取組として、有識者から意見聴取や情報収集等を行う。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。 人文学・社会科学のデータの共有、利活用を促進するオールジャパンの基盤の構築を推進する。	推進事業において、平成24 年７月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえ、「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」による共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。 令和２(2020)年度は、令和元（2019）年度までに採択された「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」の研究テーマのフォローアップを行う。また、平成 29（2017）年度に採択された「領域開拓プログラム」の研究評価を行い、評価結果に基づき研究期間の延長の可否を決定するとともに、同プログラムの新規課題の設定に当たっては、様々な学術的・社会的要請に応える課題を設定するために、有識者からの意見聴取等を行う。加えて、人文学・社会科学の特性を踏まえた本事業における評価の在り方について検討の上、取りまとめを行う。プログラムの実施に当たって	組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ２－４ 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。	27 年～平成 30 年、平成 30 年～令和 3 年（2021 年）） ・平成 30 年度に採択し、既に開始している 8 件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するとともに年次支出報告書の提出を受け、額の確認を行った。 －研究テーマ公募型研究テーマ：8 件 ■ グローバル展開プログラム（平成 25 年～平成 28 年、平成 28 年～令和元年（2019 年）、令和元年（2019 年）～令和 4 年（2022 年）） ・令和元年度に採択し、既に開始している 6 件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するとともに年次支出報告書の提出を受け、額の確認を行った。 －研究テーマ公募型研究テーマ：6 件 ・また、令和元年度に委託契約が終了した 3 つの研究機関の額の確定を行った。 ■ 領域開拓プログラム（平成 26 年～平成 29 年、平成 29 年～令和 2 年（2020 年）、令和 2 年（2020 年）～令和 5 年（2023 年）） ・平成 29 年度に採択し、既に開始している 12 件及び平成 26 年度に採択し研究期間の延長が認められた 1 件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するとともに年次支出報告書の提出を受け、額の確認を行った。 －研究テーマ公募型研究テーマ：12 件 ・上記 13 件の研究テーマの研究期間が最終年度のため、研究評価を実施した。研究成果の状況について、部会において有識者による評価を行い、13 件中、S が 1 件、A が 6 件、B が 6 件と判断された。（評価は S、A、B、C の 4 段階で実施） ・上記 13 件中、研究期間の延長申請のあった 3 件について、新規公募と並行して延長審査を行い、十分な成果がありかつ研究を継続する価値があるかどうか審査した結果、1 件の研究期間の延長が認められた。 ・また、令和 2 年度中に委託契約が終了した 3 つの研究機関の額の確定を行った。 ・令和 2 年度新規採択については、外部有識者の意見を踏まえ、研究テーマ公募型 5 つ（人文学・社会科学における方法論の検討および新たな創出の試み、人工知能など高度化する情報技術社会におけるルールと公共性の問題、グローバル化社会における格差と機会の平等につ	令和 2 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、令和 2 年度は 3 プログラムのフォローアップを行うとともに、「領域開拓プログラム」において、研究テーマの新規採択審査に加え、延長審査を着実に実施している。また、事業の効果的な成果普及とプレゼンス向上のために、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響もある中、開催形式をオンラインに変更し、シンポジウムを中期計画通りに開催したことは評価できる。あわせて、研究評価の在り方について、昨年度に行ったシンポジウムのパネルディスカッションでの意見交換や事業委員会での議論を踏まえ、研究評価指標の案を作成し、その有効性を検証するため、今年度に行った領域開拓プログラムの評価の際に試行的な評価を行い、その結果を取りまとめた。さらに、令和 3 年の文部科学省の報告書を踏まえ新たなプログラムの検討及び来年度の公募に向けた準備を行ったことや、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響を考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ事業運営を行ったことは、中期計画通り着実に業務を	中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、実社会対応プログラム、グローバル展開プログラム、領域開拓プログラムの 3 プログラムが実施されている。3 プログラムに共通して事業委員会や部会が設置されており、課題の採択、フォローアップがなされているが、すべて新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響を考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施した。これにより、委員や関係者の安全を確保しつつ、計画どおりに 3 プログラムのフォローアップを行うとともに、研究テーマの新規採択および延長審査が実施され、円滑な運営がなされたことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響もある中、事業の効果的な成果普及とプレゼンス向上のために、平成 28 年度グローバル展開プログラムに採択された研究テーマの成果報告と、パネルディスカッションをオンライン形式でのシンポジウムとして行ったが、前年度（56 名）を上回る参加者（134 名）を集めたことは、オンライン形式のメリットが活かせた成果であり、事業の効果的な成果普及とプレゼンス向上に資するものとして高く評価できる。 ・領域開拓プログラムの研究

			は、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。さらに、研究成果についてシンポジウムの開催等により情報発信を行う。 　人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施に当たっては、委員会を設置し事業の適切かつ円滑な運営を図り、併せて連絡協議会を開催し、振興会、拠点機関及び国立情報学研究所の三者間の連携と協議を実施する。また、総合データカタログの試験運用を開始するとともに、オンライン分析システムの開発に向けた取組を進める。あわせて、データ寄託を円滑に推進するために社会科学分野を対象とした共通ガイドライン（手引き）を策定するとともに、人文学分野を対象として共通ガイドライン（手引き）の策定に向けた取組を進める。これらの実施により、データ利活用システムの構築に向けて取り組む。	いての領域横断的研究、科学技術と「人間」との関係性に関する研究、パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題）の課題を設定した。また、それらの課題について研究テーマを公募し、審査要項に基づき外部有識者による公正な審査を経て、75 件中 11 件の研究テーマを採択し支援を開始した。 －研究テーマ公募型研究テーマ：11 件 また、3 つのプログラムに共通して、以下の取組を行った。 ・各プログラムの実施に当たっては、専門家による公正な審査を実施するため事業委員会及びプログラム毎に部会を設置し、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図った。 ・公募要領等の審査に係る基本的な情報の他、各プログラムの採択研究テーマの研究概要及び概要図についてホームページで情報を公開した。 ・円滑な事業実施の観点から、複数年の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認め、研究の進捗状況に応じて研究費を執行できる弾力的な経費執行の促進に努めた。 ・本事業の効果的な成果の周知普及・プレゼンス向上のため、2 月に新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響も考慮し、オンライン形式によるシンポジウムを開催し、平成 28 年度グローバル展開プログラムに採択された研究テーマの成果報告と、パネルディスカッションを行い、134 名（前年度 56 名）が参加した。また、シンポジウム終了後、ホームページに開催概要及びパネルディスカッション発言録を掲載し、広く成果を発信した。 ・事業としての人文学・社会科学の特性を踏まえた評価の在り方について、昨年度に行ったシンポジウムのパネルディスカッションでの意見交換や事業委員会での議論を踏まえ、研究評価指標の案を作成し、その有効性を検証するため、今年度に行った領域開拓プログラムの評価の際に試行的な評価を行い、検証の上その結果を取りまとめた。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響も考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ着実に目的を達成した。	実施していると評価できる。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響も考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ、拠点機関の中間評価を実施するとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で緊密な連携を図り、事業を円滑かつ着実に推進した。 ＜課題と対応＞ ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、引き続き 3 つのプログラムによる共同研究を推進するとともに、来年度から行う新たなプログラムによる共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進していく。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業において、引き続き振興会、拠点機関及び国立情報学研究所の三者間の連携を密にし、データ利活用システムの構築を推進していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 2－4 については、3 プログラムにおいて、設定された課題に対して採択された研究テーマのフォローアップを行うとともに、「領域開拓プログラム」において、設定された課題に対する研究テーマの新規採択	テーマ公募型プログラムの新規採択に関しては、その課題の一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が設定されたことは、新型コロナウイルス感染症が全世界に影響を及ぼす中、極めて時宜を得た課題設定であると高く評価できる。 ・人文学・社会科学の特性を踏まえた評価の在り方について、これまでの意見交換や事業委員会での議論を踏まえ、研究評価指標の案を作成し、今年度に行った領域開拓プログラムの評価の際に試行的な評価を行い、その有効性の検証を行っていることは適切な進捗である。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響も考慮し、メール形式やオンライン形式の会議により、拠点機関の中間評価を実施するとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で緊密な連携を図られ、事業目的に沿って着実な進捗に貢献したことが評価される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・人文科学系学部の再編圧力等人文科学に対する軽視の風潮が無視できない現状に対する警鐘を鳴らす意味でも、

					■新プログラムの検討 令和３年１月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会報告「人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト（審議のまとめ）」を踏まえ、新たなプログラムの検討を行い、来年度の公募に向け準備を行った。 【人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業】 ・運営委員会において、事業の適切かつ円滑な運営を行うとともに、拠点機関に対し中間評価を実施し、5 機関中１機関がS、4機関がAと判断された。（評価はS、A、B、C、Dの５段階で実施） ・社会科学系の拠点機関を横断的に検索可能なデータカタログを構築し、試験運用を実施した。また、オンライン分析の開発を進め、大学の講義の場を活用して試験運用を実施した。 ・国立情報学研究所との連携を密にするとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で連絡協議会等を開催し、データインフラストラクチャー構築の取組状況の共有を行った。 ・作業部会において、研究データのデータ・アーカイブへの寄託の促進に資する人文学・社会科学分野を対象とした共通ガイドライン（手引き）について、両分野で共有できる項目が多く、まとめて策定することで研究者の利便性が向上することから、分野毎に策定する計画から、一冊の共通ガイドライン（手引き）にすることに切り替え、先行していた社会科学分野を策定する一方で、後発の人文学分野の策定を進めた。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターにおいて、先行している外国のアーカイブ機関の事例等の調査を実施し、データカタログの構築等に必要な技術的項目の策定を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響も考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ着実に目的を達成した。	審査に加え、延長審査を行うことで着実に実施している。	人文学・社会科学の特性を踏まえた評価の観点について、当該事業を通じて広く提案していってほしい。

４．その他参考情報

○日本の論文に占める科研費が関与する論文の状況

	（1996 年-1998 年）	（2001 年-2003 年）	（2006 年-2008 年）	（2011 年-2013 年）
日本の論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の件数	23,800	30,940	37,393	40,157
日本の TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の件数	2,630	3,141	3,695	3,893

	（1996 年-1998 年平均）	（2001 年-2003 年平均）	（2006 年-2008 年平均）	（2011 年-2013 年）
日本の論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の割合	36.0%	41.5%	49.0%	52.0%
日本の TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN 論文）の割合	52.1%	55.6%	61.5%	60.4%

※出典：「論文データベース（Web of Science）と科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の連結による我が国の論文産出構造の分析」追加資料

（文部科学省科学技術・学術政策研究所）

1．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－３	３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 （１）自立して研究に専念できる環境の確保 （２）国際舞台で活躍する研究者の養成 （３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 （４）研究者のキャリアパスの提示		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 2 号、第 3 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくための取組として重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考ＵＲＬ	特別研究員事業　https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html 海外特別研究員事業　https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html 若手研究者海外挑戦プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html 国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業　https://www.jsps.go.jp/j-kokusaikatsuyaku/index.html 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-zunoujunkan3/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員）　https://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人招へい研究者）　https://www.jsps.go.jp/j-inv/index.html 論文博士号取得希望者に対する支援事業　https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html サイエンス・ダイアログ　https://www.jsps.go.jp/j-sdialogue/index.html	日本学術振興会賞　https://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html 日本学術振興会育志賞　https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html 国際生物学賞　https://www.jsps.go.jp/j-biol/index.html 野口英世アフリカ賞　https://www.jsps.go.jp/j-noguchiafrica/index.html HOPE ミーティング　https://www.jsps.go.jp/hope/index.html ノーベル・プライズ・ダイアログ　https://www.jsps.go.jp/j-nobel_prize_dialogue/index.html 先端科学シンポジウム　https://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業　https://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html 卓越研究員事業　https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html	

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
評価指標							
特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80%程度） 上段：特研、下段：海特	80%程度		97.4% 94.9%	97.6% 95.8%	98.2% 95.5%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	24,810,475	24,145,857	23,563,408		
決算額（千円）	23,469,021	22,250,799	20,031,135		
経常費用（千円）	23,497,706	22,255,310	19,951,517		
経常利益（千円）	-37,173	331,072	429,960		
行政コスト（千円）	23,442,113	22,313,118	19,951,517		

特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） 上段：特研、下段：海特		80%程度		92.8% 100.0%	92.1% 97.9%	85.1% 98.1%		
外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準:受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度）		75%程度	76.8%	89.4%	86.0%	84.0%		
若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準:振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 95％程度）	HOPE ミーティング	95%程度	91～100%	100%	― （開催中止）	― （開催延期）		
	ノーベル・プライズ・ダイアログ			96.8%	― （開催無し）	― （開催延期）		
	先端科学シンポジウム			96%	94.3%	― （開催延期）		
関連指標								
特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況	5年経過後 1段：PD 2段：海特	―	91.6% 94.2%	86.2% 91.9%	90.6% 89.2%	86.3% 91.5%		
	10年経過後（DC）	―	88.5	84.3%	86.9%	87.7%		

従事人員数（人）	30	29	29		

注１）予算額、決算額は「３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。	国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に対する経済的支援や海外で研さんを積むことができる環境の整備等に取り組む。 事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。			＜主要な業務実績＞	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和 2 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定を A とする。 ・特別研究員事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態の中、募集、審査、採用に係る一連の膨大な業務を採用計画に基づき、滞りなく円滑に実施している。具体的には、大学等研究機関への立入規制等が申請者に及ぼす影響を鑑み、申請書の提出期限を延長するとともに、審査方法においても特例措置を講じることで採用内定者の決定・本人への通知を遅滞なく行っている。また、採用者等に対して、各種書類の提出期限の延長のほか、採用期間の中断・延長、採用開始時期の延期など、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を不断に設定・実施しており、これらの取組は、新型コロナウイルス感染症の影響下により研究活動に支障が生じた若手研究者に安心を与え、その研究継続を柔軟に支援したものとして高く評価できる。 さらに、特別研究員制度の趣旨を踏まえつつ、研究者のとしての資質や将来性により重点を置いた評価を実施できるよう、	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定を A とする。 ・特別研究員事業、海外特別研究員事業及び外国人研究者招へい事業において、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に対応するため、募集・審査、採用手続及び採用後の手続に係る各種業務について、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を柔軟に設定しつつ円滑に実施しており、年度計画を大きく上回る実績が見られる。特に以下に掲げる実績については高く評価できる。 特別研究員、海外特別研究員及び外国人研究者招へい事業の募集・審査に関し、令和 3 年度採用分の応募期限を延長しつつも審査方法について特例措置を講じ、採用内定者の決定・通知を遅滞なく行ったことに加え、特別研究員及び海外特別研究員においては、令和 4 年度採用分の募集・審査に向けては若手研究者養成の趣旨を踏まえつつ申請様式や選考方法の抜本的な見直しを行っている。このことは、新型コロナウイルス感染症を一	

						令和 4 年度採用分の募集審査に向けて申請様式、選考方法の抜本的な見直しを行ったことや、「研究専念義務」の趣旨の明確化及び報酬受給制限の緩和、PD等の保険（傷害補償等）への一括加入、ポストコロナも見据えた採用後手続の電子化等の取組についても、年度計画を大きく上回る内容で制度改善を進めたものとして、高く評価できる。 ・優れた若手研究者が積極的に海外で研さんする機会を推進する取組、外国人研究者招へいの取組においても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、申請書の提出期限を延長するとともに、審査方法においても特例措置を講じることで採用内定者の決定・通知を遅滞なく行っている。 　このほか、書類提出期限の延長をはじめ、採用期間の中断・延長や採用開始時期の延期など、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を迅速に設定し、柔軟な制度運用により優れた若手研究者の研究継続を着実に支援している。また、海外特別研究員事業においても研究専念義務の明確化と報酬受給制限の緩和を行ったほか、令和4年度採用分の募集・審査に向けて申請様式と選考方法の抜本的な見直しを行っており、これらの取組は、年度計画を大きく上回る事業改善の取組として高く評価できる。 ・研究者の顕彰及び研さん機会の提供に係る事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により集合会議の開催が困難	つの契機として、積極的に制度の改善を図ったものとして高く評価できる。 　また、新型コロナウイルス感染症の拡大が特別研究員及び海外特別研究員の研究活動に及ぼす影響を把握しながら、採用者が置かれた状況に応じた多様な特例措置を設定し、これら特例措置をウェブサイトに整理して掲示したことは、制度利用者の立場に立った柔軟かつ丁寧な対応として高く評価できるものである。 　さらに、特別研究員制度の趣旨を踏まえつつ、研究専念義務の趣旨の明確化と共に報酬受給制限の緩和を行ったことや、DCの「ダブルディグリー・プログラム」による留学を認める制度変更を行ったこと、PD等の保険（傷害補償等）への一括加入など、制度改善に係る不断の見直しを行った取組は、特別研究員採用者が自らの能力を高め活躍する機会の拡大に資するものであり、高く評価したい。 ・研究者の顕彰や、研究者の研鑽機会を提供する事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で集合会議の開催が困難になる中、オンライン形式による審査を実施したほか、延期されたイベントに関しては、オンラインによる公開シンポジウムの実施といった再開に向けた準備業務を行うこと等により、限られた環境下においても適切に業務

						となる中でもオンライン形式による審査会や公開シンポジウムの開催を実施する等、中期計画に沿って適切に事業を実施している。 ・研究者のキャリアパスの提示に係る事業においても、中期計画に沿って着実に事業を実施している。 ＜課題と対応＞ ・特別研究員事業の募集、審査、採用に係る一連の膨大な業務を円滑に実施し、引き続き我が国の優秀な若手研究者の養成・確保に貢献していく。 また、研究者を目指す者にとってより魅力ある事業となるよう、引き続き採用者の処遇改善や支援の充実等の制度改善に努めていく。 ・海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信に取り組んでいく。	を遂行している。 ・卓越研究員事業においても、中期計画に沿った着実な業務の遂行が確認できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ー ＜その他事項＞ ・今回の新型コロナウイルス感染症の影響は若手研究者の養成プログラムにとっては大きな試練であることは間違いない。しかし、振興会の適切な判断と、果敢な対応でなんとか乗り切れていると考える。是非追跡調査を実施して、この度の問題の影響を把握して、今後のこのような特殊問題が発生したときの対応の参考にしてほしい。
	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励	【評価指標】 ３－１ 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） ３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アン	＜主要な業務実績＞ 【大学院博士（後期）課程学生や博士の学位を有する者等への支援】 ■特別研究員事業 ●特別研究員の採用及び支援 ・採用計画に基づき下表のとおり特別研究員-SPD、PD、DC（以下それぞれ「SPD」、「PD」、「DC」という。）を採用し、若手研究者の育成・支援を行った。 また、出産・育児により研究を中断した研究者の研究復帰を支援するため、特別研究員-RPD（以下「RPD」という。）を採用し、研究奨励金を支給した。	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ質的に顕著な成果が得られていると言えることから、評定をsと	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を量的及び質的に上回る業務の進捗が認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大という想定を超えた事象が発生する中、特別研究員

を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

博士の学位を有する者で特に優れた研究能力を有する者については、世界レベルでの活躍を期待して、能力に応じた処遇を確保する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

また、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

金を支給する。また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、PD 採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として採用し、研究奨励金を支給する。加えて、我が国の将来の研究を担う優れた若手研究者を養成する観点から、PD または SPD 採用者のうち国際コミュニティの中核に位置する大学その他の研究機関で研究に専念する者を「特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）」に採用し、研究奨励金を支給する。

学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断期間中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。

ケート調査により肯定的評価を得た割合が 80%程度）

【関連指標】

３－Ａ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

３－１ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－Ａ 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（５年経過後特別研究員-PD は

さらに、若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに、海外研究者とネットワークを構築することを支援するため、特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）（以下「CPD」という。）を採用し、研究奨励金等を支給した。なお、CPD の「令和 3 年度採用分募集要項」の作成にあたっては、長期の海外渡航を計画する申請予定者の申請準備に資するよう迅速に作業を進め、前年度より 1 ヶ月早い令和 3 年 2 月 12 日に公開した。

「特別研究員の採用状況」　（単位：人）資格

	令和元年度からの継続者数	令和2年度新規採用者数	中途辞退者数	採用期間満了者数	次年度への継続者数
SPD	21	14	12	5	15※
PD	500	368	176	152	529※
DC1	1,315	721	96	514	1,426
DC2	893	1,095	312	629	1,047
RPD	144	69	26	37	150
合計	2,873	2,267	622	1,337	3,167

※SPD 及び PD の「次年度への継続者数」は、CPD に採用された者(SPD:3 名、PD:11 名)を除く人数。

資格	令和元年度からの継続者数	令和2年度新規採用者数	中途辞退者数	採用期間満了者数	次年度への継続者数
CPD	13	14	4	0	23

－SPD：PD 申請者のうち、特に優れた者
－PD：博士の学位取得者等
－DC1：博士課程（後期）第 1 年次に在籍する者等
－DC2：博士課程（後期）第 2 年次以上に在籍する者等
－RPD：出産・育児により研究活動を中断した者
－CPD：PD 又は SPD の新規採用者
－採用時の資格で計上
－新規採用者数は、令和 2 年度に採用した数
－中途辞退者数は、令和 3 年 3 月 31 日現在の数
（中途辞退者数の約 9 割が就職を理由に辞退）
－育志賞受賞による採用者を含む

「PD、DC、RPD の令和 3 年度(2021 年度)採用分申請者数」
（単位：人）

	PD	DC1	DC2	RPD	合計
申請者数	1,800	3,582	5,728	239	11,349

「CPD の令和 2 年度(2020 年度)採用分申請者数」（単位：人）

	CPD
申請者数	38

－CPD：PD 及び SPD の新規採用者を対象に募集

●男女共同参画を進めるための取組

する。

・令和 2 年度の特別研究員事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた数々の特例措置の設定など制度利用者の立場に立った柔軟な対応を不断に実施した。また、こうした様々な特例措置を継続的かつ臨機応変に検討し対応する必要があった新型コロナウイルス感染症の影響下の状況にあって、募集、審査、採用に係る一連の膨大な業務を滞りなく着実に実施するとともに、「研究専念義務」の明確化及び報酬受給制限の緩和や、PD 等の保険（傷害補償等）への一括加入、学術システム研究センターの議論に基づく審査制度の抜本的な見直し、採用後手続のペーパーレス化・電子化のためのシステム構築など、採用者の処遇改善、ポストコロナの生活様式も見据えた制度の更なる効果的・効率的な運営に向けて、積極的かつ適切に改革を実行しており、こうした取組は、特別研究員制度の魅力や効果を大きく向上させるものとして、特筆に値する。
具体的な理由については、下記の通り。

・特別研究員事業の募集、審査、採用に係る一連の膨大な業務（申請総数：11,349 件）を、限られたスケジュールの中で採用計画に基づき円滑に実施した。特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による申請者の事情を考慮し、申請書の提出

採用者及び申請者の置かれた状況に寄り添い種々の特例措置を柔軟に設定し、採用者の研究継続を支援するとともに、採用内定者の決定も遅滞なく行っている。このことは、緊急時における適時適切な対応として高く評価できる。

・令和４年度採用分特別研究員の募集に際し、制度の趣旨を踏まえ、研究者としての資質や将来性により重点を置くための申請書様式や選考方法の抜本的な見直しを行ったことは、審査制度のより効果的な運用を実現するものとして高く評価できる。

・特別研究員制度の趣旨を踏まえつつ、研究専念義務の明確化と共に報酬需給制限の緩和を行ったことや、DC 採用者が受入研究機関の「ダブルディグリー・プログラム」によって留学することを可能とする制度変更を行ったこと、PD 等を対象とした保険（傷害補償等）への一括加入を決定・周知したこと、更には特別研究員の採用後手続の電子化を進めた等の取組は、採用者が自らの能力を高め活躍する機会の拡大につながるとともに、ポストコロナの新たな生活様式も見据えた制度の更なる効果的・効率的な運営にも資するものであり、年度計画を超える取組として、高く評価できる。

・特に DC 採用者が海外の機関で研究活動を続けることを踏まえて「ダブルディグリー・プ

		①審査の適切な実施 特別研究員の選考に当たっては、我が国の第	① 審査の適切な実施 審査の独立性を確保する観点から、我が国の	91.6%、5年経過後海外特別研究員は 94.2%、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	・特別研究員事業において、出産・育児の際に採用を中断しその期間分採用延長できる制度や、研究再開準備支援として採用中断期間中に短時間の研究を継続できるよう、研究奨励金の半額を支給する制度を実施した。これらの取組により、特別研究員のライフイベントとキャリア形成の両立支援・活躍促進を図った。 「出産・育児に伴う中断及び延長の取扱数」 （単位：人） 資格等 / 中断・延長者数 / うち研究再開準備支援取得者数 (※) SPD,PD,DC / 87 / 15 RPD / 39 / 14 合計 / 126 / 29 ※中断期間中に研究奨励金の半額を支給 ・女性研究者の特別研究員事業への積極的な申請に資するため、令和2年度採用分を含む過去5年間の特別研究員の申請・採用状況について、男女別の人数をホームページで公表し、女性研究者の申請・採用実績を審査区分別に明確に示した。 ・女性研究者の比率を将来的に高められるよう、特別研究員の募集に関する説明資料において、学術研究分野における男女共同参画を進める観点から優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰することを支援するRPDの趣旨や申請資格等を詳しく説明した。 ・令和4年度採用分特別研究員の募集に係る申請書様式の検討にあたり、研究中断のために生じた研究への影響を申請書に記載できるよう変更を行い、令和3年2月に様式を公開した。 「令和2年度採用分申請者数・採用者数に占める女性比率」 資格 / 申請者 / 採用者 PD(SPDを含む) / 27.7% / 24.4% DC1 / 25.9% / 23.0% DC2 / 26.4% / 25.5% RPD / 94.1% / 91.3% CPD / 28.9% / 42.9% ◆審査の適切な実施 ・令和3年度(2021年度)採用分の特別研究員等の選考に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により大	期限を可能な限り延長する一方、審査方法に関して特例措置を講じることで、PD・DC の申請受付（6月）から第1次採用内定者の決定までの業務を 4 か月未満という短期間で迅速に遂行しており、前年度と同時期の9月中に第 1 次採用内定通知を行ったことは、申請者の進路決定に遅延を生じさせることを避け、また優れた若手研究者の確保にも資するものとして高く評価できる。このほか、出産・育児に伴う採用期間の中断・延長や研究再開準備支援など、男女共同参画の推進を見据えた採用後の支援も着実に実施している。 ・令和元年度に創設した CPD については、令和2年度採用分の募集において、募集期間を前年度よりも約 1 ヶ月長く確保する一方、申請受付、審査、採用内定までの業務を 2 ヶ月弱という短期間で迅速に遂行しており、制度利用者である CPD に申請した PD や SPD 採用者の活動等に裨益している。 さらに、令和3年度採用分の募集要項については、公開時期を令和2年度採用分より更に1ヶ月早期化しており、海外で長期の研究活動を計画する申請予定者の申請準備に大きく寄与している。こうした取組は、海外との人的交流が停滞している新型コロナウイルス感染症の影響下の状況においても、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を支援する施策を安定的かつ着実	ログラム」によって留学することを可能としたことは、ある意味で画期的といえる。現在、我が国の大学院生や若手研究者が内向き思考になっているとの懸念が多く聞かれる中、この制度によって、海外で研究活動をする機会を得るための有効なインセンティブとなることを期待する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

	一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に審査を実施する。 若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入して審査を実施する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに、審査方針等をホームページ等で公開する。 審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、理事長が選考する。	第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して審査を実施する。 若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30(2018)年度より導入した審査区分の下、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を整備するとともに、審査基準及び評価方法の審査委員への周知、面接審査における複数の審査委員による合議等により、公正かつ精度の高い審査を実施する。また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。 審査委員の選考について、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが候補者名簿案を作成する。 書面審査の不採択者に対し、その詳細な評価結果を開示する。		学等研究機関の立入規制の影響を受けた申請者や、通常の業務体制を維持することが困難となった大学等研究機関の事務担当者からの相談、要望を踏まえ、審査スケジュールや審査結果開示時期への影響を考慮するとともに、一部の審査委員には委嘱期間の延長を依頼するなどの調整も図り、申請書の提出期限を延期（PD・DC：6月3日→6月15日、RPD：5月7日→6月4日）した。 その上で、申請者の進路決定時期への影響を鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ、先行き不透明な新型コロナウイルス感染症の影響下においても大量の審査を滞りなく着実に実施していくため、令和2年度の審査においては特例として面接審査を実施せず、書面審査及び合議審査により選考を行うことを特別研究員等審査会で決定し、7月28日に全申請者・申請機関に周知した。 具体的には、1万1千人を超える申請者について、264の審査グループ（延べ約1,500名の審査員）による書面審査を行ったほか、「特別研究員等審査会」をメール審議方式により延べ12回（総会1回、区分別部会11回）開催し、例年のスケジュールから遅延することなく令和2年9月25日にPD及びDCの第1次採用内定を、12月25日にPD及びDCの第2次採用内定を該当者に対して通知した。(RPDについては、これより早い令和2年8月7日に採用内定を該当者に対して通知した。) ・令和2年度採用分CPDの選考については、募集、申請受付、審査、採用までの業務を迅速に遂行した。 具体的には、前年度より約1ヶ月早い令和2年3月19日に、PD及びSPDの新規採用者を募集対象として募集要項を公開し、6月26日に申請を締め切った後、38人の申請者に対して特別研究員事業と共通の審査区分により書面審査を行った上で、特別研究員等審査会委員長及び副委員長による採否の判定を経て14名の採用内定者を決定、8月17日に該当者に通知した（採用開始日は10月1日）。 なお、令和3年度採用分CPDの募集要項の作成にあたっては、海外での長期の研究活動を計画する申請予定者の申請準備に資するよう迅速に作業を進め、令和2年度採用分より更に約1ヶ月早い令和3年2月12日に募集要項を公開した。	に実施したものとして高く評価できる。 ・特別研究員採用者や申請希望者等に生じた、新型コロナウイルス感染症の拡大による様々な影響を考慮し、書類の提出期限の延長をはじめ、採用期間の中断、延長や、採用開始時期の延期を可能とする取扱いなど、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を不断に設定・実施しており、これらの取組は、将来の学術研究を担う優れた若手研究者に安心を与え、その研究継続を柔軟に支援したものとして高く評価できる。 また、多数の特例措置を新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事象（ケース）毎に分類・整理してホームページで紹介する取組も、制度利用者にとっての利便性を考慮した取組として高く評価できる。 ・特別研究員の「研究専念義務」の趣旨について、「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないこと、及び「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動としてその遂行に支障が生じないよう適切に自己管理するものであることを、採用者向けの「令和3年度版手引」において明記し、「研究専念義務」のより分かりやすい周知を進めた。また併せて、特別研究員からの要望やその取り巻く状況を踏まえ、令和3年度から一定の要件のもとで報酬受給を伴う活動の職

・書面審査に当たっては、審査委員の適切な審査の実施、負担軽減に資するため、審査の基準や利害関係者の取扱いを分かりやすく詳しく記載した手引きを作成し、審査委員に配布して周知した。

・PD は、採用後の受入研究機関を博士課程在学時とは別の研究機関とすることを申請資格としているため、選考にあたり、特例措置の適用を受けて博士課程在学時の研究機関を受入研究機関とすることを希望する者については、特例措置希望理由の妥当性を確認するよう審査委員に周知し、資格審査を実施した。周知にあたっては審査方法を明確かつ簡潔に審査の手引等に記述し、精度の高い審査を実施した。

「博士の学位を取得した研究機関以外の場で研究する者（令和 2 年度採用分）」

資格	新規採用者数（育志賞受賞に伴う採用者を除く）	博士の学位を取得した研究機関以外の場で研究する者の数	割合
SPD	14 人	14 人	100.0%
PD	363 人	363 人	100.0%
合計	377 人	377 人	100.0%

・審査方針や審査方法等はホームページ上で公開し、審査の透明性の確保に努めた。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html
また、選考結果については、不採用者に対して各審査項目の評価、総合評価及び不採用者の中でのおおよその順位を開示した。なお、採用者については振興会のホームページ上で氏名、研究課題名、受入研究機関等を公開している。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_saiyoichiran.html

・「特別研究員等審査会」の委員（58 名）、専門委員（約 1,800 名）については、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベースを活用して候補者名簿案を作成した。同センターでの審査委員候補者の選考過程においては、各分野の申請状況や候補者の所属機関のバランスに配慮し、適切な人材を選定すること等を前提としながら、女性研究者の積極的な選考にも配慮した。（令和 2 年度審査委員女性比率：20.3%）なお、令和 2 年度に行った令和 3 年度審査委員選考においては、審査委員候補者の女性比率が 23.8%と更に向上した。

種制限の見直しを決定し、特別研究員の能力を活かした多様な活動等を可能としている。さらに、同じく令和 3 年度より DC が受入研究機関の「ダブルディグリー・プログラム」を利用して留学することを認める決定をし、DC 採用者が国際的な環境の下で幅広い知識や経験を得る機会を拡大している。
こうした、制度の基本設計を担保し趣旨を踏まえた上で積極的かつ適切に制度改善を行った取組は、若手研究者の可能性を広げ、更なる幅広い活躍を支援するものであり、高く評価できる。

・令和 3 年度より PD 等を対象として保険（傷害補償等）に一括加入することを決定し、研究活動等での事故による入院、通院費用等が保証されるよう制度改善を行ったことは、博士課程を修了した特別研究員に安心を与え、これまで以上に研究に専念できる環境整備を大きく前進させたものといえる。また、新型コロナウイルス感染症の影響下の経験を活かし、特定感染症に罹患した場合にも対応する制度としたことは、ポストコロナにおいても若手研究者の研究環境の充実に資するものであり、高く評価できる。

・特別研究員採用後手続の電子化は、特別研究員採用者及び受入研究機関の事務負担を大幅に軽減するとともに、申請状況の適正な管理、各種申請に対する

②事業の評価と改善

採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

② 事業の評価と改善

特別研究員採用期間終了後の進路状況等の調査を行い、研究奨励金支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。

特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、若手研究者の実態等を踏まえつつ、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

◆事業の評価と改善

（進路状況調査等）

・採用期間終了後の進路状況調査を実施し、常勤の研究職への就職状況を通じて事業の効果を確認した。これにより、PD（採用終了 5 年後）、DC（採用終了 10 年後）共に 9 割近くが常勤の研究職に就いていることから、本事業が研究者の養成・確保のため有効に機能していることが確認できた。

また、進路状況調査の結果は、ホームページ等で「就職状況調査」として国民に分かりやすい形で公表した。

https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_syusyoku.html

「PD、DC の常勤の研究職への就職状況」

平成 28 年度	DC		PD	
	終了 5 年後	終了 10 年後	終了 5 年後	終了 10 年後
常勤の研究職	75.1%	88.5%	91.6%	92.2%
ポスドクフェロー	9.1%	1.5%	2.3%	0.5%
非常勤の研究職	2.5%	1.0%	2.0%	1.9%
非研究職	11.8%	8.6%	3.8%	4.3%
学生	0.5%	0.1%	－	－
無職等	1.0%	0.2%	0.3%	1.1%

令和２年度	DC		PD	
	終了 5 年後	終了 10 年後	終了 5 年後	終了 10 年後
常勤の研究職	72.2%	87.7%	86.3%	93.8%
ポスドクフェロー	7.2%	1.8%	3.7%	0.8%
非常勤の研究職	2.7%	1.8%	3.1%	1.7%
非研究職	16.4%	7.3%	5.4%	3.1%
学生	0.2%	0.1%	－	－
無職等	1.4%	1.4%	1.4%	0.6%

・令和 2 年度における若手研究者を対象とした賞について、特別研究員採用経験者の受賞状況を調査し、以下のとおり、本事業経験者の割合が継続的に高いことが確認された。

「特別研究員採用経験者の受賞実績」

（単位：人）

賞の名称	特別研究員採用経験者の受賞者数（全受賞者数）

詳細な分析を可能にするなど、利便性・有効性を大きく向上させるものである。また、これにより、自宅等にいながら各種手続が完結できるようになることで、新しい生活様式であるリモートワークの推進にも大きく寄与するものである。令和 3 年度中の運用開始に向けて構築に着手した本システムは、新型コロナウイルス感染症の影響下が過ぎても継続的に活用していくものであり、ポストコロナも見据えた制度の効率的かつ効果的な運営の大きな前進として、高く評価できる。

・学術システム研究センターでの集中的な議論を経て、令和 4 年度採用分 PD 及び DC の審査方法を見直すとともに、研究者としての資質や将来性の評価により重点を置く特別研究員の審査制度の趣旨を踏まえ、それに対応した申請書様式の抜本的な改善を行ったことは、制度のより効果的な運営に資する審査の実現の取組として、高く評価できる。

・主たる評価指標である「特別研究員採用者への支援に対する評価」、「特別研究員の受入先の評価」では、中期目標に定められた水準を大きく上回る実績を上げており、特別研究員事業が採用者及び受入先の双方から高い評価を得ていることが分かる。

＜課題と対応＞

・特別研究員事業の募集、審査、採用に係る一連の業務を円滑に

令和 2 年度文部科学大臣表彰若手科学者賞	70（97）
第 17 回日本学士院学術奨励賞	4（6）
第 17 回日本学術振興会賞	16（25）
第 11 回日本学術振興会育志賞	18（18）

（審査結果の検証）
・特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターにおいて審査意見の適切性等について分析・検証を行い、その結果を翌年度の審査委員候補者の選考に反映させた。
　また、審査区分毎の申請者数の状況を確認し、審査グループ数の調整を行うなど、審査体制の改善を行った。

（SPD の評価）
・SPD については、学術システム研究センターにおいて、中間評価（1 年目終了後及び 2 年目終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に研究の進捗状況等を検証）、事後評価（採用終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に採用期間全体の研究状況等を検証）を行い、その評価結果を、本人に対して通知した。

（事業内容の検討・見直し）
●新型コロナウイルス感染症への対応
・令和 2 年度採用分特別研究員に係る採用手続き、研究奨励金の支給手続きにおいては例年 4 月に繁忙期を迎えるところ、4 月 7 日より「緊急事態宣言」が発出され、本会においても出勤抑制体制が敷かれたが、採用及び研究奨励金の支給は特別研究員の生活の基盤となるものであり、最優先事項との認識のもと作業を滞りなく進め、特別研究員に遅滞なく研究奨励金を支給した。

・また、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、若手研究者に生じた様々な影響を考慮し、特別研究員事業の制度の基本設計等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症の影響下における特別研究員採用者や申請希望者等の様々な状況に可能な限り対応できるよう、以下の特例措置を講じた。
（1）書類の提出期限の延長等
①在学証明書や学位取得証明書等の「採用手続書類」を、提出期限後も随時受け付けることとする特例措置を講

実施し、引き続き我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者の養成に貢献していく。

また、研究者を目指す者にとってより魅力ある事業となるよう、引き続き採用者の処遇改善や支援の充実等の制度改善に努めていく。

（各評価指標等に対する自己評価）
・評価指標である 3-1（支援に対する評価）については中期目標に定められた水準（80%程度）を大きく上回る 98.2%であり、極めて高い肯定的評価を受けている。

・評価指標である 3-2（特別研究員の活動状況に関する評価）については中期目標に定められた水準（80%程度）を上回る 85.1%であり、高い肯定的評価を受けている。

・関連指標である 3-A については、５年経過後 PD の就職状況は 86.3%、10 年経過後 DC の就職状況は 87.7%となっており、中期目標の基準となっている平成 28 年度の状況（５年経過後 PD は 91.6％、10 年経過後 DC は 88.5%））と概ね同水準であった。

じた。

② 申請予定者等からの相談、要望を踏まえ、審査スケジュールや審査結果開示時期への影響も考慮するとともに、一部の審査委員には委嘱期間の延長を依頼するなどの調整も行い、申請書の提出期限を可能な限り延期（PD・DC：6 月 3 日→6 月 15 日、RPD：5 月 7 日→6 月 4 日）した。（再掲）

（2）制度運用に係る特例取扱いの設定

採用中の特別研究員等からの相談、要望を踏まえ、以下のとおり、制度運用に係る特例措置を講じた。

① DC・PD・SPD・RPD を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）を設けた。【令和 2 年 7 月 28 日付け通知】

なお、令和 2 年度末までに、本特例措置の申請者は 148 人となっており、本特例措置は採用者にとって極めて有効な措置だったことが確認できる。

② 令和 2 年度に採用期間が終了する DC を対象として、大学が延長を認める在学期間（原則最大 6 ヶ月）について、採用期間の延長を認める特例措置を設けた。【令和 2 年 7 月 28 日付け通知】

また、当該採用延長期間中の研究奨励金については、該当となる DC 等に対して調査を実施するとともに令和 3 年度予算において別途必要予算を確保し、該当者の研究継続への柔軟な対応を可能とした。【令和 2 年 12 月 22 日付け通知】

なお、令和 2 年度末で、本特例措置の申請者は 224 人となっており、本特例措置は該当する DC にとって極めて有効な措置だったことが確認できる。

③ 海外渡航の延期を余儀なくされた令和元年度採用の CPD を対象に、「義務とする海外渡航期間（主要渡航期間）」を 3 年→2 年 6 ヶ月に緩和する特例措置を設けた。【令和 2 年 9 月 28 日付け通知】

これにより、3 名の CPD が本特例措置を申請し、本人の意向どおり、CPD を辞退することなく現在主要渡航先の海外受入研究機関において研究を遂行している。

④ 令和 3 年度採用分 PD・RPD・DC の採用内定者を対象として、令和 3 年 4 月 1 日において申請資格を満たさな

い場合は、令和3年4月1日以降も引き続き採用内定者として取り扱う特例措置を設けた。【PD・RPD：令和3年1月7日付け通知】【DC：令和3年2月19日付け通知】
なお、本特例措置については、19名の採用内定者（PD：15名、RPD：3名、DC1:1名）から申請がなされ、少数ではあるものの新型コロナウイルスに起因して生じた採用内定者への影響に柔軟に対応した。
⑤　CPD を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和3年2月～令和4年3月）を設けた。【令和3年1月13日付け通知】
本特例措置については、未だCPDからの申請が無いものの、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑みれば、本特例措置が設けられていることはCPDの生活、研究活動の遂行に一定の安心感を与えている。
⑥　令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による採用中断の実績、及び2度目の「緊急事態宣言」が発出されるなど先行き不透明な状況を踏まえ、引き続き特別研究員の研究活動への様々な支障が生じている状況を考慮し、令和3年度においても、DC・PD・SPD・RPD を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和3年4月～令和4年3月まで）を設けた。【令和3年2月24日付け通知】
なお、上記①～⑥の特例措置については、本会ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響の事象（ケース）毎に分類して、「特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～」として纏めて掲載し、令和2 年度に設けた多数の特例措置を可能な限り分かりやすく発信することに努めている。

●制度運用の見直し・改善
（1）特別研究員の「研究専念義務」の明確化と報酬受給制限の緩和
特別研究員の研究専念義務のより分かりやすい周知を図るため、研究専念義務は「特別研究員の研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないこと、及び「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動

としてその遂行に支障が生じないよう適切に自己管理するものであること、を「特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和３年度版）」（以下「令和３年度版手引」という。）において明記した。併せて、特別研究員からの要望やその取り巻く状況を考慮するとともに制度の趣旨も踏まえた上で、令和３年度より報酬受給を伴う活動については特別研究員としての研究課題の遂行に支障が生じない限り職種に制限を設けないこととし、制度の趣旨を担保しつつ柔軟な制度改革を行った。なお、令和３年１月に公開した「令和３年度版手引」において、関係者に向けてその旨を周知した。

（2）DCの留学に関する制限緩和

DCについて、研究者としての視野・幅を広げるとともに、特別研究員の当初計画の進展・相乗効果にも資するため、令和３年度よりこれまで認めていた受入研究機関の「ジョイントディグリー・プログラム」に加え、「ダブルディグリー・プログラム」等を利用して留学し連携外国大学院の学籍を持つことについても認めることとした。なお、令和３年１月に公開した「令和３年度版手引」において、関係者に向けてその旨を周知した。

（3）SPD、PD、RPD、CPDを対象とする保険（傷害補償等）の導入決定

SPD、PD、RPD、CPD（以下まとめて「PD等」という。）の研究環境改善に資するため、PD等が受入研究機関における研究活動等において事故に見舞われた場合に通院費用等の補償を受けられるよう、令和３年度よりPD等を対象とする保険契約（傷害補償・特定感染症危険補償特約）に振興会として一括加入することを決定し、令和３年３月に対象となる特別研究員採用者等に周知を行った。

（4）採用後手続きの電子化に向けた対応

特別研究員採用者が自身の登録データをWeb上で確認するとともに、オンラインで各種申請等を行うことを可能とするウェブサイト「学振マイページ」の導入を決定し、構築に着手した（「学振マイページ」は令和３年度中に運用開始予定）。これにより、これまで紙で提出されていた採用後手続書類についてペーパーレスでの運用が実現し、従来の紙媒体での申請書等の提出と比較して、特別

研究員の負担軽減、申請状況の適正管理、各種申請等に対する分析など、利便性と有効性を大きく向上させることとなる。

●審査制度の改善に関する検討と見直しの実施
学術システム研究センターに設置した「特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ」における検討を踏まえ、特別研究員事業の趣旨に留意しながら、募集要項や審査方法等について以下のような見直しを行った。
・近年の申請数の増加や審査結果開示の早期化に対応するとともに、全ての申請者を同じ条件の下で公正かつ効果的に審査するため、令和4年度採用分PD及びDCについて、従来の審査において申請者の一部のみに行っていた「面接審査」に代わり、申請書に基づく「書面審査及び合議審査」を導入することとした。
・特別研究員の審査は科研費等の研究費の審査とは異なり、研究者としての資質や将来性の評価により重点を置くことを踏まえ、申請者が自身の研究遂行力を自ら分析するとともに研究に関する自身の強み等を記入する項目を新たに設けるなど、申請書様式の抜本的な見直しを行い、令和4年度採用分の募集（審査は令和3年度に実施）に反映させた。

・審査方法の変更に伴い、審査委員に配布する「審査の手引」についても重複する記載を見直して簡素化・明確化を図るとともに、特別研究員の審査は研究者としての資質や将来性の評価に重点を置いていることを分かりやすく強調するなどの改善を行った。

「特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループの開催実績」

開催日	議事内容等
2020年 5月29日	・令和2年度における特別研究員事業等の審査の方向性について ・令和2年度特別研究員－ＳＰＤ評価における研究発表会について
9月18日	・令和3年度以降における特別研究員等の選考方法について
10月5日	・特別研究員の新たな審査方法について

					10月30日 ・特別研究員の新たな審査方法について 11月20日 ・特別研究員の新たな審査方法について ・海外特別研究員の新たな審査方法について 12月18日 ・特別研究員-DC、PD、RPD 令和４年度（2022年度）採用分募集要項について ・特別研究員-CPD 令和３年度（2021年度）採用分募集要項等について ・海外特別研究員 令和４年度（2022年度）採用分募集要項について 2021年1月15日 ・令和４年度採用分特別研究員等に係る第２段審査の手引について ・令和３年度特別研究員事業等予算案の概要 3月5日 ・令和５年度採用分特別研究員等の審査に関する検討課題について ・令和２年度のまとめと次年度検討事項について ・令和３年度（令和２年度採用分）特別研究員-SPD評価について		
		③募集・採用業務の円滑な実施 研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複支給を防止するための取組を引き続き行う。	③ 募集・採用業務の円滑な実施 研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給を禁ずる旨を掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。 特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。		◆募集・採用業務の円滑な実施 ・特別研究員に支給する研究奨励金については、「独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文部科学省）に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、平成19年度に整えた同機構とのチェック体制に従い、平成20年度から採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っている。本取組は令和２年度においても引き続き実施した。 ・特別研究員制度について広く周知を図るため、令和4年度(2022年度)採用分の募集内容や申請方法について説明した資料を作成し、本会ホームページに掲載して各機関の事務担当者に広く周知した。なお、例年開催している募集説明会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を見送った。説明会において直接説明する機会がなくなったことにも鑑み、例年の説明資料に加え、令和4年度採用分特別研究員の募集・審査に係る主な変更点と申請者に留意いただきたい点等をその趣旨と共に簡潔に纏めた資料を別途作成して本会ホームページに公開し、申請者の参考に供した。		
	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 国際舞台で活躍する	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 若手研究者を海外に	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 国際舞台で活躍でき	【評価指標】 ３－１ 特別研究員及び海外特別研究員採用者	＜主要な業務実績＞ 【若手研究者の海外派遣（個人支援）】 ■海外特別研究員事業	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a	（２）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a

	世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。	派遣する取組を計画的・継続的に実施する。また、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする取組を実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援する。 各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。 ① 若手研究者の海外派遣	る世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。 また、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援するため、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする。 各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会等において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。 ① 若手研究者の海外派遣	への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） ３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） ３－３ 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度） 【関連指標】 ３－Ａ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況 【目標水準の考え方】 ３－１ 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 ３－２ 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及	（執行業務） ・令和２年度は、令和３年度採用分の選考・審査業務を行う一方、令和２年度新規採用者・継続採用者合計 378 名（うち新規 143 名）に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。 ・希望者に対して、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いの手続を行った。（令和２年度実績：８名）また、傷病により研究に専念することが困難な者に対し、傷病を理由とする採用の中断及び延長の取扱いの手続も行った。（令和２年度実績：２名） （新型コロナウイルス感染症への対応） ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。 - 令和元年度末頃から寄せられた、他の収入源がなく渡航延期をせざるを得ない複数の採用者からの救済支援を求める要請を踏まえ、急遽日本国内で採用を開始する特例措置を実施し、令和３年３月末時点で 33 名の採用者に適用した。 - 新型コロナウイルス感染症の影響により研究の遂行に支障が生じた海外特別研究員を対象として、採用期間を延長し、滞在費・研究活動費を追加支援する特例措置を実施し、令和３年３月末時点で 85 名（平成３０年度以前の採用者 26 名、令和元年度採用者 59 名）の採用者に適用した。 - 通常時は出産・育児・傷病に限定されている採用の中断及び延長の取り扱いについて、採用者の状況を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした申請も特例的に認める措置を実施し、6 名の採用者に適用した。 - 海外特別研究員の日本への一時帰国について、通常時は採用期間中において通算 40 日間という上限を設けているが、新型コロナウイルス感染症の影響及び海外特別研究員個々人の事情を考慮し、上限を超える一時帰国も柔軟に認めることとした。	＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えるため、評定を a とする。 ・新型コロナウイルス感染症の発生当初から、採用者からの要望やその影響を踏まえて対応を検討し、様々な救済的特例措置の早期の設定・実施、採用者の立場に立った迅速で柔軟な対応を行ったほか、研究専念義務の明確化と報酬受給制限の緩和や審査制度の見直し等の制度改善を実施している。 【若手研究者の海外派遣】 ・若手研究者の海外派遣においては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、募集、審査、採用に係る一連の膨大な業務を限られた時間のスケジュールで採用計画に基づき、滞りなく、円滑に実施した。特に今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による申請者の状況を考慮し、申請書の提出期限の延長を行うとともに、審査においても審査方法を工夫することにより、例年とほぼ同時期に採用内定を決定し、申請者の進路決定に遅延が生じないように選考を実施したことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について、発生の早期の段階で採用者の困難な状況を把握し、令和２年度当初から特例措置を実施したこと、また緊	＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について、採用者のニーズを細かくアンケートを採るなど適切に掌握し、個々の状況に応じた柔軟な対応を行ったことは、計画を上回る成果であり特筆に値する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置については、引き続き個々の状況等に応じた適切な対応を行ってほしい。同時に、様々な対応を適切に記録して、その後のフォローアップをすると共に、海外派遣や海外からの招へいへの効果をアンケートの実施や業績の達成実態などを調査してほしい。これを今後の活動に生かすことを考えてほしい。 特にポストコロナでも、継続する内容と従来の方法に戻すべき内容の区別は、そのメリット・デメリットを評価した上で適切に判断してほしい。 ＜その他事項＞ －

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。また、採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について必要に応じて評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業の趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。 我が国の大学院に在籍する博士後期課程学生の中から海外に挑戦する優れた若手研究者を採用し、海外の研究者と共同して研究に従事	（ｉ）海外特別研究員 海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。 また、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等を経た優れた若手研究者を海外の大学等研究機関に派遣する海外特別研究員-RRA 事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。 両事業については、採用期間終了後の就職状況調査を行い、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。	び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 ３－３ 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 ３－Ａ 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（5 年経過後特別研究員-PD は 91.6%、5 年経過後海外特別研究員は 94.2%、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	- 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和２年度採用者に対し、令和３年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、19 名の採用者に適用した。 - 令和３年度採用者を対象として、令和３年４月１日に申請資格を満たさない場合について、最長令和４年１月１日まで採用開始を延期可能とする措置を実施し、2 名の採用者に適用した。 （審査業務） ・特別研究員等審査会（委員 58 名、専門委員約 1,800 名）を設け、専門的見地から審査及び選考を行った。なお、選考に当たっては、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、審査員委員が集う形式での合議審査及び面接審査は行わず、書面審査及び電子メール等を活用した審議により選考を行った。 ・審査の公正性・透明性を確保するため、審査会委員の選考については、学術システム研究センターが作成する審査員候補者データベース等を活用して、各分野の申請状況、候補者の所属機関のバランス及び女性研究者の積極的な選考等に配慮しつつ適切に行った（令和２年度審査委員女性比率：20.3%）。 また、審査の基準や、利害関係者の取扱いについて明記した手引を委員に対して配布し、審査に厳格を期した。 なお、学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、募集要項や審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んだ。特に今年度においては、これまでの審査の観点をより一層綿密に評価できること等を考慮し、令和 4 年度採用分海外特別研究員について、従来の審査で申請者の一部に対して行っていた「面接審査」に代わり、申請書のみに基づく「書面審査及び合議審査」を導入することとし、申請書の様式を抜本的に見直した。 選考結果については、不採用者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び不採用者の中でのおおよその順位を通知した。なお、採用者については、振興会のホームページ上で氏名等を公開した。 採用者一覧：	急事態宣言下において勤務態勢に影響がある中で、採用者に対し複数回に亘りアンケートを実施し、採用者のニーズを速やかにかつ適切に掌握し、個々の状況に応じた柔軟な対応を迅速に行った。特に採用者及び申請希望者に生じる様々な影響を考慮し、書類提出期限の延長をはじめ、採用期間の中断、あるいは予算措置として予定していないにもかかわらず、調整の上実施した採用期間の延長措置や採用開始時期の延期措置、日本国内での採用開始を可能とする特例の取扱等、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を早期に設置・実施し、採用者に対する救済支援を行い、優れた若手研究者の研究を支援すべく柔軟な制度運営に努めたものとして高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症への対応をしつつも、学術システム研究センターでの集中的な検討を経て、令和 4 年度採用分海外特別研究員の審査方法を見直すと共に、申請書様式の抜本的な改善に踏み切ったことは、海外での研究計画や遂行能力の評価に加え、研究者としての資質や将来性の評価にも一層重点を置いた審査を実現するための重要な取り組みとして高く評価できる。 【外国人研究者の招へい】 ・外国人研究者招へいの取組においても、我が国の研究機関の研究環境の国際化が停滞しないため、新型コロナウイルス感染

	する機会を提供するため、滞在費等を支給する。 頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。		https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_list.html ・特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの研究員が分析・検証を行い、翌年度の審査委員候補者の選考に反映させた。また、書面合議審査に役立つ審査コメントの例を書面審査の手引に掲載し、書面審査委員への便宜を供した。 （事業内容の改善・見直し） ・令和３年度から報酬の受給を伴う活動については、海外特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じない限り、内容に制限は設けないこととし、海外特別研究員が能力に応じて多様な活動に従事することを可能とした。 （募集業務） ・令和２年度には、令和４年度(2022 年度)採用分海外特別研究員の募集と併せて、令和４年度(2022 年度)採用分海外特別研究員-RRA 事業（以下「RRA 事業」という。）の募集を行った。 ・通常時は海外特別研究員の採用歴がある者の再申請を認めていないが、令和４年度採用分募集要項においては、新型コロナウイルス感染症の影響により日本国内で採用を開始したものの海外に渡航することができなかった者の再申請を特例として認めることとした。 ・また、令和２年４月に発出された、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言により、多くの申請機関において入構制限や在宅勤務が実施されたことを受け、当初５月６日に予定していた令和３年度（2021 年度）採用分の申請締め切りを６月４日まで延長した。 ・募集要項、申請書、審査方針、書面審査セット、申請・採用状況及び採用者一覧等について、振興会ホームページを通じて、広く一般に公開し、申請者が迅速に入手できるようにした。 ・申請書の作成から提出まで完結させる電子申請システムについて、令和２年度においても、申請者及び事務担当者の利便性を考慮し、使いやすいよう改修を行った。	症の影響の収束後、優れた外国人研究者の招へいの取組を迅速に再開できるよう、円滑かつ着実に事業を実施したことは評価できる。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による申請者の状況を考慮し、申請書の提出期限の延長を行うとともに、審査においても審査方法を工夫することにより、例年とほぼ同時期に採用を決定したことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症に対する対応についても、前例のない事態であるにもかかわらず、採用者や受入機関のニーズを適切に把握し、採用期間延長や来日期限の延長、一時出国や中断の柔軟な取扱いなどの特例措置を行ったことは高く評価できる。 ・また、採用後の手続きに係る様式等の署名・押印を廃止し、提出専用ホームページの導入も進めたことも、採用者及び受入機関の事務負担を軽減させるものとして評価できる。 ＜課題と対応＞ ・海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信に取り組んでいく。 （各評価指標等に対する自己評

・併せて、電子申請システムの体験版や簡易版操作手引を整備しているほか、専用のコールセンターを引き続き設置し、申請者が円滑に申請できるよう便宜を図った。
募集要項（海外特別研究員事業）：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html
募集要項（RRA 事業）：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/rra_sin.html
選考方法（審査方針等）：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_houhou.html
申請・採用状況：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_shinsei.html
採用者一覧：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_list.html
書面審査セット：
https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sinsa-set.html

・特別研究員事業と併せて海外特別研究員事業の制度について広く周知を図るための説明や令和４年度(2022 年度)採用分の募集に係る申請書作成について各機関の事務担当者に注意点を広く周知するためのホームページを作成した。当該ホームページに掲載した説明資料においては、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する、RRA の周知に努めた。

（就職状況調査）
・令和２年度に海外特別研究員（平成 29 年度採用者）の採用終了後の就職状況調査を実施した。また、調査結果をホームページ上で公表する準備を行った。

●平成 29 年度採用者の採用期間終了後の就職状況

区分	人数	割合
常勤の研究職（国内）	51 人	32%
常勤の研究職（海外）	15 人	9%
非常勤の研究職	2 人	1%
ポストドクター（国内）	10 人	6%
ポストドクター（海外）	69 人	44%
非研究職	10 人	6%
その他	1 人	1%
計	158 人	－

価）
・評価指標である３－１については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る 95.5%であった。
・評価指標である３－２については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る 98.1%であった。
・評価指標である３－３については中期目標に定められた水準（75%程度）を上回る 84.0%%であった。

・関連指標である３－A については、5 年経過後海外特別研究員の就職状況は 91.5%であり、中期目標に定められた基準（平成 28 年度の状況（5 年経過後海外特別研究員は 94.2%））からわずかに減少した。

（ⅱ）若手研究者海外挑戦プログラム

海外という新たな環境へ挑戦する優秀な博士後期課程学生を海外の大学等研究機関に派遣する「若手研究者海外挑戦プログラム」に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

申請希望者の多様なニーズに応えるため、引き続き年２回の募集を着実に実施する。

また、募集に係る広報活動を積極的に実施する。

・採用期間終了後１年、5 年及び 10 年経過した者を対象とした就職状況等の追跡調査を実施し、事業の効果を検証した。また、調査結果をホームページ上で公表する準備を行った。

●海外特別研究員の常勤の研究職への就職状況

区分	割合
5 年経過後（平成 24 年度採用者）	91.5%

■若手研究者海外挑戦プログラム

（審査業務・募集業務）

・博士後期課程学生が積極的に海外での研究に従事できるよう支援するため、平成 29 年度に創設した「若手研究者海外挑戦プログラム」について、令和２年３月に募集を開始した令和２年度採用分（第 2 回）の審査業務を 6～8 月の限られた期間内に迅速かつ適切に行い、９月には採用結果を開示した。さらに、令和３年度採用分の募集に係る要項を作成し、令和２年８月に公開した。当該募集要項においては、引き続き年 2 回の募集を行い申請希望者の利便性を確保するとともに、2 段階書面審査を実施し、審査の合理化・迅速化を図っている。

・また、令和 2 年 4 月に発出された、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言により、多くの申請機関において入構制限や在宅勤務が実施されたことを受け、当初 4 月 17 日に予定していた令和２年度（2020 年度）採用分（第 2 回）の申請締め切りを 6 月 4 日まで延長した。

（採用手続）

・令和２年度採用分については、採用後の手続を簡潔に記した手引を新たに準備すると同時に、各種手続に係る様式一式を準備した。手引及び様式を準備するに当たっては、採用者の負担を可能な限り減らすため、簡易な手続方法となるよう努めた。令和３年度採用分については、前年度採用分で問合せがあった部分や分かりにくい表現を適宜改め、全般的に手引及び様式の見直しを行った上で、採用手続を行った。また、手引及び様式は振興会ウェブサイトで公開し、容易に入手できるよう工夫に努めた。

（執行業務）
・令和２年度は、令和３年度採用分の選考・審査業務を行う一方、令和２年度採用分合計 22 名に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。

・特に、類似の例のないベンチフィーの支払いに当たっては、受入機関によって異なる請求内容を丁寧に確認し、適切な支給か否かを見極めた上で、事例を収集・分析しつつ適切な執行に努めた。

（新型コロナウイルス感染症への対応）
・令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和２年度採用者に対し、令和３年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、83 名の採用者に適用した。

■海外渡航を促進するための取組
・特別研究員を対象としてスイス及びインドの大学等研究機関の研究者と共同研究する機会を提供する「若手研究者交流事業」を引き続き実施した。令和２年度は国際事業委員会による選考を経て、9 名の特別研究員を採用した。
・ERC（European Research Council（欧州研究会議））と協力し、引き続き「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」を実施した。
・令和３年度分の募集については、令和３年１月に特別研究員の受入れを希望する ERC 研究費支援を受けている研究者の情報を特別研究員に提供するとともに、オンラインシステムにて申込受付を開始した。また、渡航希望者が受入研究者と円滑に連絡が取り合えるよう、振興会から受入研究者宛に事業趣旨や特別研究員事業の説明を記載した英文レターを準備し、振興会ホームページで公開している。

			（ⅲ）国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業 　頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において、終了した事業の事後評価を行うとともに、前年度に交付した補助金について、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。 　報告書等については、ホームページを通じて広く公開する。	【若手研究者の組織的な海外派遣（組織支援）】 ■国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業 （交付業務） ・平成 29 年度に「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」として採択され、平成 30 年度から「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」として実施された 12 事業に対し令和元年度に交付した補助金について、事業実施機関から提出された実績報告書等の書類の確認を行い、事業に要する経費か否か厳格に精査した上で額の確定を実施した。 （評価業務） ・令和元年度をもって事業実施期間が終了した平成 29 年度採択事業 12 事業及び平成 30 年度をもって事業実施期間が終了した平成 28 年度採択事業のうち事後評価未実施の 1 事業の計 13 事業について、国際事業委員会及び当該委員会の下に設置された分野別の審査・評価部会（人社系、理工系、生物系、総合系の 4 部会。計 49 名の委員で構成）において、書面評価及び合議評価による事後評価を実施した。 ・事後評価の結果、若手研究者が派遣先の海外研究機関との共同研究を通じて顕著な成果を上げるとともに、国際的な研究ネットワークの構築に貢献し、国際的に活躍できる若手研究者の育成が順調に進んでいるなど、4 段階評価の総合的評価で 4 事業が「4」（高く評価できる）、8 事業が「3」（概ね高く評価できる）、1 事業が「2」（ある程度評価できる）の評価を得た。事後評価結果については、事業実施機関に速やかに通知するとともに、審査・評価部会の委員名簿と併せてホームページで公開した。	
		②　外国人研究者の招へい 　内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する国際的な研究環境を創出し、若手研究者の養成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステー	②　外国人研究者の招へい （ｉ）外国人研究者招へい事業 　様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。 　「外国人特別研究員」では、多様な国からの若手研究者の招へいを着	【諸外国の優秀な研究者の招へい】 ■外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者） （募集業務等） ・招へいの目的や外国人研究者のキャリアステージに合わせることができるよう、複数のプログラムにより事業を構成し、国内公募と海外対応機関からの推薦により申請を受け付けた。 ・リーフレット（和文及び英文）を作成し、ホームページでの掲載、国内大学等研究機関だけでなく、海外研究連絡センター及び海外対応機関を通した配布によって、	

	ジにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進し、我が国の研究機関の研究環境の国際化について、75%程度の受入研究者からの肯定的評価を得る。また、外国人研究者招へい事業については、事業の質をより高める観点からの検証を行う。 　加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。	実に図る。とりわけ、海外対応機関との連携及び海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。 　「外国人招へい研究者」では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、共同研究、討議や意見交換、講演等の機会を与える。		積極的な広報活動を行った。 ・外国人研究者及び受入研究者が計画を十分に検討できるよう、募集要項（和文及び英文）を来日時期の１年前に作成、公開した。また、様々な計画に対応できるよう、年複数回に分けて募集した。 （申請受付・採用業務） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、令和 2（2020）年度外国人研究者（一般）及び外国人招へい研究者(短期)第２回募集回の申請受付期限を、令和2(2020)年５月８日から６月４日に延長した。 ・引き続き、募集要項とともに審査区分表等を作成、公開することにより、申請者に対する選考方法の透明性を高めるとともに、幅広い分野の審査員によるピアレビューを適切に機能させた。 ・引き続き、全ての申請を電子申請システムにより受け付け、申請受付の効率化及び受入研究機関の負担軽減を図った。 ・国内公募分の選考にあたっては、「外国人特別研究員（一般)」及び「外国人招へい研究者（長期・短期)」では、各研究分野から高い見識をもつ研究者で構成される特別研究員等審査会において、専門的見地から書面審査及び合議審査による二段階審査を行った。また、「外国人特別研究員（欧米短期)」では、年３回の申請機会に機動的に対応するため国際事業委員会にて採用者を決定した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮し、特別研究員等審査会及び国際事業委員会は、審査員委員が集う形式での合議審査は行わず、書面審査及び電子メール等を活用した審議により実施した。 ・「外国人特別研究員（一般)」及び「外国人招へい研究者（長期・短期)」について、不採用の申請におけるおおよその位置づけを電子申請システムにより開示することにより、情報公開を進めた。 ・選考方法について、ホームページ上で公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-ippan/senko.html https://www.jsps.go.jp/j-oubei-s/senko.html https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html なお、採用者一覧もホームページ上で公開している。 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/saiyo/index.html		

https://www.jsps.go.jp/j-inv/adoptlist.html

（採用期間中の運営業務）
・外国人研究者管理システムを改修し、個々の招へい計画に応じた効率的かつ迅速な滞在費支給等を行った。
・採用期間中の手続きに係る手引き・様式及び FAQ（和文及び英文）の更新を行い、従来問い合わせの多かった事項等を整理することで、外国人研究者、受入研究者及び受入研究機関が事業を有効活用し、経費を適切に執行する環境整備を行った。
・採用後の手続きに係る様式等の署名・押印を廃止し、提出専用ホームページの導入を進めた。
・外国人特別研究員が出産・育児による不利益を被ることがないよう、採用期間の中断への対応等、一定の配慮をしつつ、事業を運営した。
・緊急事態宣言の発令により研究活動に支障が生じたことを考慮し、一定の要件を満たす者に、採用期間１ヶ月延長を認める特例措置を実施した。
・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施したほか、一時出国や中断などの取扱いについて柔軟な対応を実施した。
・特例措置の内容については、受入機関に通知するとともに、ホームページで公開している。

（事業の評価）
・事業の改善を目的とし、事業終了後、外国人研究者及び日本側受入研究者に対してアンケート調査への回答や報告書の提出を求めることにより実績等の把握に努めている。令和２年度中に採用期間が終了した外国人特別研究員（一般）の日本側受入研究者へのアンケート調査においては、84.0%が肯定的な評価をしている。
・今後の事業運営の参考とするために、外国人特別研究員及び受入研究者の研究業績のデータを分析し、採用後の活躍状況や事業の成果についての検証を実施した。

●令和２年度プログラム別受入実績（単位：人）

	申請・採用実績				受入実績	
	国内公募			海外推薦*	新規来日者実数	総滞在者数**
	申請数	採用数	採用率			
外国人特別研	2,287	230	10.1%	110	204	681

究員（一般）						
外国人特別研究員（欧米短期）	186	55	29.6%	70	18	71
外国人特別研究員（戦略的ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）				9	1	5
外国人特別研究員（ｻﾏｰ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）				102	0	0
外国人招へい研究者（長期）	187	61	32.6%		17	32
外国人招へい研究者（短期）	414	160	38.6%		8	12

＊ 延べ約 50 の海外対応機関からの推薦。
＊＊ 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●令和 2 年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	398	49.7
オセアニア	29	3.6
アフリカ	39	4.9
ヨーロッパ	254	31.7
北米	49	6.1
中南米	15	1.9
中東	17	2.1
合計	801	

＊ 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

（外国人特別研究員（一般／欧米短期／戦略的プログラム／サマー・プログラム））

・計 70 の国・地域から計 757 名を招へいし、若手研究者に日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供した。

・外国人特別研究員（戦略的プログラム）では、海外対応機関との連携のもと、優秀な若手研究者の確保に努めた。

・博士号取得前後の若手研究者を夏季 2 か月招へいする外国人特別研究員（サマー・プログラム）では、新型コロナウイルスの影響で新規来日はなかったが、2020 年度通年・2021 年度プログラム参加、行動制限措置期間を採用期間に含めることを容認する等特例措置を講じた。

・平成 30 年度に新規採用した外国人特別研究員（一般）291 名中 114 名(39.1%)が採用期間終了後も我が国の大学等研究機関で研究を継続している。

（外国人招へい研究者（長期／短期））

・計 24 の国・地域から計 44 名を招へいし、我が国の大学等研究機関に対し、共同研究、討議、意見交換、講演等の機会を提供した。
・日本側受入研究者のアンケートによれば、国際共著論文等が執筆されているなど、国際共同研究の進展に結びついている。

（ⅱ）論文博士号取得希望者への支援事業
　論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の若手研究者を支援する事業を実施する。

■論文博士号取得希望者への支援事業
・ODA の被支援国のうち、アジア・アフリカ諸国等の論文博士号取得希望者 38 人に対して学位取得のための研究に必要な支援を実施した。
・平成 29 年度に新規採用された者のうち、45%が令和元年度までに博士号を取得した。
・事前の申請により令和 2 年度の委託契約期間を令和 3 年度末まで延長可能とする特例措置を実施した。

●令和 2 年度支援状況

申請者数	採用者数	継続者数	総被支援者数
44 人	10 人	28 人	38 人

（ⅲ）招へい研究者への交流支援
　長期に来日する研究員に対しては、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施し、日本語研修支援等を行い、日常生活面においても支援する。
さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。

■外国人研究者への交流支援、生活支援
・令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止対策のためオンライン形式でオリエンテーションを実施した。
・来日直後の外国人特別研究員に対し、ZOOM 配信によるオリエンテーションを実施し、研究者同士の交流や採用経験者との交流機会を設けた。
・外国人特別研究員を対象に、日本文化や日本の研究環境に関する講義を YouTube にて配信した。
●オンラインオリエンテーションの実施日と参加人数実績

実施日	参加人数
3 月 11 日	27

■サイエンス・ダイアログ事業
・招へいした外国人特別研究員が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを延べ 97 回実施し、4,488 名の生徒が参加した。
・新型コロナウイルス感染防止対策を目的としたオンライン形式の講義を可能とし、参加校 61 校中 26 校がオン

			令和２（2020）年度においては、外国人研究者招へい事業が我が国の研究機関の研究環境の国際化にどの程度貢献しているかアンケート調査を実施し、75%程度の肯定的評価を得るとともに、より事業の質を高めるための方策について、引き続き検討する。		ライン形式の講義を選択した。		
（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。 ①　研究者の顕彰 我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。 また、国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞に係る事務、野口英世博士の功績に因み、アフリカの	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、若手研究者に対する国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。 ① 研究者の顕彰 （ｉ）日本学術振興会賞 我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルに発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見いだし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。	【評価指標】 ３－４　若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 95%程度） 【目標水準の考え方】 ３－４　若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成25～28 年度実績：91～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。	＜主要な業務実績＞ 【優れた若手研究者の顕彰】 ■日本学術振興会賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、45歳未満で博士又は博士と同等以上の学術研究能力を有する者のうち、論文等の研究業績により学術上特に優れた成果をあげている研究者を対象に第 17 回日本学術振興会賞受賞候補者の推薦について、我が国の学術研究機関及び学協会に対し依頼した。 ・令和 2 年 4 月 1 日～6 日に実施した推薦受付について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送物の受付期間を緩和する等、受付方法の一部変更を行った。 ・被推薦者について、学術システム研究センターにおける 6 ヶ月に及ぶ綿密な査読を経て、令和 2 年 10 月 29 日開催の本賞審査会（委員長：小林 誠　高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授、他 12 名で構成）における選考結果に基づき、受賞者を決定した。なお、審査会は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェブ会議形式で開催した。 ・授賞式は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下に御臨席を依頼し、令和 3 年 2 月に挙行する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、取り止めた。 ●第 17 回日本学術振興会賞の推薦・受賞状況 推薦要項発送数：3,635 機関 候補者数：450 人 受賞者数：25 人 割合：5.6% ・歴代受賞者の情報について各受賞者の URL をとりまと	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・日本学術振興会賞及び日本学術振興会育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を通して、創造性に富み優れた若手研究者の顕彰を円滑かつ着実に実施した。 ・国際生物学賞に係る事務及び、内閣府から委託を受けた野口英世アフリカ賞医学研究分野の推薦に係る事務を円滑かつ着実に実施した。 ・国際的な研さん機会を提供する事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、実施に向けた準備業務と並行して相手国対応機関等と実施形態の協議を行い、事業趣旨や相手国対応機関の意向を尊重し、開催の	（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・オンラインや YouTube チャンネルの活用は、集合形式の開催にくらべ、大幅な参加者の拡大が可能である。そうした特徴を活かせる場において、今後も有効に活用してほしい。 ・コロナ禍という特殊事情下でも適切に優れた若手研究者の募集・選考が行われたことは高く評価される。この度の経験を今後に生かすことを考えてほしい。特に、審査過程においてオンラインよりは対面の議論の方が、慣れているし優れているとは思うが、オン

		医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する賞（野口英世アフリカ賞）のうち医学研究分野の審査業務を担当し、着実に実施する。	（ⅱ）日本学術振興会育志賞 我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。		め、日本学術振興会賞ホームページに一覧として公開した。 https://www.jsps.go.jp/jsps-prize/data/ichiran/JSPSprize_list_all_202012_jp.pd ・学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、推薦要項の見直しを行い、年齢要件 45 歳未満のところ、出産・育児による休業等を取得した者については 47 歳未満に一部緩和することとし、第 18 回（令和 3 年度）の推薦要項を作成し公開した。 ■日本学術振興会育志賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、34 歳未満で大学院における学業成績が優秀であり、豊かな人間性を備え、意欲的かつ主体的に勉学及び研究活動に取り組んでいる大学院博士後期課程学生を対象に第 11 回日本学術振興会育志賞候補者の推薦について、我が国の大学及び学協会に対し候補者の推薦を依頼した。 ・令和 2 年 6 月 1 日～5 日に予定していた推薦受付について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和 2 年 7 月 2 日～8 日に延期した。 ・被推薦者について、学術システム研究センターにおける面接選考を含む約 6 ヶ月に及ぶ予備選考を経て、令和 3 年 1 月 7 日開催の本賞選考委員会（委員長：清水 孝雄 国立国際医療研究センタープロジェクト長、他 8 名で構成）における選考結果に基づき、受賞者を決定した。なお、面接選考及び選考委員会は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェブ会議形式で開催した。また、推薦受付を約 1 ヶ月延期したが、ウェブ会議の活用等により、学術システム研究センターにおける予備選考を例年より短期間で実施したことにより、例年と同時期に受賞者を決定することができた。 ・授賞式は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下に御臨席を依頼し、令和 3 年 3 月に挙行する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し取り止めた。 ●第 11 回 日本学術振興会 育志賞の推薦・受賞状況 推薦要項発送数：2,492 機関 候補者数：165 人 受賞者数：18 人 割合：10.9% ・育志賞受賞者のネットワーク構築を図ることを目的として、令和 3 年 3 月 10 日に育志賞研究発表会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェブ会議形式で開催した。	延期を決定した。一方で、ポストコロナを見据え、国際的な人の往来再開時の事業の円滑な実施を担保するため、将来の参加者増を目的とした先端科学シンポジウムでのオンラインによる公開シンポジウム（Open FoS）の実施、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業での事業広報リーフレットの作成など、新たな取組を行った。 ＜課題と対応＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰等の取組における募集、選考等を着実に行っていけるよう、各事業の特性に配慮しつつ工夫に努める。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である３－４については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりシンポジウム等の開催が延期となり、参加者へのアンケート調査も行われていないが、Open FoS 参加者アンケートでは肯定的評価が 96%と、中期目標に定められた水準（95%）と同程度となっている。	ラインの良さも充分取り込んだ形の合議審査のあり方を作り上げてほしい。これにより、地方にいる審査員の負担軽減が大幅に進むと考えられる。 ＜その他事項＞ －

（iii）国際生物学賞
国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第36回顕彰に係る事務を行うとともに、第37回顕彰に向けた準備の事務を積極的に実施する。また、国内外に向けて本賞の意義や内容の周知活動に努める。

・歴代受賞者の情報について各受賞者の URL をとりまとめ、日本学術振興会育志賞ホームページ一覧として公開した。
https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/data/ichiran/Ikushi_list_all_202101_jp.pdf

【国際生物学賞に係る事務】
・国際生物学賞委員会は、授賞対象分野で著名な外国人研究者を含む審査委員会を組織し、計 4 回（対面 2 回、ウェブ会議形式及びメール審議 2 回）の会議を経て、第 36 回国際生物学賞を、41 件の推薦から理化学研究所の篠崎一雄博士に授与することを決定した。
・授賞式及び国際生物学賞記念シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。12 月 16 日、日本学術振興会において、理事長より受賞者に対し、賞が伝達された。
・国際生物学賞パンフレットを作成し、1,600 件を超える関係機関、研究者に配布し広報を行った。
・国際生物学賞基金の募金趣意書を作成し、寄付金の拡大に努め、4,040,000 円（4 件）の寄付を受け入れた。
・基金の管理・運用については、普通預金のほか、仕組預金（2 億円）により適切に運用した。
・第 37 回国際生物学賞の審議は、令和 2 年 10 月 14 日に基本方針を決定し、同日に第 1 回の審査委員会を開催（授賞式は令和 3 年 11～12 月頃に実施予定）した。

●第 36 回及び 37 回顕彰に係る事務

開催日	内容
令和 2 年 4 月 27 日～5 月 22 日	第 36 回国際生物学賞審査委員会（第 3 回会議：メール会議）（受賞候補者を 5 名に絞込）
令和 2 年 6 月 8 日～7 月 29 日	第 36 回国際生物学賞審査委員会（第 4 回会議：Web 及びメール会議）（受賞候補者の選定）
令和 2 年 8 月 28 日	第 37 回授賞分野に関する会議（Web 会議）
令和 2 年 8 月 28 日	第 72 回国際生物学賞委員会(Web 会議)（第 36 回国際生物学賞受賞者の決定）
令和 2 年 10 月 14 日	第 73 回国際生物学賞委員会(Web 会議)（審査委員長・幹事・専門委員の選出等）
令和 2 年 10 月 14 日	第 37 回国際生物学賞審査委員会（第 1 回会議：Web 会議）（専門委員選考等）
令和 2 年 12 月 10 日	第 37 回国際生物学賞審査委員会（第 2 回会議:Web 会議)（審査委員会の日程、審査手順の確認、受賞候補者推薦依頼状等）
令和 2 年	第 36 回国際生物学賞伝達式

（ⅳ）野口英世アフリカ賞
　野口英世アフリカ賞の医学研究分野の選考について「野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会」の設置に向けた業務を行う等、審査業務を実施する。

② 国際的な研さん機会の提供
　国際舞台でグローバルに活躍できる我が国の若手研究者を育成するとともに、我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の若手研究者との相互ネットワーク形成を促していくため、HOPE ミーティング、先端科学シンポジウム、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議、ノーベル・プライズ・ダイアログ等の国際的なシンポジウム・セミナー等の参加を通して、国際的な研さんを積む機会を提供する。
　令和２（2020）年度においては、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効

② 国際的な研さん機会の提供
　我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。その際、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果について、95%程度の参加者から肯定的評価を得る。

12 月 16 日	

【野口英世アフリカ賞に係る事務】
●推薦委員会の運営
　学術研究に高い識見を有し、研究評価及び経験が豊富かつアフリカでの感染症等の疫病対策に造詣の深い研究者から成る推薦委員会（医学研究分野のみ）を振興会に設置し、第１回推薦委員会をウェブ会議形式により開催した。
●推薦依頼先の選定及び推薦書類の作成・配付
内閣府との協議を経て、推薦依頼書類（和英仏）を作成の上、国内外の研究機関及び研究者に推薦書類を送付した。
●推薦受付用電子申請システムの構築
推薦書類の送付後速やかに受付を開始できるよう、受付用電子申請システムを構築し、推薦書類の受付を開始した。

【ノーベル賞受賞者と若手研究者との対話の場の提供】
■HOPE ミーティング
・物理学、化学、生理学・医学及び関連分野を対象分野とした第 13 回 HOPE ミーティングの開催に向け、運営委員会に諮りつつ、ノーベル賞受賞者を含む講演予定者への講演依頼、海外推薦機関への参加者推薦依頼、開催施設の選定などの準備を行った。
・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンライン開催も含め実施形態の検討を行った結果、参加者の国・地域が 20 か国以上にわたることによる時差の幅の大きさに加え、参加者それぞれのウェブ環境の多様さから、チームプレゼンテーション等の共同作業を通じた参加者間の交流のみならず、ノーベル賞受賞者などの講演者との対話も難しいことが想定された。そのため、事業趣旨に沿った開催は困難として延期を決定した。
・2 回開催した運営委員会はいずれも新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに配慮し、メール審議とした。
・第 13 回日本側参加者の公募は、延期後の日程に合わせてあらためて行うこととした。

●第 13 回 HOPE ミーティング（当初予定）

期間	令和 3 年 3 月 17 日～3 月 21 日
開催場所	神奈川県横浜市（予定）

果を確認するため、各シンポジウム等においてアンケート調査を実施し、95%程度の肯定的評価を得る。

講演者	・ドナ・ストリックランド （2018 年ノーベル物理学賞） ・レイナー・ワイス （2018 年ノーベル物理学賞） ・梶田隆章（2015 年ノーベル物理学賞） ・吉野彰（2019 年ノーベル化学賞） ・ウィリアム・モーナー （2014 年ノーベル化学賞） ・クルト・ヴュートリッヒ （2002 年ノーベル化学賞） ・ランディ・W・シェクマン （2013 年ノーベル生理学・医学賞） ・ティム・ハント （2001 年ノーベル生理学・医学賞）
参加国・地域数	日本、オーストラリア、バングラデシュ、中国、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、ケニア、韓国、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、セネガル、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ベトナム（22か国・地域）

■ノーベル・プライズ・ダイアログ

・ノーベル・プライズ・アウトリーチ（ノーベル財団広報部門）と連携し、同団体が 2012 年よりスウェーデンにおいて毎年ノーベル賞授賞式の時期に開催している一般向け公開シンポジウム「Nobel Week Dialogue」を、2015 年 3 月にスウェーデン国外としては世界で初めて「ノーベル・プライズ・ダイアログ」として開催した。その後、2017 年 2 月、2018 年 3 月、2019 年 3 月に開催し、令和 2 年度には第 5 回目となる「ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2021」（当初予定：2021 年 3 月 21 日）の開催に向けた準備を行った。

・テーマは、Nobel Week Dialogue 2018 で取り上げられた「Water Matters」とすることとし、運営委員会において、様々な角度からの講演、ディスカッションが行えるようなプログラム構成及びパネリスト候補を検討した。また、開催施設の選定、広告協賛・寄付の依頼などの業務も行った。

・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、共催機関と協議を重ね、オンライン開催も含め実施形態の検討を行った結果、日本において直接ノーベル賞受賞者と交流できる機会を設けることで学術・科学技術への関心・理解を高めるという事業趣旨に沿った開催は困難として、開催を延期することとした。

・運営委員会についても、新型コロナウイルス感染症拡

大のリスクに配慮し、オンライン開催とした。

【若手研究者への国際的な研鑽機会の提供】
■先端科学シンポジウム
・自然科学から人文学・社会科学にわたる異分野間で先端科学について討議を行う先端科学シンポジウムの実施に向け、開催施設の選定などの準備を行った。
・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンライン開催も含め実施形態の検討を行った結果、「寝食を共にしたインフォーマルな機会を含めて議論を重ねることで、分野の異なる参加者間の結びつきを強めるのが事業趣旨であるところ、時差もある中で、オンライン開催でそうした直接的な交流を十分に確保することは難しい。」とする共催機関側の意向を踏まえ、開催を延期することとした。

当初予定

○第 3 回日米独先端科学（JAGFOS）シンポジウム
日程：令和 2 年 9 月 13 日～16 日
開催場所：米国・カリフォルニア
参加者数：日本 24 名、米国 24 名、ドイツ 24 名（計 72 名）

○第 10 回日仏先端科学（JFFoS）シンポジウム
日程：令和 2 年 11 月 5 日～8 日
開催場所：日本・京都市
参加者数：日本 20 名、フランス 20 名（計 40 名）

・他方、オンラインによる初めての公開シンポジウム（Open FoS）を開催した。これは、やがては参加候補者となる若手研究者（大学院生を含む。）を中心に、本事業のシンポジウムを疑似体験いただくことで、その醍醐味を実体験し、今後開催するシンポジウムへの参加希望に繋げていただくとともに、本シンポジウムの知名度の一層の浸透を図ることを目的とするものである。当日は、過去のシンポジウム参加者 9 名が登壇し、2 セッション構成にて「起源の探索」及び「カーボンニュートラル」をトピックとして、それぞれ異なる角度から講演を行った。研究者や学生を含む約 300 名（Zoom ウェビナー232 名、YouTube ライブ配信 60 名）が参加し、ディスカッションでは様々な分野・職位（学生を含む。）の参加者から多くの質問が投稿され、活発な議論が行われた。開催後には本会公式 YouTube チャンネルにて一部抜粋した動画を公開し、発信を行った。（公開後約 1 ヶ月時点で各動画

		（４）研究者のキャリアパスの提示 全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。卓越研究員候補者の審査に関しては、審査の公正性、透明性を確保し実施する。	（４）研究者のキャリアパスの提示 新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、大学等において安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした国の事業である「卓	視聴回数計約 900 回）開催後に行ったアンケートでは、参加者のうち 96%が「楽しかった」、87%が「先端科学(FoS)シンポジウムに参加したい」と回答した。 ■国際的な会議等への若手研究者の参加支援 リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 ・令和 2 年度開催予定であった 2 つの会議（物理学、化学、医学・生理学の三分野合同及び経済学分野）のいずれもが、主催者（リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会及びリンダウ・ノーベル賞受賞者会議基金）により、新型コロナウイルス感染症の拡大により開催延期とされたことを受け、日本人参加者の派遣も延期されることとなった。延期決定に際しては、延期に伴う対応及び今後の派遣見通しなどについて、主催者及び派遣予定者と情報交換・共有を行った。 ・本年度開催分の延期に伴い、主催者側が新規開催分の参加者候補の募集を行わなかったため、本会においても日本人参加者候補の公募を行わなかったが、今後に向け、本事業の周知のための事業広報リーフレットを新たに作成した。 〇リンダウ・ノーベル賞受賞者会議（第 70 回 3 分野合同） 当初開催期間：令和 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日 〇リンダウ・ノーベル賞受賞者会議（第 7 回経済学） 当初開催期間：令和 2 年 8 月 25 日～8 月 29 日 【卓越研究員事業】 ・文部科学省が定めた公募要領に基づき、公募情報を振興会ホームページに掲載し、電子申請システムを用いて令和 2 年 4 月に研究者 364 名の申請を受け付け、我が国の第一線級の研究者等からなる卓越研究員候補者選考委員会を設置した上で、同委員会による書面審査を実施し、審査結果を文部科学省に報告した（同省において書面審査結果に基づき卓越研究員候補者を 169 名決定）。 ・文部科学省が定めた審査方法や審査の観点を公募時にホームページ上で公開するとともに、審査終了後にホームページを通じて、任期を終了した審査員の名簿を公表するなど、審査の透明性の確保に努めた。 ・審査員に対して、審査の手引き等を配付して書面審査の基準や利害関係者の取扱いについて周知し、信頼性の	（４） 研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・事業の実施に当たっては、専門家による公正な審査体制を整備し、事業の透明性、信頼性を確保しながら、文部科学省の定めた	（４） 研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・コロナ禍にありながら、候補者への情報提供や、報告書の期限延長など細かい点まで適切な配慮がなされた。そのため、特殊な事情にもかかわらず大きな問題なく本事業を

			越研究員事業」について、審査及び交付業務を行う。 令和２(2020)年度は、卓越研究員候補者選考委員会において、新たに公募する卓越研究員の審査を行うとともに、研究機関に対する交付業務を行う。		高い審査を実施した。 ・ポストを提示した研究機関（77機関、162ポスト）と卓越研究員候補者の当事者間交渉を支援するため、候補者に関する情報提供を行った（その後、今年度候補者となった169名に前年度からの候補者資格の継続者146名を加えた計315名の中から、当事者間交渉が完了した候補者40名について、文部科学省が卓越研究員に決定。また、補助金算定の対象となる関連研究者（提示されたポストに採用された卓越研究員以外の若手研究者）として、5名が採用）。 ・各機関からの実績報告書の提出期限は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、1ヶ月間延長した。 ・卓越研究員を採用した研究機関（新規分、継続分の計70機関）に対して、円滑に補助金を交付した。また、令和元年度に補助金を交付した研究機関（66機関）に対して、額の確定調査を適切に実施した上で、額の確定通知書を送付した。 ・令和3年度の公募に向け、申請や一覧化公開等のための電子申請システムを構築した。 ・文部科学省における本事業の効果的な運営に資するよう、卓越研究員に対して、研究活動状況について追跡調査を実施し、その結果を取りまとめて文部科学省へ報告した。 ・平成29年度に卓越研究員を雇用した研究機関に対して、卓越研究員の研究活動状況等に関する成果報告書の提出を求め、取りまとめて文部科学省へ報告した。なお、成果報告書の提出期限は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、11日間延長した。 ・本事業を広く周知するため、公募に関する情報をホームページで公開し、情報発信を行った。また、本事業の概要や卓越研究員の声及び研究機関の声をまとめ、ホームページで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html	審査要領に従って審査業務を着実に実施した。また、補助金の交付業務について、70機関に対して円滑に補助金を交付するとともに、66機関に対して額の確定調査を適切に実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実績報告書や成果報告書の提出期限を適切に延長した。 ＜課題と対応＞ ・公正性、透明性が確保された審査、円滑な交付を着実に実施していくとともに、引き続き、文部科学省と協力しながら本事業周知のための効果的な情報発信に取り組んでいく。 （各評価指標等に対する自己評価） －	達成できたことは高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・応募者364とポスト162、そして採用人数45の関係が適切かは検証が必要。 ・卓越研究者の研究活動状況の追跡調査は、研究者にとっても、受け入れ先の機関にとっても有効な内容。良い規範事例を提示してほしい。 ＜その他事項＞ －

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４	４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化 （１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 （２）大学教育改革の支援 （３）大学のグローバル化の支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考ＵＲＬ	世界トップレベル研究拠点プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html 卓越大学院プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/index.html 大学教育再生加速プログラム　https://www.jsps.go.jp/j-ap/index.html 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業　https://www.jsps.go.jp/j-coc/index.html 知識集約型社会を支える人材育成事業　https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/index.html 大学の世界展開力強化事業　https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html スーパーグローバル大学創成支援事業　https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html		

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
評価指標								
大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）		－	42～77回	73回	58回	51回		
関連指標								
大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況	世界トップレベル研究拠点プログラムにおいて、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合	－	100%	－	100%	100%		
	大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合	－	75%	79%	82%	89%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	709,970	662,773	717,405		
決算額（千円）	620,258	560,184	648,761		
経常費用（千円）	619,003	565,437	630,054		
経常利益（千円）	5,028	-24,499	18,724		
行政コスト（千円）	629,598	629,382	630,054		
従事人員数（人）	22	19	20		

注１）予算額、決算額は「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。	大学等の教育研究機能を強化するため、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。			＜主要な業務実績＞	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をＡとする。 ・各事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けながらも、事業が円滑に実施できるよう積極的かつ前広に、十分な工夫や柔軟な措置を講じるとともに、現下の新型コロナウイルス感染症への対応にとどまらず、ポストコロナに向けた積極的な取組や検討を行っており高く評価できる。 ・世界最高水準の研究拠点の形成促進においては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、例年の対面形式でのフォローアップが困難な中で、オンライン化に向け事務局が入念に準備し、委員、拠点との連携のもと、平時に劣らないきめ細やかなフォローアップを実現したことは高く評価できる。また、アウトリーチ活動やファンドレイジング活動支援に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に中止や延期の措置をとることなく、オンライン化や代替活動としての新たな企画に取り組み、果敢な姿勢で当初計画を達成し様々な対象に拠点の成果を不断に届けたことは高く評価できる。	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をＡとする。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い勤務形態の変容や行動自粛等の制約を受けた中、さらに先が見通せない状況で、事業が円滑に実施できるよう積極的かつ前広に様々な工夫や柔軟な措置を講じることにより、各事業の審査・評価業務が円滑に、かつ通常と同様の質をもって実施されるとともに、現下の新型コロナウイルス感染症への対応にとどまらず、ウェブ会議による視察を組み合わせたハイブリッド型の現地視察の実現などポストコロナに向けた積極的な取組や検討を行っていることを高く評価する。 ・WPI プログラムにおいては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、例年の対面形式でのフォローアップが困難な中でも積極的にオンライン化を進め、外国人委員の来日が制限される中、例年にも増して各種委員会に外国人委員を配置し、国際的視点からの議論が行われている

						・大学教育改革の支援においては、事業ごとに委員会や部会等を合計 28 回開催し、審査・評価業務に従事した。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による制約がある中で、申請書や報告書の提出期限の延長など大学に配慮しつつも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けての会議のオンライン化に対応するため、新たな面接時の評価システムの構築を行った。また、緊急事態宣言期間中も審査業務等を継続させるための業務の効率化や、ポストコロナを見据えた対面とウェブ会議による視察を組み合わせたハイブリッド型の現地視察による実効性の担保などの様々な工夫を行った上で、２事業の審査業務、及び 119 件にも及ぶ事後評価の実施及び事後評価結果の総括のまとめを行ったことは高く評価できる。 ・大学のグローバル化の支援において、オンラインを活用した新たな審査・評価システムや審査・評価方法を確立するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態にも柔軟に対処したことに加え、評価結果の迅速かつ積極的な情報発信をおこなったことは高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・WPI においては、引き続き、拠点の審査・評価・管理業務を着実に実施する。特に、令和 3 年度に予定されている新規公募のための審査に加え、最終評価及び中間評価に向けて、更なる体制整	など、各拠点のフォローアップがきめ細かく適切になされている。また、そのために英語による資料作成や運営を振興会が担っているほか、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が、中期目標に定められた割合（100%）を達成している。更に、オンライン化に向け事務局が入念に準備し、委員、拠点との連携のもと、平時に劣らないきめ細やかかつ厳格な審査やフォローアップが適切になされ、成果の最大化に努めている。 成果の公開にとどまらず、拠点の知見を一般や若い層に向けて広げる活動も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に中止や延期の措置をとることなく、オンライン化や代替活動としての新たな企画に取り組み、波及効果も大きいことが期待できる。移動の制限下に於いても果敢かつ不断に行った広報への意欲的な取組は高く評価される。成果の共有・展開にも実績を積んでいる。また、毎年度末に行われている文部科学省研究振興局による「WPI 総合支援事業外部評価」において、令和 2 年度は「世界中と連携する必要のある事業について、新型コロナウイルス感染症の影響下 においても柔軟かつ迅速な対応を行い事業をやり遂げたことは高く評価できる」とされ、総合評価が昨年度の

						備に努める。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響下における効果的な情報発信について引き続き工夫を凝らしつつ、様々な媒体を通じた情報発信を進める。 ・大学教育改革及び大学のグローバル化を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めていく。	ＢからＡに向上したことも特筆すべきである。 ・大学教育改革の支援においては、プログラムごとに振興会で定めた規定に基づき、必要な委員会等が組織され、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、オンライン形式の審査・評価委員会が計画的に開催され、適切な審査・評価が行われている。また、フォローアップ担当委員の要望や各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、大学を訪問しての視察や、大学への訪問とウェブ会議による参加を組み合わせたハイブリッド型の視察も一部のプログラムにおいて行うなど、感染拡大防止に配慮しつつフォローアップの実効性を担保するための様々な工夫を行ったことは、ポストコロナも見据えた成果であると高く評価できる。新型コロナウイルス感染症対応に関する大学側の負担を考慮し、大学側の調書作成期間を１月あるいは１月半延長させながら、委員会における書面評価期間等の評価に関する期間を十分に確保したことを高く評価するとともに、大学と同様に新型コロナウイルス感染症による勤務形態の変容や制約があったはずの振興会担当職員の質量とも通常をはるかに凌駕する献身的な尽力の賜物であったことは容易に推測でき、このことは特筆に値す

							る。 ・大学のグローバル化の支援において、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための新たな審査・評価システムや審査・評価方法を確立されているほか、大学に配慮した調書の作成期間の大幅な延長が行われ、振興会の業務の質量とも例年を凌駕していることが認められ、高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・新型コロナワイルス感染症の拡大にもかかわらず、振興会の不断の努力により、例年と同様の研究成果をあげることができたこと、業務を遂行できたことは特筆に値する。今年度の経験を活かし、より効果的かつ効率的な支援業務を担っていってほしい。 ・コロナウイルス感染症による採択プロジェクト及びプロジェクト支援業務への影響について把握し、今後の対応に生かしてほしい。 ＜その他事項＞ ―
	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見	【評価指標】 ４－１ 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等	＜主要な業務実績＞ ・毎年度末に行われている文部科学省研究振興局による「WPI 総合支援事業外部評価」において、令和２年度は「世界中と連携する必要のある事業について、新型コロナウイルス感染症の影響下においても柔軟かつ迅速な対応を行い事業をやり遂げたことは高く評価でき	（１） 世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 令和 2 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び	（１） 世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められる

と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保するとともに、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務として、当該事業全体としてのブランドを維持・向上させる活動を行うとともに、世界最高水準の研究拠点の形成に係る情報収集・分析や経験・ノウハウの共有・展開を行う。

える研究拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について、国の定めた制度・方針に従い、審査及び評価・進捗管理業務を行うとともに、WPI アカデミーも含めた WPI の価値最大化のための全体戦略を見据えたうえで、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

令和２(2020)年度は、８拠点（平成 19（2007）年度に採択された１拠点、平成 24（2012）年度に採択された３拠点、平成 29（2017）年度に採択された２拠点、平成 30（2018）年度に採択された２拠点）について年次評価を行う。また、平成 29（2017）年度に WPI アカデミー拠点の認定を受けた４拠点について評価を行う。

審査・評価等の実施に当たって、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備するとともに、公正な審査・評価等が行われるよう利益相反への配慮を行う。また、透明性を担保するため、審査・評価等の終了後にはその結果を委員名とともにホームページにおいて公

を参考に判断）

【関連指標】

４－Ａ 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

４－１ 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

４－Ａ 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が 100％（平成 28 年度実績）、

る」として、総合評価を昨年度までの「B」から「A」に向上できた。

・振興会において定めた「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会規程」に基づき、国内外の学術研究機関の長・教員及び学識経験を有する者等からなるプログラム委員会等を組織し、審査・評価・管理業務を実施した。

・業務の実施に当たっては、国の定めた制度・方針を踏まえ、プログラム・ディレクター（PD）、プログラム・ディレクター代理（DPD）及び拠点ごとのプログラム・オフィサー（PO）を配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する体制を整備した。また、平成 29 年度に文部科学省が設けた世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）アカデミーについて、WPI アカデミー拠点のフォローアップのため、アカデミー・ディレクター（AD）及び拠点ごとのアカデミー・オフィサー（AO）を配置し、その運営状況を確認している。

・各拠点のフォローアップは、プログラム委員会及び拠点作業部会において、いずれも外国人委員を含むメンバー（委員 93 名中外国人 38 名、40.9％）により、国際的な観点を踏まえ実施した。

世界トップレベル研究拠点プログラム委員会名簿

（令和２年 10 月現在）

川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所長
黒川 清	政策研究大学院大学 名誉教授
鈴木 典比古	公立大学法人国際教養大学 理事長・学長
永井 良三	自治医科大学 学長
中村 道治	国立研究開発法人科学技術振興機構顧問
野依 良治（委員長）	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター長
濵口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長
松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長
ハリエット・ウオルバーグ	カロリンスカ医科大学 教授
クラウス・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長
リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授
ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長
ジャン・ジンージュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長

質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ、顕著な成果が得られていると言えることから、評定をａとする。

・また、文部科学省研究振興局による「令和 2 年度 WPI 総合支援事業外部評価」において、「世界中と連携する必要のある事業について、新型コロナウイルス感染症の影響下においても柔軟かつ迅速な対応を行い事業をやり遂げたことは高く評価できる」として、総合評価を昨年度までの「B」から「A」に向上できたことは、特筆に値する。

・国の定めた制度・方針を踏まえ、PD・PO 体制を構築するとともに、プログラム委員会や拠点作業部会において外国人研究者も参画した体制を整備することにより、審査・評価・進捗管理業務を国際的な視点で着実に実施した。

・とりわけ、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大という困難な状況にあり、「対面」「訪問」「移動」に制約がある中で、オンラインを活用し、事務局による念入りな準備のもと、国内外の委員と繋がり、拠点作業部会による現地視察（8 拠点：国外評価者を含む各 50 人程度参加）及びプログラム委員会によるヒアリング（8 拠点：国外委員を含む 60 人程度参加）を実施し、進捗状況を平時に劣らずきめ細かく把握して、各拠点の改善すべき点等を取りまとめて提示したことは、高く評価できる。

ため。

・WPI 事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により「対面」「訪問」「移動」に制約がある中でも、「目に見える研究拠点」の形成のため、事業が円滑に実施できるよう会議や現地視察等のオンライン化及びそれに伴う入念な事前準備など様々な工夫や柔軟な措置を講じ、文部科学省の方針を踏まえ適切に実施したことは高く評価できる。

・新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により外国人委員の来日が制限される中、例年にも増して各種委員会に外国人委員を配置し国際的視点からの議論をオンライン形式の委員会で実施し、進捗状況を平時に劣らずきめ細かく把握して、各拠点の改善すべき点等を取りまとめて提示したことは、高く評価できる。また、WPI アカデミー拠点についても、オンラインを活用することにより継続認定のための初めての外部評価を適切に実施したことは評価できる。

・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務についても、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に中止や延期といった措置をとらず、オンラインの活用や代替活動としての新たな企画を立案し、当初計画を達成したことは高く評価できる。特に高校生を対象にしたオンライ

			表する。さらに、評価・進捗管理業務を専門的な観点から行うため、プログラムを担当するプログラム・ディレクター、アカデミー・ディレクター及び拠点ごとのプログラム・オフィサー、アカデミー・オフィサー等を配置する。 WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務として、高校生を始めとした社会の多様な層から WPI プログラム全体が「見える」存在となることを目指し、WPI プログラム及び拠点の活動・成果を発信するための広報・アウトリーチ活動を実施し、国際頭脳循環の更なる加速・拡大に資する取組等を強力に推進する。また、WPI プログラム全体の運営戦略の検討に資するべく、WPI 拠点に係る研究論文の分析指標データを収集・分析する。さらに、WPI プログラムの実施により得られた国際研究拠点形成に係る経験・ノウハウの共有・展開を行う。	大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が 75％（平成 25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績）) を基準とした状況変化を評価において考慮する。	リム・チュアン・ポー | シンガポール食品庁 長官 プログラム委員名簿及び各拠点作業部会委員名簿については、ウェブサイトで公開している。 ■審査・評価・進捗管理業務に加え、WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動支援を行うため、世界トップレベル拠点形成推進センター（以下「WPI センター」という。）のセンター長に WPI プログラムに深い知見を有する PD を委嘱し、業務を円滑に実施するための万全の体制を敷いている。 ■審査 文部科学省が令和 3 年度に新規 1 拠点を採択することに伴い、文部科学省及び PD、DPD、AD と協議の上公募要領等を策定し、プログラム委員会国内委員会の承認を得、公募を開始した。（令和 3 年 3 月末申請締切、9 月最終選考の予定。） ■フォローアップ 拠点構想の進捗状況及び拠点の運営状況の把握と管理を、各委員の利益相反に配慮しつつ、以下のとおり適切に実施した。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受け、従来の対面形式での会議や拠点に実際に赴く現地視察等はオンラインにて実施することで、委員や拠点関係者の安全を確保しつつ着実に目的を達成した。6 月から開始された現地視察等のオンライン化にあたっては、まだ評価者、評価される各拠点、振興会事務局の誰にとってもオンライン対応が浸透しておらず不慣れであることを想定し、オペレーション事務にかかるマニュアルを早期（5 月中）に整備し、委員、拠点と連携し、テスト接続を行い通信トラブルの事前回避を図る等、入念に事前準備を行うことで万全の体制を整え、従来の対面型現地視察等を通じて行うフォローアップに限りなく近いフォローアップを実施した。フォローアップ結果は、文部科学省に報告するとともに、事業ウェブサイトにおいて公開した。 □補助金支援期間にある 8 拠点（平成 19・24・29・30 年度採択拠点）について、PD、DPD 及び拠点担当の PO を中心とした拠点作業部会による現地視察（8 拠点：国外評	・更に、6 月開始の現地視察等のオンライン化にあたっては、まだ評価者、評価される各拠点、振興会事務局の誰にとってもオンライン対応が浸透しておらず不慣れであることを想定し、評価者、拠点、振興会事務局のそれぞれの立場からの使用方法について早期に（5 月中に）マニュアルを作成・改善・配布したこと、各参加者へ会議開催の前週までにテスト接続を行い、通信トラブルの事前回避、円滑な会議運営に細心の注意を払い、より複雑化する令和 3 年度評価へ向けての改善策にも令和 2 年度中に動き出したことは特筆に値する。 ・WPI アカデミー拠点についても、継続認定のための初めての外部評価を適切に実施、新規アカデミー拠点のフォローアップ、拠点長交代に係る審議を着実に進めている。 ・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務について、業務目的を踏まえ、アンケート結果、アウトリーチ担当者会議を通じた各拠点からの要望、昨年度の取組の効果等を参考に検証を行いつつ、WPI 拠点や文部科学省と足並みを揃えながら適切に行っている。 ・アウトリーチ活動やファンドレイジング活動支援についても、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大により例年通りの実施形態を採用できない事態に直面したが、中止や延期といった措置をとらず、オンラインの活用への切り替えや代替活動としての新たな企画を意欲的に立	ン WPI シンポジウム 2020 の実施は、次代を担う世代への直接的な働きかけであり、今後も集合形式のシンポジウムに合わせて遠隔地の高校生の参加を促すものとして、継続を期待したい。 ・Almuni 組織の確立は、各拠点の活動、成果の世界的共有や展開のために重要であると判断できるが、振興会がその確立に向けて主導的役割を果たして各拠点を牽引していることは、高く評価できる。 ・ウェブサイトの刷新・充実、オンラインを利用した他機関との共催シンポジウムの開催や採択拠点の職員を対象とした実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的かつ不断に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・WPI は評価の高い事業であり、実力のある各拠点の優れた研究実施により成果が上がっている。支援業務においても様々な工夫が見られ、今後も継続してほしい。研究拠点プログラム委員会においては、超一流の研究者をそろえており、信頼がおけるものとなっているが、ジェンダーバランスの観点から、文部科学省に働きかけながら更なる女

					価者を含む各 50 人程度参加）をオンラインで行うとともに、プログラム委員会（オンライン）が進捗状況についてヒアリング(8 拠点：国外委員を含む 60 人程度参加)を実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。また、令和 3 年度に予定されている最終評価（平成 19・24 年度採択拠点）、中間評価（平成 29 年度採択拠点）に向けて、PD、DPD、文部科学省と協議しつつ、令和 2 年度の実施状況を踏まえた改善策も検討の上、評価の枠組を策定し、プログラム委員会の承認を得た。 □WPI アカデミー平成 29 年度認定拠点のうち、補助金支援拠点を除く 4 拠点については、フォローアップ基本方針に則り、「WPI アカデミー」（平成 29 年 4 月 21 日文部科学省研究振興局）が定める WPI アカデミー拠点の認定を継続するための条件ごとに、WPI アカデミー拠点としての水準を引き続き維持しているかを確認するため、AD、PD、DPD 及び拠点担当の AO を中心とした WPI アカデミー拠点作業部会により現地視察をオンラインにて実施し、令和 3 年 2 月の国内委員会（オンライン）において、これら拠点の継続について審議、承認した。また、令和 2 年度から WPI アカデミー拠点として活動を開始した 1 拠点に対して、AD、AO によるオンライン拠点訪問を実施し、フォローアップを行った。 なお、1 拠点から拠点長交代の申し出があり、令和 3 年度国内委員会での拠点長交代承認に向けて、AD、AO 等による事前評価ヒアリングをオンラインにて実施した。 ■WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務の実施にあたっては、アウトリーチ担当者による会議を通じ、WPI 拠点や文部科学省との情報・方向性の共有を図った。また実施した取組は、アンケート結果や取組の効果、アウトリーチ担当者会議での各担当者からの意見等を踏まえ、振興会理事、PD、DPD、AD 等で構成される WPI センター会議において、幅広い対象を適切にカバーできているか、認知・理解の向上に繋がる種をどれだけまいたか、目的に則した取組であったか等の観点から評価し、その結果を次の取組にフィードバックした。 □アウトリーチ等	ち上げ、当初計画を粘り強く達成したことは高く評価できる。 ・中でも、主催者が実施直前の夏に中止を決めたスーパーサイエンスハイスクール（SSH）生徒研究発表会へのブース出展の代替として、高校生を対象にオンラインにて新たに企画した高校生向け WPI シンポジウム 2020 は、令和 2 年度にも不断に全国の高校生への理解増進に寄与した活動事例として特筆に値する。また、活動の効果をアンケート結果や収集可能な数値で確認しており、対象者の関心を着実に引いていることも示されている。 ・成果横展開のプラットフォームとなるウェブサイト「WPI Forum」の刷新・充実を進め、研究大学コンソーシアム（RUC）との共催シンポジウムの開催、採択拠点の職員を対象としたの実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。 ・とりわけ、「WPI Forum」について WPI の特徴であるミッション毎に整理し直し、採択後の年数が少ない若い WPI 拠点や拠点の組織形成や取組を検討しているホスト機関が参考とし易いようコンテンツを組み直した上で刷新し、更に内容を充実させ、アクセス数を飛躍的に増加させたことは特筆に値する。 ・加えて、Alumni 組織の確立のため、必要性が長年強く意識されておりながら各 WPI 拠点における日常業務過多やノウハウ偏	性委員の登用を考えていただきたい。

WPI プログラム全体が社会から「見える」存在となることを目指し、以下の取組を行った。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、多くの活動をオンライン化し、又は代替の企画を新たに実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもアウトリーチ活動が停滞することのないよう最大限努めた。

●アウトリーチ

・国内外に向けた情報発信媒体として、事業及び各拠点の概要と成果を示したパンフレット（日英併記）を作成・配布したほか、振興会ウェブサイトにおいても日英ほぼ同内容の情報を適宜発信した。さらに、各拠点からの要望を踏まえ、昨年度新たに作成した WPI 事業を紹介するリーフレットは、今年度は英語版を新たに作成し在京大使館、本会海外研究連絡センター等に配布した。

・国内に向けた取組としては、一般層を対象としたサイエンスシンポジウムをオンライン開催し、300 余名の参加者に、WPI 拠点の研究者から生命研究の最先端を紹介するとともに、主に高校生の参加者を対象として科学者のキャリアについて現役研究者との対話の場を設けた。アンケートにおいては、回答者の 78%から今後の WPI 関連イベントに参加したいとの回答があった。

・科学に興味がある一般層に向けてわかりやすく発信することを目的として、講談社ブルーバックス公式サイト上に WPI 拠点の研究成果を記事として掲載し、掲載後 1 か月間で 2 記事合計約 7,300 ページビューを獲得、WPI Forum でも約 900 ページビューを得た。

・若い層へのアウトリーチとしては、例年、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）生徒研究発表会へのブース出展を通じて生徒等に事業紹介をしていた。しかしながら、令和 2 年度の SSH 生徒研究発表会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりオンライン開催となり、主催者側の判断によりブース出展が中止となったため、代替活動として、WPI 拠点と協働してオンラインにて高校生向け WPI シンポジウム 2020 を企画し開催した。当日は、中高生と教職員を中心に 200 名強が参加した。シンポジウムにあわせ、Facebook を通じて告知と WPI の情報発信を行った結果、Facebook の投稿のリーチ数が 5,500 を越え、昨年度の SSH 生徒研究発表会でのリーチ数を上回る等、例年以上に WPI の活動情報を届けること

在により実現に大きな偏りがあった各拠点滞在経験者のデータベース構築については、令和 2 年度に各拠点の構築状況、構築に向けてのニーズの確認を通じて、実務担当者会議を企画してノウハウの共有を図り、更にデータベース雛形を振興会において作成し、各拠点における Alumni データベース構築を容易にし、各拠点の必要に応じてカスタマイズできるよう令和 3 年度中に提供する手筈を整えたことは快挙と言える。

＜課題と対応＞

・引き続き、拠点の審査・評価・管理業務を着実に実施する。特に、令和 3 年度に予定されている新規公募のための審査に加え、最終評価及び中間評価に向けて、更なる体制整備に努める。

・新型コロナウイルス感染症の影響下における効果的な情報発信について引き続き工夫を凝らしつつ、様々な媒体を通じた情報発信を進める。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である４－１については、ノーベル賞受賞者を含むプログラム委員会及び拠点作業部会のいずれも外国人を含む委員構成にするとともに、英語による資料の作成、及び会議の運営を行っており、新型コロナウイルス感染症の影響下の困難を様々な工夫で乗り越え例年どおりの水準で達成された。

が出来た。
・企業関係者の関心・理解を得るべく、日本経済団体連合会の協力を得て、その部会メンバーにWPI拠点主催イベント等の情報の周知を行った。昨年度の連携先である一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン（LINK-J）とは、産業界と基礎研究との連携の端緒とすべく情報交換を継続している。
・海外に向けた取組としては、振興会の海外研究連絡センターと連携し、センターが在外公館等と共催するシンポジウムにおいてWPI拠点の研究者がWPIやその成果を紹介する機会を設けた（ただし、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりイベントそのものが中止となり、パンフレット等の送付のみを行った）。加えて、日本国内にある各国の科学技術関連機関の窓口としてScience&Technology Diplomatic Circle（以下S&TDC）と連携して第1回WPIセミナーを開催し、海外との連携活動を含めWPI拠点の取組を紹介した。オンライン会議システムの機能を活用したネットワーキングも含め、継続を希望する声が多く、より充実した情報交換の場となることを目指している。
・Facebookを各拠点の研究成果やイベント等の周知用、ウェブサイト「WPI Forum」を詳細情報発信ツールと位置づけ、Facebook投稿3～5件／日を恒常的に発信を続けた結果、Facebookフォロワー数について、昨年度は1,101名であったのが、今年度は1,209名となり、ウェブサイト「WPI Forum」のアクセス数について、昨年度は6,124アクセスであったのが、今年度は14,599アクセスとなった。
WPI ForumのURL：https://wpi-forum.jsps.go.jp/
・広報媒体としてWPIセンターのホスト機関である振興会のメルマガ等を積極的に活用する他、振興会広報室や会内の他事業の広報との情報交換・連携にも努めている。

●ファンドレイジング活動の支援
・拠点からの要望を踏まえ、WPI拠点及びその所属機関関係者を対象としたファンドレイジングセミナーを5月にオンラインで実施した。セミナーでは、先行してファイドレイジングに取り組む拠点による事例発表及びクラウドファンディングの専門家による講演を行い、事後アンケート回答者の81%から「満足した」との回答を得

・関連指標である４－Ａについては、WPIアカデミー平成29年度認定拠点のうち、補助金支援拠点を除く4拠点について、フォローアップ基本方針に則り、「WPIアカデミー」（平成29年4月21日文部科学省研究振興局）が定めるWPIアカデミー拠点の認定を継続するための条件ごとに、プログラム委員会国内委員会が評価を行った。その結果、4拠点すべてが継続について審議・承認され、中期目標に定められた割合（100%）を達成した。

た。
・前年度より、ファンドレイジングに係る基礎知識・ノウハウ及びファンドレイジング研修の資料一式、各拠点の取組事例、ファンドレイジング活動の体験インタビュー記事をウェブサイト「WPI Forum」の関係者限定ページに掲載したほか、令和2年度5月のファンドレイジングセミナーの資料及び講演の動画を掲載し、拠点間のノウハウ展開の一層の推進に取り組んだ。

●国際頭脳循環の促進に繋がる活動の支援
・日本の国際頭脳循環の加速・拡大に資するべく、WPIアカデミー拠点と業務委託契約を締結し、国際シンポジウムの開催などの活動を支援した。

□情報収集・分析
・世界各国の大学等研究機関、ファンディングエージェンシー、有力科学誌等におけるWPI事業の定性的評価を分析するため、インタビューによる調査、社会的インパクト調査を実施中であり、来年度に最終報告をまとめる予定としている。
・WPI 拠点への滞在が若手研究者のキャリア形成へどの程度貢献しているのか、調査中であり、来年度末に最終報告をまとめる予定としている。
・新型コロナウイルス感染症の影響下における海外の先端研究推進事業の調査については、これまでプログラム委員会交流会等で培ってきた在日大使館科学アタッシェとの連携を集約・強化し、上記S&TDCの第1回WPIセミナーでの講演等を通じて、情報収集や今後の調査に有益となりうる人的ネットワーキングに取り組んだ。なお、同セミナーは、情報の積極的な獲得も視野に入れ、今後「WPI シリーズ」として継続的に実施し、活用する予定としている。

□成果の共有・展開
・WPI 拠点の知見を国内の大学等と共有するプラットフォームとして開設したウェブサイト「WPI Forum」をWPIの特徴であるミッション毎に整理し直し、採択後の年数が少ない若いWPI拠点や拠点の組織形成や取組を検討しているホスト機関が参考とし易いようコンテンツを組み直した上で刷新し、WPI のミッションに沿って成果発信するとともに、大学等関係者からの要望を踏まえ、各

拠点の国際広報やファンドレイジング活動、ダイバーシティの促進への取組に関するインタビュー記事を掲載するなどコンテンツ充実を図り、昨年度は 6,124 アクセスであったのが、今年度は 14,599 アクセスを獲得した。
・WPI の研究支援部門の成果について「WPI ならではの研究創成に関わる事例紹介」を企画し、2 件の事例報告をまとめた。来年度 WPI Forum で広く発信することを予定している。
・昨年度に引き続き、研究大学コンソーシアム（RUC）との共催シンポジウムをオンラインにて開催した。具体的には、後半の３つの分科会のひとつとして「With コロナ時代の国際人材交流について」をテーマに、研究者を対象としたセッションを WPI センターが企画し実施した。シンポジウムには延べ 640 名の参加があり、アンケートでは回答者の 80%から高評価を得た。また WPI からの発信を期待する情報についても具体的なニーズが得られ、今後の活動指針として活用したい。
・本事業を通じて我が国で研究を行った経験のある研究者の Alumni 組織確立に向けて、各拠点における Alumni データベースの構築を促進するため、既に構築に取り組む拠点による情報提供、拠点間のノウハウ共有の機会として実務担当者会議をオンラインにて開催し、参加者向け事後アンケートにて回答者の 83%から「参考になった」との回答を得た。なお、振興会では、既に Alumni データベースを構築している拠点のデータベースや振興会が外国人特別研究員事業等で構築したデータベースを参考に、Alumni データベースの雛形の作成に取り組んでおり、令和 3 年度に各拠点に展開することを予定している。

＜主要な業務実績＞
・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、事業ごとに振興会において定めた委員会規程に基づき、大学の学長・教員並びに学識経験を有する者等からなる委員会等を組織し審査・評価業務を実施。
●委員会等開催実績

卓越大学院プログラム委員会	5 回
同　審査・評価部会	5 回
同　PO 会議	1 回
大学教育再生加速プログラム委員会	5 回
地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会	6 回
知識集約型社会を支える人材育成委員会	6 回

（２）大学教育改革の支援
大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

（２）大学教育改革の支援
大学の学部や大学院の教育改革を支援する以下のような国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及

（２）大学教育改革の支援
大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報

【評価指標】
４－２ 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】
４－Ａ 大学等における

補助評定：a
＜補助評定に至った理由＞
令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定を a とする。
・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、事業ごとに委員会や部会

（２）大学教育改革の支援
補助評定：a
＜補助評定に至った理由＞
自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められるため。
・大学教育改革の支援に関しては、振興会の有する審査・評価業務に関する経験と知識が十分生かされ、それぞれのプ

び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。
・世界をリードする教育拠点の形成支援
・地域再生・活性化の拠点としての大学の取組の支援
・革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組の支援
審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。
・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表
また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

公開に努める。
令和２(2020)年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】
４－２ 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。

４－Ａ 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が 100％（平成 28 年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が 75％（平成 25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。

・上記審査・評価に当たっては、国の定めた制度・方針等を踏まえ、事業ごとに専門家によるプログラム委員会等の公正な審査・評価体制を整備している。
・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）では、申請プログラム 42 件について書面審査（126 件の審査意見書の作成も含む）及び面接審査からなる審査業務を、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中においても確実に実施し、審査結果を通知したことに加え、採択プログラムに対するフォローアップ担当委員による現地視察などのフォローアップに関する業務の充実に努めた。まず、フォローアップの実施に際しては、部会を開催して、フォローアップ担当委員の意識共有を図った。その上で、令和元年度に採択された 11 件のプログラムについて、初期段階での事業趣旨に沿ったプログラムの運営がなされるようフォローアップ担当委員による現地視察を行い、学生との意見交換の実施に加え、PO も立ち会うことによる専門的見地からの情報共有や議論を行うことで、採択 4 年度目の評価を見据えた的確な指導、助言等を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応についての確認も行い、現地視察報告書において、大学院教育全体の改革の取組などの進捗状況や改善を要する点をまとめるとともに各プログラムの新型コロナウイルス感染症の影響下における対応事例の共有を図った。現地視察においては、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中で、感染拡大防止に配慮しつつ、委員会の意見を踏まえ、フォローアップ担当委員の要望や各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、大学を訪問しての視察や、大学への訪問とウェブ会議による参加を組み合わせたハイブリッド型の視察も一部のプログラムにおいて行うなど、実効性を担保するための様々な工夫を行った。
・学部の教育改革を支援する国の助成事業（大学教育再生加速プログラム及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）における評価業務では、合計 119 件にも及ぶ選定事業について書面評価及び面接評価（必要とされた１大学）からなる事後評価を実施した。事後評価要項及び事後評価調書の作成に当たっては、事業主体である文部科学省に綿密に相談しながら、評価における重要な観点を明確化するために、中間評価項目を再整理するとともに、事業趣旨を踏まえたウェイトを設定した。各事

等を合計 28 回開催し、審査・評価業務に従事している。

・事業の実施に当たっては、事業ごとに国の定めた制度・方針等を踏まえ、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保している。また、審査・評価結果のホームページへの掲載、従来の日本語版パンフレットに加え新たに英語版のパンフレットを作成し関係機関へ配布する等、情報公開を積極的に実施した。とりわけ、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という困難な状況にあり、制約がある中で、大学に対して、報告書や調書の提出期限を延長するなどの配慮を行った上で、事務局による念入りな準備、様々な工夫のもと、着実に業務を進めたことは高く評価できる。
・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）では、新型コロナウイルス感染症の影響下において、ウェブ会議による面接審査を可能にするため、オンラインにより参加する評価者の面接審査の評点を集計するウェブ集計システムを新たに構築するなどの工夫を行った。加えて、フォローアップの一環として行われた委員現地視察においては、委員会の意見を踏まえ、フォローアップ担当委員の要望及び各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、委員が現地に赴いての対面による視察や、対面とウェブ参加を組

ログラムに対して適切な委員会や専門部会の設置、運営がなされ、事業の円滑な推進に貢献していることは例年通りである。
・新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、オンライン形式の審査・評価委員会が計画的に開催され、適切な審査・評価が行われている。また、フォローアップ担当委員の要望や各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、大学を訪問しての視察や、大学への訪問とウェブ会議による参加を組み合わせたハイブリッド型の視察も一部のプログラムにおいて行うなど、感染拡大防止に配慮しつつフォローアップの実効性を担保するための様々な工夫を行ったことは、ポストコロナも見据えた成果であると高く評価できる。

・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、多数の申請に対し審査業務を周到な準備により、緊急事態宣言期間中も業務を継続し、様々な工夫を行い、前年度と同じ時期に審査結果を通知できたことは、事業の円滑な実施に繋がったと考えられ、高く評価できる。
・フォローアップの一環として行われた委員現地視察にお

				業全体の評価結果は 32 件が 4 段階評価で最良の「S」(計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。) 71 件が「A」(計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。)、16 件が「B」(概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。) であった「計画を超えた取組」の S 評価や「計画どおりの取組」の A 評価が併せて約 87%という結果となり、全体として、各事業が概ね計画に沿った取組が行われ、成果が得られていることが確認できた。このような各大学の事後評価結果の取りまとめに当たって、振興会事務局は、限られた人員体制の下、全 119 件の事後評価調書の確認を滞りなく着実に行うとともに、事後評価結果のコメントをより充実させた。また、新型コロナウイルス感染症対応に関する大学側の負担を考慮し、振興会事務局における調書の確認期間を短縮することにより、大学側の調書作成期間を延長させるとともに、委員会における書面評価期間等の評価に関する期間を十分に確保することができた。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（知識集約型社会を支える人材育成事業）における審査業務では、書面審査及び面接審査の２段階審査を行い、6 件（メニューⅠ：5 件、メニューⅡ：1 件）の選定候補事業計画を決定した。なお、申請事業計画において構築する教育プログラムの体系性を複数の専門分野ごとに適切に審査するため、書面審査担当委員として、委員に加えて専門委員を配置した。選定後は、各選定事業計画の事業目的の着実な達成に資するため、学部教育を対象とした国の助成事業では初めてとなる PO を配置するとともに、フォローアップ担当委員による委員現地視察を行うフォローアップ体制を構築した。また、これらと並行して、本事業に新たなメニューとして、令和 3 年度から「メニューⅢ.インテンシィブ教育プログラム」が加わることになり、事業主体である文部科学省において作成した公募要領（案）を踏まえ、審査要項（案）及び計画調書（案）を作成し、公募に向けた準備を迅速に行い、委員会を開催して議論を行った。	み合わせたハイブリッド型の視察も行うなど、制約がある中でも、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行うことで着実に業務を遂行したことは高く評価できる。また、各プログラムにおける新型コロナウイルス感染拡大の影響と対応について確認を行い、各プログラムの新型コロナウイルス感染症の影響下での取組を丁寧にフォローアップするとともに、現地視察報告書に記載し対応事例の共有を図ったことは、ポストコロナも見据えた好事例の波及を促す点で高く評価できる。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（大学教育再生加速プログラム及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）では、限られた人員体制の下で、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、中間評価時から評価要項や調書等の種々の改善を図りつつ、119 件にも及ぶ事後評価を行い、事業全体の成果を事後評価結果の総括としてまとめたことは高く評価できる。 ・また、新型コロナウイルス感染症対応に関する大学側の負担を考慮し、振興会事務局における調書の確認期間を短縮することにより、大学側の調書作成期間を延長したことは高く評価できる。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（知識集約型社会を支える人材育成事業）の審査業務において、初年度の審査を、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中で、各申請事	いても、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行ったことや、新型コロナウイルス感染症の影響下での各プログラムの取組を丁寧にフォローアップし、現地視察報告書に記載することにより、対応事例の共有を図ったことは、ポストコロナも見据えた取組と言える。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（知識集約型社会を支える人材育成事業）の審査業務において、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中での初年度の審査となったが、十分な準備のもと、メール審議とウェブ会議を組み合わせ、初顔合わせの審査委員会でありながら、十分な準備のもと、審査体制を迅速かつ効率的に構築し、滞りなく審査を進めたことは高く評価できる。また、当初予定にはなかった、学部教育を対象にした国の助成事業としては初めてとなる PO を配置するなど、新たな取組により充実したフォローアップ体制を構築した点は高く評価できる。 ・様々なプログラムにおいて、報告書や事後評価調書の締め切りを 1 か月から 1 か月半延長する措置を取ったことは、新型コロナウイルス感染症による勤務形態の変容がある大学における負担を考慮した柔軟な措置として、評価し

			① 卓越大学院プログラム 各大学の持つ学術研究・大学院教育における強みを核として、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した５年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成することを目的とした国の助成事業である「卓越大学院プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。 令和２(2020)年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、これまでに採択された 26 件の事業のフォローアップを行う。	【卓越大学院プログラム】 ・令和２年１月の卓越大学院プログラム委員会（以下「委員会」という）において、本事業の目的をより一層達成できるよう審査要項等の見直しを行った上で、４月に 27 大学等から 42 件の申請を受け付けた。その後審査・評価部会（以下「部会」という）において、書面審査及び面接審査を通じた合議による客観的かつ公正な審査を行い、８月開催の委員会において採択候補プログラムを決定した（その後、文部科学省が４件の採択を決定）。事業主体である文部科学省と綿密に連絡調整するとともに、申請を受け付けた後の４月から５月にかけての新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間中においても着実に審査を行うことで、前年度と同じ８月中に審査結果を通知した。 ・審査は、部会委員による書面審査及び面接審査の２段階審査に加え、本事業ではさらに、申請プログラムに深く関係する分野における卓越性、特に世界的水準から見た教育プログラムの卓越性を踏まえたより精緻な審査を行うため、申請プログラムに関連する分野の学識経験者が、プログラムが立脚するあるいは密接に関連する学問分野における専門的・学問的知見を活用して「学術活動の水準等の卓越性」「教育プログラムとしての卓越性」について 126 件の審査意見書を作成し、書面審査の参考資料とした。審査意見書の作成に当たっては、申請プログラムに深く関係する分野に沿って、振興会事務局で１件当たり複数名の審査意見書作成者の候補者を挙げ、所属機関を通じて審査意見書作成の依頼を行い、作成された審査意見書を速やかに整理した。審査意見書の作成依頼及び整理の期間は、緊急事態宣言期間中であったものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、滞りなく着実に審査を行うことができた。その後、それらの審査意見書を参考にして部会委員が書面審査を行った。なお、部会委員からは、審査に当たり専門的知見	業計画の複数の専門分野に対応した審査体制を迅速かつ効率的に構築した上で、当初スケジュールどおり、滞りなく審査を進めるとともに、選定事業計画が申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、当初予定にはなかった、学部教育を対象にした国の助成事業としては初めてとなる PO を配置するなど、充実したフォローアップ体制を構築した点は高く評価できる。 【卓越大学院プログラム】 ・本事業における３度目の審査を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整と審査システム等の改善により、新型コロナウイルス感染症による制約がある中でも円滑に部会を運営し、事業趣旨を的確に捉えた審査を実施したことは評価できる。 ・申請プログラムに深く関係する分野にかかる学識経験者の意見を取り込んで卓越性を踏まえたより精緻な審査を行ったことは高く評価できる。 ・効果的なフォローアップが行えるよう、部会を開催し意識共有を図り、令和元年度に採択された 11 件のプログラムについてフォローアップ担当委員による現地視察を実施することで、採択４年度目の評価を見据えた的確な指導、助言等を行い、大学院教育全体の改革の取組などの進捗状況等をまとめた現地視察報告書を公表したことは、評価できる。特に、フォローアップ担当委員及び大学の要望を可能な限	たい。一方で、勤務形態の変容は振興会においても同様であるにもかかわらず、全体のスケジュールの遅滞が起きなかったことは、振興会における確認とりまとめ作業が例年よりもはるかに短縮集約されたことを意味しており、この振興会の尽力は特筆に値する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・現在の新型コロナウイルス感染症への対応だけではなくポストコロナに向けた積極的な取組や検討についても具体的に明らかにしてほしい。

					から当該分野における研究の最新動向や世界的水準から見た申請プログラムの卓越性を把握することに審査意見書が大変参考になったとの評価を得ている。 ・部会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機動的にウェブ会議環境を整えて実施した。特に、面接審査をウェブ会議で実施するにあたり、オンラインにより参加している各部会委員が付した評点及び審査意見を集計するためのウェブ集計システムを構築することにより、ウェブ会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく面接審査を実施した。 ・審査終了後、ホームページ等を通じて審査結果や調書等を含め関係資料を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/saitaku/saitaku_r2.html ・令和元年度に採択された11件のプログラムについて、初期段階における事業趣旨に沿ったプログラムの運営がなされるようフォローアップ担当委員による委員現地視察を実施した。委員現地視察においては、委員会の意見を踏まえ、一律にウェブ会議による視察を行うのではなく、フォローアップ担当委員の要望及び各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、委員が現地に赴いての対面による視察や、対面による視察とウェブ会議による参加を組み合わせたハイブリッド型の視察も一部のプログラムにおいて行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響下の制約がある中で感染拡大防止に配慮しつつ、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行った。現地視察に先立ち、部会を開催して、採択4年度目の評価を見据えた委員現地視察の効果的な実施に向けてフォローアップ担当委員の意識共有を図った。また、現地訪問に際しては、各プログラムの資料を作成の上で個別にフォローアップ担当委員と打ち合わせを行うなどにより、プログラムごとの問題点を共有しフォローアップ担当委員が的確な指導、助言等を行えるよう努めた。 ・委員現地視察にPOが立ち会うことで、PO現地訪問の情報共有や専門的見地からの助言を行うことが可能になり、委員現地視察を実施する上で有益であった。また、フォローアップ担当委員とPOが現地視察において情報共有や議論を行うことで、今後のPOによるフォローアップの改善につなげた。	り踏まえ、大学を訪問しての視察や、大学への訪問とウェブ会議による参加とを組み合わせたハイブリッド型の視察も一部のプログラムにおいて行い、実効性をより高めるための工夫を行った点や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応について確認を行いフォローアップするとともに、現地視察報告書に記載することにより対応事例の共有を図った点は高く評価できる。 ・委員現地視察にPOが立ち合うことで、専門的見地からの助言を行うことが可能になり有益であった。また、フォローアップ担当委員とPOが情報共有や議論を行うことで、今後のPOによるフォローアップの改善につなげることができ、評価できる。 ・採択プログラムが申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、令和2年度採択プログラムにPOを速やかに配置した上で、より効果的なPO現地訪問を実施するためにPO会議を開催して情報共有を図るなど、フォローアップ体制の整備・充実に努めたことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた中間評価の方針を委員長メッセージとしていち早く大学に示すことにより、着実なプログラムの実施を促したことは高く評価できる。 ・海外への広報も必要であると捉え、令和2年度は従来の日本語版のパンフレットに加え、新たに英語版のパンフレットも作成	

・学生に対してプログラムに対する改善点や卓越性をどのように捉えているかなどの質問を行うことで、有益な回答を得ることが可能になり、学生の視点も含めた大学への助言につなげることができた。
・委員現地視察終了後、フォローアップ担当委員が大学院教育全体の改革の取組などの進捗状況や改善を要する点をまとめた現地視察報告書と大学が作成した令和元年度プログラム実施状況報告書をホームページを通じて公表した。
https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/followup_r1.html
・令和2年度に採択された4件のプログラムが申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、各プログラムのテーマに即して PO を速やかに配置した。PO 現地訪問に当たっては、特に新たに配置した PO が的確に相談、助言等を行えるよう、事前に開催した PO 会議において事業趣旨や PO の役割を説明するとともに、平成 30 年度及び令和元年度に採択されたプログラムの特色ある取組や課題の情報共有を図った。
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度から延期となっていた令和元年度 PO 現地訪問をウェブ会議又は書面により 26 件行うとともに、令和2年度 PO 現地訪問をウェブ会議により 21 件のプログラムに対して行った。（令和2年度 PO 現地訪問の残りの9件については令和3年4月に実施）
・平成 30 年度及び令和元年度採択プログラムからの令和元年度実施状況報告書については、国立大学協会による「国立大学法人における新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急要望」等を受けて、提出期限を約１ヶ月延長した。その上で、平成 30 年度採択プログラムに対しては、PO 現地訪問及び大学から提出された実施状況報告書等を踏まえ PO による PO フォローアップ報告書を作成し大学に開示することにより、プログラムの改善を促した。
・現地視察及び令和 2 年度 PO 現地訪問においては、委員会での議論を踏まえ、各プログラムにおける新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応について確認を行い、各プログラムの新型コロナウイルス感染症の影響下での取組を丁寧にフォローアップするとともに、現地視察報告書に記載し対応事例の共有を図った。
・令和 3 年度に実施する平成 30 年度採択プログラムに対する4年度目評価（中間評価）に関して、事業主体で

し、関係各所へ配布することで、積極的な広報に努めたことは評価できる。
【大学教育再生加速プログラム】
・事後評価を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中で、委員会での事後評価要項の決定等迅速に実施体制を整えたことは高く評価できる。また、新型コロナウイルス感染症の影響下における限られた人員体制の下で全 77 件にも及ぶ事後評価件数に滞りなく着実に対応すると同時に、中間評価時から評価要項や調書等の種々の改善を図ったことは高く評価できる。
・新型コロナウイルスによる大学の負担軽減のため、調書の確認期間を短縮し、大学の調書作成期間を十分に確保したことは評価できる。
・新型コロナウイルス感染症の影響下における限られた人員体制の下で、全 77 件にも及ぶ取組の事後評価結果について、中間評価時から評価結果のコメントを充実して取りまとめるとともに、事業全体の成果を事後評価結果の総括としてまとめたことは、事業成果等の普及の観点から高く評価できる。
・評価終了後には、事後評価結果等をホームページで公開することにより、各大学に参考となりうる事例について積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。
【地（知）の拠点大学による地方創生推進事業】

② 大学教育再生加速プログラム

高等学校や社会との円滑な接続のもと、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、先進的な取組を実施する大学等（短大、高専を含む）を支援することを目的とした国の助成事業である「大学教育再生加速プログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和２(2020)年度は、平成 26(2014)年度に採択された 46 件、平成 27(2015)年度に採択された 12 件及び平成 28

ある文部科学省に綿密に相談しながら、委員会のみならず、採択プログラムの評価やフォローアップを中心的に行う部会の意見も反映させることで、より実効性の高い評価要項等を取りまとめた。また、「令和３年度実施の中間評価における新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響の取扱い（案）」を委員長メッセージとしていち早く発信することにより、当該方針を踏まえた着実なプログラムの実施を各大学に促した。

・知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務において、本事業の PO 制度などの仕組みが活用されるなど、本事業の審査・評価等業務で培った知見・ノウハウ等が、他の事業の審査・評価等業務に波及している。

・採択プログラムに多数の留学生が参加していることに鑑み、日本人以外への広報も必要であると捉え、各採択プログラムの概要をわかりやすく説明した日本語版のパンフレットに加え、新たに英語版のパンフレットを作成し、全国の大学へ広く配布することで事業の積極的な広報に努め、開始 3 年度目である本事業の知名度向上に寄与することができた。

【大学教育再生加速プログラム】

・大学教育再生加速プログラム委員会（以下「委員会」という）において決定された評価要項等に基づき、平成 26 年度に採択された 46 件、平成 27 年度に採択された 12 件及び平成 28 年度に採択された 19 件、計 77 件の事業について事後評価を実施した。事後評価要項及び事後評価調書の作成に当たっては、事業主体である文部科学省に綿密に相談しながら、委員会の意見も反映させた評価要項等を取りまとめた。なお、事後評価の観点については、評価における重要な観点を明確化するために、中間評価の９つの項目を４つに再整理するとともに、補助期間終了後の事業の継続性が重要であることから、事業定着に向けた実施体制及び継続のための取組状況に最もウェイトを置いた配点とした。また、事後評価調書においては、当初の計画から達成された点と達成に至らなかった点を明確にするため、事後評価調書において申請時の計画調書と実際の取組状況や成果を対比できる様式を作成した。さらに、委員会の意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への状況を踏まえた各大学の取組状況は、大学教育再生加速プログラム全体の事業定着に向

・事後評価を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中で、委員会での事後評価要項の決定等迅速に実施体制を整えたことは評価できる。また、新型コロナウイルス感染症の影響下における限られた人員体制の下で全 42 件に及ぶ事後評価件数に適切に対応するとともに、中間評価時から評価要項や調書等の種々の改善を図ったことは高く評価できる。

・新型コロナウイルス感染症による大学の負担軽減のため、調書の確認期間を短縮し、大学の調書作成期間を十分に確保したことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症の影響下における限られた人員体制の下で、全 42 件に及ぶ事業の事後評価結果について中間評価時から評価結果のコメントを充実させ取りまとめるとともに、事業全体の成果と課題を事後評価結果の総括としてまとめたことは、事業成果等の普及の観点から高く評価できる。また、委員会における事後評価結果作成に際しては、当初予定がなかった委員会を機動的に開催し、事後評価の総括（骨子）を取りまとめたことは、委員会における事後評価の共通認識をより深めた上で事後評価結果を作成することが可能となったと評価できる。

・評価終了後には、事後評価結果等をホームページで公開することにより、各大学に参考となりうる事例について積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。

		(2016)年度に採択された19件の事業の事後評価を行う。		け価値ある情報であると判断し、各大学等における影響、対応状況及び今後の見通しについて、事後評価調書において記載欄を追加した。なお、これらの事後評価要項及び調書の作成期間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、滞りなく着実に大学に調書の作成依頼を行うことができた。 ・選定校が提出する調書の作成期間については、委員会の意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による選定校の負担を軽減するため、振興会事務局における確認作業を短期間で完了させ、調書の確認期間を短縮することにより、事後評価調書の提出期間を当初予定の１ヶ月間を１か月半程度に延長した。また、選定校から提出された全 77 件の事後評価調書についても、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・評価に当たっては、委員会委員による書面評価、面接評価（必要と判断された１件）を行った上で、委員会において評価結果を決定した。評価結果は 77 件のうち 20 件が４段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）48 件が「A」（計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。）、９件が「B」（概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。）であった「計画を超えた取組」のＳ評価や「計画どおりの取組」のＡ評価が併せて約 88%という結果となり、全体として、高等学校や社会との円滑な接続のもと、入口（入学）から出口（卒業）まで質保証の伴った総合的な大学教育を実現するため、各テーマの内容に沿った先駆的な取組が実施されていることが確認できた。これらの事後評価において明らかとなった先駆的な取組や成果を社会に広く発信するとともに他大学への普及を促すため、事後評価結果の総括を取りまとめた。また、各選定校の事後評価結果には、評価項目ごとに、成果だけでなく今後具体的に求められる課題点をコメントとして明確に記載することにより、補助期間終了後の事業の継続と発展を促した。なお、このような事後評価結果の取りまとめに当たって、振興会事務局は、全 77 件の事後評価結果のコメントの事実確認や平仄を合わせるとともに、委員会に作成要領を示す	【知識集約型社会を支える人材育成事業】 ・本事業における初めての審査を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中で、当初スケジュールどおり、滞りなく審査を進めるとともに、委員会の開催方法を工夫しながら、機動的に WEB 会議環境を整え委員会を開催してきた点は評価できる。 ・書面審査において、申請事業計画において構築する教育プログラムの体系性を複数の専門分野ごとに確認するため、当初予定がなかった専門委員を配置することにより、本事業趣旨を踏まえたより適切な審査体制を構築したことは高く評価できる。 ・審査結果、委員名簿、計画調書等をホームページで公表することにより、積極的な情報発信に努めており、公正さ、透明性、信頼性の確保が図られたと認められる。 ・選定事業計画が申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、学部教育を対象とした国の助成事業としては初めてとなる PO を配置するなど、充実したフォローアップ体制を構築した点は高く評価できる。 ・PO 現地訪問で確認した各選定事業計画の進捗状況等を委員会に共有することで、今後の委員によるフォローアップの参考にすることができ有益であったと評価できる。また、PO だけでな

			③ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 　地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することを目的とした国の助成事業である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC＋）」について、委員会を開催し、評価業務を行う。 　令和２(2020)年度は、平成 27(2015)年度に採択された 42 件の事業の事後評価を行う。	ことにより中間評価時からコメントを充実させた。 ・事後評価結果は、事後評価結果報告（冊子）やホームページを通じて、評価要項、面接評価実施要領、委員名簿等を含め、積極的な関係情報の提供を行い、評価の透明性に配慮した。 事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-ap/jigo_kekka.html 委員名簿：https://www.jsps.go.jp/j-ap/iinkai.html 【地（知）の拠点大学による地方創生推進事業】 ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会（以下「委員会」という）において決定された事後評価要項等に基づき、平成 27 年度に採択された 42 件の事業について事後評価を実施した。事後評価要項及び事後評価調書の作成に当たっては、事業主体である文部科学省に綿密に相談しながら、委員会の意見も反映させた評価要項等を取りまとめた。なお、事後評価の観点については、中間評価以降のフォローアップ等における指摘事項を踏まえ、評価における重要な観点を明確化するために、中間評価の７つの項目を４つに再整理した。さらに、事業の独自性が高いグッドプラクティスと補助期間終了後の事業の継続性を積極的に評価できるように、事後評価項目のウェイトを設定した。また、事後評価調書においては、当初の計画から達成された点と達成に至らなかった点を明確にするため、申請時の計画調書と実際の取組内容を対比できる様式を作成した。また、委員会の意見を踏まえ、本事業の選定を受け、当事業の計画、実践、評価、改善等をしてきた大学側から見て当事業が大学の教育経営などに与えた影響（改善点を含む）について所感を記載する欄を設けた。なお、これらの事後評価要項及び調書の作成期間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、滞りなく着実に大学に調書の作成依頼を行うことができた。 ・大学の事後評価調書作成期間については、新型コロナウイルス感染症の影響による大学の負担を軽減するため、事業主体である文部科学省と綿密に相談しながら事後評価調書の提出期間を１か月半程度確保した。また、選定校から提出された全 42 件の事後評価調書について、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・評価に当たっては、委員会委員による書面評価を行った上で、委員会において複数回の議論がなされた後、評	く、大学側に PO の役割等について説明することで、今後の PO による相談、助言等を円滑に行えるよう努めたことは評価できる。 ・フォローアップ体制の構築と並行して、当初予定にはなかった、メニューⅢの公募に必要となる審査要項及び計画調書等を迅速に作成した点は高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である４－２については 51 回であった。 ・関連指標である４－Ａについては、中期目標に定められた水準（75%）を上回る 89%であった。

価結果を決定した。評価結果は 42 件のうち 12 件が 4 段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）23 件が「A」（計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。）、7 件が「B」（概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。）であった。「計画を超えた取組」の S 評価や「計画どおりの取組」の A 評価が併せて約 83.3%という結果となり、各事業において、学生が地域について実践的かつ体系的に学べる教育カリキュラムの構築や、事業協働機関との連携関係の深化などがみられ、地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行するいう目的が概ね達成されたことが確認できた。なお、各大学の事後評価結果の作成にあたっては、委員会の意見を踏まえ、当初予定になかった委員会を機動的に開催し、総括評価の取扱いを整理するとともに事後評価結果の総括（骨子）を取りまとめることにより、委員会における事後評価の共通認識をより深めた。また、各大学の事後評価結果には、評価項目ごとに、成果だけでなく今後具体的に求められる課題点をコメントとして明確に記載することにより、補助期間終了後の事業の継続と発展を促した。これらの事後評価において明らかとなった順調に進捗している事業の取組を社会に広く発信するとともに、他大学への普及を促すため、事後評価結果の総括（骨子）を基に、事後評価結果の総括を取りまとめた。なお、各大学の事後評価結果の取りまとめに当たって、振興会事務局は、全 42 件の評価コメントの事実確認や平仄を合わせるとともに、委員会に作成要領を示すことにより中間評価時から評価結果のコメントを充実させた。

・事後評価結果は、事後評価結果報告（冊子）やホームページを通じて、評価要項、面接評価実施要領、委員名簿等を含め、積極的な関係情報の提供を行い、評価の透明性に配慮した。

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-coc/jigo_kekka.html

委員名簿：https://www.jsps.go.jp/j-coc/iinkai.html

④ 知識集約型社会を支える人材育成事業

全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地域社会等との協働により、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラムを構築・実施する大学の取組を支援することで、知識集約型社会を支える人材育成を推進することを目的とした国の助成事業である「知識集約型社会を支える人材育成事業」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和２(2020)年度は、新たに公募する事業の審査を行う。

【知識集約型社会を支える人材育成事業】

・事業主体である文部科学省において作成された公募要領（案）を踏まえ、文部科学省と綿密に相談しながら審査要項（案）及び計画調書（案）を作成し、令和２年度第１回の事業委員会（以下「委員会」という）において審査要項等を決定の上、8 月に 23 件の申請を受け付けた。その後、委員会において、書面審査とオンラインを活用した面接・合議審査行い、客観的かつ公正な審査を実施し、11 月開催の第４回事業委員会において選定候補事業計画を決定した（その後、文部科学省が６件（メニューⅠ：５件、メニューⅡ：１件）の採択を決定）。

・審査は、委員・専門委員による書面審査及び委員による面接審査の２段階審査を行った。書面審査においては、申請事業計画において構築する教育プログラムの体系性を複数の専門分野ごとに適切に審査するため、書面審査担当委員として、委員に加え、当初予定のなかった専門委員を配置することとした。公募締切後に、申請事業計画の専門分野に沿って、学識経験のある者を専門委員として速やかに委嘱し、公募締切から書面審査開始までの短い期間であったが、各申請事業計画の複数の専門分野に対応した審査体制を迅速かつ効率的に構築した。

・委員会については、第１回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、メール審議として開催したが、初回の委員会であったため、委員の顔合わせ及び本事業趣旨を説明することを目的として WEB 会議を併用するなど、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限にするため、委員会の開催方法を工夫した。その後、このような工夫を重ねながら、機動的に WEB 会議環境を整え委員会を開催した。特に、面接審査を WEB 会議で実施するにあたり、オンラインにより参加している各委員が付した評点及び審査コメントを集計するための WEB 集計システムを構築することにより、WEB 会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく面接審査を実施した。

・審査終了後、ホームページ等を通じて、審査結果、委員名簿、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。特に、審査結果については、委員会コメントを取りまとめ、審査の透明性を担保するだけでなく、選定事業計画に期待する取組等について社会に広く公表した。

■審査結果

https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/sinsakekka.html
■選定事業計画一覧
https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/sinsakekka.html
・各選定事業計画の事業目的の着実な達成に資するため、他の事業で培った知見・ノウハウ等を十分に生かし、学部教育を対象とした国の助成事業では初めてとなるPOを各選定事業計画に配置した。またあわせて、他の事業における PO によるフォローアップの成果や課題を踏まえ、POの位置づけを整理し、委員会で共有するとともに、各大学にもPO現地訪問の際に説明した。
・また、他の事業を参考に、POによる日常的な指導・助言等に加え、フォローアップ担当委員による委員現地視察を行うフォローアップ体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化した。
・2月下旬～3月上旬にかけて、選定事業計画の進捗状況の確認及び PO との顔合わせを目的とし、選定事業計画のPO現地訪問を実施した。なお、PO現地訪問に先立ち、各POに対して、事業趣旨やPOの役割を説明するなど、POが各選定事業計画の準備状況に応じて的確に相談、助言等を行えるよう努めた。
・各POに3月に開催した第6回事業委員会に参加いただき、PO現地訪問において確認した各選定事業計画の進捗状況等について、委員会に共有いただいた。
・上記のフォローアップ体制の構築と並行して、本事業に新たなメニューとして、令和3年度から「メニューⅢ.インテンシブ教育プログラム」が加わることになったため、事業主体である文部科学省において作成した公募要領（案）を踏まえ、審査要項（案）及び計画調書（案）を作成し、公募に向けた準備を迅速に行った。計画調書については、授業科目の再編状況を確認する新たな様式を追加するなど、メニューⅢの事業趣旨に即した審査ができるよう、メニューⅠ,Ⅱの計画調書より、一部様式の見直しを行った。

（３）大学のグローバル化の支援
　我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を

（３）大学のグローバル化の支援
　大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審

（３）大学のグローバル化の支援
　大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価

【評価指標】
４－２ 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況
（委員会の開催実績等

＜主要な業務実績＞
・大学のグローバル化を支援する国の2つの助成事業について、国の定めた制度・方針等を踏まえ、学識経験者等で構成する委員会等を組織した上で、審査・評価業務を行った。
●委員会等開催実績

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会	2回

（３） 大学のグローバル化の支援
補助評定：a
＜補助評定に至った理由＞
令和 2 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って

（３） 大学のグローバル化の支援
補助評定：a
＜補助評定に至った理由＞
自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画を上回る業務の進捗が認められる

	行う。	査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。 審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。 ・審査・評価等を担う委員会の設置 ・審査に関する情報の公表 ・利益相反に配慮した審査の実施 ・審査・評価等終了後の委員名の公表 ・評価結果等の公表 また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。	体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。 令和２(2020)年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。 ① 大学の世界展開力強化事業 大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワークの形成の取組の支援を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強	を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ４－２ 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。	<table><tr><td>同　審査部会</td><td>3回</td></tr><tr><td>同　中間評価部会</td><td>4回</td></tr><tr><td>同　事後評価部会</td><td>3回</td></tr><tr><td>スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会</td><td>1回</td></tr><tr><td>同　中間評価部会</td><td>10回</td></tr></table> ・大学の世界展開力強化事業では、令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、度重なる審査・評価スケジュール変更があったが、オンラインを活用した審査や評価を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めるとともに、新しい審査・評価方法を確立した。 ・審査・評価業務の終了後は各結果をホームページに掲載することにより情報の迅速かつ積極的な公開に努めるとともに、文部科学省に報告することで、同省による今後の施策を検討する上での参考となるよう配慮した。 ・スーパーグローバル大学創成支援事業では、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、度重なる審査・評価スケジュール変更があったが、オンラインを活用した審査や評価を実施し、感染防止に努めるとともに、新しい審査・評価方法を確立した。 ・審査・評価業務の終了後は各結果をホームページに掲載することにより情報の迅速かつ積極的な公開に努めるとともに、文部科学省に報告することで、同省による今後の施策を検討する上での参考となるよう配慮した。 【大学の世界展開力強化事業】 ・令和２年１月のプログラム委員会（以下「委員会」）において審査要項等を決定したが、文部科学省において申請期限延長がなされた結果、８月に32件の申請を受け付け、審査部会において書面と、オンラインを活用した面接・合議審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し、11月の委員会において採択候補を承認した（その後、文部科学省が８件の採択を決定）。 ・オンラインを活用した面接審査では、審査部会からより綿密な審査を実施するための事前質問回答の実施、申請大学による音声付き資料によるプレゼンテーションの視聴等、対面審査と同等な審査情報量となるようきめ細やかな対応と適切な情報管理を実施し、オンラインに	履行し中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定をａとする。 ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた方針を踏まえ専門家による公正な審査・評価体制と関係要項等を整備した上で、新型コロナウイルス感染症の影響下における短期間での審査・評価となったが、業務を円滑に進めるための様々な工夫を行い事業ごとに委員会や部会を合計23回開催し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、業務成果の速やかな情報公開を着実に実施したことは高く評価できる。 【大学の世界展開力強化事業】 ・大学の世界展開力強化事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響下によって審査期間が大幅に変更されたことで、新規事業の審査、中間評価及び事後評価の実施時期が重複することとなったが、オンラインを活用した新たな審査・評価システムや審査・評価方法を確立するなどし、想定外の事態にも柔軟に対処できたことは高く評価できる。 ・オンラインを活用した審査・評価システムの導入に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の審査と変わらず遂行できるよう、審査委員に対しきめ細やかな対応・情報管理を行い、審査を円滑に進めたことは高く評価できる。 ・新規事業公募説明会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下で中止となったが、事	ため。 ・大学の世界展開力強化事業の各事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、審査・評価がオンライン形式で行われた中、計画通りの採択候補の決定や中間評価、フォローアップ等が適切に行われたことは評価できる。 特に、各事業の新規面接審査において、審査部会からより綿密な審査を実施するための事前質問回答の実施、申請大学による音声付き資料によるプレゼンテーションの視聴等、対面審査と同等な審査情報量となるようきめ細やかな対応と適切な情報管理を実施できたことは高く評価できる。さらに、この方法の一部はポストコロナの新たな面接方法に新たな可能性を開いたものと評価できる。 ・スーパーグローバル大学創成支援事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、現地調査をオンラインにより実施し、その一環として外国人留学生との面接を含めたことは評価できる。また、そのための、英語によるオンライン面接用説明資料の作成など、十分な準備を行ったことも優れた取組であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でもその影響を最低限に抑えたものとして評価できる。 また、各大学からの中間評価書の提出についても、各大

			化事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。 令和２(2020)年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、平成30(2018)年度に採択された10件の事業の中間評価、平成27(2015)年度に採択された11件の事業の事後評価を行うとともに、平成28(2016)年度に採択された25件、平成29(2017)年度に採択された11件及び令和元(2019)年度に採択された３件の事業のフォローアップを行う。	よる新たな面接方法を確立した。また、オンライン審査システムの開発によって、審査委員の自宅から面接審査に参加するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した審査を実施した。 ・審査終了後、審査結果報告（冊子）やホームページを通じて計画調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 ・平成30年度採択の全10件について、令和2年3月の委員会において中間評価要項等を決定の上、評価部会において書面評価を実施した。面接・合議はオンラインを活用した方法を用い、客観的かつ公平、公正な評価を行い、令和3年3月の委員会において評価を決定した。結果は、1件が5段階評価で最良の「S」、8件が標準の「A」、1件が「A-」（これまでの取組を一部改善することによって、事業目的を達成することが可能と判断される）であり、多くのプログラムにおいて質の保証を伴う付加価値の高い魅力的な教育の取組が実施され、当初の計画どおり順調に進んでいることを確認した。各プログラムに対しては、評価コメントにおいて今後対応が求められる課題等を併せて記し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、中間評価結果報告書（冊子）やホームページを通じて取組の進捗状況の概要や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・平成27年度採択の全11件について、令和2年3月の委員会において事後評価要項等を決定の上、評価部会において書面・合議による客観的かつ公平、公正な評価を行い、令和3年3月の委員会において評価を決定した。結果は、4件が5段階評価で最良の「S」、6件が標準の「A」、1件が「A-」（これまでの取組を一部改善することによって、事業目的を達成することが可能と判断される）であり、個々の大学のグローバル展開力の強化に対応したきめ細やかな体制基盤の確立と、ニーズを踏まえた事業展開によって得た実績や経験を積み上げることで当初の計画に沿って目的を概ね実現し、期待された成果を挙げたことを確認した。 ・評価終了後、事後評価結果報告（冊子）やホームページを通じて取組の実績の概要や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・中間・事後評価の実施対象ではない平成28年度採択の全25件、29年度採択の全11件及び令和元年度採択の全	業実施主体である文部科学省と密に連携し、大学からの質問対応について新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑に行ったことは高く評価できる。 ・中間評価、事後評価及びフォローアップ終了後には、評価結果等をウェブサイトで公開することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保及び積極的な情報発信が認められる。 【スーパーグローバル大学創成支援事業】 ・スーパーグローバル大学創成支援事業として2回目となる中間評価において、オンラインを活用した新たな審査・評価方法を確立し、評価部会や面接を全てオンラインで実施するなど、新型コロナウイルス感染症の影響に柔軟に対応し、円滑に業務執行したことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大学の負担軽減のため、調書の確認期間を短縮し、大学の調書作成期間を十分に確保したことは評価できる。 ・評価終了後には、評価決定から３日後という短期間で、中間評価結果等をウェブサイトで公開することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。 ・評価結果について事業全体の成果を中間評価結果の総括としてまとめたことは、事業成果等の普及の観点から高く評価でき	学の新型コロナウイルス感染症の影響による負担を軽減するため、締め切りを2か月遅らせるなど、柔軟な対応を取りながら、全体計画に遅滞を生じなかったことも特筆すべきである。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・大学のグローバル化事業は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響をもっとも強く受けた分野だと考えられる。それをどのように乗り越えようとしたのか、各大学での取組等を把握し、グッドプラクティスとして共有する等して今後に活かして欲しい。

			② スーパーグローバル大学創成支援事業 世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。 令和２(2020)年度は、平成 26(2014)年度に採択された 37 件の事業の中間評価を行う。		3 件の各取組内容や目標の達成に向けた進捗状況を確認すべくフォローアップを行った。取りまとめた結果は委員会に報告するとともに、我が国の大学にとってのグローバル展開力強化のための参考となるようホームページを通じて公表し、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html 【スーパーグローバル大学創成支援事業】 ・平成 26 年度採択の全 37 件について、令和 2 年 3 月の委員会において中間評価要項等を決定の上、審査・評価を実施した。 ・各大学からの中間評価調書の提出については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大学側の負担を軽減するため、予定されていた期日より約２ヶ月遅らせた。提出された調書については、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・個別書面評価後の評価部会においては、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するためメール審議を取り入れることで、迅速な書面評価を実施した。 ・オンラインを活用した面接審査では、より綿密な審査を実施するため、事前質問の実施、申請大学による音声付きプレゼンテーション資料の事前視聴等、対面審査と同等な情報量となるようきめ細やかな対応と適切な情報管理を実施し、オンラインによる新たな面接方法を確立した。各大学、各審査委員、振興会事務局が別地点からオンラインで面接審査に参加するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した審査を実施した。 ・現地調査については、原則現地に赴き対面にて行うところ、年末の新型コロナウイルス感染症再拡大を懸念し、周到な準備を行った上、オンラインにて実施した。外国人留学生との面接もオンラインで行ったため、留学生へのオンライン面接用説明資料を英語で作成し、円滑に面接が行えるよう努めた。 ・上記のように、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限配慮しつつ、大学側の事務負担軽減も考慮した上で、客観的かつ公平、公正な評価を行い、令和 3 年 3 月の委員会において評価を決定した。結果は、8 件が 5 段階評価で最良の「S」、25 件が標準の「A」、4 件が「B」（当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される）であり、多くの大学において当初の構想を着実に推進するとともに、特色ある優	る。 ＜課題と対応＞ ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である４－２については 51 回であった。 ・関連指標である４－Ａについては、中期目標に定められた水準（75%）を上回る 89%であった。	

					れた取組が成されていることを確認した。各プログラムに対しては、評価コメントにおいて今後対応が求められる課題等を併せて記し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、３日後にホームページを通じて中間評価結果、中間評価結果の総括、部会委員名簿を含めた関係情報を公表した。また、中間評価結果報告書（冊子）を作成・配布することで、積極的な関係情報の提供を行い、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-sgu/chukan_hyoka2.html		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－５	５ 強固な国際研究基盤の構築 （１）事業の国際化と戦略的展開 （２）諸外国の学術振興機関との協働 （３）在外研究者コミュニティの形成と協働 （４）海外研究連絡センター等の展開		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 3 号
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】 強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセスが不可欠であることから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考ＵＲＬ	グローバルリサーチカウンシル（GRC） https://www.jsps.go.jp/j-grc/index.html 日中韓フォーサイト事業 https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html 招へい研究者への交流支援、研究者ネットワークの強化 https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/index.html 外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program） https://www.jsps.go.jp/j-plaza/bridge/index.html	JSPS Researchers Network(JSPS-Net) https://www-jsps-net.jsps.go.jp/ 海外研究連絡センターにおける調査・情報収集 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/	

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
評価指標							
同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）	―	56	56	45	44		
海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）	年間 840 件程度	年間 652～1,181 件	715	1,858	576		
関連指標							
国際交流事業の採用者による国際共著論文数	―	年間 341～422 件	331	365	318		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	434,009	444,362	450,056		
決算額（千円）	816,454	822,296	600,146		
経常費用（千円）	824,504	822,296	581,674		
経常利益（千円）	-23,165	-19,465	77,527		
行政コスト（千円）	812,770	897,274	581,674		
従事人員数（人）	10	13	14		

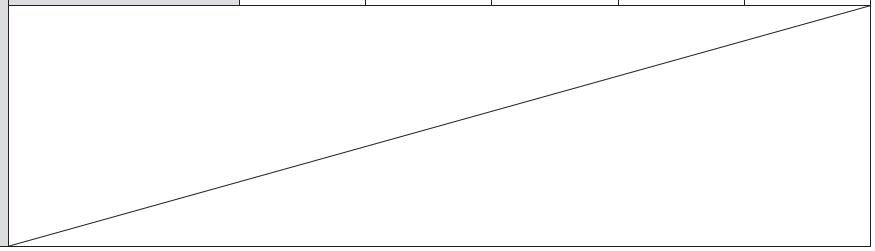

注１）予算額、決算額は「５ 強固な国際研究基盤の構築」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「５ 強固な国際研究基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。	諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、我が国を代表する資金配分機関として、戦略的・機動的に国際的な取組を展開する体制を整備するとともに、諸外国の学術振興機関、海外研究連絡センター、在外研究者コミュニティ等と協働する取組を推進する。			＜主要な業務実績＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による諸外国の学術機関等との交流に代えて、オンラインを介した学術振興機関長との交流を積極的に実施することで、これまで以上に海外の学術振興機関とのパートナーシップの強化を図るなど、計画通り着実に業務を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の多大な影響がありながらも、同窓会支援業務や海外研究連絡センター業務について臨機応変に対応するだけでなく、オンラインでのイベント開催等のための環境整備をいち早く行い、対面でのイベントに代わり積極的に代替策を遂行するなど、着実に海外情報の収集や発信を行っていることは、評価できる。 ・海外研究連絡センター及び学術情報分析センターを含む関係各所、各国の学術振興機関及び研究者ネットワークと意見・情報交換を行い、計画通り順調に強固な国際研究基盤を構築していると評価できる。 ＜課題と対応＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・諸外国の学術振興機関との連携はオンラインを介して密に保たれ、パートナーシップが強化されていることは評価される。国際的な取り組みに関する情報を国内の研究機関へ適宜発信されている。 ・新型コロナウイルス感染状況が厳しい中、同窓会活動に対する支援やネットワーク強化による学術交流の維持・発展に努力していることは特筆に値する。 ・我が国の大学が、海外研究連絡センターを海外事務所として利用している。センターのオンライン業務に即した環境整備が行われたことも高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・我が国の国際研究基盤をさらに充実させ、学術研究の国際競争力を維持・強化するための国際戦略を立案・実施することが強く望まれる。 ＜その他事項＞

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、新たに設置する国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を行う等、情報共有を随時行う。また、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

令和２（2020）年度は、前年度に策定した国際的な活動に関する基本的な戦略に基づき、着実に事業を実施していくとともに、必要に応じ、相手国対応機関と、事業の見直しに向けた協議を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組について、ホームページ上で研究者や国民にとって

【評価指標】

５－１ 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－２ 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【関連指標】

５－Ａ 国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

５－１ 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－２ 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有

＜主要な業務実績＞

【国際共同研究等に係る基本的な戦略】

・国際統括本部において、各種事業の国際的な活動や海外関係機関等の動向・現状を共有する国際統括本部会議を開催し、最新の情報を海外研究連絡センター及び学術情報分析センターを含む関係各所と随時共有し、必要に応じて意見交換した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の研究の国際化が停滞しないよう、有識者である国際事業委員会委員と意見交換を行った。

■事業説明の実施

・大学等研究機関や学会からの要望に応えて事業情報の提供を行い、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努めた。また、対面での説明会を実施できないことに代えて、事業説明の動画をオンラインで公開した。

○令和２年度　主な事業説明対応実績

開催場所	開催月	対象・目的
国際会議 Goldschmidt Conference	令和２年６月	日米欧の学術研究助成機関に関するワークショップ
EURAXESS Japan ウェビナー	令和２年 10 月	日欧ポスドクプログラム紹介
日本分子生物学会年会	令和２年 12 月	日本人研究者向け留学情報提供

■各国の学術振興機関との意見・情報交換

・諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、既存のネットワークを発展させながら、最新の国際的な動向を注視し、国際的視点に立って各事業を推進していく。

（１）事業の国際化と戦略的展開

補助評定：b

＜補助評定に至った理由＞

令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。

・国際統括本部会議における関係各所との情報共有・意見交換を行ったほか、国際事業委員会委員より新型コロナウイルス感染症の影響下における我が国の研究の国際化が停滞しないよう意見が示されるなど、着実に業務を実施している。

・振興会の業務に係る国際的な取組について、事業情報の提供を行うとともに、リーフレットを国内の大学・研究機関等に送付するなど、積極的に情報発信を行っている。さらに各国の学術振興機関等との意見・情報交換を行ったことは、振興会の取組の認知度の向上と理解の促進につながるものであり評価でき

・新型コロナウイルス感染症の影響下からの回復は国際的にばらつきがある。いずれは元に戻ると思われるが、過渡的な状況で人の動きがどうなるか、注視しながら業務を進めてほしい。

・ポストコロナに向けて、オンラインとリアルをどう組み合わせるか、新たな姿を探って欲しい。

（１）事業の国際化と戦略的展開

補助評定：b

＜補助評定に至った理由＞

自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

・事業の国際化に対する戦略的展開を立案するため有識者の意見を聴取して、日本学術振興会として我国の学術発展のための国際戦略を検討してほしい。また、国際研究プログラムの新規設定や既存プログラムのさらなる充実に積極的に努めてほしい。

＜その他事項＞

―

	の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。	上で検討し、平成 30 年度中を目途に基本的な戦略を策定する。その戦略に基づき、事業の見直しを要するものについては順次着手可能なものから着手し、中期目標期間中に必要な改善・強化を行う。 また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。 さらに、事業の在り方に係る検討を踏まえ、事業の効果的な改善・強化や周知が行われたかについて、有識者の意見を得る。	分かりやすい情報発信を行うとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。	識者の意見を踏まえ判断する。 ５－Ａ 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。	・我が国との研究者交流に関心のある各国の学術振興機関からの面会要望に応え、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努めるとともに、両国の研究者交流の発展等を目的とした意見・情報交換を行い、各国の学術動向の最新情報を得た。また、日インド、日フィンランド科学技術合同委員会に出席し、振興会の事業内容を説明するとともに、意見・情報交換を行った。 〇令和２年度　各国の学術振興機関等主な面会実績（オンラインを含む） 面会者所属機関 / 面会月 ドイツ研究振興協会（DFG） / 令和２年９月 スイス科学財団（SNSF） / 令和２年 10 月 フランス国立科学研究センター（CNRS） / 令和２年 10 月 在日ウクライナ大使館 / 令和２年 11 月 ■その他の情報発信 ・国内外の研究者や、国民にとってわかりやすい情報発信を行うため、学術国際交流事業に係るリーフレット（日本語版・英語版）を国内の大学・研究機関等 776 機関へ配布するとともに、メールマガジン「学振便り（JSPS Monthly）」により広く周知した。	る。 ＜課題と対応＞ ・積極的に事業の国際化を進めていくとともに、事業説明会、ホームページ等による効果的な情報発信を引き続き行っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である５－１について、事業の効果的な改善・強化に向けて有識者と意見交換したことは改善に向けて着実な取組がなされていると評価できる。 ・評価指標である５－２については、国際的な取組に係る事業を目的別に整理したリーフレットを配布した他、学術国際交流事業に関する説明を行い、計画通りの水準である。 ・関連指標である５－Ａについては 318 件であり、前中期目標期間実績等（年間 341～422 件）と同水準である。	
	（２）諸外国の学術振興機関との協働 地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。	（２）諸外国の学術振興機関との協働 地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて積極的に役割を果たす。また、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定につい	（２）諸外国の学術振興機関との協働 諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、世界各国の主要な学術振興機関の長によるグローバルリサーチカウンシル（GRC）に引き続き積極的に参画し、各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。	【評価指標】 ５－３ 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断） 【目標水準の考え方】 ５－３ 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立	＜主要な業務実績＞ 【諸外国の学術振興機関との連携】 ■グローバルリサーチカウンシル（Global Research Council: GRC） ・令和２年５月に南アフリカ共和国国立研究財団（NRF）主催、UK リサーチ・イノベーション（UKRI）の共催により第９回 GRC 年次会合が南アフリカ共和国（ダーバン）で開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、１年間延期された。それに代わり、振興会理事長もメンバーである Governing Board を中心に、「Mission-oriented Research」と「Public Engagement」という議題に沿って、議論を交わした。 ・議論の成果として「ミッション指向の研究の原則に関	（２）諸外国の学術振興機関との協働 補助評定：b 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ＜補助評定に至った理由＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による諸外国の学術機関等との交流に代え	（２）諸外国の学術振興機関との協働 補助評定： b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・グローバルリサーチカウンシルと日中韓学術振興機関長会議の実施は延期されたが、オンライン等を介した連携が続けられ、パートナーシップが強化されていることは高く

		ては、戦略的に重要な諸外国との交流を推進し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを行う。その際、各国の学術振興機関等との交流状況に応じた適切な協定の見直し等が行われているかについて、有識者の意見を得る。	また、日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）に積極的に参画し、関係機関との協力を推進するとともに、A-HORCsの合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を着実に実施する。 加えて、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進する観点から、引き続き交流状況を検証し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを検討する。	ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	する宣言」と「パブリック・エンゲージメントの原則に関する宣言」題する成果文書が採択された。 ・ Governing Board（オンライン会議）計5回実施。 （アジア・太平洋地域会合） ・令和2年11月23～27日に開催された Responsible Research Assessment に関するオンラインシンポジウムの一環として、ニュージーランドビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）主催で、GRC アジア・太平洋地域会合が開催された。振興会を含む7か国8機関が参加し、「 Responsible Research Assessment 」をテーマに議論がなされた。 ■日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs） ・令和２年度は、韓国 NRF の主催により、第18回 A-HORCs が韓国（済州島）で開催され、振興会からは理事長が出席予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、主催国である韓国側の意向により、オンライン開催ではなく、令和3年度に実施を延期することとなった。 ・A-HORCs において重要と認められた課題に関して開催する北東アジアシンポジウムについては、令和2年9月21日～22日に、韓国（済州島）において第22回シンポジウムを「 Approaches for Future Earth in Northeast Asia – Climate Change and Its Effects」をテーマに開催し、日中韓3か国から30名以上の研究者が参加予定であった。日本側コーディネーターである研究者と協議しつつ、日本側参加者の確定まで行っていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、主催国である韓国側の意向により、オンライン開催ではなく、令和3年度に実施を延期することとなった。 ■日中韓フォーサイト事業 ・7機関12課題を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、オンラインによる打合せに基づく共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより、日中韓の枠組みでの研究交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、後述の特例措置を利用し、事業計画の実施期間を延長した。 （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用）	て、グローバルリサーチカウンシルの Governing Board を中心にオンラインを介した交流を積極的に実施することで、これまで以上に海外の学術振興機関とのパートナーシップを強化し、各国共通の課題解決に向けて着実に活動を続けている。 ・日中韓学術振興機関長会議の合意に基づいた研究支援事業についても、計画通り着実に業務を実施している。 ＜課題と対応＞ ・今後も学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて果たすべき役割を積極的に担うとともに、戦略的に重要な諸外国の学術振興機関とのパートナーシップを強化し、各国共通の課題解決に向けて着実に活動を続けていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である５－３について、各国の学術振興機関長等と世界の最新の学術交流状況を共有し、一部の事業は機関長会議で重要とされた研究テーマに基づき着実に実施しているほか、交流状況に応じて各国学術振興機関との交流協定等を適切に見直している。	評価できる。 ・日中韓フォーサイト事業の実施に対して柔軟な対応がなされている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・海外各国の学術振興機関との緊密な連携を継承・発展させる努力を続けて欲しい。 ＜その他事項＞ ―

	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者による	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 振興会の事業により我が国での研究滞在を終えて母国に帰国した	（３）在外研究者コミュニティの形成と協働 振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るた	【評価指標】 ５－４ 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント	① 令和元年度に実施していた課題の内、事前の申請により5 件について、委託期間を延長して令和２年度も支援した。 ② 研究交流経費総額の 50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。 ③ 弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 2 年度の委託契約を令和 3 年度に延長可能とした。（申請件数：9 件） ・採択 3 年目の課題について中間評価を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画の実施期間を延長した課題の中間評価、事後評価については、延長期間終了後に評価を行うこととした。 ●中間評価の実施・公表実績 ※評価は A～D の 4 段階で実施 評価結果： https://www.jsps.go.jp/j-foresight/11_hyouka.html ・令和 3 年度日中韓フォーサイト事業の公募は、A-HORCs において本事業公募に先立って開催すると合意された北東アジアシンポジウムが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて延期されたことに伴い、令和 4 年度に繰り越された。 ■各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップについて ・各種学術交流事業において各国の学術振興機関と交流協定等を締結し、強固なパートナーシップを持続的に形成するだけでなく、交流状況を踏まえながらその見直しも行っている。対応機関との間の経費負担等の改善を図る覚書改訂等を行った。 ＜主要な業務実績＞ 【研究者ネットワークの強化】 ・振興会事業経験者による研究者コミュニティ（JSPS 同窓会）については、計 20 か国のコミュニティが行う諸活	（３） 在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理	（３） 在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定： b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で

	コミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。	外国人研究者や、在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動の支援を行う。 在外研究者コミュニティの活動の支援においては、我が国と諸外国との学術交流が持続的に発展するよう留意する。	め、世界 20 か国において形成された研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援するとともに、海外研究連絡センター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティ（同窓会）の活動を支援する。 また、在外日本人研究者との連携を強化するとともに、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等に向けた情報発信及び登録者間のネットワーク構築・強化を図るために運用しているソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）の充実を図る。	等の開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ５－４ 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。	動（シンポジウム・年次総会の開催、Web やニューズレターを通じた広報など）の支援を行った。また、アジア、欧州、中南米、アフリカといった幅広い地域から新規同窓会設立に関する問い合わせも数多く寄せられていて、それぞれの関係者と連絡を密に取り、設立に向けた各種の情報提供、他の同窓会の例などを参考にしたアドバイスを積極的に行っている。同窓会会員数は令和 3 年 3 月末現在で 8,105 名となっており（前年度 3 月末 8,186 名）、会員に対しては行事予定等をメールで送付するなどして情報提供に努めている。 また、同窓会は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった上半期より、主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等をオンラインで開催し、日本人研究者に基調講演を依頼し日本との学術交流を深めている。 ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program）を実施し、51 名の研究者を採用した。なお、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響に鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施した。また、同窓会主催のオンラインセミナーにて事業説明を行うなど、積極的に広報活動を行った。 ・平成 28 年度より、振興会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）を行っている。JSPS-Net は国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援するための一助として運用しており、現在 JSPS-Net には 1,889 名（令和 3 年 3 月末現在）の登録を得ている。登録者に対して、会員間の検索機能やグループ作成機能を提供するとともに、振興会の公募事業の案内等の情報提供を行った。さらに、様々な分野で活躍する研究者が自らの研究生活について語る「My Research Life」機能や、若手研究者の受入を希望する研究者と若手研究者とのマッチングをするサービスを実施している。特に令和 2 年度は、会員の日本との関わり、日本での研究生活の思い出、現在の研究生活、他の会員へのメッセージなどを掲載する「Member's Voice」機能を新設した。	由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンラインによる同窓会の活動を積極的に支援し、さらなるネットワーク強化による学術交流の発展を目指していることは、中期計画通り実施していると評価できる。 ・過去に来日した研究者と日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化するための外国人研究者再招へい事業では、新型コロナウイルス感染症の影響の収束後、優れた外国人研究者の招へいの取組を迅速に再開できるよう、来日期限を延長する特例措置等を行ったことは評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続きオンラインによる活動も含め、同窓会の活動を着実に支援していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である５－４につい	示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が避けがたい時期であったが、一昨年度にヨーロッパとアジアに設置された同窓会のオンラインでの活動を積極的に支援したことは高く評価できる。 ・外国人研究者再招へい事業では、来日期限を延長する特例措置等を計り、招へいの取り組みを迅速に再開できるように適宜配慮したことも高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・ソーシャルネットワークサービス（JSPS-Net）によって国境を越えて活躍する研究コミュニティの形成を支援しており、1,889 名が登録している。その中には、研究者が自ら語る「My Research Life」機能や若手研究者受入れのマッチングサービス機能などが含まれる。これらの機能から得られた情報および支援状況を可視化して今後の国際戦略立案に活用してほしい。 ＜その他事項＞ ―

	（４）海外研究連絡センター等の展開 海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。	（４）海外研究連絡センター等の展開 海外研究連絡センター及び海外アドバイザーは、所在する地域の学術振興機関、在外公館、その他の関係機関の海外拠点等と連携し、当該地域の学術動向等に係る情報の収集及び発信を行う。その際、全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間840件程度（前中期目標期間実績：年間652～1,181件）の情報発信を行う。 また、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等のグローバル化支援の拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。	（４）海外研究連絡センター等の展開 我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。また、海外研究連絡センター所在国に渡航中の特別研究員・海外特別研究員を含む日本人研究者に対し、現地でのネットワーク構築に資する情報を提供する。海外の学術動向や高等教育に関する情報収集・調査については、体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図り、令和２（2020）年度は全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度の情報発信を行う。 我が国の大学等のグローバル化支援におい	【評価指標】 ５－５ 海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度） 【目標水準の考え方】 ５－５ 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成25～28 年度実績：年間652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。	＜主要な業務実績＞ 【海外研究連絡センター等展開】 ・諸外国の学術振興機関や内外の大学等との共催により、オンラインでの開催も含めて年間を通じて 103 件の学術シンポジウム等を開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて発信した。平成 29 年度からの取り組みである WPI 総合支援事業との連携も継続し、WPI 拠点における研究成果について海外研究連絡センター主催シンポジウムを通じて海外に発信し続けている。こうした活動により、現地において関係機関との強固な協力関係を構築しつつ積極的な広報に努めている。これらのイベントにはオンラインによる参加も含め、延べ 6,459 名が参加した。 ・例えば、ワシントン研究連絡センターでは、令和 2 年 11 月に “AI for Clinical Translational Research” をテーマに在ボストン日本国総領事館、在外日本人研究者ネットワーク（UJA）と共催で、オンラインによる The 5th Japan-US Science Forum in Boston を開催した。Zoom ウェビナー機能及び YouTube による同時配信により多くの人数が参加できるよう配慮し、講演 2 件のほか、30 名の日米加の研究者によるフラッシュトーク（3 分の研究紹介）を行った。その後、新興ネットワーキングプラットフォームを利用し、バーチャルなネットワーキングの場の提供も行った。 ・ストックホルム研究連絡センターでは、令和 2 年 12 月に COVID-19: the impact on mental health and the fight back using supercomputer をテーマとしてノルウェー同窓会との共催シンポジウムを開催した。新型コロナウイルス感染症第 3 波が世界を襲う中、世	ては、同窓会イベント等の開催実績は 44 件（新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに鑑み、実施できなかったイベントを除くと例年通りの水準）であったほか、全同窓会会員数が 8,105 名と前年度同水準である（前年度 3 月末 8,186）等、順調に業務を実施している。 （４）海外研究連絡センター等の展開 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 評定に至った理由＞ 令和 2 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・海外研究連絡センターにおいて現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を着実に開催し、新たな研究者ネットワークの構築を促進している。 ・大学等海外活動展開協力・支援事業として、計 7 の大学等に 5 箇所の海外研究連絡センターの利用機会を提供することで、大学の海外展開を支援するなど、計画通り着実に業務を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止・延期のほか、センター赴任者の緊急帰国及びその後の再渡航、海外実務研修受講予定者の渡航延期対応に追われたが、臨機応変に対応できており、着実に業務	（４）海外研究連絡センター等の展開 補助評定： b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化している時期に、諸外国の学術振興機関や大学等との共催となる学術シンポジウムがオンラインも含めて、103 件開催され、6,459 名の参加があったことは特筆に値する。 ・海外研究連絡センターは大学等の海外活動を支援しており、７大学が海外にある５研究連絡センターを海外事務所として利用した。また、海外研究連絡センター共通のクラウドメールの運用を開始するなど、オンライン業務に即した環境整備が行われたことが高く評価される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ―

			ては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的として若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。		界一のスーパーコンピューター「富岳」を使ったウィルスの飛沫拡散に関する研究で有名な神戸大学・坪倉教授が最新の研究結果を紹介したほか、新型コロナウイルス感染症の影響下における現代人のメンタルヘルスについてノルウェー気鋭の心理学者の講演を行った。 ・各国において現地在住の日本人研究者の会合・勉強会の開催、データベースの整備など、海外での研究者ネットワーク構築のための活動を積極的に展開した。例えば、サンフランシスコ研究連絡センターでは、米国渡航中の特別研究員・海外特別研究員等日本人研究者に対し、分野を越えた交流を促進し、研究活動を一層充実していただくことを目的とした日本人研究者同士の交流会を開催している。令和2年度はオンライン開催とし、令和2年9月及び令和3年2月にイベントを実施した。 ・大学等の海外活動展開協力・支援事業として、7大学が5研究連絡センター（ロンドン、ストックホルム、北京、カイロ及びナイロビ）を海外事務所として利用し海外拠点活動を展開した。また、新たに1大学が令和3年度からサンフランシスコ研究連絡センターを利用する申込みを受け付け、契約手続を行った。 ・各国において、振興会事業説明会を44件開催し、延べ4,334名が参加するなど、積極的な広報活動に努めた。 ・平成27年6月に新設した、「海外学術動向ポータルサイト」において、各海外研究連絡センター及び海外アドバイザーが収集した情報を引き続き国内の大学関係者等に広く情報提供した。 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/ ・振興会本部での1年間の研修を経た国公私立大学の職員を海外研究連絡センターで受け入れ、センター業務に従事させることにより、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する事務系職員の養成を図る「国際学術交流研修」を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年4月1日に予定していた18名の渡航を当初3か月延期することを決定し、状況を注視したものの改善が見込めない状況であったため、令和2年6月に渡航を断念した。	を実施できている。 ・オンラインでのイベント開催等のための環境整備をいち早く行い、対面でのイベントに代わり積極的に代替策を遂行することで着実に業務を実施できている。 ＜課題と対応＞ ・各国学術振興機関との関係構築等を通じて国際的な学術研究ネットワークの形成を支援する。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である５－５については576件である。	＜その他事項＞ ・新型コロナウイルス感染症のため、学術の国際的交流が困難となっているこの時期において、海外研究連絡センターの存在意義・価値はより一層大きくなったと考える。

					ず、令和２年度海外実務研修を中止とした。また、渡航予定者は令和３年度以降の海外実務研修を受講できることとした。令和２年９月からは令和３年度の海外実務研修に向け、必要な手続を順次開始し、新型コロナウイルス感染症の感染状況により追加で必要となった入国・ビザ手続書類等やフライト運行変更等に臨機応変に随時対応した。 ・令和２年１月下旬に顕在化した新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各センター赴任者の安全確保を第一に、令和２年３～４月に緊急帰国の対応を行った結果、センター長、副センター長は当面の間、原則日本での在宅勤務に従事することとした。これに伴い発生した滞在旅費等の調整、日本での納税処理、フライト手配や変更等について迅速に対応した。また、現地情報等に基づき再渡航の時期を見定め、令和２年９月以降、準備が整った派遣者から順次センター所在地に戻る手続を行った。これらに付随する例外的な取扱いについても臨機応変に対応した。 ・人との密集、飲食を避けるため対面でのイベント開催が難しくなった。そのため、オンラインを活用する方法にいち早く舵を切り、オンラインツールを迅速に手配し、ウェビナー等によるイベントを開催すべく環境整備を行った。 ・令和元年度に調達し初期構築を行った海外研究連絡センター共通のクラウドメールの運用を開始した。アカウント付与やセキュリティ対策の設定等を本会セキュリティポリシーに則り、本部が一括して管理できることとなった。また、メールアカウントと連動してストレージやビデオ通話ができるシステムも稼働し、オンラインでの業務に即した環境整備を促進した。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－６	６ 総合的な学術情報分析基盤の構築 （１）情報の一元的な集積・管理体制の構築 （２）総合的な学術情報分析の推進 （３）学術動向に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 6 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考ＵＲＬ	学術システム研究センター（調査報告等） https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html 学術情報分析センター https://www.jsps.go.jp/j-csia/index.html		

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
【評価指標】							
情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B水準：中期目標期間中に 10 件程度）	中期目標期間中に 10 件程度	ー	4 件（適時の成果の公表を含む）	2 件	2 件		
学術動向調査の実施件数（B水準:中期目標期間中に 614 件程度）	中期目標期間中に 614 件程度	614 件	128 件	129 件	129 件		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	333,395	345,156	341,971		
決算額（千円）	335,160	345,777	373,980		
経常費用（千円）	333,564	345,777	332,779		
経常利益（千円）	13,190	38,410	41,719		
行政コスト（千円）	328,501	413,321	332,779		
従事人員数（人）	4	5	5		

注１）予算額、決算額は「６ 総合的な学術情報分析基盤の構築」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「６ 総合的な学術情報分析基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。	振興会の諸事業等に関する情報を総合的に活用する基盤を構築し、事業の成果の把握、分析を行うとともに、事業の改善や高度化に向けた取組を実施する。			＜主要な業務実績＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をBとする。 ・令和２年度における総合的な学術情報分析基盤の構築について、中期目標に向かって、情報セキュリティ方策やシステムの仕様について調達手続きを進めるとともに、学術情報分析センター及び学術システム研究センターにおいて着実に業務を実施している。 ＜課題と対応＞ ・情報の一元的な管理に向けた取組を今後も引き続き進めていく。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―
	（１）情報の一元的な集積・管理 事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。	（１）情報の一元的な集積・管理 情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する体制を整備するとともに、事業横断的な分析を可能とするための情報の整理に取り組む。	（１）情報の一元的な集積・管理体制の構築 事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、振興会の諸事業に係るデータについて、情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、業務の状況を勘案しつつ集約・共有及び一元的な管理を進める。	【評価指標】 ６－１　情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ６－１　事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。	＜主要な業務実績＞ 【情報の一元的な集積・管理】 ・事業の枠を超えて情報を総合的に活用するために必要とする情報セキュリティの確保に関する方策やシステム仕様の作成を進め、互換性の高いデータを管理できるよう源泉となる各事業の所轄システムのデータ項目定義について調査を開始した。 ・事業の枠を超えたデータの活用が可能な環境を実現するにあたりデータの取扱いや業務プロセスについて各部署との調整が不可欠であるため、ヒアリング等を令和元年度に引き続き進めた。	（１）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定をbとする。 ・事業の枠を超えて情報を総合的に活用するために必要とする情報セキュリティの確保に関する方策やシステム仕様の作成を進めるとともに、事業の枠を超え	（１）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞

						たデータの活用が可能となるようヒアリング等実施するなど、計画通り着実に実施されていると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・事業の枠を超えたデータの活用が可能な環境を構築するため、各部署とデータの取扱や業務プロセスについて調整するなど、必要な取組を引き続き進めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である６－１については、情報セキュリティの確保に関する方策やシステム仕様の作成を進めていくなかで、各事業が所有するデータ項目の定義に関する調査を開始し、今後の情報の一元的な集積・管理に向けて順調に進んでいる。	—
	（２）総合的な学術情報分析の推進 振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。	（２）総合的な学術情報分析の推進 学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。 分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、必要	（２）総合的な学術情報分析の推進 学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。 分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案することにより諸	【評価指標】 ６－２ 情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B水準：中期目標期間中に 10 件程度） 【目標水準の考え方】 ６－２ 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10 件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。	＜主要な業務実績＞ 【学術情報分析センター】 ・学術情報分析センターの設置 学術情報分析センターは、平成 30 年３月末まで設置されていたグローバル学術情報センターを改組し、平成30 年４月に設置された。 同センターは、所長の下、分析研究員及び分析調査員により構成しており、分析研究員３名（大学等の学術研究機関において教授または准教授の職にある者が兼務。うち１名は副所長）は、それぞれのテーマに係る調査分析を総括するとともに、振興会の諸事業に係る調査分析に関し助言を行った。また、分析調査員（常勤）４名は、分析研究員の指導の下、当該テーマに係る調査分析の業務を担うとともに、事業動向など事務的な調査分析業務を処理した。 ・連絡会議の設置 学術情報分析センターの業務の円滑な推進を図るた	（２）総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定をｂとする。 ・情報の把握・分析基盤を構築するとともに、科研費助成事業、人材育成事業、学術国際交流事業といった振興会の諸事業を対象に、各事業の担当部署等からの要望を照会するとともに、学術システム研究センターから示された意見等も踏まえ、数多くのテーマを設	（２） 総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・科研費に関する種々のデータを解析したことは大変良い取組である。解析結果の報告により、どんな取組につなげることができたかを粘り強くフォローアップしてほしい。 ・基盤的な研究を支える科研

		に応じホームページ等において情報発信を行う。分析や調査研究の成果の発信については、中期目標期間中に 10 件程度のテーマについて実施する。	事業の改善・高度化に向けた検討に資する。また、調査研究の成果をホームページ等において公開し、幅広い層に向けた情報発信を行う。情報発信については２件の報告書の他、適時に成果の公表を行う。		め、学術情報の分析に係る関係機関その他の有識者の委員により構成される連絡会議を設置し、会議を開催するとともに、適時に学術情報分析センターの活動に対する助言を得た。 ・情報の把握・分析基盤の構築 ＜科研費助成事業の研究課題情報、研究者情報及び成果情報の紐づけ＞ 科研費の採択研究課題、研究者、研究成果の高い精度による紐付けを通したデータ基盤の整備を行うことにより、科研費に関連する様々な分析を可能とした。 ＜特別研究員採用者の所属・職、科研費獲得及び成果に関する情報の紐づけ＞ 特別研究員採用者について、所属・職、科研費の獲得、発表論文等の情報の紐付けを通した分析を可能とした。 ＜学術国際交流諸事業の横断的な分析のための情報の紐づけ＞ 学術国際交流諸事業により支援を受けた研究者の紐づけを行い、諸事業を横断的に分析するための基盤を整備した。 ＜特別研究員事業、海外特別研究事業、学術国際交流事業等の改善に資するエビデンスデータ等の作成＞ 「独立行政法人日本学術振興会の令和元年度における業務の実績に関する評価」における主務大臣の評価「特別研究員事業、海外特別研究事業、国際交流事業等については、国内外の情勢により変化が求められることから、各事業の改善に資するエビデンスデータ等の提供にも注力いただきたい。」に対応し、特別研究員採用者及び学術国際交流事業に関する情報の紐づけに加え、海外特別研究員採用者の紐づけを行い、エビデンスデータを構築した。 ・学術システム研究センターにおける科研費の審査委員等の選考の支援 学術システム研究センターとも連携を密に図り、以下の業務を実施した。 ＜「審査意見書作成候補者選考支援システム」の開発＞ 確率的潜在意味解析（LDA）の取組の成果に基づき、前々年度に実装した科研費の特別推進研究、基盤研究(S)の審査意見書作成候補者選考を支援するシステムの	定し、各事業の担当部署等とも連携を図りつつ把握・分析の取組を進めており高く評価できる。調査分析の成果は、振興会内の関連部署に提供されており、諸事業の改善・高度化に向けた検討に資するものである。 ・情報発信については、JSPS-CSIA REPORT を２件刊行し、中期計画通りの成果を上げた。 ・連絡会議は、振興会と他の学術情報の分析に係る機関との間で相互に情報やノウハウを共有するための効果的な枠組みとして機能している。 ・学術システム研究センターとも連携を密に図り、科研費の審査意見書作成候補者選考支援システムを改良するとともに、審査委員等候補者検索システムを開発したことは、学術システム研究センター研究員の業務の支援に大きく貢献するものである。 ＜課題と対応＞ ・把握・分析のテーマの多くは、長期的な観点における調査分析が求められることから、次年度以降も継続的な取組を行う。 ・審査委員等候補者検索システムの開発については、実用化に向け更なる取組を進める。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である６－２については、JSPS-CSIA REPORT を２件刊行し、年度計画の目標を達成した。	費がきわめて重要な役割を果たしていることを考えると、審査区分の変更や審査方法、応募資格の変更などが与える影響もまたきわめて大きい。変更の結果は評価されているものの、予期しない影響が出ている可能性もあり、丁寧に追っていく必要がある。学術システム研究センターとの連携とともに、例えば、科学技術・学術政策研究所（ＮＩＳＴＥＰ）との連携も考えてはどうか。様々な改善点も含めて科研費制度が日本の基礎研究の振興に具体的にどう貢献しているのかを明らかにすることは、科研費の重要性を改めて客観的に示すことができるのではないか。 ＜その他事項＞ ―

					改良を進めた。 ＜「審査委員等候補者検索システム」の開発＞ 　前年度に引き続き、特別推進研究、基盤研究(S)以外の科研費の種目を対象とした審査委員の選考を支援する新たなシステムの開発を実施した。 ・振興会の諸事業に関する調査分析 　科研費助成事業、人材育成事業、学術国際交流事業といった振興会の諸事業を対象に、各事業の担当部署等からも要望を照会するとともに、学術システム研究センターから示された意見も踏まえ、テーマを設定し、各事業の担当部署等とも連携を図りつつ、以下の情報の把握・分析の取組を実施した。 - 科研費助成事業を対象とした情報の把握・分析 ＜日本の論文に占める科研費論文の状況＞ 　様々な指標による科研費の成果論文のデータを関係部署の要望に対応し提供できる体制を整備した。 ＜英文調書による応募と和文調書による応募に関する分析＞ 　科研費の応募書類の研究計画調書について、英文により記述されたものと和文により記述されたものの比較分析を実施した。 ＜科研費採択課題のキーワードのマッピング＞ 　科研費の採択課題のキーワードについて、BI ツールとテキストマイニングツールによる可視化（マッピング）と分析を実施した。 ＜科研費の評点の分散の分析＞ 　科研費基盤研究（S）（A）（B）、若手研究(A)の応募に対し各審査委員が付した「総合点」について、各応募のばらつきを分野別に把握した。 ＜科研費による研究グループの創出、学際領域研究の活性化、世界的拠点や国際的研究者の創出＞ 　日本学術振興会「令和元事業年度における業務実績に関する外部評価報告書」における以下の外部評価委員の評価の意見「例えば、振興会の競争的研究費の採択によって、研究グループの創出、学際領域研究の活性化、世界的拠点や国際的研究者の創出など、どのような効果をもたらしたかといった分析がなされることが望まれる。」に対応した分析を実施した。具体的には、国際的に卓越した研究者を同定し、科研費の獲得、成果文献の被		

					引用度や共著の状況、研究分野の学際性等について分析し、報告書（内部検討資料）を作成した。 ＜ボトムアップ型の大型競争的研究資金の意義についての分析調査＞ 　科研費の特別推進研究、基盤研究（S）等を対象とした分析の体制を整備するとともに、上記報告書（内部検討資料）において両種目の支援の効果について分析した。 ＜人文学・社会科学分野に焦点を絞った科研費の成果に関する分析＞ 　人文学・社会科学分野に焦点を絞った科研費の成果に関する分析の手法について検討を行い、報告書（内部検討資料）を作成した。 - 人材育成事業及び顕彰事業を対象とした情報の把握・分析 ＜特別研究員のキャリアパスの分析＞ 　特別研究員採用者の所属・職、科研費獲得及び成果に関する情報を用いて報告書（内部検討資料）を作成した。 ＜日本学術振興会賞、日本学術振興会育志賞受賞者に関する分析＞ 　日本学術振興会賞及び日本学術振興会育志賞の受賞者の所属・職、科研費の獲得、発表論文の状況等の情報を取りまとめ報告書（内部検討資料）を作成した。 - 学術国際交流事業を対象とした情報の把握・分析 ＜研究代表者、参加者の分析を通した学術国際交流事業の利用状況、ニーズ及び成果の分析＞ 　学術国際交流事業の研究代表者、参加者を研究者番号及び著者 ID を用いて紐付けを行い、報告書（内部検討資料）を作成した。 ＜外国人特別研究員経験者の研究活動の分析＞ 　外国人特別研究員の研究活動の展開についての分析を行い、報告書（内部検討資料）を作成した。 ＜振興会諸事業による国際的な活動の分析＞ 　振興会が行う国際交流事業に加え、科研費事業や人材育成事業等を通して行われた研究者の国際的な活動について取りまとめ、JSPS-CSIA REPORT として公表した。 ・海外の学術動向に関する調査 ＜海外のファンディングエージェンシーにおける審査・評価システムの最近の動向＞		

	（３）学術動向に関する調査研究の推進 振興会の諸事業を長期的観点に立って効果	（３）学術動向に関する調査研究 学術システム研究センターにおいて、学問領	（３）学術動向に関する調査研究 学術システム研究センターにおいて、国内外	【評価指標】 ６－３ 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に 614 件程	米独英の各国を対象として、ファンディングエージェンシーの審査・評価システムの最近の動向についての調査を実施し JSPS-CSIA REPORT として公表した。 ＜主要国における研究者養成の仕組みに関する調査＞ 特別研究員事業等の実施の参考とするため、米独英の各国を対象に研究者養成の仕組みについて調査を行い、報告書（内部検討資料）を作成した。 ・調査分析の成果の振興会内の関連部署への提供 上記の調査分析の成果に基づき、今後、振興会諸事業の改善・高度化に向けた検討に資することを目的として以下の報告書等（内部検討資料）を作成し、関連部署に提供した。 通番 / 名称 1 基礎データ集 2 国際的に卓越した研究者の創出における科研費助成事業による支援の効果 3 人文学･社会科学分野に焦点を絞った振興会事業による支援の成果の分析手法について 4 日本学術振興会研究者養成事業における特別研究員のキャリアに関する調査・分析報告書 5 日本学術振興会顕彰事業における日本学術振興会賞受賞者のキャリア調査・分析 6 日本学術振興会顕彰事業における日本学術振興会育志賞受賞者のキャリア調査・分析 7 学術国際交流事業の研究代表者、参加者を対象とした事業横断的な分析 8 文献データベースを用いた外国人特別研究員経験者の研究活動の分析 9 主要国における研究者養成の仕組み ・調査分析の成果の情報発信 調査分析の成果を、JSPS-CSIA REPORT（CSIA は、学術情報分析センターの英文名称「Center for Science Information Analysis」の略）として２件刊行した。 号 / 公表時期 / 名称 1 / 令和３年３月 / 日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開 2 / 令和３年３月 / 海外のファンディングエージェンシーにおける審査・評価システムの最近の動向 ＜主要な業務実績＞ 【学術システム研究センター】 ・学術システム研究センター研究員を研究担当者として振興会と研究員が所属する研究機関(令和２年度は 51 研	（３）学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b	（３）学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞

	的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。	域の専門的な知見に基づき、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。 国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。 学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業の企画・立案に活かす。 これらの調査・研究については、前中期目標期間の実績と同程度の件数を実施する（前中期目	における学術振興施策の現状や学術研究の動向等に関する調査・研究を実施し、その結果を取りまとめ、振興会事業の企画・立案等に活用する。 国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。 学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。特に、学術システム研究センターの研究員が専門分野に係る学術動向研究を年間125件程度実施し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。 また、これらの成果については、必要に応じて	度） 【目標水準の考え方】 ６－３ 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614 件）と同程度実施することを達成水準とする。	究機関（129 課題））が委託契約を締結し、学術研究動向等に関する調査研究を実施した。 ・学術研究動向等に関する調査研究は、各研究員の専門分野または周辺分野における最新かつ広範な研究動向、各分野における課題や今後の方向性、国内外の学術振興方策に関する調査研究であり、その成果を次のような振興会の審査･評価業務の向上や、事業全般に対する提案・助言等に活用した。 ＞科研費における審査・評価業務：学術動向を踏まえつつ、審査区分表の見直しについて検討した。 ＞特別研究員事業における審査・評価業務：学術動向を踏まえつつ、審査方法の改善、申請書様式等の改善・充実を図った。 ＞科研費・特別研究員事業等における審査委員等の候補者案の作成及び審査結果の検証 ＞日本学術振興会賞の査読及び日本学術振興会育志賞の予備選考 ・なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画通りに調査研究を実施できない場合には、委託契約期間の延長を行い、柔軟に対応した。 ・科研費特設審査領域の研究代表者交流会の実施 特設審査領域に採択された研究代表者が、互いの研究課題を知ることで、既存の分野を超えた新たなネットワークが構築され、新しい学術の芽が生まれてくることが期待される。そのため、学術システム研究センターでは、平成 30 年度に設定された以下の２領域において、研究代表者交流会を開催した。研究代表者交流会にはセンター研究員も参加し、最新の研究動向の把握に努めた。 「高度科学技術社会の新局面」 （開催日：令和３年１月１９日　研究代表者８名、研究員５名が参加） 「超高齢社会研究」 （開催日：令和３年 10 月 25 日　研究代表者 30 名、研究員４名が参加） ・研究成果の公開 令和元年度の委託契約に基づく調査研究成果として提出された『調査研究実績報告書』を取りまとめ、ホームページで公開した。なお、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には、公開の可否について個別に検討を	＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定をｂとする。 ・学術研究の動向について、学術システム研究センターの研究員の専門的な知見に基づき、人文学、社会科学から自然科学まで、学術研究動向等に関する調査研究を着実に実施している。その成果は、審査区分表の見直しの検討や審査委員選考等の業務に活用され、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立っている。また、研究成果は、知的財産権や個人情報に注意しながら、積極的に公開している。 ＜課題と対応＞ ・引き続き学術研究動向等に関する調査研究を実施し、振興会事業の企画・立案等に活用していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である６－３については中期目標に定められた水準（中期目標期間中に 614 件）で実施されている。	自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・新型コロナウイルス感染症拡大前後で、学術研究動向がどう変化するかは重要な視点である。来年以降の調査において注目してほしい。 ＜その他事項＞ ―

		標期間実績：614 件）。また、その成果については、必要に応じ報告書等に取りまとめホームページ等において公表する。	報告書等に取りまとめ、ホームページ等において公表する。		行っている。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－７	７ 横断的事項 （１）電子申請等の推進 （２）情報発信の充実 （３）学術の社会的連携・協力の推進 （４）研究公正の推進 （５）業務の点検・評価の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 5 号、第 7 号、第 9 号 独立行政法人通則法第 32 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考ＵＲＬ	振興会ホームページ　和：https://www.jsps.go.jp/index.html、英：https://www.jsps.go.jp/english/index.html メールマガジン（バックナンバー）　https://www.jsps.go.jp/j-mailmagazine/backnumber.html ひらめき☆ときめきサイエンス　https://www.jsps.go.jp/hirameki/index.html 卓越研究成果公開事業　https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu/index.html 学術の社会的連携・協力の推進事業　https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index.html 不正使用・不正行為受付窓口　https://www.jsps.go.jp/j-kousei/madoguchi.html 研究公正推進事業　https://www.jsps.go.jp/j-kousei/index.html		

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間実績等	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
【評価指標】							
振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）	―	4,783,818 件	8,899,354 件	5,286,704 件	4,576,218 件		
大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会･研究会数（Ｂ水準：中期目標期間中に８件程度）	８件程度	10 件	４件	１件	６件		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	667,067	859,095	737,896		
決算額（千円）	832,517	835,777	538,216		
経常費用（千円）	741,015	743,516	529,899		
経常利益（千円）	32,373	163,105	44,308		
行政コスト（千円）	509,113	749,048	529,899		
従事人員数（人）	9	10	7		

	研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催）	毎年度２回程度	６回	２回	２回	２回				

注１）予算額、決算額は「７ 横断的事項」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「７ 横断的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
	振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。				＜主要な業務実績＞	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・昨年度に引き続き、公募事業等における電子化を着実に実施し、利便性の向上を図っている。 加えて、電子申請システムにおいて、新型コロナウイルスの影響に伴う申請手続きの変更等への対応を着実に行った ・新型コロナウイルス感染症に関連する対応等、ホームページによる迅速な情報提供や、ホームページ及び各種事業パンフレットでわかりやすい情報発信等、広報活動を着実に行った。 ・ひらめき☆ときめきサイエンスについては、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に配慮した対応を行いつつ、電子化による業務効率化を図りながら着実に事業がされている。 ・学術システム研究センターの調査研究成果や学術情報分析センターの JSPS-CSIA REPORT の公表等、得られた成果等の社会への積極的な提供や卓越研究成果公開事業を着実に実施している。 ・学術の社会的連携・協力の推進について、積極的に事業の見直しを行いながら、新型コロナウイルス感染症の影響下において	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・新型コロナウイルス感染症への対応策等をホームページに迅速に掲載したことは高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ －

						も着実に事業を運営している。 また、事業に関する情報を随時更新し、積極的に発信している。 ・研究公正の推進については、研究不正防止の取組や、研究倫理教育教材の開発・提供、研究倫理セミナーやシンポジウムの開催等の取組を着実に実施している。 ・自己点検評価・外部評価を実施し、その結果を踏まえ業務の改善を図っており、適切にPDCAサイクルを実施している。 ＜課題と対応＞ ・情報発信について、ウェブアクセシビリティ対応を含むホームページのリニューアルに向け、引き続き検討を進めていく。	
（１）電子申請等の推進 研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。	（１）電子申請等の推進 公募事業については、研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を効率的に実施するため、情報システムを活用する。その際、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保する。 公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、費用対効果を勘案しつつ、電子化を推進する。電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。	（１）電子申請等の推進 研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。 研究者からの申請書類を電子的に受け付ける「電子申請システム」については、本格運用を開始している公募事業を継続して実施する。 なお、実施に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進し、柔軟に対応する。	【評価指標】 ７－１ 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ７－１ 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。	＜主要な業務実績＞ 【公募事業における電子化の推進】 ・募集要項・応募様式等の書類については、全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とした。 ・電子申請システムについては、令和２年度も引き続き、各事業の応募（申請）受付、審査業務、交付業務を実施した。また、研究者や事務担当者の意見等に基づき、利便性の向上等を図るとともに、適宜電子化の拡充、制度改善等に伴う改修を実施した。特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う手続きの変更、手続きの追加に当たり、改修を実施した。 ・電子申請システムで対応していない様式についても、アップローダによる提出としてペーパレス化を行うなど、電子化を推進した。 ・科研費事業において、研究者番号、エフォート管理、課題情報等、電子申請システムとe-Radの双方向連携を実施するなど、e-Radの連携活用を推進した。	（１）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・募集要項・応募様式等の書類をホームページから入手可能な状態とし、電子申請システムによる各事業の応募（申請）受付、審査業務、交付業務の実施や、e-Radの連携活用の推進、適切な情報セキュリティ対策の実施等、計画に基づき着実に業務を実施している。 ・電子申請システムについて、研究者や事務担当者の意見等に基づき、利便性の向上を図るとと	（１）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

	なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。	また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。システムの基幹部分において必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保する。 （ｉ）科学研究費助成事業 応募手続・審査業務・交付業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善に伴う電子申請システムの見直しを行い、研究者・研究機関の利便性向上を図る。特に、令和２（2020）年度においては交付内定を電子申請システム上で通知することでペーパーレス化を実施し、業務の簡素化を行う。また、研究実績報告書等における researchmap との連携について、検討を行う。	・電子申請システムの設計・開発において、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施し、可能な限り脆弱性を保有しないように努めた。また、電子申請システムの基幹部分において、必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保した。 ■科学研究費助成事業 ・令和２年度も引き続き、科研費事業のうち既に電子化を行っている研究種目については、応募受付・審査業務・交付業務を電子申請システムにより行った。 ・科研費電子申請システムに対応していない各種様式について、研究機関・研究者からの提出方法をアップローダによる提出とし、ペーパレス化を行った。 ・振興会から発出する以下の通知について、科研費電子申請システムによる通知とし、ペーパレス化を行った。 交付内定通知 海外における研究滞在等に伴う留保・中断時の条件付交付内定通知 調整金による次年度使用・前倒し使用の受付開始通知 繰越の受付開始通知 繰越に伴う返納通知 補助事業期間延長の承認通知 ・補助金の繰越申請手続きについて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う繰越の場合には、専用の選択肢を設けることにより通常の繰越に比べて必要となる入力項目を削減するなど、研究者の手続き簡素化に配慮した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う基金の補助事業期間再延長承認申請手続きについて、科研費電子申請	もに、HOPE ミーティングにおける申請受付用務など、対象事業・対象手続きの拡充を着実に実施している。 ・電子申請システムで対応していない様式についても、アップローダによる提出としてペーパレス化を行うなど、電子化を着実に推進している。 ・電子申請システムにおいて、新型コロナウイルスの影響に伴う申請手続きの変更等への対応を着実に行った。 ＜課題と対応＞ ・電子申請システムについて、引き続き費用対効果等を勘案しつつ必要に応じて改修を検討していく。 （各評価指標等に対する自己評価） 評価指標である７－１については、研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システム整備、応募手続や審査業務等の電子化及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修等を令和２年度も進めており、目標水準に達している。	

				システムにより受け付けるよう改修を行った。 ・奨励研究の審査結果開示について、科研費電子申請システムで開示するよう改修を行った。 ・「ひらめき☆ときめきサイエンス」の審査結果開示、交付申請、実績報告手続きについて、科研費電子申請システムで開示・受付を行うよう改修を行った。 ・従来 FAX により提出を受け付けていた審査資料配付・廃棄報告について、科研費電子申請システムにより受け付けるよう改修を行った。 ・令和２年度も引き続き、審査委員が審査の際、審査システム上のリンクから researchmap 及び KAKEN にアクセスし、その掲載情報を必要に応じて参照できることとした。	
		（ⅱ）研究者養成事業 申請手続、審査業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。		■特別研究員事業、海外特別研究員事業 ・令和２年度も引き続き、特別研究員事業、海外特別研究員事業の申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。 ・また、令和元年度より若手研究者海外挑戦プログラムに導入した二段階書面審査方式を引き続き実施した。	
		（ⅲ）学術の国際交流事業 既に電子申請システムを用いて申請手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。また、国際共同研究事業のうち、リードエージェンシー方式による申請・審査業務を必要とする事業について、		■学術の国際交流事業 ・令和２年度も引き続き、学術国際交流事業のうち既に電子化を行っている事業については、申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。 ・国際共同研究事業のうち、リードエージェンシー方式による応募・審査業務を実施できるようにするため、電子申請システムの改修を行った。 ・HOPE ミーティングにおける申請受付用務を電子申請システムにより行えるようにするため、新たに電子申請シ	

			電子申請システムを用いるための改修を行う。 ただし、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については、調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用することとする。 新たに申請・審査業務の電子化を検討する際には、申請数や公募を行う回数等とシステム開発に要する費用を比較し、電子化することの効率性も勘案して導入の是非を判断する。		ステムの開発を行った。 ・半年毎に、各事業の担当から電子申請システムの改修希望を聴取して取り纏め、システム開発業者から見積を徴取した上で、学術国際交流事業全体としての費用対効果を勘案し、必要部分についての改修を行った。		
（２）情報発信の充実 振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。	（２）情報発信の充実 ①　広報と情報発信の強化 振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備するとともに、研究者、関係機関、国民等の受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行う。 情報発信に際しては、広報誌等出版物、メールマガジン、ホームページ等の内容充実や見やすさ・分かりやすさの確保に努めるほか、ホームページへのアクセス動向等を踏まえ、最新情報を多様な媒体を活用しながら迅速かつ効果的に提供する。	（２）情報発信の充実 ① 広報と情報発信の強化 振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、引き続き外部有識者の意見も聴取した上で検討を行い、効果的な情報発信に取り組むとともに発信内容の充実を図る。 また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行う。	【評価指標】 ７－２ 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ７－２ 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成 26～28 年度の各年度平均実績：478 万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。	＜主要な業務実績＞ 【広報と情報発信の強化】 ・各事業が効果的な情報発信になるよう検討した。 ・令和２年度はひらめき☆ときめきサイエンスにおいて、児童・生徒や教員に積極的に研究の魅力や振興会の役割を紹介した。	（２）情報発信の充実 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 【広報と情報発信の強化】 ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応等、ホームページによる迅速な情報提供を行った。また、ホームページ及び概要をはじめとした各種事業のパンフレットでわかりやすい情報発信を行っており、効果的な情報発信が着実に実施されている。 ・メールマガジンやソーシャルメディア等、媒体の特性を活か	（２）情報発信の充実 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

	また、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、更なる検討を進め、平成 30 年度中を目途に一定の結論を得る。	（ｉ）ホームページの活用 公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。また、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。引き続き、ウェブアクセシビリティ対応を含むホームページのリニューアルに向けた検討を行う。	■ホームページの活用 ・振興会ホームページへのアクセス数は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止により、昨年度から 13%程度減少した。令和２年度のアクセス数は 458 万件となった。 訪問数：4,576,218 件 （令和元年度：5,286,704 件） ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応を中心とする、振興会の業務内容に関し、最新情報を速やかにホームページにて提供し、利用者に広く迅速な情報発信を行った。 ・既存の事業については、公募が終了した後の採択に関する情報や事業報告についてもホームページでの公開を積極的に行い、広く国民等へ情報発信を行った。 ・ウェブアクセシビリティ対応を含むホームページの改善を行った。 ・本会のウェブアクセシビリティガイドライン（2011 年 11 月制定）について、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の達成基準を網羅するよう 10 年ぶりに大幅改定を行った。	した広報活動を着実に行った。特にメールマガジンについては登録者数が着実に伸びている。 【成果の社会還元・普及・活用】 ・ひらめき☆ときめきサイエンスについては、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、交付申請留保の仕組みを設けており、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった研究者のニーズに応えている点で評価できる。 また、交付業務を電子申請システムにより行えるようにすることで業務効率化が図られており、改善を行いながら着実に事業がされていると評価できる。 ・個人情報等に配慮しつつ、学術システム研究センターの学術動向等に関する調査研究報告や、学術情報分析センターの JSPS-CSIA REPORT の公表、海外学術動向ポータルサイトにおいて海外の情報発信等を行い、得られた成果等を積極的に社会に提供している。 ・卓越研究成果公開事業において、参画機関の新たなデータベースの登録・公開を行うなど着実に事業を実施している。 ＜課題と対応＞ ・各事業において効果的な情報発信となるよう、方策を検討して対応する。 ・ウェブアクセシビリティ対応を含むホームページの改善を引き続き実施していく。 （各評価指標等に対する自己評
		（ⅱ）ブローシャー等の発行 振興会の事業内容及び成果について分かりやすく編集したブローシャーを作成し、電子版	■概要等の発行 ・振興会の事業内容及び成果について編集した概要を発行し、全国の国公私立大学等への配布等を行った。そのほか、科学研究費助成事業、学術国際交流事業等の事業ごとにパンフレット等を分かりやすく作成・編集し関係者に広く周知した。作成した概要やパンフレット等は以	

にて広く周知するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。また、海外への情報発信に資する広報誌の発行を検討する。

下の振興会ホームページで電子媒体でも公開した。
上記概要や各事業のパンフレット等の一部は、日本語版に加え英語版を作成した。
日本語版：
https://www.jsps.go.jp/publications/index.html
英語版：
https://www.jsps.go.jp/english/publications/index.html

●パンフレット等作成実績

標題又は内容	発行時期	発行部数
JSPS 2020-21（日本語版概要）	R2 年 9 月	2,000 部
JSPS 2020-21（英語版概要）	R2 年 12 月	3,000 部
科研費パンフレット 2020（和文）	R2 年 10 月	1,000 部
科研費パンフレット 2020（英文）	R3 年 3 月	350 部
ひらめき☆ときめきサイエンスリーフレット	R2 年 6 月	-※
世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第 16 版	R2 年 8 月	3,000 部
WPI リーフレット英語版	R2 年 8 月	3,000 部
第 4 回研究大学コンソーシアムシンポジウム予稿集	R3 年 1 月	150 部
リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業リーフレット	R3 年 3 月	3,000 部
先端科学（FoS）シンポジウム第 1 回公開シンポジウム（Open FoS）チラシ	R3 年 2 月	ー※
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2021 リーフレット（和文）	R3 年 3 月	8,480 部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2021 リーフレット（英文）	R3 年 3 月	16,070 部
JSPS Summer Program 2021	R2 年 8 月	ー※
Science Dialogue　2021（和文）	R3 年 1 月	600 部
Science Dialogue　2021（英文）	R3 年 1 月	1,000 部
令和 4 年度海外特別研究員・海外特別研究員―RRA 応募チラシ	R3 年 2 月	ー※
令和 3 年度若手研究者海外挑戦プログラム応募チラシ	R2 年 9 月	ー※

価）
・評価指標７－２について、振興会ホームページへのアクセス状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベント等が中止となる中、アクセス数 4,576,218 件と、中期目標に記載された平成 26～28 年度の各年度平均実績（4,783,818 件）と比べて概ね同程度を維持しており、ホームページによる情報提供へのニーズが高く、それに応えているものと評価できる。（令和元年度実績：5,286,704 件）

第 17 回（令和 2(2020)年度）日本学術振興会賞パンフレット	R3 年 1 月	270 部
第 11 回（令和 2(2020)年度）日本学術振興会 育志賞リーフレット	R3 年 2 月	230 部
卓越大学院プログラムパンフレット（和文）	R3 年 2 月	2,000 部
卓越大学院プログラムパンフレット（英文）	R3 年 3 月	2,000 部
第 36 回国際生物学賞記録	R3 年 3 月	500 部
国際生物学賞パンフレット（和文）	R2 年 12 月	1,000 部
国際生物学賞パンフレット（英文）	R2 年 12 月	1,000 部
海外研究連絡センター　ニューズレター	通年	ー※
海外研究連絡センター　パンフレット（英語等）	イベント毎に発行	イベント毎に発行
産学協力事業パンフレット	R3 年 3 月	200 部

※　電子媒体にて作成・配布

●ポスター作成実績

標題又は内容	作成時期	作成部数
ひらめき☆ときめきサイエンスポスター	R2 年 6 月	ー※2
第 4 回研究大学コンソーシアムシンポジウムのポスター（A2）	R2 年 11 月	10 部
第 4 回研究大学コンソーシアムシンポジウムのチラシ（A4）	R2 年 11 月	500 部
WPI ロゴのバーチャル背景 3 種	R2 年 11 月	データで受領
令和 4 年度分海外特別研究員募集ポスター	R3 年 2 月	ー※1
令和 4 年度分海外特別研究員-RRA 募集ポスター	R3 年 2 月	ー※1
海外研究連絡センター　シンポジウムポスター	イベント毎に発行	イベント毎に発行
第 18 回（令和 3(2021)年度）「日本学術振興会賞」受賞候補者推薦募集ポスター	R3 年 1 月	6,750 部

第 12 回（令和 3(2021)年度）「日本学術振興会 育志賞」受賞候補者推薦募集ポスター	R3 年 3 月	3,450 部
令和 4 年度(2022 年度)採用分特別研究員募集ポスター	R3 年 2 月	ー※2
令和 4 年度(2022 年度)採用分特別研究員-RPD 募集ポスター	R3 年 2 月	ー※2
課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業シンポジウムのチラシ（A4）	R3 年 1 月	ー※3
JSPS 第 3 回研究倫理セミナーのチラシ	R2 年 10 月	ー※2

※1 平成 26 年度分募集より各機関へのポスター郵送は廃止し、作成したポスター電子データをウェブサイトに掲載。
※2 電子データをホームページに掲載。
※3 電子媒体にて作成・配布

（ⅲ）メールマガジンの発信
　インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

■メールマガジンの発信
・毎月およそ 24,000 名の登録者にメールマガジン「学振便り（JSPS Monthly）」を配信した。公募情報や行事予定の紹介に加え、科研費関連ニュース等、事業内容や公募・イベント情報の周知に努め、情報発信の強化を図った。公募情報については、受け手にわかりやすいよう、目的別に整理して発信した。

・メールマガジンの登録者数（年度末）が 24,500 件と前年度に比べ約 700 件増加した。
　年度末登録者数：24,500 件
　（令和元年度：23,806 件）

・今年度は、毎月メールマガジンの配信後すぐに Twitter へ掲載した結果、フォロワー数が当初の 368 人から 468 人と約 1.3 倍増加した。

●月別登録件数実績

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
23,851 件	23,883 件	24,133 件	24,437 件	23,580 件	23,595 件
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
23,650 件	23,731 件	24,346 件	24,340 件	24,338 件	24,500 件

（ⅳ）ソーシャルメディアの活用
　多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、公募やイベントの情報等について、必要に応じてソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する。

② 成果の社会還元・普及・活用
（ⅰ）ひらめき☆ときめきサイエンス
　我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の取組を支援する。

●月別記事数

月	ﾄﾋﾟｯｸｽ	公募案内	科研費関連ﾆｭｰｽ	海外動向	行事予定	お知らせ
4月	1	11	1	1	1	3
5月	1	9	1	1	1	3
6月	0	10	1	1	1	4
7月	1	9	1	1	2	4
8月	1	9	1	1	2	3
9月	2	8	1	1	2	3
10月	2	5	1	1	3	2
11月	3	5	1	1	3	3
12月	2	1	1	2	3	4
1月	2	1	1	1	6	4
2月	2	6	1	1	7	3
3月	1	10	1	5	4	4

■ソーシャルメディアの活用
・WPI や HOPE ミーティング事業、先端科学（FoS）シンポジウム事業では、公募やイベントの情報を一元的かつ迅速に発信するため、フェイスブック等を活用している。
https://ja-jp.facebook.com/wpi.japan/
https://www.facebook.com/jspskenkyo2
https://www.facebook.com/jspshope/

【成果の社会還元・普及・活用】
■ひらめき☆ときめきサイエンス
・「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」について、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった場合には、交付申請を留保できることとした。令和 2 年度は全国各地の 94 機関における 160 プログラムの実施を支援した。新型コロナウイルス感染症の影響により応募件数は昨年度から減少し 294 件となった。（令和 2 年度：415 件（186 機関））

・（再掲）応募受付・審査業務について、新たに電子申請システムを活用して実施し、また、令和 2 年度より交付業務を電子申請システムにより行えるよう、電子申請システムの改修などの準備を行った。

・従来、交付内定通知については、押印した公文書や各種参考資料を含む通知全体について各研究機関に対して書面による通知を行うとともに、内定通知日以降は、

		還元を目指すとともに普及を図る。			交付内定情報について電子申請システムによる確認を可能としていたが、令和３年度からは、書面による通知に代えて、全ての内容を電子申請システムにより通知することとし、電子申請システムの改修などの準備を行った。 ■学術システム研究センターの調査・研究 ・令和元年度の委託契約に基づく調査研究成果として各研究員から提出された『調査研究実績報告書』を取りまとめ、ウェブサイトで公開した。なお、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には、公開の可否について個別に検討を行っている。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html ■学術情報分析センター ・学術情報分析センターにおいて実施した調査分析の成果の一部について、JSPS-CSIA REPORT としてウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-csia/survey_and_analysis.html ■海外研究連絡センターの収集情報 ・海外研究連絡センターが収集した海外の学術・高等教育動向に関する情報を集約した「海外学術動向ポータルサイト」において、最新のニュースやレポートを発信した。 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/		
		（ⅱ）学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。また、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する。	（ⅱ）卓越研究成果公開事業 学術の進展により生じた卓越した研究成果をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。		■卓越研究成果公開事業 ・本事業に参画している学協会の研究成果をデータベースに登録（累計データ登録件数：3,662 件）するとともに、新たに 88 件を公開した。		
	（３） 学術の社会的連携・協力の推進	（３）学術の社会的連携・協力の推進	（３） 学術の社会的連携・協力の推進	【評価指標】 ７－３ 大学と産業界の	＜主要な業務実績＞ 【学術の社会的連携・協力の推進】	（３）学術の社会的連携・協力の推進	（３）学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。	大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。その際、学界と産業界の研究者等が協力し、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを刷新し、新たなテーマを設定した委員会・研究会を８件程度設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。 学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法	学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場（委員会）を設け、産学協力の橋渡しを行う。 令和２(2020)年度は、以下の取組を行い、学術の社会的連携・協力を推進する。 ・公募を行い、産学協力総合研究連絡会議による審査を経て、委員会を選定する。 ・委員会について、規定類の見直しなどを行い、委員会対応業務の効率化を図る。 ・産学の研究者の要請や研究動向に関し自由に情報・意見交換を行うための委員会活動を支援する。	研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（Ｂ水準：中期目標期間中に８件程度） 【目標水準の考え方】 ７－３ 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。	■新たな事業方針に基づく事業運営 令和元年度に決定した新たな事業方針に基づき、各委員会の活動を支援するとともに、新たな産学協力委員会の選定を行った。 ■産学協力総合研究連絡会議の開催 産学協力総合研究連絡会議を 2 回開催し、以下の通り新たな事業方針に基づく産学協力委員会の選定を行った。 ① 公募の実施 前回の公募における課題を踏まえ、公募要領の見直しを行い、公募を実施した。 ② 厳格な審査の実施及び新たな委員会の設定 審査要項等に基づき産学協力総合研究連絡会議において厳格な審査を行い、会議の選定結果を踏まえ、令和 3 年度から産学協力委員会として設定する 2 委員会を決定した。 ■委員会対応業務の効率化 経費執行において問い合わせが多く寄せられていた事項や従来運用で取り扱っていた事項を明文化した各委員会に適用するルールを新たに整備し、委員会対応業務の効率化を図った。 ■産学協力委員会及び産学協力研究委員会の活動 大学、企業等の研究者・技術者が学界・産業界のそれぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、学術の社会的連携・協力の推進を図る場を設けるなど、産学協力の橋渡しを行った。各委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響下の中、オンラインで情報交換を行うなど、積極的に活動を行った。なお、令和 3 年 3 月末現在、56 委員会が活動している。 ■研究開発専門委員会の活動 産学協力研究による研究開発を促進するため、将来の発展が期待される分野から選定した課題について専門的に調査審議を行い、4 委員会により計 9 回の会議を開	補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 2 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 【学術の社会的連携・協力の推進】 ・学術の社会的連携・協力の推進事業において、前回の公募や審査での課題を洗い出し、公募要領及び審査要項の見直しを行うなど、積極的に事業の見直しを実行した点は高く評価できる。 ・産学協力委員会に適用する新たなルールの整備は、委員会対応業務の効率化が図られただけでなく、ガバナンスの強化につながった点が評価できる。 ・令和 2 年度より活動を開始した 6 の産学協力委員会及び 50 の産学協力研究委員会が精力的に活動し、研究開発専門委員会においては今後の発展を促すべき適切な研究課題やニーズの高まりが予想される先導的な研究課題について専門的な調査審議を行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、着実に事業を運営している。また、事業に関する情報を随時更新し、積極的に発信している。 【学術関係国際会議開催に係る募金事務】 ・学術関係国際会議開催に係る募金事務を着実に実施している。 ＜課題と対応＞	補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		人としての募金の事務を行う。			催した。 ■情報発信 事業の概要 https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/jigyo.html 公募の概要 https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/koubo.html#gaiyou 産学協力委員会一覧 https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_5.html 産学研究協力委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_2.html 研究開発専門委員会・先導的研究開発委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index2_3.html	・引き続き公募や審査での課題を洗い出し、公募要領及び審査要項を見直しつつ、新たな産学協力委員会を設定していく。 （各評価指標等に対する自己評価） 評価指標である７－３については、今年度新たに産学協力委員会を 6 件設定した。これにより、合計 11 件となり、中期目標に定められた水準（中期目標期間中８件程度）を達成した。	
			また、学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。		【学術関係国際会議開催に係る募金事務】 ・指定寄附金による募金及び特定公益増進法人としての募金について、令和２年度中に新規受託した募金事務はなかった。 ・引き続きホームページでの募金事務の受託基準、依頼方法、申請書類、FAQ 等を掲載して、周知に努めている。		
（４）研究公正の推進 助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。	（４）研究公正の推進 助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。 このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争	（４）研究公正の推進 研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各事業の特性に応じ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。 研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、必要に応じ、事業毎	【評価指標】 ７－４ 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（Ｂ水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催） 【目標水準の考え方】 ７－４ 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断	＜主要な業務実績＞ 【研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除】 ・研究費の不合理な重複等を避けるため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、審査結果等を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供した。 【研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止】 ■研究機関における研究費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備 ・事業実施にあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等自己評価チェックリストや「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストを文部科学省に提出することを研究機関に求めることにより、各研究機関における研究	（４）研究公正の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除については、審査結果等を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供し着実に実施している。 ・各研究機関における不正防止	（４）研究公正の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響下においては、対面の機会が減ることは避けられない。それが研究不正を招く要因にもなりかねず、また不正

		的資金の配分機関に対して迅速に提供する。 また、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省との適切な役割分担の下、各研究機関の不正防止に対する取組について、必要に応じ、事業ごとに適切な指導を行う。 さらに、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、研究倫理教育教材の開発・改修を進める。また、研究機関における研究倫理教育の高度化を支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催する。	に各研究機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、指導を行う。また、各事業に参画する全ての研究者に対して、事業説明会や公募要領への記載等の方法により、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為については厳格に対応する旨周知するとともに、研究倫理教育に関するプログラムの履修を徹底させる。 公正な研究活動を推進するため、既にｅラーニングとしてサービス提供済みの研究者向け及び大学院生向け研究倫理教育教材について、利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、必要に応じて改修を進める。また、上記ｅラーニングの有効活用を目的とした反転学習を導入するための研究分野横断的なセミナーを行うほか、国立研究開発法人科学技術振興機構や国立研究開発法人日本医療研究開発機構等と連携し、シンポジウムを開催する。	的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催することを達成水準とする。	費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備の把握に努めた。 ・科研費では文部科学省と連携して実地検査（38 機関）を行い、各研究機関の科研費管理体制の実態や不正防止の取組状況の把握に努めた。また、管理体制の改善を要する点等についての検査記録を研究機関に通知し、必要に応じてフォローアップを行うこととした。 ■研究者を含む関係者の意識改革の促進 ・事業説明会等の場において、実地検査で把握した事例の周知を通じて、研究機関の教職員に対して不正使用、研究活動の不正行為の防止策について注意喚起、指導等を実施した。 ■研究者の理解の明確化 ・事業実施にあたり、研究者の意識改革の取組として、参画する全ての研究者に研究倫理教育プログラムの履修を義務付けた。 ・公募要領において、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、交付決定の取消や契約の解除、研究資金の返還及び振興会が交付する研究資金を一定期間交付しないなど厳格に対応する旨を周知した。 ■その他 ・振興会が実施する事業に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発等受付窓口を設置している。 【研究公正推進事業】 ■研究倫理教育教材の開発・改修 ・人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野に共通する標準的な研究倫理に関する教育教材として開発した図書教材『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（平成 27 年 3 月 31 日発行））をもとにした研究者向け e-learning 教材『eL CoRE』（日本語版・英語版）のサービス提供を引き続き実施するとともに、利用者の操作性向上をはかるため、利用者からのアンケート結果をもとに日本語版・英語版学習コンテンツの改修を行った。	に対する取組の状況等については、チェックリストにより研究機関における体制整備状況を把握した。さらに、その実態や不正防止の取組状況の把握については、科研費において実地検査を行うことにより着実に実施している。また、事業実施にあたっての研究倫理教育プログラムの履修義務付けや不正があった場合の厳格な対応については、事業説明会や公募要領において周知・徹底することにより着実に実施している。これらの取組は、継続して実施しているものであり、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に実効性を持たせていると評価できる。 ・研究倫理教育教材については、既存の e-learning 教材のサービス提供を継続しつつ、利用者の操作性向上のため改修を行った。また、研究倫理セミナーを開催するとともに、他の研究資金配分機関と共催して研究公正シンポジウムを開催した。これらは、公正な研究活動を推進するために有効かつ適切な取組となっていると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、研究不正防止に向けた取組を実施していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である７－４については、令和２年度においては中期目標に定められた水準（毎年度２回程度開催）と同程度にセミナー及びシンポジウムを開催	調査が難しくなることも指摘されており、注意深く見ていく必要がある。 ＜その他事項＞ －

					・研究機関における大学院生向け研究倫理教育のニーズ調査に基づき、平成 30 年度に開発を行った大学院生向け e-learning 教材『eL CoRE』（日本語版・英語版）のサービス提供を引き続き実施した。 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html ・上記 e-learning 教材の更なる活用のため、研究者向け e-learning 教材の履修者を対象とした研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」を開催した。その中で、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントやグループワークに適した事例の作成方法を解説するとともに、模擬グループワークの体験を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式からオンライン形式に変更した。 ■研究機関における研究倫理教育の高度化に係る支援 （再掲）・上記 e-learning 教材の更なる活用のため、研究者向け e-learning 教材の履修者を対象とした研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」をオンラインで開催し、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントやグループワークに適した事例の作成方法を解説するとともに、模擬グループワークの体験を行った。 ・日本医療研究開発機構の主催する研究公正シンポジウム「研究公正において指導的役割を果たす人材　～その役割、資質、育成～」を、科学技術振興機構と東京で共催した。諸外国の事例を踏まえ、研究公正における指導的専門員制度のあり方を議論した。	し、順調に実績をあげている。	
（５）業務の点検・評価の推進 自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。	（５）業務の点検・評価の推進 毎年度、自己点検評価を実施するとともに、学界や産業界などを代表する有識者による外部評価体制を整備し、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を	（５）業務の点検・評価の推進 独立行政法人通則法第三十二条の規定に基づき、自己点検評価を実施するとともに、学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会を開催し、管理運営や各事業の	【評価指標】 ７－５ 業務の点検・評価の実施状況（Ｂ水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施） 【目標水準の考え方】 ７－５ 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外	＜主要な業務実績＞ 【自己点検評価】 ■計画・評価委員会開催実績 開催日：令和２年４月23日 各部の長において、令和元事業年度における業務実績に関する自己点検評価資料を作成後、計画・評価委員会に提出した。 学術システム研究センターの所長・副所長、学術情報分析センターの所長・副所長、世界トップレベル拠点形成推進センター長、人文学・社会科学データインフラス	（５）業務の点検・評価の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・自己点検評価及び外部評価を	（５）業務の点検・評価の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

		行う。また、その結果については、業務運営の改善に反映する。	実施状況等について外部評価を行う。 　評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務運営の改善に役立てる。	部評価を毎年度実施することを達成水準とする。	トラクチャー構築推進センター長も委員として参画している計画・評価委員会において、その評価資料を基に自己点検評価を実施し、自己点検評価報告書をまとめて外部評価委員会に提出した。 【外部評価】 ■外部評価委員会開催実績 　第１回：令和２年５月11日 　第２回：令和２年６月10日 　第３回：令和２年６月23日 　学会や産業界を代表する６名の有識者から構成される外部評価委員において外部評価を行った。 　外部評価委員会では、計画・評価委員会から提出された自己点検評価報告書を基に管理運営や各事業の実施状況について総合的な評価を行った。 　自己点検評価・外部評価結果については、規程や自己点検要領、評価手法、外部評価委員名簿等と共にホームページ上に公開した。 ・自己点検評価・外部評価結果の公表 https://www.jsps.go.jp/j-outline/data/tenken_30_3.pdf ●外部評価委員 射場　英紀：トヨタ自動車（株）CPE（チーフプロフェッショナルエンジニア） 片岡　幹雄：奈良先端科学技術大学院大学名誉教授 巽　和行：名古屋大学名誉教授 辻　篤子：科学ジャーナリスト 古瀬　奈津子：お茶の水女子大学基幹研究院教授 観山　正見：広島大学特任教授	それぞれ適切に実施し、評価結果はホームページで適切に公表している。自己点検評価及び外部評価を通じて、業務の現状・課題の把握・分析を行い、業務の改善や見直し、効率的な実施に役立てており、適切にPDCAサイクルを実施している。 ＜課題と対応＞ ・業務の改善等につなげるため、引き続き自己点検評価及び外部評価を通じて業務の現状・課題の把握・分析に努める。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である７－５については、自己点検評価及び外部評価を令和元年度も実施しており、目標水準に達している。	－ ＜その他事項＞ －

４．その他参考情報
特になし

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項 １　組織の編成及び業務運営 ２　一般管理費等の効率化 ３　調達等の合理化 ４　業務システムの合理化・効率化
関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度	（参考情報） 累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
				業務実績	自己点検評価		
				＜主要な業務実績＞	評定	B	評定	B
					＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・業務運営、一般管理費等の効率化、調達等の合理化、業務システムの合理化・効率化のいずれの事項についても、計画通り着実に実施しており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・本年度は中期計画通り実施しており、業務運営の効率化に当		＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、ネットワーク環境の整備など実施して、オンライン会議の開催が適切に行われたことは評価する。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響下において科研費の繰り越し申請が多くなっ

						たっては、引き続き研究者等へのサービス低下を招かないように配慮して実施する。	ているが、それに対しても適切な対応がなされていた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―
	１ 組織の編成及び業務運営 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。 効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。 また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。 さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係	１　組織の編成及び業務運営 理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。その際、効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。 また、業務の運営に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。	１ 組織の編成及び業務運営 理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。 業務の増大に対応するため、効率的な組織編成及び業務環境の体制を検討する。 業務の運営に当たっては、日本学術会議や国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学等との連携・協力関係を構築する。		＜主要な業務実績＞ 【機動的・弾力的な運営】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、理事長のリーダーシップの下、出勤が必要な業務を除いては在宅勤務の実施、会議等も原則リモートで実施した。その際、リモート環境下でもスムーズな業務運営、かつ機密性を確保するため、情報システムのインフラ整備等を行った。 ・通勤ラッシュを避けるため、出勤時間を 7:00～10:30 の範囲で設定を可能とする、時差出勤に対応した新たな勤務時間を導入し、職員の半数が利用した。 【他機関との連携】 ・事業の実施にあたり、研究費の不合理な重複等を避けるため、申請内容を適切に吟味することに加え、特に、他のファンディングエージェンシーとは、科研費電子申請システムからのデータ連携で e-Rad に科研費の審査結果等を迅速に提供するなどにより連携を図った。 また、国立情報学研究所（NII）の KAKEN に科研費の採択情報や成果等を速やかに公開し、他のファンディングエージェンシーや大学等が科研費の情報を自由に活用できるようにしている。 さらに、科研費では、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」の審査において、研究代表者の競争的資金への応募･採択状況を確認するための資料を e-Rad を用いて準備している。加えて、それ以外の研究種目に係る審査会においても、必要に応じ e-Rad を利用して、競争的資金の応募・採択状況の確認を行っている。	１ 組織の編成及び業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・理事長のリーダーシップのもとで、情報システムのインフラ整備等を行い、在宅勤務・リモート会議の実施を可能とするなど、業務の効率化が図られている。 ・国の政策を踏まえ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用して審査結果等をより迅速に提供するほか、KAKEN に科研費の情報を速やかに掲載するなど、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力を行っている。 ・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）への科研費の研究進捗評価結果等の提供や、JST 及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）との研究公正に関するシンポジウムの共催等、関係機関との密接な	１ 組織の編成及び業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・業務の効率化の推進や他機関との連携についても適切である。 ・他機関と共同で行った研究公正に関するシンポジウム等は適切な活動として高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

	機関との適切な連携・協力関係を構築する。			特別研究員事業においても、日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用者の情報を同機構に提供し重複チェックを行った。 ・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とは、科研費の「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」について行った研究進捗評価、中間評価及び研究成果の検証結果を提供するなど、支援事業に係る情報共有を進めた。 更に、国際業務においても、JST と意見・情報交換を行い連携を図った。 ・資金配分機関として公正な研究活動を推進するために、JST 及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と協力し研究公正に関するシンポジウムを開催した。 ・大学等研究機関とは各事業の説明会等における協力の他に、大学等が主催する 4 件のシンポジウム等の後援を通して連携を図った。	連携・協力関係を構築している。 ＜課題と対応＞ ・既に構築されている他機関との適切な連携・協力関係を今後も継続的に維持していく。	
	２ 一般管理費等の効率化 効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間	２　一般管理費等の効率化 効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間	２ 一般管理費等の効率化 効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間	＜主要な業務実績＞ ・運営費交付金を充当して行う事業について令和２年度においては、人件費、公租・公課、及び本部建物借料等の効率化が困難な経費を除外した既定予算に対して、一般管理費については△３．００%、その他の事業費については△１．００%の効率化を図った上で、新規・拡充等に必要な金額（３７７百万円）を合わせた金額の交付を受け、交付を受けた金額の範囲内で執行することができた。 【人件費の効率化】 ・振興会は、①学術研究の助成、②研究者の養成、③学術に関する国際交流の推進、④大学改革の支援のための事業を行う我が国唯一の学術振興機関であり、これらの事業を適切かつ着実に実施するためには、高度な専門性が求められる。例えば高い言語能力を有する職員や研究推進のための業務に高度な対応ができる博士課程修了者を採用するなど優秀な人材を確保してい	２ 一般管理費等の効率化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 運営費交付金を充当して行う事業について令和２年度においては、人件費、公租・公課、及び本部建物借料等の効率化が困難な経費を除外した既定予算に対して、一般管理費については△３．００%、その他の事業費については△１．００%の効率化を図った上で、新規・拡充等に	２ 一般管理費等の効率化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・一般管理費の効率化も、今までに充分実施された中で、さらに適切に進められている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

	中、毎事業年度、対前年度比１%以上の業務の効率化を図る。 なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。 また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	中、毎事業年度、対前年度比１%以上の業務の効率化を図る。 なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。 さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	中、毎事業年度、対前年度比１%以上の業務の効率化を図る。 なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。 さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	ることから、学歴勘案では、国に比べてやや高い給与水準となっている。 ・令和元年度の人件費削減の進捗状況や給与水準の在り方について主務大臣の検証を受けた結果、進捗状況は適正であり、適正な水準に見直されている旨の意見を受けており、検証結果はホームページで公表した。（令和２年度実績については、令和３年６月30日までにホームページで公表予定。） ●ラスパイレス指数（令和元年度実績） 対国家公務員指数　103.6 （参考）地域勘案　92.4 学歴勘案　101.9 地域・学歴勘案　91.3	必要な金額（３７７百万円）を合わせた金額の交付を受け、交付を受けた金額の範囲内で執行することができたため、計画通り達成されていると評価できる。 ・令和元年度の給与水準について分析を行った。その結果、振興会の事業を適切に実施するためには、高度な専門性が求められ、優秀な人材を確保する必要があることなどから、国に比べて、やや高い給与水準となっているが、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていることから、給与水準は適正であると評価する。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくことが求められる。	
	３ 調達等の合理化 引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。	３ 調達等の合理化 引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、契約の公正性、透明性を確保するとともに、外部	３ 調達等の合理化 調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。 また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、令和２（2020）年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分	調達案件については原則一般競争により行い、随意契約の実績については、本会ホームページで理由等を公表した。 「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、「令和２年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」を策定し、令和２年６月29日付けで公表した。なお、策定にあたっては、契約監視委員会を開催し、外部委員の意見をもとに役員会において決定した。 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を２回開催し、前年度の契約状況の点検を行うとともに、令和２年度調達合理化計画（案）の審議を行った。令和２年度の契約監視委員会の開催実績は次のとおりである。議事概要は本会HPで公開した。 ・第22回契約監視委員会：令和２年４月20日	３ 調達等の合理化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・調達案件については原則一般競争により行い、随意契約の実績については、本会ホームページで理由等を公表し、計画に基づき着実に業務を行っている。 ・「令和２年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計	３ 調達等の合理化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・特に契約監視委員会が適切に開催され、委員会の指摘に対して的確に対応している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

		有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。	析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。なお、調達等合理化計画の策定及び自己評価結果等については、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、その審議概要をホームページに公開する。	・第 23 回契約監視委員会：令和２年 6 月 4 日 「令和２年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づき、以下の取組を実施した。 １．重点的に取り組む分野 （１）一者応札・応募改善に係る取組 ●実施した取組内容及び効果 ① 一者応札の可能性が見込まれたもののうち 10 件について、公告期間の延長、仕様書の見直し等による調達のやり直しを行い、2 件について複数者の応札を得た。また、結果的に一者応札となった件数 11 件（随契事前確認公募を実施した 12 件を除いた件数）のうち 5 件について、応札しなかった業者へのヒアリングや、担当課へのヒアリングを実施し、応札への障壁となっている要因等の担当課との情報共有を図った。 ② 振興会のホームページの調達情報ページを修正し、調達の種別や、入札説明会・書類の提出期限・開札の日時を明記することにより、ホームページ上で調達情報をよりわかりやすく提供することができるようになった。また、オンライン入札説明会を 9 月以降 3 件実施し、新型コロナウイルス感染症への対応を機に、本会調達情報へのリモートアクセスを促進した。 ③ 昨年度に実施した担当課ヒアリングにおいて、応札への障壁となっている要因の一つであると分析された「再委託は契約金額の 30%以内」とされている本会契約規則について、主たる部分の一括再委託等の排除が制限の趣旨であることを踏まえ、主たる部分が企画、立案及び業務管理に該当する部分であることを明確化し、再委託の申請及び承認手続きを厳格化することにより、金額の制限を撤廃する規則改正を行った。 ④ その他、昨年度以前からの取組として、新型コロナウイルス感染症への対応のために至急調達が必要であった案件を除き入札公告期間を 20 日以上で運用、本会 HP と文部科学省の調達情報サイトに掲載、全ての入札において電子メール請求に基づく入札説明書の電子配信を引き続き実施した。 ○令和２年度の振興会の一者応札・応募状況 <table><tr><td></td><td>令和元 （2019）年度</td><td>令和 2 (2020)年度</td></tr></table>	画」の策定や、契約監視委員会における契約状況の点検を行い自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいる。また契約監視委員会の審議概要についても計画通りホームページで公表している。 ・「令和２年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づき、一者応札・応募改善、契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進、随意契約に関する内部統制の確立、不祥事の発生の未然防止、適切な予定価格の設定に関して、着実に取組を実施した。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に努めていくことが求められる。	

【一者応札数件数】	26 件 （20.2 億円）	23 件 （15.3 億円）
うち一般競争入札の結果一者応札	14 件 （3.8 億円）	11 件 （2.5 億円）
うち企画競争	0 件（0 億円）	0 件（0 円）
うち随契確認公募	12 件 （16.5 億円）	12 件 （12.8 億円）
【競争入札総数】	43 件	46 件

（２）契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進

●実施した取組内容及び効果

① ホームページ運用等支援に関する委託業務の入札、外国人招へい研究者の航空券手配業務の複数年度契約化を実施した。委託化により、ホームページの運用・更新、コンテンツ管理業務を安定的に運用できるようになった。また、外国人招へい研究者の航空券手配業務の複数年度契約化により、契約単価が下がり、約 80 万円の経費節減と業務の効率化を図ることができた。

② 第四期中期目標・中期計画期間中に更改が見込まれているデータベース・システムについては、令和 2 年度中にコンサルタントへの提案依頼の実施には至らなかったものの、業者へ過去事例のヒアリングを行う等、令和 3 年度に入札を実施できるよう準備を進めた。加えて、現行システムのレガシー化解消のためのシステム改修を別途進めることとし、その前提作業に着手した。

③ その他、日本芸術文化振興会他 3 機関とのコピー用紙の共同調達や、電話回線の整理等により、少額ながらも経費節減を実施した。

２．調達に関するガバナンスの徹底

（１）随意契約に関する内部統制の確立

●実施した取組内容・効果

① 令和２年度における競争性のない随意契約の件数は 10 件であり、そのうち令和２年度において新たに締結した随意契約は 7 件であった。当該 7 件の締結にあたっては、調達等合理化検証・検討チームにより会計規程に照らし、その妥当性を確認した。また、昨年度から引き続き随意契約締結している案件についても契約を締結する都度、会計規程に該当し、妥

当であることを調達等合理化検証・検討チームで確認した。

② 履行できる者が一者しかいないとして随意契約するものについては、他に競争参加者がいないことを確認し、随意契約の透明性を高めるための手続きである「随意契約事前確認公募」に引き続き取り組み、12 件について実施した。

以上の取組により、新たに随意契約となる案件及び昨年度から引続き随意契約となる案件について、調達等合理化検証・検討チームの点検を受けることにより適切な随意契約の運用が図られた。また、随意契約事前確認公募を実施することにより、透明性、公正性の向上が図られた。

（２）不祥事の発生の未然防止のための取組

●実施した取組・効果

① 「契約・資産管理手続きに関するマニュアル」を更新し、会内に周知した（令和2年 7 月）。また、e-ラーニングについては、年度途中の人事異動にも対応できるよう 7 月、11 月、2 月の 3 回受講機会を設けた。令和3年 3 月末までに各課室等の担当者等 163 名が受講（受講率 100%）し、調達手続きに関する研修として活用した。

② 会計課調達担当の非常勤職員を含む職員に対して「物品等調達事務に従事する者の留意事項」の配布や、金券等の管理に係る実地検査の実施により、職員の意識向上や、不正の発生の未然防止に努めた。

以上の取組により、契約や資産管理等に関する職員の意識の向上が図られた。

（３）適切な予定価格の設定について

●実施した取組内容・効果

① 予定価格については、過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他機関における契約実績、公的機関や市販の公表資料による積算情報など可能な限り幅広く収集し、それらを踏まえ設定した。

② 情報システムの改修に係る予定価格については、全件情報化統括責任者（CIO）補佐官による目的・使途と仕様の審査を行い予定価格に反映させた。

以上の取組により、予定価格を適切に設定することができた。

	４ 業務システムの合理化・効率化 ICT 等を活用した業務システム整備に取り組む。	４　業務システムの合理化・効率化 情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査を行う。 効率的な業務運営を実現するため、ICT 等を活用した業務システム整備に取り組む。 なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。	４ 業務・システムの合理化・効率化 （１）情報インフラの整備 （ｉ）業務システムの開発・改善 業務基盤システムと電子申請システムを含めた振興会ネットワーク内の通信について包括的に監視し、セキュリティの強化を図る。 （ⅱ）情報管理システムの活用推進 振興会内に存在する電子データを管理・監視する方法について、業務への影響なども考慮しながら検討を進める。 （ⅲ）情報共有化システムの整備 振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、グループウ	●調達合理化計画に関する取組状況： http://www.jsps.go.jp/koukai/index5.html#id10_10 ●契約監視委員会： http://www.jsps.go.jp/koukai/contract_surveillance.html ＜主要な業務実績＞ ■情報インフラの整備 ◆業務システムの開発・改善 ・振興会内の Web 会議の利用増に対応するため、会議室に Web 会議用の有線ネットワークを整備した。 ・全役職員の在宅勤務を可能とするため、二段階認証のリモート接続環境を増強することとし、ワンタイムパスワード生成装置（トークン）とライセンスの追加を行った。これにより全役職員が機密性を確保しながら在宅勤務が行える環境が整備された。 ◆情報管理システムの活用推進 ・昨年度に引き続き、情報システム管理台帳及び、端末管理台帳を整備し、振興会内の情報システムの一元的な管理を推進した。 ◆情報共有化システムの整備 ・振興会内で全職員が共有すべき情報については、グループウェア内の掲示板及びポータルページを活用し、必要な情報を振興会全体で共有した。	４ 業務・システムの合理化・効率化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・Web 会議に対応した振興会内のネットワーク整備を行った。 ・リモート接続環境を増強し、在宅勤務の環境を整備した。 ・押印廃止や電子媒体による各種書類の受付など、研究者等の事務負担の軽減とともにサービスの向上にもつながる体制整備により、業務の効率化も図った。 ＜課題と対応＞ ・引き続き研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮しつつ、業務システムの合理化・効率化を進めていく。	４ 業務・システムの合理化・効率化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下において、web 会議の重要性や需要が伸びている中、ネットワーク整備を着実に進め適切に対応したことは高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

			ェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB 会議システムの活用を推進する。 （２）業務運営の配慮事項 　業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。		・WEB 会議システムの利用促進に資するよう Web 会議ライセンスを追加した。 ■業務運営の配慮事項 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅勤務を導入した際に、職場同様のシステム環境を整え、機密性も確保しつつ、研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮した。 ・研究者等の事務負担を軽減するため、押印廃止や電子媒体による各種書類の受付等の推進、また、振興会から発出する文書についても原則として押印を廃止し、業務の効率化を図った。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項
関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度	（参考情報） 累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
				業務実績	自己点検評価		
					評定	B	評定	B
					＜評定に至った理由＞ 令和２（2020）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・令和２（2020）年度における当期総利益の発生要因は、やむを得ず生じた未執行額等。利益剰余金については、発生要因を的確に把握。実物資産の保有については、必要最低限。金融資産については、管理状況、資産規模ともに適切であり、保有目的は明確。以上から、計画通り着実に実施しており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。	＜評定に至った理由＞ 令和２（2020）年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―
				（単位：百万円）			

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	Ⅲ　予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画	Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画			１　予算、収支計画及び資金計画 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２（2020）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をｂとする。 ・令和２（2020）年度の当期総利益の発生要因は、やむを得ない執行残や過年度事業の返還金等であり、決算処理手続きにおいて利益と整理しているもの。このため法人運営において事業の実施に影響を及ぼさないと認識している。 ・利益剰余金についても、発生要因を的確に把握している。 ・実物資産の保有については、必要最低限である。 ・金融資産については、管理状況、資産規模ともに適切であり、保有目的も明確である。 ＜課題と対応＞ ・引き続き予算の効率的な執行に努め、適切な決算処理手続きを遂行する。	１　予算、収支計画及び資金計画 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

	平成 30 年度	令和元年度
経常費用	257，517	259，558
経常収益	257，584	259，995
臨時損失	0	544
臨時利益	0	551
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期純利益	67	443
当期総利益	153	445

	令和 2 年度	令和 3 年度
経常費用	248,640	―
経常収益	249,359	―
臨時損失	0	―
臨時利益	1	―
法人税、住民税及び事業税	0	―
当期純利益	720	―
当期総利益	720	―

	令和 4 年度
経常費用	―
経常収益	―
臨時損失	―
臨時利益	―
法人税、住民税及び事業税	―
当期純利益	―
当期総利益	―

【財務状況】
■当期総利益
・令和２年度は 720 百万円

■当期総利益の発生要因
・当期総利益については、やむを得ず執行できなかった額等であり、経営努力による利益ではないため、目的積立金の申請は行わない。

■利益剰余金
・令和２年度末利益剰余金は 1,317 百万円である。
■繰越欠損金
・該当なし。

■溜まり金
・精査した結果、該当なし。

【実物資産】
■保有状況
実物資産の名称と内容、規模
　車両：計 4 台（4 カ所の海外研究連絡センターにて保有）
※振興会本部が所有する車両（公用車）はない。

【金融資産】
■保有状況
①金融資産の名称と内容、規模
・現金及び預金として、1,070 億円、（うち定期預金 100 億円）を保有している。
②保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性）
（学術研究助成業務勘定）
・学術研究助成基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（令和２年度利息の受取額：73 百万円）を基金に充てることにより、有効に管理している。
・保有方法については、日本学術振興会法附則第二条の二第 3 項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切である。

■資金の運用体制の整備状況
・基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築している。
・監事及び外部監査人による監査を受け適性である旨の報告を受けている。

■資金の運用に関する法人の責任の分析状況
・上記運用体制から、責任は明確になっている。

■貸付金・未収金等の債権と回収の実績
・未収金の主なものは、科学研究費補助金等の繰越しに伴う国庫返納のため、令和２年度に補助金等の交付を受けた大学等に対し期限を定め返還を求めた。これらについては、令和３年４月２３日までに全額の回収を終了した。

■回収計画の有無とその内容（無い場合は、その理由）
・科学研究費補助金等の繰越に係る、大学等から振興会への返還額の回収については、返還の期限を定めるなど計画的に実施した。

【知的財産等】
■保有の有無及びその保有の必要性の検討状況
・該当なし

■知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況
・該当なし

■出願に関する方針の有無
・該当なし

■出願の是非を審査する体制整備状況
・該当なし

■活用に関する方針・目標の有無
・該当なし

■知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況
・該当なし

■実施許諾に至っていない知的財産について、
① 原因・理由、② 実施許諾の可能性、
③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性、

					④ 保有の見直しの検討・取組状況、 ⑤ 活用を推進するための取組 ・該当なし		
		Ⅳ　短期借入金の限度額 　短期借入金の限度額は 78 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。	Ⅳ　短期借入金の限度額 　短期借入金の限度額は 78 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。		＜主要な業務実績＞ 令和２年度において、運営費交付金の受入に遅延は生じず、短期借入金の実績はない。	２　短期借入金の限度額 補助評定：—	２　短期借入金の限度額 補助評定：—
		Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画 　重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画 　重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。		＜主要な業務実績＞ 令和２年度において、重要な財産を処分する計画はなく、実績についても該当なし。	３　重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：—	３　重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：—
		Ⅵ　剰余金の使途 　振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。	Ⅵ　剰余金の使途 　振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。		＜主要な業務実績＞ ・実績なし。	４　剰余金の使途 補助評定：—	４　剰余金の使途 補助評定：—

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅳ	その他業務運営に関する重要事項 １ 内部統制の充実・強化 ２ 情報セキュリティの確保 ３ 施設・設備 ４ 人事 ５ 中期目標期間を超える債務負担 ６ 積立金の使途
関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	３０年度	１年度	２年度	３年度	４年度	（参考情報） 累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価及び外部評価委員による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己点検評価		外部評価委員による評価	
					業務実績	自己点検評価		
						評定 B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ・内部統制の充実・強化、情報セキュリティの確保、 人事、積立金の使途のいずれの事項についても、計画通り着実に実施しており、適切な業務運営がなされていると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・本年度は中期計画通り実施しており、今後も内部統制の充	＜評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

	１ 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。	１　内部統制の充実・強化 法令等の遵守を徹底しつつ業務を行い、『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るための規程を整備する。また、内部監査等により内部統制が適切に運用されているか継続的に点検・検証し、必要に応じて改善する。	１ 内部統制の充実・強化 　内部統制の推進に関する職員の理解増進のため、初任者に対する研修を実施する。また、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みや、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備・運用し、内部統制の充実・強化を図る。 　職員の法令遵守（コンプライアンス）に対する意識向上を図るため、研修等により役職員倫理規定と職員行動規範について役職員に周知する。 　さらに、内部監査、監事監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行い、必要に応じて改善する。		＜主要な業務実績＞ 【統制環境】 ・適切な業務運営を図るため、内部統制に関する規程を整備し運用している。 ・令和３年２月８日に次年度の新規採用予定者を対象にビジネスマナーとともに組織における仕事の進め方や法令遵守等基礎的な内部統制に関する研修を行った。 ・内部統制の推進のため法人文書管理に関する研修（令和２年７月）及び契約・資産管理手続きに関するコンプライアンス研修（令和２年７月、11 月及び令和３年２月）を e-learning 形式で実施した。 ・役職員倫理規程、独立行政法人日本学術振興会行動規範を内部 HP に掲載し、役職員に周知している。 ・役職員の法令等違反行為に関する内部通報窓口、外部通報窓口を設けている。外部通報窓口については外部 HP で周知するなど、法令等違反行為を早期に発見・対応する体制を整備している。 【リスクの評価と対応】 ・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえて、令和２年４月６日に新型コロナウイルス感染症に関するリスク及び緊急事態宣言発出に伴うリスクの評価と対応について検討を行い、７日から出勤抑制を行った。 ・令和２年６月 11 日には、第１回目の緊急事態宣言の解除後のリスクについて評価と対応の検討を行った。 ・令和３年１月６日には、第２回目の緊急事態宣言発出に伴うリスクの評価と対応について検討を行った。 ・監事及び外部有識者から成る契約監視委員会を令和２年４月 20 日と６月４日に開催した。 【統制活動】 ・内部統制推進部門の長である総務課長が各課長との面談により各課における業務運営状況とリスクの把握	実・強化、情報セキュリティの確保、職員の育成・充実に努め、これらの取組を通して適切な業務運営を確保する。 １　内部統制の充実・強化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・研修を通して内部統制に関する職員の理解を深めるとともに、内部通報窓口、外部通報窓口の設置、内部統制総括責任者と部長による連絡会議の開催等により、業務運営上のリスクの把握と対応を迅速に行う体制を整備、運用している。 ・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等も踏まえて、新型コロナウイルス感染症に関するリスク及び緊急事態宣言発出に伴うリスクの評価と対応について検討を行い、感染拡大防止のための措置を講じている。 ・役員会、月曜会等の機会を通して理事長の指示が全役職員に伝達される体制が整備され、効率的に運用されている。 ・役職員倫理規程と行動規範を役職員に周知し、法令遵守に対する意識向上を図った。 ・内部監査、監事監査、会計監査人による法定監査を実施し、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行っ	１　内部統制の充実・強化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・内部統制推進のための研修等を e-ラーニングで行われ、また、内部統制推進部門の長が各課長と面談して、業務運営状況とリスクの把握に努めるなど、内部統制の充実が図られたと判断する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

					に努め、内部統制総括責任者である理事、内部統制推進責任者である総務部長に報告している。これにより、問題が見つかった場合の迅速な対応が可能となる体制を整備し、運用している。 ・新型コロナウイルス感染症に対する統制活動としては、上記のリスク評価と対応の検討の結果、第1回目の緊急事態宣言の期間中は非常時優先業務を担当する職員を除き在宅勤務又は自宅待機を指示する等、感染拡大防止のための措置を講じた。また第1回目の緊急事態宣言が解除された6月13日以降も可能な限り在宅勤務を行うよう指示するとともに、振興会が主催する会議等については原則としてリモートによる形式で開催するよう指示した。第2回目の緊急事態宣言の期間中も出勤を必要最小限に抑えること、会議等についても引き続き原則としてリモートによる形式で開催するよう指示した。 【情報と伝達】 ・理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する役員会を月2回開催した。役員会には監事、学術システム研究センター所長等及び課長級以上の幹部職員も出席し、年度計画、予算、規程の制定、各事業の募集要項等の重要事項について審議した。 ・役員会の資料と議事要録は内部共有フォルダに保存され、全役職員が閲覧できる。 ・毎週月曜日に役員及び課長級以上の幹部職員が集まる会議（月曜会）を開催し、理事長から訓示を行うとともに、予算や他機関との協議等に関する最新の情報共有と意見交換を行った。 ・なお、第1回目の緊急事態宣言の期間中は役員会及び月曜会を中止し、原則として週1回、全役員、総務部長、総務課長等により打ち合わせを行い、当該期間中の業務の進捗等について情報の共有を行った。 ・年度初め等に全役職員を対象として理事長から訓示を行った。 【モニタリング】	たことから、中期計画通り着実に業務を実施している。 ＜課題と対応＞ ・本年度は中期計画通り実施しており、今後も統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングをバランスよく継続することにより、内部統制の充実・強化を図る。	

				・監査・研究公正室による内部監査、監事による監事監査、会計監査人による法定監査を以下の通り行った。 ■監査・研究公正室による内部監査 ・令和２年度内部監査計画書における、内部統制の整備及び運用状況について監査を実施。 ■監事による監事監査 ・令和２年度監事監査計画書に基づき、業務運営、予算・決算及び組織・人員に対して、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているか等の監査を実施。内部監査部門である監査・研究公正室及び会計監査人と連携し、財務諸表及び決算報告等にかかる監事監査を実施。 ■会計監査人による法定監査 ・令和２年度の会計監査人による監査計画概要書に基づき内部統制の有効性に係る評価を受けた。		
	２ 情報セキュリティへの対応 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。	２　情報セキュリティの確保 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を踏まえ、振興会の情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、研修の実施やシステム監査の実施等、情報セキュリティ対策を推進する。	２ 情報セキュリティの確保 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCA サイクルの構築及び定着を図るため、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況についての評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、情報セキュリティ研修、自己点検及び標的型メール攻撃訓練を実施する。 さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、外部の専門家に委託している最高情報セキュリテ	＜主要な業務実績＞ ◆情報セキュリティの確保 ・令和２年度は情報セキュリティ・ポリシーを一部改正し、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」と照らし合わせて手順書等について必要な整備・改正を行った。 ・振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査（「ポリシー準拠性監査」を含む。）を実施し、その結果をもとに対策を講じた。 ・新規採用の職員等に Learning Management System (LMS) で情報セキュリティ研修を受講するように義務付けた。 ・情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を 12 月に実施した。 ・情報システム・機器・役務等、調達の業務フローの見直しを行い、情報システム等の調達仕様については情報部門が全て確認、合議を行った。	２　情報セキュリティの確保 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・情報セキュリティ・ポリシーの一部改正や情報セキュリティ研修の充実など不断の見直しを行っている。 ・標的型メール攻撃の対策としてメールシステムのセキュリティ強化を行っている。 ＜課題と対応＞ ・情報セキュリティ対策について、不断の見直しを行うとともに、引き続き職員等を対象とした情報セキュリティ研修を充実させていく。	２　情報セキュリティの確保 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・情報システムに対して、外部専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その対策を講じるとともに、新規採用職員等に情報セキュリティ研修の受講を義務づけた。このように、既存情報システムに対するセキュリティ強化が行われていることは高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞

			ィ責任者（CISO）補佐官の助言を活用しながら業務を進める。 災害・事故等の非常時に、情報システムの停止を原因として業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムを早期に復旧させ、継続して利用することを目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。また、情報システム運用継続計画について、更に実効性の高いものにするための改善を行う。 振興会の保有する個人情報及び特定個人情報等については、日常の取扱いや監査、及び漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関する保護管理体制を整備し、実施する。	・CISO 補佐官業務については、外部の専門家に業務を委託した。また CISO 補佐官の助言に基づき、情報セキュリティ研修資料の更新を行った。 ・標的型メール攻撃訓練とフォローアップのための e ラーニング講座を実施するなど、振興会の情報セキュリティ対策の強化に資する取組を行った。 ・標的型メール攻撃の対策として、既存メールシステムに無害化機能を追加し、セキュリティ強化を行った。 ・情報システムの運用継続計画（BCP）について見直しを行うとともに、BCP に基づきシステムの運用を行った。		—
３ 施設・設備 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	３ 施設・設備に関する計画 施設・設備に関する計画はない。	３ 施設・設備に関する計画 施設・設備に関する計画はない。	＜主要な業務実績＞ 施設・設備に関する計画はない。	３ 施設・設備に関する計画 補助評定：—	３ 施設・設備に関する計画 補助評定：—
４ 人事 職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、	４ 人事に関する計画 振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、以下の取組を実施することにより振興会の核となる職員の育成・充実を図る。	４ 人事に関する計画 （１）人事評定 職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職	＜主要な業務実績＞ ■人事管理方針 我が国の学術振興を担う唯一の資金配分機関として、学術の振興を図る目的を達成するための人材を常に確保していく必要がある。このため、経験値のある人材の確保・配置及び人材の育成を振興会の環境の変化に適切に応えつつ、計画的、効率的かつ公平・公正に実	４ 人事に関する計画 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上	４ 人事に関する計画 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

	振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実を図る。	① 職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。 ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。 ③ 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	務遂行能力・方法の向上を図る。 （２）人事交流 国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。 （３）職員の研修計画 職員の専門性及び意識の向上を図るため、研修を実施する。また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。 主な研修： ① 新任職員語学研修 ② 海外の機関での研修 ③ 情報セキュリティ研修 ④ コンプライアンス研修 ⑤ スキルアップ研修 ⑥ 放送大学科目の履修 ⑦ 会計研修	施していくため、令和２年度の人事管理方針を策定した。 ■人事評定 ・〈役員〉 理事長が文部科学大臣の行う業績評価の結果を勘案し、期末手当の額を 100 分の 80 以上 100 分の 110 以下の範囲内で増減できることとしている。 ・〈職員〉 複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を行い、職員の勤務実績等の評価結果を勤勉手当や人事配置等へ具体的に反映した。また、昇給については、平成 26 年 12 月に国家公務員の給与基準を基礎とする新たな俸給表を導入した際に、併せて平成 27 年 1 月より国家公務員の給与支給基準に準じたものとして適正に実施し、その水準の維持に努めている。 ■人事交流 ・大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、当該機関における業務経験を持つ人材を活用することが業務の効果的・効率的な運営上有益であることから、国立大学法人等から 56 名を人事交流として受け入れ、適切な人事配置を行った。 ・これらの者に振興会の業務を経験させることにより研究助成や国際交流等の経験を積ませ、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身につけさせる等、育成することができた。 ■国際学術交流研修 ・11 名の国私立大学の職員を研修として受入れ、高度な国際実務能力と国際交流に関する幅広い見識を有する大学職員の養成を図った。 ■職員の研修計画 職員の専門性及び意識の向上を図るため、以下の研修を実施した。 【受講が必須な研修】 ・情報セキュリティ研修	げていると言えることから、評定を b とする。 ・今後の交流人事のあり方や、職員の育成についての方策について検討し、限られた人員で事業効果の最大化を図れるよう体制を整備する方針を策定した。 ・職員の勤務評定については、勤務実績等の評価結果を職員の処遇に適切に反映させ、勤務評定の実効性を上げるとともに複数の評定者が関わることで、客観的かつ公平に実施している。 ・国立大学等における豊富な実務経験を有する人材を確保し、その経験を活かせる部署に配置し、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにしている。 ・効率的かつ適切な業務運営のため、語学研修をはじめとする研修へ職員を参加させることにより、職員の資質向上を図っている。 ＜課題と対応＞ ・引き続き人事評定を反映させた人事配置に努める等の取組をすることにより、職員の育成・充実を図っていく。	・職員の勤務実績等の評価を行い、その結果を職員の処遇に適切に反映させている。職員の研修として、情報セキュリティ研修および契約・資産管理手続き担当者に対するコンプライアンス研修が必須として実施された。また、語学研修、海外機関研修、スキルアップ研修などが実施された。 ・国立大学法人等との人事交流を促進し、５６名の出向者を受け入れた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・国立大学法人等との人事交流は大学事務職員の質向上や意識改革等に大きな役割を果たしてきた。その実績データの収集および成果の公表を考えてもらいたい。 ＜その他事項＞ ―

					・契約・資産管理手続き担当者のコンプライアンス研修 【任意の研修】 ・英語力の向上を目的とした新任職員語学研修 ・海外研究連絡センターにおいて実務を通じた海外機関研修 ・スキルアップ研修：職務能力向上のための自己啓発研修 ・その他外部研修：放送大学を活用した科目の履修、財務省主催の会計事務職員研修　等		
		５　中期目標期間を超える債務負担 　中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。	５ 中期目標期間を超える債務負担 　中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。		＜主要な業務実績＞ ・中期目標期間を超える債務負担はない。	５　中期目標期間を超える債務負担 補助評定：―	５　中期目標期間を超える債務負担 補助評定：―
		６　積立金の使途 　前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。			＜主要な業務実績＞ ・前中期目標期間最終年度における積立金残高 960,975,378 円のうち、今中期目標期間の業務財源として繰越承認を受けた額は 87,464,077 円である。これらは、海外研究連絡センターに係る前払費用等であり、平成 30 年度に 85,421,135 円、令和元年度に 2，019,505 円、令和２年度に 23,437 円が取り崩され取崩しが完了した。	６　積立金の使途 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和２年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てており、中期計画通り着実に業務を実施している。	６　積立金の使途 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

						＜課題と対応＞ ―	

４．その他参考情報
特になし

令和３年６月30日

独立行政法人日本学術振興会
理事長　里見　進　殿

独立行政法人日本学術振興会
監事
小長谷有紀
監事（非常勤）
西島和三

令和２年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和２年度における業務執行状況および会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第19条第４項および独立行政法人日本学術振興会に関する省令第１条の２に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I　監査の方法およびその内容

令和２年９月11日付で提出した監査計画に基づき、新型コロナウィルス感染拡大防止に配慮しながら情報の収集に努め、令和２年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、通常通り、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。また、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視した。とりわけ、新型コロナウィルス感染拡大に伴い、諸大学等において研究推進が困難になっている状況をふまえて、さまざまなプログラムの応募締め切り延期等の柔軟な措置を速やかに実施するよう理事長のリーダーシップを支援した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、令和３年４月（電子メールによる会議方式）および５月の計２回開催された契約監視委員会を主催し、令和２年度に学振において発注した物品・役務等に係る契約の適正さについて事後点検を行った。

令和２年度の重点項目として、「新型コロナウィルス感染拡大防止対策」「新型コロナウィルス感染拡大に伴う業務の対応」を設定した。前者については、＜我が国における研究を止めるわけにはいかない＞という意識を共有し、感染を防止するという観点に加えて、将来的な変革につながるかという観点に立って監査を行った。また後者については、困難に直面している研究状況への対応のみならず、中止や延期を余儀なくされた学振自身の諸活動に代えて、人材および資金の適切な再配分がなされたかを監査した。

Ⅱ 監査の結果

1． 業務執行について

（1） 法令等に従った業務執行および中期目標達成に向けての実施状況

【総括的監査意見】

役員会、評議員会をはじめとする重要な会議に出席し、学振全体の運営および各事業部の業務執行状況を確認した。運営および業務は、学振の設置目的および法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標の着実な達成に向けて効果的に実施されている。本年度は第4期中期目標期間の3年目にあたり、順調に進捗していると評価される。

特筆すべきこととして、以下の3点が挙げられる。

【人材確保について】

職員の3分の1が2〜3年のサイクルで新規に入れ替わるという独特の人事環境のもとで、振興会プロパー人材の新規採用、能力開発のための配置転換が積極的に行われた。こうした恒常的な組織的努力により、専門性と総合性を兼ね備えた人材の育成が果たされると思われる。

【若手研究者の支援】

新型コロナウィルス感染拡大防止措置の長期化に対して、国内外の措置を継続した。とりわけ、海外渡航中および渡航準備中の若手研究者の身分上の処遇等について、当事者の状況を個別的に親身に把握し、人道的な対応による制度上の課題を克服した点は今年度も再度、特筆するに値する。

また、かねてより課題となっていた特別研究員の保険について制度的な支援を決定した。

【男女共同参画の取り組み】

学振は、自組織の職場環境を対象とするのみならず、学術の振興を目的として学界における女性の活躍を促進する役割を果たさなければならない。このような二重の目的を担って、昨年度に策定された男女共同参画推進基本指針に基づき、具体的な活動が開始された。

（2） 組織・体制について

第4期中期目標期間の3年目として、新しい組織体制の運用について、現時点で問題は認められない。

（3） 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

2．　会計経理について

（1） 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表および決算報告ならびに事業報告書

会計経理の執行については、法令および独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定の財務諸表および決算報告書は、帳簿および証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また法定監査を行う会計監査人により、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

（2） 契約の締結および執行

随意契約の随意契約事前確認公募への移行とともに、一者応札についての調査検討など、公正な執行に努めていることを確認した。

（3） 資産の取得、管理および処分

学振本部において定期的に実査が行われていることを確認した。また、海外研究連絡センターについては現地訪問に代えてメール等により確認した。今後とも、引き続き定期的に実査を行うことが肝要である。

3．　重点監査項目について

（1） 新型コロナウィルス感染拡大防止対策について

学振内において、令和2年4月の緊急事態宣言期間中、出勤率80％減という目標をほぼ達成しながら、業務をなんとか進めることができた。しかし、令和3年1月および続く次年度（令和3年4月）の緊急事態宣言期間中は、出勤率30％減にとどまった。リモートワークの困難な業務が季節的に均一ではないことも影響を与えている。こうした経験を今後のリスクマネジメントおよび恒常的な働き方改革に活用すべきであろう。

（2） 新型コロナウィルス感染拡大に伴う業務の対応について

新型コロナウィルス感染拡大防止措置の長期化に対応して、国内外の措置が継続された。各種申請の延期に伴う業務の集中化、各種活動の中止に伴う予算の再配分など、業務はむしろ増加する一方であったため、一部の部署に負担が集中しないよう、学振がワンチームとなった組織的な対応が認められた。

Ⅲ 今後さらなる検討と実施を希望する事項

（1） 新たな広報活動について

令和2年10月に発生した、日本学術会議会員の任命拒否問題を受けて、一般国民の間で日本学術会議と学振とが混同されていたことは、社会的な認知度という課

題をあらわにした。また、学振以外の他のファンディング組織と差別化する必要性からも、有識者から提案されていたように、マスメディアを通じた積極的な情報発信が必要である。例えば、男女共同参画に関わる具体的な活動の開始をアピールするなど、臨時的ないし恒常的に、理事長の記者会見、メディア懇談会、紙面インタビューなどの実施が考えられる。

（2） 情報企画課の人材確保について

学術情報システム上の最大の技術的課題については、維持そのものが困難となりつつある旧来のプログラムを同時代的なソフトに移管（マイグレーション）することによって解消できる見通しが整った。一方、さらに具体的な解決に導く実務は、現在、他大学からの出向による2人があたっている。すなわち、学振内部で同課題を継承する人材に欠けている。

また、全国の研究者からの応募申請と採択課題という、他に類例のない貴重かつ膨大な情報の蓄積は、学術支援の動向を総合的に把握するうえで貴重なデータであり、その分析が大いに期待されている。

すなわち、システム維持ならびにデータ分析の双方に関して人材を早急に確保する必要がある。

（3） 国際統括本部について

同本部は現在、さまざまな部署で実施されている国際的活動について横断的に情報を共有する機能を果たしている。また、コロナ禍のために実施できない諸活動も多い。したがって、コロナ禍の収束した時点でただちに戦略的な機能が果たせるよう、まず業務全般を検討する必要がある。

Ⅳ 監事監査への対応について

新型コロナウィルス感染拡大防止措置の長期化は、リスクの認識の低下をもたらすため、内部統制がよりいっそう必要となる状況であると言える。ポストコロナ社会が「新たな生活様式」を採用するのと同様に、学振においても「新たな業務運営」の体制を構築するため、年 1 回程度各部署より監事に対して報告いただくよう引き続きお願いしたい。

附　属　資　料

独立行政法人日本学術振興会中期計画等の策定及び評価等に関する規程

（平成２８年３月２２日
規程第１３号）

改正　平成２９年　４月２８日　規程第２１号
改正　平成３０年　３月３１日　規程第１２号
改正　平成３０年１１月１２日　規程第７１号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が、国民の負託に応え、研究者の自由な発意に基づく学術研究を振興するという使命を確実に果たしていくため、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）第３０条及び第３１条により規定される中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及びその実績に関する評価等に関し必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的な業務の運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　自己点検　振興会の業務に関して、振興会の役員及び職員により振興会が自ら行う点検をいう。

二　外部評価　前号の自己点検に対して、振興会の役員及び職員でない外部有識者により行われる評価をいう。

三　独立行政法人評価　通則法第３２条第１項に基づき文部科学大臣が行う評価をいう。

（中期計画の策定）

第３条　振興会が通則法第２９条第１項の中期目標の指示を受けたときは、理事長は、これを達成するための中期計画案の作成を、各部の長（国際統括本部については国際統括本部長、監査・研究公正室においては監査・研究公正室長、学術システム研究センター、学術情報分析センター及び世界トップレベル拠点形成推進センターについては経営企画部長、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターについては研究事業部長）に指示する。

２　理事長は、前項の指示に当たって、当該中期計画の作成において踏まえるべき基本方針を定めるものとする。

３　前項の基本方針を定めるに際し、理事長は、振興会の業務について高い学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

４　当該中期計画には、第１０条第１項第１号に掲げる中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する外部評価及び独立行政法人評価の結果を反映させるものとする。
５　中期計画には、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成１５年規程第１号）第４条から第１２条までに規定する業務の区分ごとに、標準となる業務の手順を定めるものとする。
６　中期計画は、役員会及び評議員会の審議を経て、理事長が決定する。

（年度計画の策定）
第４条　理事長は、当該事業年度の開始前に、中期計画が求める目標の達成に必要な当該事業年度の措置について、その事業年度の年度計画案を策定する。
２　当該年度計画には、当該事業年度の直前の事業年度における業務の実績に関する外部評価及び独立行政法人評価の結果を反映させるものとする。
３　年度計画は、役員会の審議を経て、理事長が決定する。

（計画・評価委員会）
第５条　中期計画等の策定に係る調整及び自己点検の実施に当たり、作業を円滑に進めるため、振興会に計画・評価委員会を置く。
２　計画・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
一　理事長
二　理事
三　国際統括本部長
四　審議役
五　各部の長及び参事
六　学術システム研究センターの所長及び副所長
七　学術情報分析センターの所長及び副所長
八　世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長
九　人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターのセンター長
十　監査・研究公正室長

（計画・評価委員会の運営）
第６条　計画・評価委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
２　委員長は、会務を総理し、計画・評価委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行する。
４　前各項に掲げる事項の他、計画・評価委員会の運営に必要な事項は別に定める。

（外部評価委員会）

第７条　第１１条第１項第２号に規定する外部有識者による外部評価を実施するため、振興会に外部評価委員会を置く。

２　外部評価委員会は、学術振興に識見を有する外部有識者６名以内で構成する。

（外部評価委員会の運営）

第８条　外部評価委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、外部評価委員会を代表する。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

５　前各号に掲げる事項の他、外部評価委員会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

（監事の出席等）

第９条　監事は、第５条に規定する計画・評価委員会及び前条に規定する外部評価委員会に出席し、意見を述べることができる。

（自己点検及び外部評価の実施等）

第１０条　自己点検及び外部評価は、毎事業年度終了後３ヵ月以内に、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれかに該当するかに応じ当該各号に定める事項について行うものとする。

一　中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

三　前各号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

２　前項の評価は、通則法第３０条第１項に基づき振興会が作成する中期計画及び通則法第３１条第１項に基づき振興会が定める年度計画の各事項について行うものとする。

（自己点検及び外部評価の進め方）

第１１条　前条の自己点検及び外部評価は、次の各号に定める進め方により行う。

一　理事長は、前条の報告や改善状況を踏まえ、毎事業年度終了後に、振興会の業務全般に係る自己点検を実施する。

二　前号の自己点検に対し、外部有識者による外部評価を実施する。

（独立行政法人評価のために行う評価の実施等）

第１２条　理事長は、毎事業年度終了後３ヵ月以内に、自己点検及び外部評価の結果に基づき、通則法第３２条第２項に規定する自ら行う評価を実施し、これに関する報告書を作成するものとする。

（中期計画等の公表）

第１３条　第３条に規定する中期計画、第４条に規定する年度計画及び前条に規定する評価に関する報告書は、広く周知を図ることができる方法による公表するものとする。

（改善の指示等）

第１４条　理事長は、第１０条第１項第１号から第３号までの評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項について、当該事務を所掌する各部の長に改善措置の検討を指示するものとする。

２　前項の指示を受けた各部の長は、すみやかに改善措置を作成し、その結果を理事長に報告しなければならない。

３　理事長は、前項の改善措置の実施状況を検証し、十分な改善が認められない場合は、各部の長に改めて改善を指示するものとする。

（評価結果の反映）

第１５条　理事長は、第１０条第１項第１号から第３号までに規定する評価の結果及び前条の改善措置の状況を、第３条第５項の業務の区分ごとの事業予算の配分額に適切に反映させるものとする。

（関係者の責務）

第１６条　自己点検及び外部評価の実施に関係する者は、職員の人事に関する記録その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第１７条　この規程に定める事項の他、この規程の執行に関し必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

附　則（平成２８年規程第１３号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第２１号）

この規程は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第１２号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第７１号）

この規程は、平成３０年１１月１５日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会令和３年度自己点検評価実施要領

（令和３年２月２５日
理事長裁定）

１．目的

この要領は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が自己点検評価を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

２．対象

自己点検評価は、振興会の令和２事業年度における業務実績を対象とし、第４期中期目標における次の項目ごとに実施する。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- １　総合的事項
- ２　世界レベルの多様な知の創造
- ３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成
- ４　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化
- ５　強固な国際研究基盤の構築
- ６　総合的な学術情報分析基盤の構築
- ７　横断的事項

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項

３．計画・評価委員会

自己点検評価は、振興会に置かれた計画・評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

４．自己点検評価の手法

振興会は、自己点検評価における基本的な考え方を示した「独立行政法人日本学術振興会令和２事業年度における業務実績に関する評価手法について」（以下「評価手法」という。）を作成する。

５．自己点検評価報告書の作成

（１）各部等の長は、各部における業務の実施状況等に関する資料として、別紙の様式に基づき以下の各調書を作成し、委員会に報告する。

① 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

② 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

（２）委員会は、各部等の長からの報告に基づき自己点検評価を行い、前項の項目別評定調書に基づき自己点検評価報告書を作成し、理事長に提出する。

６．自己点検評価報告書の外部評価委員会への提出

理事長は、自己点検評価報告書の内容が適正であると判断した場合、外部評価委員会に提出する。

独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会規程

平成２８年3月２２日
規 程 第 １ ４ 号
改正　平成２９年　４月２８日　規程第２２号
改正　平成３０年　３月３１日　規程第１３号
改正　平成３０年１１月１２日　規程第７２号

（設置）
第１条　独立行政法人日本学術振興会に、計画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
一　中期計画及び年度計画の作成に関すること
二　自己点検に関すること
三　その他計画・評価に関する重要事項

（組織）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
一　理事長
二　理事
三　国際統括本部長
四　審議役
五　各部の長及び参事
六　学術システム研究センターの所長及び副所長
七　学術情報分析センターの所長及び副所長
八　世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長
九　人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターのセンター長
十　監査・研究公正室長

（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）
第５条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

（作業部会）
第６条　委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。
２　作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則　（平成２８年規程第１４号）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程（平成１６年規程第５号）は廃止する。

附　則（平成２９年規程第２２号）

１　この規程は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第１３号）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第７２号）

１　この規程は、平成３０年１１月１５日から施行する。

令和２事業年度自己点検評価における新型コロナウイルス感染症対応の評定の考え方について

令和３年　４月２７日
独立行政法人日本学術振興会
計画・評価委員会決定

１．背　景

〇令和２事業年度は新型コロナウイルス感染症により各事業が多大な影響を受けており、各事業担当課において研究活動が円滑に進められるよう柔軟な取組を行ってきたところ。

〇「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年９月２日総務大臣決定）において、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。」されており、加えて独立行政法人評価制度委員会 樫谷評価部会長から以下の発言があった。

・「主務大臣が、感染症によって予定していた業務が実施できなかったと認める場合には、評定において考慮いただくとともに、感染症が業務運営に与えた影響等の分析結果を評価書に具体的に記載いただきたい」
・「感染症の影響下でも、法人が、その使命を着実に果たしていくために工夫を凝らした、ポストコロナに向けた具体的な計画を策定したといった積極的な取組を行った場合には、役職員のモチベーション向上の観点からも、そうした取組を的確に評価することが重要」
・「そのような取組についても丁寧に把握し、評定において考慮いただくとともに、その根拠を具体的に記載していただきたい」

〇上記を踏まえ、自己点検評価の際には以下の考え方で評定を付すこととする。

２．評定の考え方

（１）基本的には、「独立行政法人日本学術振興会令和２事業年度における業務実績に関する評価手法について」（令和３年２月）の評価の基準に基づき評定を付す。

（参考）評価の基準

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする）。

B：【標準】中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（２）（１）をベースとしつつ新型コロナウイルス感染症の影響により年度計画の目標を達することができなかった場合（（１）の基準に照らせば C 評定以下となる場合）、以下の事情が認められる場合はその具体的な内容を記載した上で、評価項目の業務実績等を総合的に考慮し、評定を引き上げることも可能とする。

① 新型コロナウイルス感染症による事業への影響を最小限にするため、十分な工夫や柔軟な措置を行った場合。

② ①にある工夫や柔軟な措置を執らなかったことについて、合理的な理由が説明できる場合。

（３）（１）をベースとしつつ年度計画の目標を達することができた場合（（１）の基準に照らせば B 評定以上となる場合）、以下の事情が認められる場合はその具体的な内容を記載した上で、評価項目の業務実績等を総合的に考慮し、評定を引き上げることも可能とする。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けながらも、事業が円滑に実施できるよう積極的かつ前広に、十分な工夫や柔軟な措置を講じた場合。

② 現下の新型コロナウイルス感染症への対応にとどまらず、ポストコロナに向けた積極的な取組や検討を行った場合。

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程

（平成１６年２月２０日
規　程　第　４　号）
改正　平成２１年３月２５日　規程第４号
改正　平成２５年４月１日　規程第１７号
改正　平成２６年４月９日　規程第１５号
改正　平成２８年３月３１日　規程第４８号
改正　平成３０年３月３１日　規程第１４号
改正　令和２年４月９日　規程第１１号

（設　置）
第１条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会）
第２条　委員会は、文部科学大臣から示された中期目標を達成するための計画（平成 25 年 3 月 29 日文部科学大臣認可）に記載された外部評価を行うことを目的とする。
２　委員会は、振興会の業務運営について評価を行い、その結果を理事長に報告する。
３　委員会は外部評価委員（以下「委員」という。）６名以内で組織する。

（委員の任命）
第３条　委員は、学界及び産業界を代表する有識者のうちから理事長が委嘱する。

（委員の任期等）
第４条　委員の任期は２年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　委員は、非常勤とする。

（委員長）
第５条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

（議事）
第６条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
３　委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。
４　緊急その他やむを得ない事情であると委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。
５　前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

（資料の提出等の要求）
第７条　委員会は、必要があると認めるときは、振興会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
１　この規程は、平成 16 年 2 月 17 日から施行する。
２　この規程の最初に任命される委員の任期は第４条第１項の規定にかかわらず、平成 18 年 6 月 30 日までとする。

附　則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員名簿

射場（いば） 英紀（ひでき）	トヨタ自動車(株)CPE （チーフプロフェッショナルエンジニア）
片岡（かたおか） 幹雄（みきお）	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授
巽（たつみ） 和行（かずゆき）	名古屋大学名誉教授
辻（つじ） 篤子（あつこ）	中部大学特任教授
古瀬（ふるせ） 奈津子（なつこ）	お茶の水女子大学名誉教授
観山（みやま） 正見（しょうけん）	岐阜聖徳学園大学学長

※敬称略

任期：令和３年（2021 年）5 月 1 日～令和５年（2023 年）4 月 30 日

独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領

令和３年　５月　13日
外部評価委員会決定

１．評価の区分

１）事業年度評価【各事業年度終了時の評価】

年度計画の実施状況を調査・分析し、各事業年度における業務の実績全体について総合的な評価を行い、以降の業務運営の改善に資する。

２）中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）【中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績の評価、中期目標期間終了時の評価】

中期目標期間に係る業務の実績（見込評価においては、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績）を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行い、業務運営の改善（見込評価においては、業務継続の必要性、組織の在り方その他業務及び組織の全般にわたる検討）に資する。

２．事業年度評価

事業年度評価においては、中期目標及び中期計画に定められた各項目の毎事業年度の実施状況について、下記の通り実施する。

１）評価項目

中期目標で定められた項目を評価の単位とし、評価項目ごとに事業が中期目標及び中期計画に従って適切に実施されているかどうかを評価する。その際、業務実績、中期目標・中期計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等についてより的確な評価を実施するため、必要に応じて、評価項目の下に補助評価項目を設定する。

２）評価基準

各評価項目の評定は、S、A、B、C、Dの５段階の評点を付すことにより行うこととし、Bを標準とする。補助評価項目における評点はs、a、b、c、dとし、評価項目と同様の評価基準とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１２０％以上とする）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の１００％以上１２０％未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％以上１００％未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の８０％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、予測し難い外部要因により業務が計画通りに実施できなかった場合や、当該外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、業務実績等を総合的に勘案し、評定において考慮するものとする。

３）評価方法

振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、中期目標及び中期計画に照らし、概ね以下の手順に沿って評価をとりまとめる。

① 振興会から、自己点検評価報告書等によりヒアリングを実施
② 各委員による評価案の作成
③ 委員会の合議による項目評価の実施
④ 委員会による総合的な評価（総論）の実施

３．中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

１）項目別評価

中期目標で定められた項目を評価の単位として、その達成状況等についての評価を行う。

２）評価基準

各評価項目の評定は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評点を付すことにより行うこととし、Ｂを標準とする。補助評価項目における評点はｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄとし、評価項目と同様の評価基準とする。

Ｓ：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値の１２０％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値の１２０％以上）。

Ｂ：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値の１００％以上１２０％未満）。

Ｃ：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値の８０％以上１００％未満）。

Ｄ：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値の８０％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、予測し難い外部要因により業務が計画通りに実施できなかった場合や、当該外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、業務実績等を総合的に勘案し、評定において考慮

するものとする。

3）評価方法

振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、中期目標及び中期計画に照らし、概ね以下の手順に沿って評価をとりまとめる。

① 振興会から、自己点検評価報告書等によりヒアリングを実施
② 各委員による評価案の作成
③ 委員会の合議による項目評価の実施
④ 委員会による総合的な評価（総論）の実施

独立行政法人日本学術振興会
令和２事業年度における業務実績に関する
評価手法について

令和３年２月

独立行政法人日本学術振興会

目　　　次

Ⅰ．序文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ．背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅲ．評価のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

＜評価指針＞
１．「独立行政法人の評価に関する指針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

＜評価結果＞
１．　独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会による評価結果に即した評価・・・・・・2
２．　文部科学大臣による評価結果に即した評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３．　総務省独立行政法人評価制度委員会の点検結果を踏まえた評価・・・・・・・・・・・2

＜指摘事項＞
１．「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」による指摘を踏まえた評価・・・・・・・3

Ⅳ．評価の実施方法
１．評価の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２．評価の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
３．自己点検評価報告書の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
４．評価の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
５．評価の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

参考資料

令和 2 事業年度における業務実績に関する評価手法について

Ⅰ．序文

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、中期計画において自己点検評価・外部評価を実施することを定めている。この自己点検評価・外部評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）が示すように、独立行政法人として、適正かつ効率的に業務が実施できるよう自ら点検するとともに、外部有識者の評価を受けることによって、その結果を業務運営の改善に反映させようとするものである。

本「評価手法について」は、令和 2 事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価を実施するに当たり、その基本的な考え方と具体的な実施手法をまとめたものである。

Ⅱ．背景

通則法は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、平成 26 年 6 月 13 日にその一部が改正された。通則法においては、独立行政法人の事務・事業の特性に応じ、法人を「中期目標管理法人」、「国立研究開発法人」及び「行政執行法人」の 3 つに分類した。振興会は、同「基本的な方針」を踏まえ、通則法及び独立行政法人日本学術振興会法の規定に基づき、公共上の事務・事業を国が定める中期的な目標を達成するための計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする「中期目標管理法人」として位置づけられた。中期目標管理法人の業務運営に当たっては、主務大臣が 3~5 年の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成することとされた。なお、独立行政法人の目標設定と評価に関しては、平成 26 年 9 月 2 日に総務大臣が新たにそれぞれ指針を策定し、評価に関しては平成 26 年度事業の評価から、当該指針に基づいて実施することとなった。

改正通則法では、法人の業務実績について、第 32 条及び 35 条の規定に基づき、①毎事業年度終了後（②及び③の場合を除く）、②中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、③中期目標期間の最後の事業年度終了後に、主務大臣が評価を実施し、必要に応じて当該法人に業務運営の改善その他の必要な措置を命ずることができるとされ、従来各府省で評価を行ってきた「独立行政法人評価委員会」は廃止された。

全府省共通の新たな評価の指針では、評語（S, A, B, C, D とし、B が標準）、評価基準、評価様式が統一されたほか、目標の設定単位毎にアウトプット情報（事業実施状況等）とインプット情報（予算の投入状況等）を対比した評価書を作成すること、また、評価に応じて予算配分や組織・業務の見直しを命じるなど主務大臣のとるべき措置が明確化された。

Ⅲ．評価のあり方

振興会が実施する学術振興に係る業務の実績に対する評価は、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に十分に配慮したものでなければならない。

評価を実施する際には、研究者の発意に対して適切な審査・評価、支援などが行われているか、また、長い時間をかけて成果が現れる研究に対して適切に支援を行う体制となっているか、などの観点から評価を行うことが重要である。

このような特性を踏まえた上で、以下に掲げる「評価指針」、「評価結果」、「指摘事項」の 3 点

に留意する必要がある。

＜評価指針＞

1.「独立行政法人の評価に関する指針」（別紙１-１及び別紙１-２）

総務大臣は平成 26 年 9 月 2 日に「独立行政法人の評価に関する指針」（以下「評価の指針」と言う。）を策定し、平成 27 年 5 月 25 日及び平成 31 年 3 月 12 日にその一部を改定した（評定基準については次期目標期間の開始時から適用）。

独立行政法人制度が平成 13 年に導入されて以来、府省独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委」という。）、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）による階層的な評価結果等を踏まえた不断の見直しが行われ，着実に法人の業務改善がなされてきた。一方、従来府省評価委が行う評価は各府省評価委の定める独自の評価基準に基づき行っていたことから政府全体としての評価の統一性を欠く、中期目標期間を総括した評価が次期中期目標策定に活かされていない、との指摘があった。

このような指摘に対し、平成 26 年 6 月 13 日に通則法の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での PDCA サイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされた。

評価の指針は、上記のような経緯を踏まえ、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を取りまとめたものであり、振興会の自己点検評価・外部評価を実施する際もこれに沿って実施する必要がある。

＜評価結果＞

1. 独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会による評価結果に即した評価（別紙 2）

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会は、令和 2 年 6 月 29 日に令和元事業年度における業務実績に関する外部評価報告書を取りまとめ、振興会理事長に報告した。本報告書には、効率及び効果の両面から、管理運営の実施状況、各事業の達成状況等について検証を行った結果がとりまとめられている。

外部評価において指摘された事項については、適切に業務が実施され、かつ必要な改善が行われたか等を検証し、令和 2 事業年度における業務実績に係る評価にその結果を反映することが必要である。

2. 文部科学大臣による評価結果に即した評価（別紙 3）

文部科学大臣は、通則法第 32 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 17 日に令和元年度における業務の実績に関する評価の結果について、振興会に通知した。

文部科学大臣による評価において指摘された事項については、適切に業務が実施され、かつ必要な改善が行われたか等を検証し、令和 2 事業年度における業務実績に係る評価にその結果を反映することが必要である。

3. 総務省独立行政法人評価制度委員会の点検結果を踏まえた評価（別紙 4）

総務省の独立行政法人評価制度委員会は、令和 2 年 12 月 4 日に「令和元年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果」を取りまとめた。本結果においては、「評価の実施が著しく適正を欠く」と認められるものはなかったとされている。

＜指摘事項＞

1.「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）による指摘を踏まえた評価（別紙 5）

平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」では、各独立行政法人等について講ずべき措置を定めるとともに、法人の事務・事業の特性に応じてガバナンスの高度化等の取り組みを行うこととされており、これらの指摘を踏まえた業務運営がなされているか、評価の際に留意する必要がある。

Ⅳ．評価実施方法

1．評価の方針

評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とし、各事業年度における業務の実績について、中期計画の実施状況等に留意しつつ、振興会の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

自己点検評価報告書の作成に当たっては、以下に記載する「2．評価の単位」により、「3．自己点検評価報告書の記載事項」に沿って、振興会の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

2．評価の単位

中期目標で定められた項目を評価単位とする。その際、業務実施、目標、計画の達成状況及び、法人内のマネジメントの状況等について十分に説明し得るよう、必要に応じて、中期目標で定められた項目の下に、補助評価単位を設定する。

3．自己点検評価報告書の記載事項

(1) 当事務及び事業に関する基本情報

中期目標を設定した項目ごとの評価単位、当該事業実施に係る根拠等を記載する。

(2) 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

(3) 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価

① 中期目標、中期計画、年度計画

② 主な評価指標（評価指標、関連指標、目標水準の考え方）

中期目標で定められた評価指標、関連指標、目標水準の考え方

③ 法人の業務実績

上記②を踏まえ、当該年度の事務・事業の実施状況について、その概要を簡潔に記載する。

④ 自己点検評価（評定及び課題と対応）

令和 2 年度における事務・事業の実施状況に対する総合的な分析・評価を行うとともに、上記②の中期目標で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。その際、目標・計画（予算）と実績（決算）の差異について要因分析を実施するとともに、業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにする。また、今後の業務実施に当たって留意すべき点、今後の改善方策や方向性等も併せて記載する。

4. 評価の基準

自己点検評価における各評価項目の評定は、「評価の指針」に基づき、S、A、B、C、D の 5 段階の評語を付すことにより行うこととし、B を標準とする。補助評価項目における評点は s、a、b、c、d とし、評価項目と同様の評価基準とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする）。

B：【標準】中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。この場合も B を標準とし、補助評価項目も同様とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：【標準】目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

5. 評価の留意事項

(1) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

(2) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

(3) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、量的な面として、

- 法人の自主的な取組による創意工夫
- 目標策提示に想定した以上の政策実現に対する寄与
- 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

(4) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

(5) 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

独立行政法人日本学術振興会
令和２事業年度における業務実績に関する
評価手法について

参　考　資　料

目　　次

別紙１－１　独立行政法人の評価に関する指針（平成 31 年３月 12 日改定）（抜粋）・・・・・・・・・・・・・１
別紙１－２　改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」
の適用について（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
別紙１－３　独立行政法人の評価に関する指針（平成 27 年５月 25 日改定）（抜粋）・・・・・・・・・・・・１３
別紙２　令和元事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書（抜粋）　・・・・・・・１８
別紙３　独立行政法人日本学術振興会の令和元年度における業務の実績に関する
評価の結果について（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
別紙４　令和元年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果（案）
・・２４
別紙５　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

（別紙１-１）

独立行政法人の評価に関する指針（平成 31 年３月 12 日改定）
（抜粋）

平成 26 年９月２日策定
平成 27 年５月 25 日改定
平成 31 年３月 12 日改定
総 務 大 臣 決 定

Ⅰ 本指針について

１ 本指針の位置付け

(1) 本指針は、通則法第 28 条の２第１項規定の「第 32 条第１項、第 35 条の６第１項及び第２項並びに第 35 条の 11 第１項及び第２項の評価」に関する指針である。
　主務大臣は本指針に基づき所管する法人の評価を実施する必要がある。

(2) 主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。

２ 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方

本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。

(1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の方針において、当該法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、当該法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。

(2) 主務大臣の下でのＰＤＣＡサイクルを十分に機能させるという、通則法の改正により平成 27 年４月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、当該法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政独委が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。

(3) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。
　※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの３（３）、Ⅲの４（３）及びⅣの２（３）の評価単位を示す。

(4) 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。

(5) 評価に当たっては、各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。
　また、その際、政府の政策実現への寄与など、当該法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。

(6) 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。

(7) 評価に当たっては、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえるものとする。

(8) 評価に当たっては、当該法人が通則法第 32 条第２項、第 35 条の６第３ 項及び第４項、第 35 条の 11 第３項及び第４項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。） を活用して評価するものとする。

(9) 主務大臣による評価は、当該法人の業務運営の改善のほか、組織及び業務の全般にわたる検討、新中期目標の策定に活用されることが求められていることから、極めて重要である。簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、法人の評価が適正かつ厳正に行われ、評価結果に基づき業務の改善が促されることにより、評価の実効性が確保される。

評価結果に基づく業務の改善とは、具体的には、
・目標の達成状況が悪い部門の改善（資源の再配分を含む）
・目標の達成状況が良い部門の更なる向上（資源の更なる重点投下を含む）
・業績向上努力（例えば、業務改善により、「C」以下の評定だった項目を翌年度「B」以上の評定にするなど）の評価を通じた更なる改善努力の促進
といったものが考えられる。

(10) 従来、府省評価委が各自で設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を標準化し統一性を向上させることにより、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）が図られるものとする。

(11) 通則法第 32 条第４項、第 35 条の６第７項及び第 35 条の 11 第６項の評価の結果（以下「評価書」という。）は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表するものとする。

３ 本指針の適用範囲

本指針の適用範囲は次のとおりである。

(1) 中期目標管理法人

① 通則法第 32 条第１項第１号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）

② 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

i. 通則法第 32 条第１項第２号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）

ii. 通則法第 32 条第１項第３号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

（注）日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第１項により準用される通則法第 32 条第１項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。

(2) 略

(3) 略

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

１ 総論

中期目標管理法人は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

中期目標管理法人の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの４（５）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（研究開発に関する審議会に係る事項を除く）。その際、「国立研究開発法人」を「法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「中期目標」及び「中期計画」に読み替えるものとする。ただし、その場合においても総合評定については中期目標管理法人の規定に基づくものとする。

２ 評価体制

政策実施機関としての法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、当該法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価

① 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）は、評価の結果を中期 目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中期目標の策定等に活用することを目的とすることから、目標期間における業務の実績を最終的に判定し、当該法人の政策実施機能の担い手としての有効性を判断する必要がある。そのため、当該目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目標項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という中期目標管理法人の特性に鑑みれば、中期目標期間評価とは異なり、当該目標期間中の各年度において、中期目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させるようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば

ⅰ）中期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる当該法人の業

務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配

分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出

ⅱ）中期目標の策定過程において、中期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化でき

ず、中期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

③ 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、当該法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、当該法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

④ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、当該法人全体の信用を失墜させる不祥

事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく当該法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における当該法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

⑤　予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 中期目標期間評価（見込み評価、期間実績評価）

①　見込評価

i. 見込評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。

ii. 見込評価は、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績 及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、当該法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。

iii. 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標が適切に策定されるよう留意する。

iv. 「３（１）年度評価」の④及び⑤については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

②　期間実績評価

i. 期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

ii. 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、当該法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。

iii. 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績とに大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

iv. 「３（１）年度評価」の④及び⑤については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

4　自己評価結果の活用等

(1) 通則法第 32 条第２項に基づき作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び当該法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。

あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

(2) 主務大臣は、当該法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（平成 30 年９月３日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

(3) 主務大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。当該法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、３（１）の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による

評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と当該法人とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

(4) 主務大臣は、当該法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。

(5) 法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

① 本指針の（Ⅱの３）「各評価の目的・趣旨・基本方針」、（Ⅱの５）「評価の単位の設定」及び（Ⅱの６）「評価の方法等」（当該法人として実施可能なものに限る）を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

② 当該法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び当該法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、事務・事業の特性に応じて適切な単位で評価を行う。その際、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する。

なお、主務大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評定の評価書の作成の単位の設定に当たっては、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標単位ごとの評定とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評定等との関係を整理したものを求めるにとどめるよう考慮することとする。

④ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

⑤ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

５　評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

６　評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、

評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

① 当該法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。

② 評価に当たって当該法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、当該法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。

③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。

④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。

⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績１単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとの財務情報等を活用する。

⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。

⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。

⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。

⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

⑩ 上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

i. 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）

ii. 当該法人に対する現地調査

iii. 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、当該法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

① 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできないような目標については、

ⅰ）中期目標において、当該中期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。

ⅱ）中期目標において、上記ⅰ）の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る当該法人の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかとの観点から評価を行う。

ⅲ）上記ⅰ）及びⅱ）により難い場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる（その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に向けた状況を把握すること。）。

② 当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。

③ 当該法人やその事務・事業の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的

な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。

④　法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的な取組内容に応じて適切に評価を行う。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）において、「各法人がＰＤＣＡサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7　項目別評定及び総合評定の方法、評定区分　（略）

8　評価書の作成

（１）評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとする。

（２）記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

①　評価の概要

ⅰ　評価対象に関する事項

ア　法人名

イ　対象年度（年度評価）

ウ　対象期間（中期目標期間評価）

ⅱ　評価の実施者に関する事項

ア　共管法人の場合には評価の分担の概要

イ　評価を担当した部局、作成者（課長名）

ウ　評価を点検した部局、作成者（課長名）

ⅲ　評価の実施に関する事項

ア　理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続

イ　外部有識者の知見を活用した場合にはその概要(構成員､意見聴取等の活動実績等)

ⅳ　その他評価に関する重要事項

②　総合評定

ⅰ　評語による評定

ⅱ　記述による全体評定

ⅲ　当該法人が実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項

ⅳ　見込評価においては、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策

ⅴ　次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

ⅵ　中期計画の変更が必要な場合には当該事項

ⅶ　中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項

viii　外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

③　項目別評定の総括表

i　項目別評定で付された評語の経年による一覧表示

ii　各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載

iii　評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。

④　項目別評定

i　当該事務及び事業に関する基本情報

ア　当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）

イ　政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）

ウ　当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたものを記載）

ii　主要な経年データ

ア　アウトプット及び（又は）アウトカム情報

イ　インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員数など）

iii　目標、計画、評価に関する事項

ア　対応する中期目標・中期計画・年度計画

イ　業務実績、自己評価

ウ　用いた評価指標、評価の視点

エ　評定及びその根拠

オ　業務運営上の課題及び改善方策

カ　目標水準の変更が必要な場合にはその概要

キ　外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

iv　その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）

（3）記載における留意点

①評価書は国民に対し当該法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。

②経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。

③見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。

④記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

Ⅴ その他留意すべき事項

1　評価結果の活用等に関する事項

（1）法人は、評価結果を、評語及び記述による評定を踏まえ、現行の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の見直し、次期以降の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の策定、当該法人内部の組織体制の見直し、人事計画、当該法人内部の予算配分、業務手法の見直し、役職員の処遇等に活用するものとする。

（2）主務大臣は、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、現行の中（長）期目標、中（長）期計画、年度目標又は事業計画の見直し、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、新中期目標の策定、国の政策評価、政策等に反映させるほか、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映させる。特に、「S」評定を付した場合は、予算要求において当該法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高めるよう努めるものとする。

（3）主務大臣は、項目別評定で「D」評定を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。

また、総合評定で「D」評定を付した場合においては、組織又は業務の廃止を含めた抜本的な改善その他の必要な措置を命ずるものとする。

（4）主務大臣は、通則法第35条第1項及び第35条の7第1項に定める、中（長）期目標期間終了時の法

人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

例えば、評価において組織ぐるみの談合の発生など内部統制の不全、ガバナンスの欠如が明らかになり、引き続き当該法人に事務及び事業を行わせたとしても効率的な業務運営や中（長）期目標の達成が期待できない場合、当該法人の存続の必要性が立証できない場合などには、当該法人は組織の抜本的な改廃がなされる必要がある。

また、中期目標若しくは年度目標において策定した「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」又は中長期目標において策定した「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に関する目標が達成できなかった場合、その原因分析の結果、当初見込んだ需要がなかった場合や他の主体により業務を実施することが適切であったことなどが判明した場合には、当該業務は廃止される必要がある。

（5）評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が検出された場合には、翌年度以降、当該課題への当該法人の対応状況について適正に評価する。

2　評価結果等の公表に関する事項

（1）評価結果は下記3のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。

（2）評価結果の他、評価に活用したデータ等についても、経年で並べるなど外部での活用のしやすさや、検証可能性の確保に留意した上で、積極的な公表に努める。

（3）通則法第 28 条の４に定める、法人による評価結果の業務運営の改善等への反映の取組の公表の状況について、以下の点に留意してチェックする。

① 過去の事業年度、中（長）期目標期間に係る評価結果を踏まえ、中（長）期計画、年度計画、事業計画への反映、事務及び事業の改廃、予算要求への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。

② 評価結果との対応関係を、いつの事業年度の業務実績評価に係るものかも含め明らかにする。

③ 将来に措置することが予定されている事項についても記載する。

（4）評価書等は、広く国民に周知できる方法で公表するものとする。

（5）独立行政法人評価制度委員会による評価の実効性を確保するため、法律により委員会に対し通知が求められている見込評価及び効率化評価に係る評価書のほか、年度評価及び期間実績評価の評価書についても参考として委員会に通知する。

（6）法人は、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組について、翌事業年度に行う主務大臣の評価の中で記載内容をチェックできるよう、自己評価書の提出時期に合わせて取りまとめて公表するとともに、主務大臣に提出する。

3　評価のスケジュールに関する事項

評価結果を予算や業務運営の改善等に適切に反映できるよう、概算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のようなスケジュールが想定される。

（1）自己評価

６月末までに提出、速やかに公表

（2）主務大臣による評価等

① 年度評価（全法人共通）

８月上旬を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。

なお、見込評価を行う際には、７月末を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。

② 見込評価及び業務全般の見直し（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

見込評価については８月上旬を目途に完了、業務全般の見直し結果の作成は８月中旬に完了し、

当該法人及び委員会に通知、公表する。

③ 期間実績評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

８月中旬を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。

④ 効率化評価（行政執行法人）

８月中旬を目途に評価を完了し、当該法人及び委員会に通知、公表する。

（３）評価結果等の中期目標等への反映

① 新中（長）期目標案の作成（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

１月上旬を目途に作成、委員会に通知

② 新中（長）期目標、年度目標（行政執行法人）の作成２月下旬を目途に決定、当該法人に指示

③ 新中（長）期計画（案）、事業計画（案）の作成、認可３月末までに主務大臣の認可を得る。

４ 共管法人の取扱いに関する事項

複数の主務大臣が所管する法人の評価については、各主務大臣が所管する業務に関する評価はそれぞれの主務大臣が分担し、評価全体に関する事項及び共通して所管する事項の評価については主務大臣間で協議するなど、各主務大臣が連携して評価を行うものとする。

その際、評価手続の重複を排除するなど、効率的な評価に努めるものとする。

原則として、法人の年度評価、見込評価、期間実績評価などの各評価について一つの評価書を作成するものとする。

５ 本指針の見直しについて

総務大臣は、評価の実効性や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのＰＤＣＡサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf 参照）

（別紙）

改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について

改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年９月２日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年９月２日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）の適用は、下記のとおりとする。

記

１．目標策定指針の適用時期

基本的には、指針の改定後、直近の新目標策定時から適用する。

→ ① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、平成 31 年度以降に新目標の策定作業が行われる法人（2020 年度から新目標期間が始まる法人）から順次適用

② 行政執行法人については、平成 31 年度策定作業から一斉適用

２．評価指針の適用時期

（１）見直し後の評定基準（「Ｓ」「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」への当てはめ基準）の適用時期

① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→ 直近での適用は、2020 年度から新目標期間が始まる法人の 2021 年度実施の年度評価（2020 年度実績に対する年度評価）から

＜理由＞

・ 改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で 2020 年度から目標期間が始まる目標であるため（現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。）。

・ 同一の目標期間中に、異なる基準による評定が混在することによる支障・不都合を避けるため。

② 行政執行法人

2021 年度実施の評価（2020 年度実績に対する評価）から一斉適用

＜理由＞

・ 改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で 2020 年度の年度目標であるため（現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。）。

（２）見直し後の評定基準以外の事項の適用時期

基本的には、指針の改定と同時に適用する。

→　実務的には、平成 31 年度実施の評価（平成 30 年度実績に対する評価）から一斉適用

＜理由＞

・　「見直し後の評定基準以外の事項」とは、

ⅰ）年度評価の重点化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）

ⅱ）年度評価における重点化対象事項以外の事項の評価単位の柔軟化（中期目標管理法人の主務大臣評価及び自己評価並びに国立研究開発法人の主務大臣評価及び自己評価）

ⅲ）見込評価の活用による期間実績評価の効率化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）

ⅳ）年度評価における自己評価、主務大臣評価がいずれも「Ｂ」である場合の評定理由の記載の簡略化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）

ⅴ）評価の活用方法の明示

であり、いずれの事項も、改定前の目標策定指針に基づく目標に対する評価に適用すること及び同一の目標期間中に取扱が変わることについて、特段の支障はないと考えられるため。

・　関係組織・団体への支援・協働体制の確立・強化や人材育成等、新たな視点による目標に対する評価の視点の適用については、当該目標が設定された年度の実績に対する評価から適用

３．目標期間中に目標変更等の機会がある法人については、上記にかかわらず、主務大臣において、目標変更等の機会を捉えて、今回の指針改定の趣旨の目標への反映を積極的に検討されたい。なお、その場合であっても、改定後の評定基準の適用は、指針の改定後、直近の新目標期間の開始時からとする。

以上

（別紙１-３）

独立行政法人の評価に関する指針（平成 27 年５月 25 日改定）
（抜粋）

平成 26 年 9 月 2 日策定
平成 27 年 5 月 25 日改定
総 務 大 臣 決 定

Ⅰ 本指針について （略）

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項
１～６ （略）

７ 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分
(1) 年度評価
① 項目別評定
i. 評定区分
(ア) 原則として、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。
(イ) 「B」を標準とする。
・ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。
S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。
B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。
C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。
D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
S：－
A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）
D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要
ii. 項目別評定の留意事項
(ア) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
(イ) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

(ウ) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。
具体的には、質的な面として、
・ 法人の自主的な取組による創意工夫
・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
・ 重要かつ難易度の高い目標の達成
等について具体的かつ明瞭に説明するものとする。

(エ) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。
なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

(オ) 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

(カ) 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i. 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

(ア) 項目別評定の総括
・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

(イ) 全体評定に影響を与える事象
・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの１（２）の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害
・ 対応など）

(ウ) その他特記事項

ii. 評語による評定

(ア) 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

(イ) 評定は、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

(ウ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。
S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる
B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii. 総合評定の留意事項

(ア) あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するもの

とする。

(イ) 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(ウ) なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

⑵ 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i. 評定区分

(ア) 原則として、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

(イ) 「B」を標準とする。

(ウ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 100%以上 120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の 80%以上 100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

(エ) なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii. 項目別評定の留意事項

(ア) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

(イ) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

(ウ) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- 法人の自主的な取組による創意工夫
- 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

(エ) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。
なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。
(オ) 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。
(カ) 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。
(キ) 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、法人全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評定の過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

i. 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

(ア) 項目別評定の総括
- 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
- 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

(イ) 全体評定に影響を与える事象
- 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
- 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの１（２）の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成の状況
- 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

(ウ) その他特記事項

ii. 評語による評定

(ア) 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。
(イ) 評定は、S、A、B、C、Dの５段階の評語を付すことにより行うものとする。
(ウ) 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。
(エ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii. 総合評定の留意事項

(ア) 見込評価においては、評定の他、以下の事項を記載する。
- 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
- 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

(イ) 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。
- 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

(ウ) あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するも

のとする。

(エ) 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(オ) なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(カ) 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

8　評価書の作成　(略)

Ⅴ その他留意すべき事項　(略)

（別紙２）

令和元事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書
（抜粋）

令 和 ２ 年 ６ 月 ２９ 日
独立行政法人日本学術振興会
外 部 評 価 委 員 会

【序文】

本委員会は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の令和元年度における業務実績の全体について、振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、効率及び効果の両面から評価を行った。

振興会は、平成 30 年４月１日より開始した第４期中期目標期間において、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④強固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築の５本の柱を基盤に、各事業を推進している。本委員会は、これら５本の柱を含む第４期中期目標で定められた項目ごとに、その達成状況等について評価した。

なお、本委員会では、令和元年度の業務実績に対する評価にとどまらず、振興会の事業全般に関する今後の課題についても指摘した。その中には、早期に改善することが困難な課題、政府レベルで検討・実施すべき課題、あるいは振興会の業務の範囲を超える課題等に対する意見も含まれている。

本委員会による評価が振興会の業務のさらなる改善に活用され、振興会の事業がより優れた成果を挙げるとともに、日本の学術が一層振興されることを期待して、次のとおり総括する。

１．法人の業務運営

振興会は、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援等多岐にわたる事業を実施することにより、我が国の学術振興の中核を担っており、研究者コミュニティをはじめ各界の様々な観点からの意見を取り入れた業務運営が適切に行われていることに敬意を表したい。

学術振興策や学術動向に関する調査・研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）や特別研究員事業等における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う学術システム研究センターは、振興会の業務運営に当たって極めて重要な組織である。副所長３名が女性研究者であり、分野のバランスもとれていることは高く評価でき、また、研究員の選考については公正性・透明性が保たれ、適切な研究員が配置されていることも、同センターのプレゼンスを高めている。一方で、現在の研究員には民間の研究機関に所属する者が見られないが、研究員の所属機関の多様性の確保に一層留意してほしい。また、女性研究員の比率が増加していることは望ましいが、女性の更なる参画拡大に努めてほしい。研究員は、公正性・透明性を確保することが求められる職務であることに留意しながら、引き続き、研究員選考及び同センターの運営を適切に行ってもらいたい。

学術研究の多様性の確保の観点からは、女性の登用策も引き続き重要である。女性の審査委員の比率が低いのは母集団の少なさゆえであるとしても、できるだけ多くの女性研究者に審査委員を依頼していくという意識を継続してもらいたい。

振興会では、比較的少数の職員により多岐にわたる事業が効率的に運営されていることは評価できる。その一方で、近年は事業の変革に重点が置かれているが、その変革の実施状況や成果、問題点等の検証も丁寧に行っていく必要があると考える。また、個々の事業は非常に堅実に実施されており、いずれも高く評価するが、事業間で連携することにより、さらに事業が加速したり、相乗効果が得られたりする場合もあると考えられる。どのような事業間で連携が可能か、それによりどのようなメリットが得られるか、ケーススタディをしてみることを提案したい。

令和元年度末には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な活動が制限される中、振興会の諸事業においては柔軟かつ迅速な対応がとられ、影響を最小限に抑えることができたことは高く評価できる。令和２年度は、パンデミックの影響が本格化することが予想されるため、引き続き、諸事業において事情に応じた柔軟な対応をとるとともに、審査等の方法について十分に検討してほしい。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を契機として、リモート会議やテレワークが広がったが、振興会の業務においても、IT を活用して

効率化できる業務と、対面で行うことが必要な業務とを区別して、大きな業務改革に結びつけてほしい。加えて、研究者の国際的な移動が制限される状況が長期化すれば、研究者育成や研究活動の在り方にも大きな影響が及びかねないが、パンデミックの状況下での研究活動の在り方や、新たな様式での海外との連携の在り方等について検討することを期待したい。

２．世界レベルの多様な知の創造

科研費については、膨大な審査・評価業務を計画通り実施したことは高く評価でき、加えて、審査システムの大改革から３年目を迎え、現状の分析や検証、研究者の期待に沿った様々な制度改善や変更がなされたことは注目に値する。特に、若手研究者の大型研究種目への挑戦を促す観点からの重複応募制限の緩和や研究計画調書に係る変更の趣旨の明確な周知がなされたことは、重要な改善であると評価する。科研費の制度設計に当たって学術システム研究センターの役割は重要であり、科研費の改革に活発に取り組んでいることを評価したい。また、審査に関しては、中堅・若手研究者の審査委員への登用を進めており、今後の科研費の審査をより充実させる極めて適切な措置であると考える。引き続き、学術システム研究センターにおける審査結果のきめ細かな検証を実施し、公正かつ透明な審査システムを構築してほしい。

我が国の学術研究の発展における科研費の役割は極めて重要であり、確固たる学術基盤に基づいた、挑戦的で独自性のある研究の芽が生まれる環境を醸成してほしい。また、研究の応用志向を強調しすぎず、一見地味であっても革新的で高度な基礎研究が奨励されることが強く望まれる。科研費の制度改善が行われる際には、こうした科研費の基本的考え方を維持するとともに、制度改善によって審査委員の負担や振興会業務が増大する可能性にも留意しながら業務の質を維持することが重要である。研究者、特に若手研究者が挑戦的な研究に専念できるような科研費制度であってほしい。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う科研費の弾力的運用が行われたことは、研究者の意向に沿った措置であると高く評価する。研究者は、振興会の意図を理解し、これまで以上に適切な研究費使用に意を払うべきである。

国際的な共同研究等の推進については、大学コンソーシアム等の組織的な取組を支援するという新たな交流の形態により、更なる二国間の連携強化を図ったことは高く評価される。国際共同研究プロジェクトについては、人的交流と研究活動の双方に財政支援が必要な場合があり、振興会の部署間の緊密な連携を期待したい。

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業については、人文学、社会科学それぞれの研究者の意見を踏まえながら、着実に事業を遂行してほしい。

３．知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

特別研究員事業や海外特別研究員事業をはじめとする研究者の養成に関する諸事業は、研究支援事業と並んで振興会の重要な事業である。特別研究員事業に関しては、申請者が多数にのぼるにも関わらず、募集・審査・採用を短期間のうちに円滑に実施したことは高く評価でき、また採用終了後の進路状況調査等がきめ細かく行われていることも評価できる。

我が国では、大学院博士後期課程進学者の減少が続いているが、これは将来の学問の衰退につながる憂慮すべき事態であり、抜本的な対策を講じることが求められる。博士課程進学者が減少している要因の一つには、経済的に博士課程進学が難しい学生がいるということが考えられる。実際に、博士課程進学者が減少する一方で特別研究員 DC1、DC2 への申請者は増加傾向にあり、支援のニーズが高まっている。特別研究員事業は、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念できる機会を与え、我が国の将来の学術研究を担う若手研究者を育成する基盤となる重要な事業であり、優秀な若手研究者が研究に集中できるよう、現行の支援内容を少なくとも維持した上で、特別研究員の採用人数を増やすことが望まれる。特別研究員 PD も採用率が低いままであり、改善を期待したい。

なお、特別研究員 PD への申請者は減少しており、その背景の検証が望まれる。

国においては多くの若手研究者支援施策が実施されているが、それぞれの施策の効果が最大限発揮されるよう、全体を俯瞰し、バランスの取れた支援策を推進することが必要と考える。国の調査等により報告される研究者の生の声も参考にしながら、効果的な若手研究者支援が行われるよう、国とともに横断的な議論がなされることを期待する。

卓越研究員事業に関しては、開始されてから年数が浅い事業であり、今後の取組状況に期待したい。卓越研究員の雇用機関の多くがアカデミアであるため、民間企業とのマッチングの改善を図る必要があると考えら

れる。そのため、引き続き、博士号取得者の進路の多様化とその能力の活用を図るべく、より効果的なキャリアパスの提示となるよう、国と連携して仕組みを作り上げてほしい。

４．大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

振興会が、学術振興に資するという観点から、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や、様々な大学教育改革・大学のグローバル化の支援に係る事業の審査・評価を実施していることは意味のあることだと考える。いずれの事業においても、審査に加え、中間評価・フォローアップ・事後評価というきめの細かい評価が行われていることは評価できる。

WPI については、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開が積極的に進められていることは高く評価できる。一方で、優れた研究環境の下で卓越した研究成果が生まれ、世界的な拠点に育ちながらも支援が終了するのは、せっかくの成果が失われかねないと危惧する声がある。また、大学教育改革等を支援する事業についても、支援期間が終了する事業が増えてきているが、年限の決められたプロジェクト的なものとなる懸念がぬぐえない。

これらの事業の審査・評価を担う振興会においては、個々の事業を超えて、日本全体の研究力向上という、より高い次元で事業の成果を生かすことを国に求めることを期待したい。また、例えば、WPI の最終評価で高評価を受けた拠点については、振興会で積極的に広報し、それらの拠点が次の資金を得やすいようにサポートすることも考えられないか。

５．強固な国際研究基盤の構築

振興会の学術国際交流事業は多岐にわたり、かつ柔軟に運営されており、我が国の学術研究の海外展開と国際連携を支えている。学術国際交流事業は科研費と共に、振興会の研究支援業務の核となる事業であり、新規事業の開拓や多様な海外学術振興機関との連携を積極的に進め、協力関係を一層深めることが必要である。我が国の学術研究の国際展開を先導できるよう、引き続き予算の獲得に努めてほしい。

我が国の学術の国際戦略と立ち位置を明確にし、いかに国際社会の発展に貢献するかを海外に示すことは、国際事業にとって重要である。振興会においては、今期の国際統括本部の活動を踏まえつつ、国際戦略を改訂する際には我が国の国際貢献という視点からも全体ビジョンを打ち出すことを期待する。国際統括本部においては、海外研究連絡センターとも連携しつつ、国際活動に関する高い見識と経験を積んだ幅広い学識経験者から助言を受けるとともに、諸外国の国際共同研究プログラムや研究支援制度に係る情報収集を行う体制を構築してほしい。

６．総合的な学術情報分析基盤の構築

情報の一元的な集積・管理や振興会事業の動向等の分析、学術動向に関する調査等、学術情報分析基盤の構築に向けて、着実に業務が行われている。特に、学術情報分析センターは、振興会が有する膨大な諸データの活用を図るうえで重要であり、人員を含めて今後一層の充実を期待したい。

振興会が実施するピアレビュー型の競争的研究費の配分は、大きな効果を上げていると思われる。その有効性を客観的エビデンスに基づいて示すことが、今後の我が国の研究費配分に重要な視点を与えると考えられ、学術情報分析センターの今後の活動に期待する。例えば、振興会の競争的研究費の採択によって、研究グループの創出、学際領域研究の活性化、世界的拠点や国際的研究者の創出など、どのような効果をもたらしたかといった分析がなされることが望まれる。

７．横断的事項

情報発信や研究公正の推進等、振興会の各種事業に横断的に関わる取組についても着実に実施されている。電子申請システムについては極めて有効に機能しており、審査委員の負担軽減が図られている。当該システムは、課題の公募、審査、採択等の面で、他の多数の機関でも有効と思われるため、他機関で同様の仕組みを導入する際には、振興会の適切なサポートを期待したい。

研究不正防止に対する取組も地道かつ着実に行われており高く評価できる。「科学の健全な発展のために−誠実な科学者の心得−」はすべての研究者のバイブルになってほしい。振興会の事業実施に当たり、全ての研究者に研究倫理教育プログラムの履修を義務づけていることは重要であり、e-learning 教材の内容の充実を今後も図ってほしい。

８．その他

外部評価委員からは、評価項目に関連する上記の意見に加え、日本の学術の振興を図る上で重要と考えられる以下のような意見も出されたので、ここに記す。

- 振興会は、比較的小規模の組織でありながら、扱う事業は多岐にわたっており、その一つ一つが我が国の学術振興にとって重要な地位を占めている。各事業については、常に見直し・改善のサイクルが回っており評価できる。このような日常の地道な業務が日本の学術の進展を支えている。こうした振興会の機能にふさわしい予算措置を期待してやまない。
- 科研費においては、創発的な研究を支援してきており、多くの成果が得られている。我が国に今必要なのは、学術研究による創発的な研究成果を戦略的な研究につなげる仕組みと、創発的な研究成果と戦略的なイノベーションの両方を理解する人材であり、そうした部分を強化する取組が求められる。

【まとめ】

第 4 期中期目標期間の 2 年目にあたる令和元年度の振興会の業務運営については、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④強固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築の 5 本の柱を中心とするすべての評価項目において、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言える。限られた予算の中で、極めて質の高い諸事業を展開していることを評価したい。

科研費制度の着実な運用とその改善に向けての絶えざる努力、さらに様々なプログラムの実施によって、振興会が日本の学術研究の基盤を支えるのに大きく貢献していることは高く評価できる。しかし、論文の量と質の両面から見た日本の科学技術の基盤的な力の国際的な低下傾向が続いており、今後も決して楽観できない。こうした現状に対して、研究支援の立場から何ができるのか、振興会に蓄積された知見や経験、研究現場とのつながりを生かして内外の議論を喚起し、今後の方策を提言する役割を期待したい。とりわけ、国際的に見て依然低い水準にとどまっている女性研究者数、また博士課程への進学者の減少といった課題は、社会的な背景もあって簡単ではないが、日本の将来のために極めて重要であり、大きな視野で、より一層の取組を求めたい。

（https://www.jsps.go.jp/j-outline/data/R02_tenken.pdf　参照）

（別紙３）

独立行政法人日本学術振興会の令和元年度における業務の実績に関する評価の結果について（抜粋）

令 和 2年 9月 17日
文 部 科 学 大 臣

２．法人全体に対する評価

法人全体の評価

○日本学術振興会は、長い歴史の中で構築した数多くの研究機関及び研究者とのネットワークを活用しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を行っており、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とする「学術研究」の振興を目的とし、学術研究における多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしている。

○科学研究費助成事業（科研費）においては応募研究課題数が年々増加している中、令和２年４月１日交付内定予定であった種目について、計画通りのスケジュールで交付内定通知を出しており、極めて迅速かつ円滑・適切に審査業務が実施されたと認められる。また、若手研究（２回目）の応募者の基盤研究（S・A・B）との重複応募制限を緩和するなど若手研究者の挑戦を促す改善策や、研究者の海外渡航時における科研費の中断・再開を認めるための制度改善を令和元年度から導入するなど、研究者の立場にたった改善策が積極的に講じられていることも高く評価できる。

○特別研究員事業において、限られたスケジュールの中で業務を着実に実施しつつ、審査方針の不断の見直しや国費を原資としない奨学金等を研究専念義務の範囲内で受給可能とするなど、研究者のニーズを踏まえ、優秀な若手研究者の確保に資する更なる制度改善を実施している点は評価できる。

○国際共同研究事業において、スイス科学財団（SNSF）と将来のリードエージェンシー方式導入を見据えた合同審査を実施したことは、SNSF との協力関係を一層強固にする取組であるとともに、今後のリードエージェンシー方式の実施拡大に向けて重要な取組であり、高く評価できる。また、新規同窓会の設立要望を踏まえ積極的に支援を行い、北欧とアジア各一つずつ同窓会を新設したことや、諸外国の学術振興機関との会合等に積極的に参画し、着実にパートナーシップを強化している点も評価できる。

○大学教育改革の支援では、国の定めた制度・方針を踏まえ、迅速に事務体制を整えながら、事業ごとに専門家による委員会等を設置し、各事業における審査・評価業務をすべて滞りなく実施したことは評価できる。また、博士課程教育リーディングプログラムにおいて、補助期間の終了に当たり、修了者の各界での活躍状況等をまとめた広報用成果報告書を経団連の会員企業 1,433 社に配布するなど、各界における博士取得者の活用を促すための取組を積極的に講じたこと、卓越大学院プログラムにおいて、審査・評価の着実な実施に留まらず、委員等へのアンケート調査により課題を抽出するなど、今後の高等教育政策も見据えた事業の改善に積極的に貢献したことも高く評価できる。

○特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な業務運営が行われていることが認められる。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

新型コロナウイルス感染症の影響に対し、各事業において研究者のニーズを踏まえながら柔軟な対応を行った点は高く評価できる。

・海外特別研究員事業において、渡航や現地での研究実施が困難となった採用者に対して渡航延期などの措置を講じたこと
・科研費において、令和元年度末の繰越申請件数・補助事業期間延長承認申請が増大したことに対し、提出期限を延長するなどの弾力的な運用を行ったこと 等

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項

○平成 30 年度科研費（平成 29 年 9 月公募）から適用した新たな審査システムについて、すでに検証作業に

着手し更なる改善に努めるなど、科研費改革の着実な実施に向けた取組が認められる。引き続き、科研費制度全体の改善に向け、学術システム研究センター等も活用し検討を進めることを期待する。（P20）

○引き続き、学術システム研究センターや外部有識者による会議、日本学術振興会のＨＰの問合せフォームに寄せられる提案等を活用して、より一層研究者の知見を取り入れるとともに、学術情報分析センターによるエビデンスに基づく分析も活用し、各事業についての検証を行い改善に努めることを期待する。（P7,P48,P109）

（https://www.mext.go.jp/content/20200918-mxt_kanseisk01-1421001_00001_17.pdf　参照）

（別紙４）

令和元年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果（案）

令 和 ２ 年 １２ 月 ４ 日
独立行政法人評価制度委員会

１　主務大臣による令和元年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）、元年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）及び国立研究開発法人の中間期間終了時までの中長期目標期間における業務の実績に係る評価（中長期目標期間中間評価）について、

・ Ａ以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
・ Ｃ以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか
・ 前年度にＣ以下の評定を付して改善方策を記載した目標について、その後の具体的な改善方策の実施状況等が評価書に記載されているか

等の観点から点検したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

２　点検においては、

・ Ａ以上の評定について、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。中には、評定に至った根拠の記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、評定に至った根拠に一定の合理性を見いだすことができた。
・ Ｃ以下の評定について、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。中には、記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、改善方策等の具体的な内容を把握することができた。
・ 前年度にＣ以下の評定を付して改善方策を記載した目標について、ほぼ全ての評価項目において、その後の具体的な改善方策の実施状況等の記述が確認できた。中には、改善方策の実施状況等の記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、具体的な実施状況等を把握することができた。

３　なお、調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由にＣ以下の評定が付されている法人はなかった。

４　委員会としては、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

評価を実施したことのみに満足することなく、評価結果に基づいて、法人の良い取組については継続・発展させ、更に高い目標を目指す一方、現状を的確に分析して課題を適切に認識した結果として改善すべき事項が確認された場合には、目標達成に向けた創意工夫や新たな取組の導入などの見直し方策を講ずることにより、ＰＤＣＡサイクルを機能させてより高みを目指していく、いわば螺旋状に法人のパフォーマンスを高めていくことを期待する。

主務大臣におかれては、今回の点検結果を踏まえて、来年度以降の評価を適切に実施されたい。

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000720414.pdf　参照）

（別紙５）

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抜粋）

平成 25 年 12 月 24 日
閣　　議　　決　　定

Ⅰ 独立行政法人改革等の基本的な方向性

○ 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。

○ 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第１次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も２回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。

○ 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- 組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- 制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- 数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- 各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

○ また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。

○ 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

Ⅱ 独立行政法人制度の見直し

Ⅰの基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

１．法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の３つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人
「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人
国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の２．から４．に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、５．で後述する。

２．PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCA サイクルが十分に機能することが必要である。このPDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

⑴ 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

○ 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策のPDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。

○ 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。

○ 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

⑵ 目標設定及び業績評価の在り方

○ 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。

主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。

○ 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

⑶ 法人分類に応じた評価手続の整備

① 中期目標管理型の法人における評価手続

○ 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。

○ 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要

の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

○　主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。

○　主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

○　第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○　さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。

○　第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○　総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

３．法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的なPDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

③　監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。

④　法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。

⑤　役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。

⑥　中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも８月末までには承認するよう努める。

⑦　会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。

⑧　役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

⑨　役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

⑩ 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

4．財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

⑪ 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

⑫ 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。

⑬ 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。

⑭ 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

○ 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として５割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。

○ 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、

・資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合

・中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

○ 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

○ 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を

充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。

○　単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

⑵ 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

○　独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

　しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。

○　法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。

○　各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。

○　法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。

○　法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

　① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。

　② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考える理由を説明するものとする。監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

○　主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。

○　また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

⑶ 調達の合理化

○　各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

　総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

○　各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

○　各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。

○　法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

５．研究開発型の法人への対応　（略）

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

１．組織等の見直しの基本的考え方

○　国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。

○　「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。

○　民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。

○　類似の業務や互いに密接に連関する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。

○　独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。

○　法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

２．各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

３．法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

○　法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。

○　このため、法人が行う以下の６つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

（略）

⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。

○　不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。
○　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されること

を補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦ その他横断的見直し事項

○　補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化

・法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等　（略）

各法人等について講ずべき措置（別紙）

文部科学省所管

【日本学術振興会】

○ 中期目標管理型の法人とする。

○ 科学技術振興機構との連携を強化する。

○ ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの補助金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。

（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf　参照）

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
（中期目標）

平成３０年３月１日

文部科学省

目　次

Ⅰ　政策体系における法人の位置付け及び役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　中期目標の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項　・・・・・・　1

1　総合的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　世界レベルの多様な知の創造　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

5　強固な国際研究基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

6　総合的な学術情報分析基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

7　横断的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

※　Ⅲ１～７の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、Ⅲ１～７及びⅣ～Ⅵの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

Ⅰ　政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きい。平成 28 年１月 22 日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にある。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められる。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙）政策体系図

Ⅱ　中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成 30 年４月１日から平成 35 年３月 31 日までの５年間とする。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

（３）学術研究の多様性の確保等

年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

【評価指標】

１－１　研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断）

１－２　学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）

１－３　学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【目標水準の考え方】

１－１　研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。

１－２　第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

１－３　学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

２　世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

（１）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

（３）学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。

【重要度：高】【難易度：高】

世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。

【評価指標】

２－１　科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断）

２－２　科研費の交付処理状況（Ｂ水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知）

２－３　国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）

２－４　学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）

【関連指標】

２－Ａ　科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査 (※) 結果

（※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問

２－Ｂ　事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

２－Ｃ　二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合

２－Ｄ　事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】

２－１　資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

２－２　交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き４月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。

２－３　英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

２－４　様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。

２－Ａ　卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度調査における実績（指数 5.6 (※)）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

（※）指数 5.5 以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。

２－Ｂ　独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

２－Ｃ　国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成 25～28 年度の調査において、研究成果の

発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

２－Ｄ　国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

（１）自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

（２）国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。

（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

【重要度：高】

次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高め

ていくための取組として重要であるため。

【評価指標】

３－１　特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度）

３－２　特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（Ｂ水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度）

３－３　外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（Ｂ水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 75％程度）

３－４　若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（Ｂ水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 95％程度）

【関連指標】

３－Ａ　特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

３－１　特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－２　特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－３　国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：76.8％）を踏まえ、75％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－４　若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：91～100％）を踏まえ、各シンポジウム等において 95％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

３－Ａ　事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（５年経過後特別研究員-PD は 91.6％、５年経過後海外特別研究員は 94.2％、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5％）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

４　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育

研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

（２）大学教育改革の支援

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

（３）大学のグローバル化の支援

我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

４－１　世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）

４－２　大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】

４－Ａ　大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

４－１　世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

４－２　国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。

４－Ａ　振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が 100％（平成 28 年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事

業の割合が 75%（平成 25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。

5　強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。

（4）海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。

【難易度：高】

強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセ

スが不可欠であることから、難易度は高い。

【評価指標】

５－１　前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－２　国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－３　諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）

５－４　同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）

５－５　海外研究連絡センター等における活動状況（Ｂ水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）

【関連指標】

５－Ａ　国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

５－１　事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－２　国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－３　質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

５－４　同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。

５－５　現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。

５－Ａ　学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。

６　総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

（1）情報の一元的な集積・管理

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

（2）総合的な学術情報分析の推進

振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。

（3）学術動向に関する調査研究の推進

振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。

【評価指標】

６－１　情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断）

６－２　情報の分析や調査研究の成果の発信状況（Ｂ水準：中期目標期間中に 10 件程度）

６－３　学術動向調査の実施件数（Ｂ水準：中期目標期間中に 614 件程度）

【目標水準の考え方】

６－１　事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。

６－２　振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10 件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。

６－３　学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614 件）と同程度実施することを達成水準とする。

7　横断的事項

振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

（1）電子申請等の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。

（2）情報発信の充実

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。

（３）学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。

（４）研究公正の推進

助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

（５）業務の点検・評価の推進

自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

【評価指標】

７－１　電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断）

７－２　振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）

７－３　大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（Ｂ水準：中期目標期間中に８件程度）

７－４　研究倫理教育の高度化に係る支援状況（Ｂ水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催）

７－５　業務の点検・評価の実施状況（Ｂ水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施）

【目標水準の考え方】

７－１　研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。

７－２　振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成 26～28 年度の各年度平均実績：478 万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。

７－３　適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。

７－４　研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシン

ポジウムを毎年度２回程度開催することを達成水準とする。

７－５　継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項

１　組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

２　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

３　調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

４　業務システムの合理化・効率化

ICT 等を活用した業務システム整備に取り組む。

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項

１　内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

２　情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

３　施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

４　人事

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

日本学術振興会の政策的位置付け

別紙

主な政府方針

■第５期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）
- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成　等

■科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月2日 閣議決定）
- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進　等

■教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）
- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進　等

文部科学省の政策目標における位置づけ

～「文部科学省政策評価基本計画」（平成25年3月29日 文部科学大臣決定）における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋 ～

政策目標4　個性が輝く高等教育の振興
- ー　施策目標4－1　大学などにおける教育研究の質の向上

政策目標7　イノベーション創出に向けたシステム改革
- ー　施策目標7－2　科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8　科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
- ー　施策目標8－1　科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- ー　施策目標8－2　イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

独立行政法人日本学術振興会法

（振興会の目的）
第三条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

独立行政法人日本学術振興会が
中期目標を達成するための計画
（中期計画）

平成３０年３月３０日

独立行政法人日本学術振興会

目　　次

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
　　目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

　　1　総合的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

　　2　世界レベルの多様な知の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　　3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

　　4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・　6

　　5　強固な国際研究基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

　　6　総合的な学術情報分析基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

　　7　横断的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・・・　11

Ⅲ　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・　12

Ⅳ　短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅵ　剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・　12

別紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの５年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営

研究者の自由な発想に基づく学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、長期にわたる試行錯誤を必要とする知的創造活動としての基礎研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。このため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、学問領域の専門的な知見に基づき、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努める。

同センターの組織運営に当たっては、運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、その際、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについても、同委員会において意見を得る。

さらに、同センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（３）学術研究の多様性の確保等

研究者が、年齢、性別、分野、機関にかかわらず自らの能力を発揮することができるよう、事業の推進に当たっては、学術研究の多様性を確保するとともに、学術研究が無限の発展可能性を有していることを踏まえ、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努める。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承などに配慮する。

幅広い分野等への支援や女性研究者の参画促進、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が適切になされているか、評議員会において意見を得る。

また、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参

画推進委員会において検証し、必要な改善方策を検討する。

2　世界レベルの多様な知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出するため、科学研究費助成事業を確実に実施するとともに、研究の国際化と国際的な共同研究等を推進する。

（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

- 科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。
- 科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- 科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備を図る。

①　審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表する。

審査・評価に当たっては、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施する。

科研費審査システム改革については、新たな審査システムの理解向上を図るため、審査委員等研究者に向けた説明会等、普及活動を実施する。また、審査等を通じて新たな審査システムの課題等を把握し、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行った上で、その結果を踏まえた必要な改善に取り組む。

審査・評価については、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

②　助成業務の円滑な実施

科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業の特性に配慮しつつ、研究費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに迅速かつ確実に行う。

研究費の交付に当たっては、研究の進捗状況に応じて前倒して使用することや次年度以降に使用すること等を可能とするなど、弾力的に運用する。

③　研究成果の適切な把握

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、又は新興国等の新たなニーズに対応し、二国間の共同研究やセミナー・シンポジウムの開催を支援する。

・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進する。その際、相手国対応機関と審査を分担し、審査を一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを検討し、平成30年度中に導入する。

・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進する。

・科研費事業のうち国際共同研究加速基金において、国を越えた学術研究を支援する。

また、学術研究を支援する事業において、研究の国際性を高めるための取組を検討し、実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。また、国際共同研究における新たな枠組みについては、その導入による申請・審査過程の効率化・国際化が図られたかについての意見を得る。

（３）学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。

・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」を踏まえ、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。様々な学術的・社会的要請に応える課題設定に向けた取組として、有識者から意見聴取や情報収集等を行う。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。

人文学・社会科学のデータの共有、利活用を促進するオールジャパンの基盤の構築を推進する。

３　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に

対する経済的支援や海外で研さんを積むことができる環境の整備等に取り組む。

事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。

博士の学位を有する者で特に優れた研究能力を有する者については、世界レベルでの活躍を期待して、能力に応じた処遇を確保する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

また、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

① 審査の適切な実施

特別研究員の選考に当たっては、我が国の第一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入して審査を実施する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、理事長が選考する。

②事業の評価と改善

採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。

また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

③募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複支給を防止するための取組を引き続き行う。

（2）国際舞台で活躍する研究者の養成

若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。また、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする取組を実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援する。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。また、採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について必要に応じて評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80％程度の肯定的評価を得る。また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業の趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

我が国の大学院に在籍する博士後期課程学生の中から海外に挑戦する優れた若手研究者を採用し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供するため、滞在費等を支給する。

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。

② 外国人研究者の招へい

内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する国際的な研究環境を創出し、若手研究者の養成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進し、我が国の研究機関の研究環境の国際化について、75％程度の受入研究者からの肯定的評価を得る。また、外国人研究者招へい事業については、事業の質をより高める観点からの検証を行う。

加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。

（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

① 研究者の顕彰

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。

また、国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞に係る事務、野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する賞（野口英世アフリカ賞）のうち医学研究分野の審査業務を担当し、着実に実施する。

② 国際的な研さん機会の提供

我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。その際、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果について、95%程度の参加者から肯定的評価を得る。

（4）研究者のキャリアパスの提示

全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。卓越研究員候補者の審査に関しては、審査の公正性、透明性を確保し実施する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等の教育研究機能を強化するため、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。

（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進

国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保するとともに、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務として、当該事業全体としてのブランドを維持・向上させる活動を行うとともに、世界最高水準の研究拠点の形成に係る情報収集・分析や経験・ノウハウの共有・展開を行う。

（2）大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する以下のような国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

・世界をリードする教育拠点の形成支援
・地域再生・活性化の拠点としての大学の取組の支援
・革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組の支援

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

（3）大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

・審査・評価等を担う委員会の設置
・審査に関する情報の公表
・利益相反に配慮した審査の実施
・審査・評価等終了後の委員名の公表
・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

5　強固な国際研究基盤の構築

諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、我が国を代表する資金配分機関として、戦略的・機動的に国際的な取組を展開する体制を整備するとともに、諸外国の学術振興機関、海外研究連絡センター、在外研究者コミュニティ等と協働する取組を推進する。

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、新たに設置する国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等

の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成 30 年度中を目途に基本的な戦略を策定する。その戦略に基づき、事業の見直しを要するものについては順次着手可能なものから着手し、中期目標期間中に必要な改善・強化を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

さらに、事業の在り方に係る検討を踏まえ、事業の効果的な改善・強化や周知が行われたかについて、有識者の意見を得る。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて積極的に役割を果たす。また、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを行う。その際、各国の学術振興機関等との交流状況に応じた適切な協定の見直し等が行われているかについて、有識者の意見を得る。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業により我が国での研究滞在を終えて母国に帰国した外国人研究者や、在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動の支援を行う。

在外研究者コミュニティの活動の支援においては、我が国と諸外国との学術交流が持続的に発展するよう留意する。

（4）海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター及び海外アドバイザーは、所在する地域の学術振興機関、在外公館、その他の関係機関の海外拠点等と連携し、当該地域の学術動向等に係る情報の収集及び発信を行う。その際、全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度（前中期目標期間実績：年間 652～1,181 件）の情報発信を行う。

また、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等のグローバル化支援の拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。

6　総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に活用する基盤を構築し、事業の成果の把握、分析を行うとともに、事業の改善や高度化に向けた取組を実施する。

（1）情報の一元的な集積・管理

情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する体制を整備するとともに、事業横断的な分析を可能とするための情報の整理に取り組む。

（2）総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、必要に応じホームページ等において情報発信を行う。分析や調査研究の成果の発信については、中期目標期間中に 10 件程度のテーマについて実施する。

（3）学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、学問領域の専門的な知見に基づき、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業の企画・立案に活かす。

これらの調査・研究については、前中期目標期間の実績と同程度の件数を実施する（前中期目標期間実績：614 件）。また、その成果については、必要に応じ報告書等に取りまとめホームページ等において公表する。

7　横断的事項

（1）電子申請等の推進

公募事業については、研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を効率的に実施するため、情報システムを活用する。その際、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保する。

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、費用対効果を勘案しつつ、電子化を推進する。電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。

（２）情報発信の充実

①　広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備するとともに、研究者、関係機関、国民等の受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行う。

情報発信に際しては、広報誌等出版物、メールマガジン、ホームページ等の内容充実や見やすさ・分かりやすさの確保に努めるほか、ホームページへのアクセス動向等を踏まえ、最新情報を多様な媒体を活用しながら迅速かつ効果的に提供する。

また、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、更なる検討を進め、平成30年度中を目途に一定の結論を得る。

②　成果の社会還元・普及・活用

（ⅰ）学術システム研究センター等の調査・研究の成果、学術情報分析センターの分析結果、海外研究連絡センターの収集情報、及び科研費事業をはじめ振興会が実施する各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く社会還元を目指すとともに普及を図る。

（ⅱ）学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。また、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する。

（３）学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。その際、学界と産業界の研究者等が協力し、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計８委員会全てを刷新し、新たなテーマを設定した委員会・研究会を８件程度設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

（４）研究公正の推進

助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

また、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省との適切な役割分担の下、各研究機関の不正防止に対する取組について、必要に応じ、事業ごとに適切な指導を行う。

さらに、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、研究倫理教育教材の開発・改修を進める。また、研究機関における研究倫理教育の高度化を支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度２回程度開催する。

（５）業務の点検・評価の推進

毎年度、自己点検評価を実施するとともに、学界や産業界などを代表する有識者による外部評価体制を整備し、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行う。また、その結果については、業務運営の改善に反映する。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。その際、効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、業務の運営に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

２　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務･経費の合理化に努め､運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3　調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、契約の公正性、透明性を確保するとともに、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4　業務システムの合理化・効率化

情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査を行う。

効率的な業務運営を実現するため、ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。

なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　予算（中期計画の予算）

別紙１－１～１－３のとおり

2　収支計画

別紙２－１～２－３のとおり

3　資金計画

別紙３－１～３－３のとおり

Ⅳ　短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は78億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ　剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1　内部統制の充実・強化

法令等の遵守を徹底しつつ業務を行い、『「独立行政法人の業務の適正を確保するため

の体制等の整備」について』（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るための規程を整備する。また、内部監査等により内部統制が適切に運用されているか継続的に点検・検証し、必要に応じて改善する。

2　情報セキュリティの確保

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を踏まえ、振興会の情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、研修の実施やシステム監査の実施等、情報セキュリティ対策を推進する。

3　施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4　人事に関する計画

振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、以下の取組を実施することにより振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

①　職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

②　大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。

③　限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

5　中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

6　積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。

（別紙1－1）

平成30年度～平成34年度 予算（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	1,142,241	12,164	3,048	0	0	510	0	1,157,963
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
事業収入	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	1,154,810	121,723	3,149	2,136	1,636	3,224	1,881	1,290,069
支出									
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	1,881	4,426
うち 人件費	0	485	0	0	0	0	0	1,124	1,609
物件費	0	2,060	0	0	0	0	0	757	2,817
事業費	1,510	12,492	109,513	101	2,102	1,635	1,404	0	128,757
うち 人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,510	1,157,522	121,792	3,149	2,136	1,635	3,311	1,881	1,292,937

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

［人件費見積り］

中期目標期間中に支出する人件費の見積りは、6,229 百万円である。

［運営費交付金の算定ルール］

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

A（y）（運営費交付金）＝B（y）（一般管理費）＋C（y）（事業費）－D（y）（事業収入）

B（y）（一般管理費）＝｛B（y-1）（前年度一般管理費）－E（y-1）（前年度一般管理費の人件費）－F（y-1）（前年度公租公課）－κ1（y-1）（前年度一般管理費本部建物借料）｝×β（消費者物価指数）×α1（一般管理費効率化係数）＋E（y）（一般管理費の人件費）＋F（y）（公租公課）＋ι1（新規追加・拡充一般管理経費）＋κ1（y）（一般管理費本部建物借料）＋ζ1（当該年度特殊経費）

C（y）（事業費）＝｛C（y-1）（前年度事業費）－G（y-1）（前年度事業費の人件費）－κ2（y-1）（前年度事業費本部建物借料）｝×β（消費者物価指数）×γ（業務政策係数）×α2（事業費効率化係数）＋G（y）（事業費の人件費）＋ι2（新規追加・拡充事業経費）＋κ2（y）（事業費本部建物借料）＋ζ2（当該年度特殊経費）

D（y）（事業収入）＝D（y-1）（前年度事業収入）×η（事業収入政策係数）×θ（収入調整係数）

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

A（y）：運営費交付金

B（y）：運営費交付金額の一般管理費

C（y）：運営費交付金額の事業費

D（y）：事業収入

E（y）：一般管理費の人件費（退職手当を含む）＝E（y-1）（前年度一般管理費の人件費）×δ（人件費調整係数）

F（y）：公租公課

G（y）：事業費の人件費（退職手当を含む）＝G（y-1）（前年度事業費の人件費）×δ（人件費調整係数）

κ1（y）：当該事業年度における一般管理費に計上する本部建物借料。

κ2（y）：当該事業年度における事業費に計上する本部建物借料。

α1：一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α2：事業費効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ1：当該事業年度における一般管理費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

ζ2：当該事業年度における事業費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

η：事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ：収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ι1：新規追加・拡充一般管理費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

ι2：新規追加・拡充事業費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する事業費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

［中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等］

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについて、公租公課、新規追加・拡充事業経費、本部建物借料及び特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に平成 30 事業年度の値を用いている。またα1（一般管理効率化係数）を各事業年度 3.0％の縮減、α2（事業効率化係数）を各事業年度 1.0％の縮減とし、θ（収入調整係数）は一律 1 として試算。

・物件費の見積りについて、β（消費者物価指数）は変動がないもの（±0%）とし、γ（業務政策係数）は一律 1 として試算。

・人件費の見積りについて、δ（人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。

・事業収入の見積もりについては、η（事業収入政策係数）は据え置き（±0%）として試算。

（別紙1－2）

平成30年度～平成34年度 予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	707,831	12,164	3,049	0	0	510	0	723,553
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
事業収入	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,723	3,150	2,136	1,636	3,223	1,881	855,582
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
うち 人件費	0	0	0	0	0	0	0	1,124	1,124
物件費	0	0	0	0	0	0	0	757	757
事業費	1,511	12,492	109,512	101	2,102	1,636	1,405	0	128,759
うち 人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,792	3,150	2,136	1,636	3,311	1,881	855,739

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙1－3）

平成30年度～平成34年度 予算（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
国庫補助金収入									
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
事業収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
計	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
支出									
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
うち 人件費	0	485	0	0	0	0	0	0	485
物件費	0	2,060	0	0	0	0	0	0	2,060
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
計	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金は翌中期計画期間分の支出分を含めた金額を一括で収入額に計上し、事業費は前中期目標期間の収入分を含めた金額を一括で支出額に計上しているため収支が一致しない。

（別紙2－1）

平成30年度～平成34年度 収支計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	1,512	1,158,042	121,937	3,149	2,181	1,638	3,321	1,946	1,293,726
業務経費	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,788
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	1,881	4,426
減価償却費	1	520	146	0	14	2	9	65	757
収益の部									
経常収益	1,512	1,158,042	121,937	3,149	2,150	1,638	3,321	1,946	1,293,695
運営費交付金収益	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
業務収益	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収益	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益	0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入	1	520	146	0	14	2	9	65	757
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－2）

平成30年度～平成34年度 収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	1,512	720,666	121,938	3,150	2,181	1,638	3,320	1,946	856,350
業務経費	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,790
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
減価償却費	1	343	146	0	14	2	9	65	580
収益の部									
経常収益	1,512	720,666	121,938	3,150	2,150	1,638	3,320	1,946	856,319
運営費交付金収益	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
業務収益	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収益	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益	0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入	1	343	146	0	14	2	9	65	580
純損失	0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	31	0	0	0	31
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－3）

平成30年度～平成34年度 収支計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
一般管理費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
減価償却費	0	177	0	0	0	0	0	0	177
収益の部									
経常収益	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
学術研究助成基金補助金収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
業務収益	0	77	0	0	0	0	0	0	77
資産見返負債戻入	0	177	0	0	0	0	0	0	177
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－1）

平成30年度～平成34年度 資金計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	1,158,939	121,923	3,151	2,144	1,637	3,315	2,375	1,294,998
次期繰越金	31	80,402	2,437	7	42	34	132	40	83,125
資金収入									
業務活動による収入	1,514	1,156,227	121,855	3,151	2,144	1,637	3,228	2,351	1,292,107
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,505	198	2	104	1	4	480	2,301
前期繰越金	31	83,113	2,505	7	42	34	220	40	85,992

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－2）

平成30年度～平成34年度 資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	721,739	121,924	3,152	2,144	1,637	3,314	2,351	857,775
次期繰越金	31	479	2,437	7	42	34	132	40	3,203
資金収入									
業務活動による収入	1,514	721,739	121,855	3,152	2,144	1,637	3,226	2,351	857,618
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,428	198	2	104	1	4	480	2,224
前期繰越金	31	479	2,505	7	42	34	220	40	3,359

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－3）

平成30年度～平成34年度 資金計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199
次期繰越金	0	79,923	0	0	0	0	0	0	79,923
資金収入									
業務活動による収入	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
その他の収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
前期繰越金	0	82,634	0	0	0	0	0	0	82,634

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和２（2020）年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

令和２年３月３０日

目　　次

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
　　目標を達成するためとるべき措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

　1　総合的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

　2　世界レベルの多様な知の創造　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

　4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

　5　強固な国際研究基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

　6　総合的な学術情報分析基盤の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　7　横断的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置　・・・・・・・・・・　１６

Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅳ　短期借入金の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅵ　剰余金の使途　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

別紙　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第三十一条の規定により、平成３０年３月３０日付け２９文科政第９７号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、令和２（2020）年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術研究を実際に行う研究者を含めた各界の学識経験者から成る評議員会を令和２（2020）年度中に２回開催する。評議員会では、年度計画、予算案等の重要事項や各事業の実施状況を審議することにより、学術研究の特性を踏まえ、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。

また、学術研究に対する特に高い見識を有する学識経験者を学術顧問に委嘱し、振興会の業務に関する特定の事項について、専門的な助言を求める。

（２）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を所長、副所長、主任研究員及び専門研究員として配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その上で、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努めるとともに、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについて、運営委員会において意見を得る。

さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含め、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（３）学術研究の多様性の確保等

各事業において多様な分野、研究機関等を支援対象とすることを募集の段階から周知するとともに多様な審査委員を確保し、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承に配慮する。令和２（2020）年度中に開催する評議員会において、各事業の実施状況を審議し、学術研究の多様性や挑戦性等が確保されているか確認する。

加えて、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援について、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき、必要な改善方策を検討・実施するとともに、その進捗状況について男女共同参画推進委員会において確認を行う。

2　世界レベルの多様な知の創造

（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。また、文部科学省が公募・審査業務を行っている新学術領域研究を見直して創設された学術変革領域研究について、文部科学省との連携の下、公募・審査業務の振興会への移管に向けた体制整備を順次行う。さらに、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会等における審議状況を踏まえつつ、科研費制度の改善・充実について、文部科学省との連携の下、必要な検討を行う。

①　審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用して以下の業務を実施し、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

（ⅰ）審査業務

・文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会において、科研費事業の審査方針等を決定し、審査を行う。

・審査委員については、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの機能を活用して選考を行う。また、審査委員の選考に当たっては、研究分野の事情も考慮に入れつつ、若手・中堅層（49 歳以下）の研究者を基盤研究（B)、(C）及び若手研究といった研究種目の審査委員として積極的に登用していくとともに、審査終了後に検証を行い、審査委員の選考や審査体制の改善につなげる。

・新たな審査システムについて、幹事説明会や審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図る。また、新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等を通じて課題等の把握に努めるとともに、審査委員の負担軽減に向けた検討を行う。

（ⅱ）評価業務

・特別推進研究及び基盤研究（S）については研究進捗評価及び中間評価、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）については中間評価を実施する。またその評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

②　助成業務の円滑な実施

（ⅰ）募集業務（公募）

・公募に当たっては、科学研究費委員会において　決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表・説明等を行い、研究計画調書の様式や公募要領を研究者等が迅速に入手できるようにする（外国人研究者の利便性向上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む)。

・研究機関からの要望に応じて、全国各地で説明会を行い、制度の改善等に係る正

しい理解の促進を図る。

（ⅱ）交付業務

・科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が有効に活用されるよう令和２（2020）年度課題に係る交付業務を迅速に行う。
・採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、４月上旬までに行う。
・研究費の交付に当たっては、研究費の前倒し使用や次年度使用を活用し、研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な運用を行う。
・令和元（2019）年度に補助事業期間が終了する課題に係る額の確定、並びに令和２（2020）年度に継続する基金事業の課題に係る状況の確認及び国庫債務負担行為を適用している特別推進研究の課題に係る額の確認を行う。
・挑戦的研究（開拓）の基金化に伴う手続きの変更点について研究者に周知するとともに、円滑に研究を開始できるよう交付業務を迅速に行う。

（ⅲ）学術研究助成基金の管理及び運用

・基金管理委員会において定めた運用方式に基づき、流動性の確保と収益の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

③　研究成果の適切な把握

（ⅰ）研究成果の把握・公表

令和２（2020）年度に受理した研究実施状況報告書、研究実績報告書の研究実績の概要等、及び研究成果報告書を科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に速やかに公開し、学術的・社会的意義について国民に分かりやすい形での情報提供に努める。また、公開情報の充実のため、採択課題における研究の概要に加え、一部の研究種目については審査結果の所見を公開するなど、引き続き科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の運用を行う。

（ⅱ）広報誌等

科研費による研究成果を紹介した「科研費 研究成果トピックス」、研究費の規模が大きい研究課題の概要を記した「我が国における学術研究課題の最前線」等、最近の科研費による研究成果をホームページ等に公開し、科研費の情報発信・広報普及活動を積極的に行う。

（２）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

①　諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシップ共同研究・セミナーを支援する。令和２（2020）年度からはオープンパートナーシップセミナーに「大学間連携枠」を設け、大学コンソーシアム等による組織的な取組を支援する。これらについて、

各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

② 国際的な共同研究の推進

海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を実施する。令和２（2020）年度は、欧州等４か国の学術振興機関との連携により社会科学分野における国際共同研究プログラムの審査を実施するほか、スイス科学財団（SNSF）とリードエージェンシー方式の導入に向けた協議を行う。

科研費事業のうち国際共同研究加速基金においては、他の科研費同様に文部科学省が定める基本的考え方・分担に基づき、国際的な学術研究を支援する。

若手研究者が真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会として JSPS- LEADSNET（リーズネット）事業研究交流会を開催する。

③ 研究交流拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築を図る研究拠点形成事業を実施する。また、日中韓の学術振興機関との協定等に基づき、アジアにおける世界的水準の研究拠点の構築を図る日中韓フォーサイト事業を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。

（３）学術の応用に関する研究等の実施

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、平成 24 年７月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえ、「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」による共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

令和２（2020）年度は、令和元（2019）年度までに採択された「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」の研究テーマのフォローアップを行う。また、平成 29（2017）年度に採択された「領域開拓プログラム」の研究評価を行い、評価結果に基づき研究期間の延長の可否を決定するとともに、同プログラムの新規課題の設定に当たっては、様々な学術的・社会的要請に応える課題を設定するために、有識者からの意見聴取等を行う。加えて、人文学・社会科学の特性を踏まえた本事業における評価の在り方について検討の上、取りまとめを行う。プ

ログラムの実施に当たっては、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。さらに、研究成果についてシンポジウムの開催等により情報発信を行う。

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施に当たっては、委員会を設置し事業の適切かつ円滑な運営を図り、併せて連絡協議会を開催し、振興会、拠点機関及び国立情報学研究所の三者間の連携と協議を実施する。また、総合データカタログの試験運用を開始するとともに、オンライン分析システムの開発に向けた取組を進める。あわせて、データ寄託を円滑に推進するために社会科学分野を対象とした共通ガイドライン（手引き）を策定するとともに、人文学分野を対象として共通ガイドライン（手引き）の策定に向けた取組を進める。これらの実施により、データ利活用システムの構築に向けて取り組む。

3　知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励金を支給する。また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、PD 採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として採用し、研究奨励金を支給する。加えて、我が国の将来の研究を担う優れた若手研究者を養成する観点から、PD または SPD 採用者のうち国際コミュニティの中核に位置する大学その他の研究機関で研究に専念する者を「特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）」に採用し、研究奨励金を支給する。

学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断期間中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。

①　審査の適切な実施

審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成 30（2018）年度より導入した審査区分の下、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を整備するとともに、審査基準及び評価方法の審査委員への周知、面接審査における複数の審査委員による合議等により、公正かつ精度の高い審査を実施する。また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員の選考について、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが候補者名簿案を作成する。

書面審査の不採択者に対し、その詳細な評価結果を開示する。

② 事業の評価と改善

特別研究員採用期間終了後の進路状況等の調査を行い、研究奨励金支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。

特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、若手研究者の実態等を踏まえつつ、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

③ 募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給を禁ずる旨を掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。

特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。

（2）国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

また、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援するため、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会等において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣

（ｉ）海外特別研究員

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

また、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等を経た優れた若手研究者を海外の大学等研究機関に派遣する海外特別研究員-RRA 事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

両事業については、採用期間終了後の就職状況調査を行い、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定

的評価を得る。

（ⅱ）若手研究者海外挑戦プログラム

海外という新たな環境へ挑戦する優秀な博士後期課程学生を海外の大学等研究機関に派遣する「若手研究者海外挑戦プログラム」に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

申請希望者の多様なニーズに応えるため、引き続き年２回の募集を着実に実施する。

また、募集に係る広報活動を積極的に実施する。

（ⅲ）国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」において、終了した事業の事後評価を行うとともに、前年度に交付した補助金について、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。

報告書等については、ホームページを通じて広く公開する。

② 外国人研究者の招へい

（ⅰ）外国人研究者招へい事業

様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。

「外国人特別研究員」では、多様な国からの若手研究者の招へいを着実に図る。とりわけ、海外対応機関との連携及び海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。

「外国人招へい研究者」では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、共同研究、討議や意見交換、講演等の機会を与える。

（ⅱ）論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の若手研究者を支援する事業を実施する。

（ⅲ）招へい研究者への交流支援

長期に来日する研究員に対しては、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施し、日本語研修支援等を行い、日常生活面においても支援する。

さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。

令和２（2020）年度においては、外国人研究者招へい事業が我が国の研究機関の研究環境の国際化にどの程度貢献しているかアンケート調査を実施し、75％程度の肯定的評価を得るとともに、より事業の質を高めるための方策について、引き続き検討する。

（３）研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、若手研究者に対する国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

①　研究者の顕彰

（ⅰ）日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルに発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見いだし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

（ⅱ）日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

（ⅲ）国際生物学賞

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第 36 回顕彰に係る事務を行うとともに、第 37 回顕彰に向けた準備の事務を積極的に実施する。また、国内外に向けて本賞の意義や内容の周知活動に努める。

（ⅳ）野口英世アフリカ賞

野口英世アフリカ賞の医学研究分野の選考について「野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会」の設置に向けた業務を行う等、審査業務を実施する。

②　国際的な研さん機会の提供

国際舞台でグローバルに活躍できる我が国の若手研究者を育成するとともに、我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の若手研究者との相互ネットワーク形成を促していくため、HOPE ミーティング、先端科学シンポジウム、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議、ノーベル・プライズ・ダイアログ等の国際的なシンポジウム・セミナー等の参加を通して、国際的な研さんを積む機会を提供する。

令和２（2020）年度においては、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果を確認するため、各シンポジウム等においてアンケート調査を実施し、95%程度の肯定的評価を得る。

（４）研究者のキャリアパスの提示

新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、大学等において安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした国の事業である「卓越研究員事業」について、審査及び交付業務を行う。

令和２（2020）年度は、卓越研究員候補者選考委員会において、新たに公募する卓越研究員の審査を行うとともに、研究機関に対する交付業務を行う。

4　大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進

高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について、国の定めた制度・方針に従い、審査及び評価・進捗管理業務を行うとともに、WPI アカデミーも含めた WPI の価値最大化のための全体戦略を見据えたうえで、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

令和２（2020）年度は、８拠点（平成 19（2007）年度に採択された１拠点、平成 24（2012）年度に採択された３拠点、平成 29（2017）年度に採択された２拠点、平成 30（2018）年度に採択された２拠点）について年次評価を行う。また、平成 29（2017）年度に WPI アカデミー拠点の認定を受けた４拠点について評価を行う。

審査・評価等の実施に当たって、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備するとともに、公正な審査・評価等が行われるよう利益相反への配慮を行う。また、透明性を担保するため、審査・評価等の終了後にはその結果を委員名とともにホームページにおいて公表する。さらに、評価・進捗管理業務を専門的な観点から行うため、プログラムを担当するプログラム・ディレクター、アカデミー・ディレクター及び拠点ごとのプログラム・オフィサー、アカデミー・オフィサー等を配置する。

WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務として、高校生を始めとした社会の多様な層から WPI プログラム全体が「見える」存在となることを目指し、WPI プログラム及び拠点の活動・成果を発信するための広報・アウトリーチ活動を実施し、国際頭脳循環の更なる加速・拡大に資する取組等を強力に推進する。また、WPI プログラム全体の運営戦略の検討に資するべく、WPI 拠点に係る研究論文の分析指標データを収集・分析する。さらに、WPI プログラムの実施により得られた国際研究拠点形成に係る経験・ノウハウの共有・展開を行う。

（2）大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

令和２（2020）年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

①　卓越大学院プログラム

各大学の持つ学術研究・大学院教育における強みを核として、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した５年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成することを目的とした国の助成事業である「卓越大学院プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

令和２（2020）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、これまでに採

択された26件の事業のフォローアップを行う。

② 大学教育再生加速プログラム

高等学校や社会との円滑な接続のもと、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、先進的な取組を実施する大学等（短大、高専を含む）を支援することを目的とした国の助成事業である「大学教育再生加速プログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和２（2020）年度は、平成26（2014）年度に採択された46件、平成27（2015）年度に採択された12件及び平成28（2016）年度に採択された19件の事業の事後評価を行う。

③ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業

地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することを目的とした国の助成事業である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC＋）」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和２（2020）年度は、平成27（2015）年度に採択された42件の事業の事後評価を行う。

④ 知識集約型社会を支える人材育成事業

全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地域社会等との協働により、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラムを構築・実施する大学の取組を支援することで、知識集約型社会を支える人材育成を推進することを目的とした国の助成事業である「知識集約型社会を支える人材育成事業」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和２（2020）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。

（３）大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

令和２（2020）年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

① 大学の世界展開力強化事業

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワークの形成の取組の支援を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

令和２（2020）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、平成30（2018）

年度に採択された10件の事業の中間評価、平成27（2015）年度に採択された11件の事業の事後評価を行うとともに、平成28（2016）年度に採択された25件、平成29（2017）年度に採択された11件及び令和元（2019）年度に採択された３件の事業のフォローアップを行う。

② スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和２（2020）年度は、平成 26（2014）年度に採択された 37 件の事業の中間評価を行う。

5 強固な国際研究基盤の構築

（１）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を行う等、情報共有を随時行う。また、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

令和２（2020）年度は、前年度に策定した国際的な活動に関する基本的な戦略に基づき、着実に事業を実施していくとともに、必要に応じ、相手国対応機関と、事業の見直しに向けた協議を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組について、ホームページ上で研究者や国民にとって分かりやすい情報発信を行うとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

（２）諸外国の学術振興機関との協働

諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、世界各国の主要な学術振興機関の長によるグローバルリサーチカウンシル（GRC）に引き続き積極的に参画し、各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。

また、日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）に積極的に参画し、関係機関との協力を推進するとともに、A-HORCs の合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を着実に実施する。

加えて、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進する観点から、引き続き交流状況を検証し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを検討する。

（３）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界 20 か国において形成された研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援するとともに、海外研究連絡センター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティ（同窓会）の活動を支援する。

また、在外日本人研究者との連携を強化するとともに、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等に向けた情報発信及び登録者間のネットワーク構築・強化を図るために運用しているソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）の充実を図る。

（４）海外研究連絡センター等の展開

我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。また、海外研究連絡センター所在国に渡航中の特別研究員・海外特別研究員を含む日本人研究者に対し、現地でのネットワーク構築に資する情報を提供する。海外の学術動向や高等教育に関する情報収集・調査については、体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図り、令和２（2020）年度は全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度の情報発信を行う。

我が国の大学等のグローバル化支援においては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的として若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。

6　総合的な学術情報分析基盤の構築

（１）情報の一元的な集積・管理体制の構築

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、振興会の諸事業に係るデータについて、情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、業務の状況を勘案しつつ集約・共有及び一元的な管理を進める。

（２）総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案することにより諸事業の改善・高度化に向けた検討に資する。また、調査研究の成果をホームページ等において公開し、幅広い層に向けた情報発信を行う。情報発信については２件の報告書の他、適時に成果の公表を行う。

（３）学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等に関する調査・研究を実施し、その結果を取りまとめ、振興会事業の企画・立案等に活用する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。特に、学術システム研究センターの研究員が専門分野に係る学術動向研究を年間 125 件程度実施し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、必要に応じて報告書等に取りまとめ、ホームページ等において公表する。

7　横断的事項

（１）電子申請等の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付ける「電子申請システム」については、本格運用を開始している公募事業を継続して実施する。

なお、実施に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進し、柔軟に対応する。

また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。システムの基幹部分において必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保する。

（ｉ）科学研究費助成事業

応募手続･審査業務･交付業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善に伴う電子申請システムの見直しを行い、研究者・研究機関の利便性向上を図る。特に、令和２（2020）年度においては交付内定を電子申請システム上で通知することでペーパーレス化を実施し、業務の簡素化を行う。また、研究実績報告書等における researchmap との連携について、検討を行う。

（ⅱ）研究者養成事業

申請手続、審査業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は､随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。

（ⅲ）学術の国際交流事業

既に電子申請システムを用いて申請手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。また、国際共同研究事業のうち、リードエージェンシー方式による申請・審査業務を必要とする事業について、電子申請システムを用いるための改修を行う。

ただし、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については、調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用することとする。

新たに申請・審査業務の電子化を検討する際には、申請数や公募を行う回数等とシステム開発に要する費用を比較し、電子化することの効率性も勘案して導入の是非を判断する。

（２）情報発信の充実

①　広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、引き続き外部有識者の意見も聴取した上で検討を行い、効果的な情報発信に取り組むとともに発信内容の充実を図る。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行う。

（ⅰ）ホームページの活用

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。また、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。引き続き、ウェブアクセシビリティ対応を含むホームページのリニューアルに向けた検討を行う。

（ⅱ）ブローシャー等の発行

振興会の事業内容及び成果について分かりやすく編集したブローシャーを作成し、電子版にて広く周知するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。また、海外への情報発信に資する広報誌の発行を検討する。

（ⅲ）メールマガジンの発信

インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

（ⅳ）ソーシャルメディアの活用

多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、公募やイベントの情報等について、必要に応じてソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する。

②　成果の社会還元・普及・活用

（ⅰ）ひらめき☆ときめきサイエンス

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の取組を支援する。

（ⅱ）卓越研究成果公開事業

学術の進展により生じた卓越した研究成果をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。

（3）学術の社会的連携・協力の推進

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場（委員会）を設け、産学協力の橋渡しを行う。

令和２（2020）年度は、以下の取組を行い、学術の社会的連携・協力を推進する。

・公募を行い、産学協力総合研究連絡会議による審査を経て、委員会を選定する。
・委員会について、規定類の見直しなどを行い、委員会対応業務の効率化を図る。
・産学の研究者の要請や研究動向に関し自由に情報・意見交換を行うための委員会活動を支援する。

また、学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

（4）研究公正の推進

研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各事業の特性に応じ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、必要に応じ、事業毎に各研究機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、指導を行う。また、各事業に参画する全ての研究者に対して、事業説明会や公募要領への記載等の方法により、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為については厳格に対応する旨周知するとともに、研究倫理教育に関するプログラムの履修を徹底させる。

公正な研究活動を推進するため、既に e ラーニングとしてサービス提供済みの研究者向け及び大学院生向け研究倫理教育教材について、利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、必要に応じて改修を進める。また、上記 e ラーニングの有効活用を目的とした反転学習を導入するための研究分野横断的なセミナーを行うほか、国立研究開発法人科学技術振興機構や国立研究開発法人日本医療研究開発機構等と連携し、シンポジウムを開催する。

（5）業務の点検・評価の推進

独立行政法人通則法第三十二条の規定に基づき、自己点検評価を実施するとともに、学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会を開催し、管理運営や各事業の実施状況等について外部評価を行う。

評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務運営の改善に役立てる。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1　組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。

業務の増大に対応するため、効率的な組織編成及び業務環境の体制を検討する。

業務の運営に当たっては、日本学術会議や国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学等との連携・協力関係を構築する。

2　一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比３％以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比１％以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3　調達等の合理化

調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、令和２（2020）年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。なお、調達等合理化計画の策定及び自己評価結果等については、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、その審議概要をホームページに公開する。

4　業務システムの合理化・効率化

（１）情報インフラの整備

（ⅰ）業務システムの開発・改善

業務基盤システムと電子申請システムを含めた振興会ネットワーク内の通信について包括的に監視し、セキュリティの強化を図る。

（ⅱ）情報管理システムの活用推進

振興会内に存在する電子データを管理・監視する方法について、業務への影響なども考慮しながら検討を進める。

（ⅲ）情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、グループウェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB 会議システムの活用を推進する。

（２）業務運営の配慮事項

業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画

１　予算

別紙１－１～１－３のとおり

２　収支計画

別紙２－１～２－３のとおり

３　資金計画

別紙３－１～３－３のとおり

Ⅳ　短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 78 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ　剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　内部統制の充実・強化

内部統制の推進に関する職員の理解増進のため、初任者に対する研修を実施する。また、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みや、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備・運用し、内部統制の充実・強化を図る。

職員の法令遵守（コンプライアンス）に対する意識向上を図るため、研修等により役職員倫理規定と職員行動規範について役職員に周知する。

さらに、内部監査、監事監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行い、必要に応じて改善する。

2　情報セキュリティの確保

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCA サイクルの構築及び定着を図るため、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況についての評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、情報セキュリティ研修、自己点検及び標的型メール攻撃訓練を実施する。

さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、外部の専門家に委託している最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官の助言を活用しながら業務を進める。

災害・事故等の非常時に、情報システムの停止を原因として業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムを早期に復旧させ、継続して利用することを目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。また、情報システム運用継続計画について、更に実効性の高いものにするための改善を行う。

振興会の保有する個人情報及び特定個人情報等については、日常の取扱いや監査、及び漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関する保護管理体制を整備し、実施する。

3　施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4　人事に関する計画

（1）人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

（2）人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

（3）職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、研修を実施する。また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

主な研修：

① 新任職員語学研修
② 海外の機関での研修
③ 情報セキュリティ研修

④　コンプライアンス研修
⑤　スキルアップ研修
⑥　放送大学科目の履修
⑦　会計研修

5　中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。

（別紙1－1）

令和2年度（2020年度） 予算（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
国庫補助金収入	0	237,250	1,546	701	0	0	100	0	239,597
科学研究費補助金	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	451	0	0	0	0	451
学術研究助成基金補助金	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
事業収入	0	32	13	0	6	2	0	0	53
寄附金事業収入	0	0	18	0	0	0	18	0	36
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業収入	0	0	0	0	8	0	0	0	8
計	305	239,990	23,563	717	450	342	729	391	266,489
支出									
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	391	900
うち 人件費	0	97	0	0	0	0	0	231	328
物件費	0	412	0	0	0	0	0	160	572
事業費	305	2,725	21,999	16	442	342	384	0	26,213
うち 人件費	27	108	159	16	93	32	77	0	512
物件費	279	2,617	21,841	0	349	310	307	0	25,701
科学研究費補助事業費	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	451	0	0	0	0	451
学術研究助成事業費	0	100,619	0	0	0	0	0	0	100,619
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	27	0	45
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業費	0	0	0	0	8	0	0	0	8
計	305	243,178	23,563	717	450	342	738	391	269,686

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙1－2）

令和2年度（2020年度） 予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
運営費交付金	305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
国庫補助金収入	0	139,326	1,546	701	0	0	100	0	141,673
科学研究費補助金	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	451	0	0	0	0	451
事業収入	0	17	13	0	6	2	0	0	38
寄附金事業収入	0	0	18	0	0	0	18	0	36
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業収入	0	0	0	0	8	0	0	0	8
計	305	142,051	23,563	717	450	342	729	391	168,550
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	391	391
うち 人件費	0	0	0	0	0	0	0	231	231
物件費	0	0	0	0	0	0	0	160	160
事業費	305	2,725	21,999	16	442	342	384	0	26,213
うち 人件費	27	108	159	16	93	32	77	0	512
物件費	279	2,617	21,841	0	349	310	307	0	25,701
科学研究費補助事業費	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	451	0	0	0	0	451
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	27	0	45
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業費	0	0	0	0	8	0	0	0	8
計	305	142,051	23,563	717	450	342	738	391	168,558

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙1－3）

令和2年度（2020年度） 予算（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
収入									
国庫補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究助成基金補助金	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
事業収入	0	15	0	0	0	0	0	0	15
計	0	97,939	0	0	0	0	0	0	97,939
支出									
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
うち 人件費	0	97	0	0	0	0	0	0	97
物件費	0	412	0	0	0	0	0	0	412
学術研究助成事業費	0	100,619	0	0	0	0	0	0	100,619
計	0	101,128	0	0	0	0	0	0	101,128

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金収入に対する支出は複数年度にわたり行われるため、年度予算の収支は一致しない。

（別紙2－1）

令和2年度（2020年度） 収支計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	307	243,744	23,726	717	457	344	748	423	270,466
業務経費	305	2,725	21,999	16	442	342	384	0	26,213
科学研究費補助事業費	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	451	0	0	0	0	451
学術研究助成事業費	0	100,619	0	0	0	0	0	0	100,619
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	27	0	45
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業費	0	0	0	0	8	0	0	0	8
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	391	900
減価償却費	1	566	163	0	7	2	10	32	781
収益の部									
経常収益	307	243,744	23,726	717	457	344	748	423	270,466
運営費交付金収益	305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
科学研究費補助金収益	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	451	0	0	0	0	451
学術研究助成基金補助金収益	0	101,112	0	0	0	0	0	0	101,112
業務収益	0	32	13	0	6	2	0	0	53
寄附金事業収益	0	0	18	0	0	0	27	0	45
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業収益	0	0	0	0	8	0	0	0	8
資産見返負債戻入	1	566	163	0	7	2	10	32	781
純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－2）

令和2年度（2020年度） 収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	307	142,552	23,726	717	457	344	748	423	169,274
業務経費	305	2,725	21,999	16	442	342	384	0	26,213
科学研究費補助事業費	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	451	0	0	0	0	451
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	27	0	45
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業費	0	0	0	0	8	0	0	0	8
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	391	391
減価償却費	1	501	163	0	7	2	10	32	716
収益の部									
経常収益	307	142,552	23,726	717	457	344	748	423	169,274
運営費交付金収益	305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
科学研究費補助金収益	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	451	0	0	0	0	451
業務収益	0	17	13	0	6	2	0	0	38
寄附金事業収益	0	0	18	0	0	0	27	0	45
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業収益	0	0	0	0	8	0	0	0	8
資産見返負債戻入	1	501	163	0	7	2	10	32	716
純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙2－3）

令和2年度（2020年度） 収支計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
費用の部									
経常費用	0	101,192	0	0	0	0	0	0	101,192
学術研究助成事業費	0	100,619	0	0	0	0	0	0	100,619
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
減価償却費	0	65	0	0	0	0	0	0	65
収益の部									
経常収益	0	101,192	0	0	0	0	0	0	101,192
学術研究助成基金補助金収益	0	101,112	0	0	0	0	0	0	101,112
業務収益	0	15	0	0	0	0	0	0	15
資産見返負債戻入	0	65	0	0	0	0	0	0	65
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－1）

令和2年度（2020年度） 資金計画（総括表）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	306	243,505	23,617	719	451	343	740	392	270,073
次期繰越金	23	84,332	1,833	3	25	23	157	30	86,426
資金収入									
業務活動による収入	305	240,005	23,556	718	445	340	730	391	266,489
運営費交付金による収入	305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
科学研究費補助金による収入	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	451	0	0	0	0	451
学術研究助成基金補助金による収入	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
寄附金事業による収入	0	0	18	0	0	0	18	0	36
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業による収入	0	0	0	0	8	0	0	0	8
その他の収入	0	47	5	0	0	0	0	0	53
前期繰越金	24	87,832	1,895	5	32	26	167	31	90,010

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－2）

令和2年度(2020年度) 資金計画(一般勘定)

（単位:百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	306	142,376	23,617	719	451	343	740	392	168,944
次期繰越金	23	52	1,833	3	25	23	157	30	2,146
資金収入									
業務活動による収入	305	142,066	23,556	718	445	340	730	391	168,550
運営費交付金による収入	305	2,708	21,986	16	437	340	384	391	26,567
科学研究費補助金による収入	0	139,326	0	0	0	0	100	0	139,426
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	100	0	0	0	0	100
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	89	0	0	0	0	89
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	61	0	0	0	0	61
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	451	0	0	0	0	451
寄附金事業による収入	0	0	18	0	0	0	18	0	36
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	227	0	227
受託事業による収入	0	0	0	0	8	0	0	0	8
その他の収入	0	32	5	0	0	0	0	0	38
前期繰越金	24	363	1,895	5	32	26	167	31	2,540

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

（別紙3－3）

令和2年度（2020年度） 資金計画（学術研究助成業務勘定）

（単位：百万円）

区　　分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金　　額
資金支出									
業務活動による支出	0	101,129	0	0	0	0	0	0	101,129
次期繰越金	0	84,280	0	0	0	0	0	0	84,280
資金収入									
業務活動による収入	0	97,939	0	0	0	0	0	0	97,939
学術研究助成基金補助金による収入	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
その他の収入	0	15	0	0	0	0	0	0	15
前期繰越金	0	87,469	0	0	0	0	0	0	87,469

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和２事業年度業務実績に関する自己点検評価・外部評価の実施経緯

令和３年２月25日
　独立行政法人日本学術振興会令和３年度自己点検評価実施要領の制定
　「独立行政法人日本学術振興会令和２事業年度における業務実績に関する評価手法について」の決定

令和３年４月27日
　独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会を開催
　　議題　１）　令和２年度における業務実績に関する自己点検評価について

令和３年５月13日
　独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第１回）を開催（Web会議）
　　議題　１）　委員長の選出について
　　２）　外部評価の実施方法について
　　３）　令和２事業年度業務実績に関する外部評価担当項目について
　　４）　令和２事業年度業務実績に関する評価について
　　５）　その他

令和３年６月３日
　独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第２回）を開催（Web会議）
　　議題　１）　決算等の状況について
　　２）　令和２事業年度業務実績に関する外部評価コメント及び評定について
　　３）　令和２事業年度業務実績に関する総括コメントの作成について
　　４）　その他

令和３年６月17日
　独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第３回）を開催（Web会議）
　　議題　１）　外部評価結果の総括（案）について

令和３年６月25日
　外部評価委員会から独立行政法人日本学術振興会理事長に対する外部評価の結果および総括の報告

令和３年６月29日
　文部科学大臣へ「令和２事業年度業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書」を提出

独立行政法人日本学術振興会
令和２事業年度業務実績　自己点検評価・外部評価報告書
令和３年７月発行
発行・連絡先　独立行政法人日本学術振興会　経営企画課
東京都千代田区麹町５－３－１
ＴＥＬ　０３－３２６３－１８４９
ＦＡＸ　０３－３２３７－８２３６
ホームページ　https://www.jsps.go.jp/